

第2回 労働審判制度についての意識調査 基本報告書

編集・発行

東京大学社会科学研究所

2020年7月

はじめに

本報告書は、東京大学社会科学研究所が2018年6月から2019年2月にかけて実施した第2回「労働審判制度についての意識調査」の概要および基本集計結果をまとめたものである。

「労働審判制度についての意識調査」は、2006年4月に開始した労働審判制度について、この制度を実際に利用した当事者の評価の現状および構造を、質問紙調査の方法で多面的に解明することを目的として行われた。第1回調査は2010年に実施され、今回の調査はその第2回にあたる。第2回調査は、上記の目的に加え、この8年の間に利用状況や評価に関していかなる変化がみられるのかを明らかにすることも目的としている。

多くの方々のご理解とご協力がなければ、本調査の実施は不可能であった。

まず、本調査の趣旨を理解し、貴重な回答を寄せていただいた労働審判制度の利用者の皆さまに心から感謝を申し上げたい。

最高裁判所事務総局行政局および全国の裁判所には、調査の準備の過程で多くの有益な情報と助言をいただいた。さらに、調査の実施に際しては、第1回の調査に続き、労働審判手続期日において当事者の一人ひとりに調査説明書類を交付するという大変手間のかかる作業をお引受けいただいた。関係各位のご尽力に心から感謝を申し上げたい。

本書の説明で述べるように、本調査の方法は複雑である。半年以上の長期にわたって、調査票の発送や再依頼、不測の事態への対応、個人情報の厳格な管理等が必要であった。本調査が滞りなく完了したことについては、本調査の業務の委託先である一般社団法人中央調査社の周到な実査管理にも負うところが大きい。

これらの関係者の方々にも深く感謝を申し上げる。

多くの方々のご理解とご協力の結果得られた本調査の知見が、今後の労働審判制度や労働関係のあり方を考える際の基礎資料として各方面で活用されることを期待したい。

2020年7月

東京大学社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

佐藤岩夫（代表）・水町勇一郎・飯田 高

付記 本調査のデータは、2020年度中を目処に、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター「SSJ データアーカイブ」に寄託し、学術目的の利用に供する予定である。

目 次

はじめに

I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	17
1 回答者の立場：労働者側・使用者側の内訳	17
2 事件の種別（問1）	18
3 労働審判手続の原因となった問題の発生時期（問1付問1）	20
4 労働者が勤め始めた時期（問1付問2）	20
5 労働者の給与（問1付問3）	20
6 労働者の在職状況（問1付問4）	20
7 問題発生前の職場環境の変化（問1付問5）	21
8 労働審判手続における立場（問2）	21
9 労働審判手続の申立て時期（問3）	22
10 申立て時の請求金額（問4）	24
11 申立て時の請求内容（問5）	25
12 在職時の相談環境〔労働者票〕、会社・団体と従業員とのコミュニケーション状況〔使用者票〕（問6）	26
13 労働審判手続の申立て前の相談先（問7）	28
14 書籍・雑誌・インターネットの参照（問8）	30
15 労働審判手続の申し立て前の相手側との交渉（問9）	30
16 行政的紛争解決制度の利用（問10）	31
17 弁護士依頼の有無（問11）	32
18 弁護士への最初の相談時期（問11付問1）	33
19 弁護士探索経路（問11付問2）	34
20 弁護士を決めるにあたって重視したこと（問11付問3）	35
21 弁護士に支払った金額（問11付問4）	36
22 労働審判手続に関する情報入手先〔労働者票〕、労働審判制度の認知〔使用者票〕（問12）	37
23 労働審判手続を利用した理由／労働審判手続に期待したこと（問13）	38
24 費用の予測（問14）	40
25 費用の評価（問15）	41
26 時間の予測（問16）	43
27 時間の評価（問17）	44
28 時間の満足度（問17付問）	45
29 労働審判手続の過程・経過の評価（問18）	46
30 労働審判手続の過程の満足度（問19）	48

31	法に関する事前の認識と実際の法の違い（問 20）	49
32	期日の回数（問 21）	50
33	期日への出席（問 22）	50
34	期日への出席の希望（問 23）	51
35	出席しなかった理由（問 23 付問 1）	51
36	出席しなかった理由（問 23 付問 2）	52
37	裁判所の部屋の印象（労働者票 問 24）	53
38	当日の緊張度（労働者票 問 25）	54
39	審判官の印象（労働者票 問 26・使用者票 問 24）	55
40	審判官に対する全般的評価（労働者票 問 27・使用者票 問 25）	57
41	審判員の印象（労働者票 問 28・使用者票 問 26）	58
42	審判員に対する全般的評価（労働者票 問 29・使用者票 問 27）	60
43	自分側弁護士の印象（労働者票 問 30・使用者票 問 28）	61
44	自分側弁護士に対する全般的評価（労働者票 問 31・使用者票 問 29）	63
45	労働審判手続の終結形態（労働者票 問 32・使用者票 問 30）	64
46	労働審判の終了時期（労働者票 問 32 付問 1・使用者票 問 30 付問 1）	65
47	調停不成立の理由（労働者票 問 32 付問 2・使用者票 問 30 付問 2）	65
48	調停・審判の内容理解（労働者票 問 33・使用者票 問 31）	66
49	労働者側が得た権利・地位（労働者票 問 34・使用者票 問 32）	67
50	解決金などの金銭支払いの金額（労働者票 問 34 付問・使用者票 問 32 付問）	68
51	結果の有利・不利（労働者票 問 35・使用者票 問 33）	69
52	事前の予想と比較した場合の有利・不利（労働者票 問 35 付問・使用者票 問 33 付問）	70
53	調停・審判の結果の評価（労働者票 問 36・使用者票 問 34）	71
54	労働審判手続の結果に対する満足度（労働者票 問 37・使用者票 問 35）	73
55	労働審判手続中のサポート（労働者票 問 38）	74
56	手続終了後の職場・事業所の変化（労働者票 問 39・使用者票 問 36）	75
57	性別、年齢、最終卒業学校（労働者票 F1・F2・F3）	77
58	問題発生時の労働者の働き方（労働者票 F4）	78
59	問題発生時の労働者の役職（労働者票 F4 付問 1）	79
60	会社・団体の業種（労働者票 F4 付問 2・使用者票 F1）	80
61	会社・団体の従業員規模（労働者票 F4 付問 3・使用者票 F3）	81
62	会社の資本金（使用者票 F2）	82
63	顧問弁護士の有無（使用者票 F4）	83
64	会社・団体の労働組合の有無（F5）	84
65	労働者の年収（労働者票 F6）	85
66	回答者の立場および役職（使用者票 F6）	87
67	過去の裁判・調停の経験の有無（F7）	88
68	調査票の記入時期（F9）	89

Ⅲ 単純集計表	92
1 A票〔労働者票〕・単純集計表	93
2 B票〔使用者票〕・単純集計表	131
Ⅳ 資 料	166
1 調査票（A票・B票）	167
2 調査説明書類交付用大封筒	210
3 当事者交付用小封筒	211
4 調査協力依頼状・別紙説明書	212
5 協力意思確認用ハガキ	218
6 調査票同封協力依頼状・Q&A	219
7 調査票返送確認用ハガキ・返送用封筒	223
Ⅴ 調査参加者一覧	225

I 調査の概要

1 調査の目的

『労働審判制度についての意識調査』（以下、「本調査」という）は、労働審判制度の利用者の評価の現状およびその構造を体系的・系統的に明らかにすることによって、労働審判制度の実情および機能を正確に把握し、あわせて、今後の実務の運用に資する基礎資料を得ることを目的としている。最初の労働審判調査は 2010 年に実施されており、今回は 2 回目の調査となる。

労働審判制度は、産業構造の変化にともなう企業の人事労務管理の多様化・個別化、就業形態や就業意識の多様化による個別労働紛争の増加等を背景に、雇用労使関係に関する専門的知識を有する者が参加する裁判所における簡易迅速な個別労働紛争解決制度の創設を提案した司法制度改革審議会の報告（2001 年 6 月）、および、これを受けた司法制度改革推進本部労働検討会での議論等を経て、2004 年 4 月に成立した労働審判法に基づき、2006 年 4 月に導入されたものである。そしてこのねらいを実現するため、手続上、①原則として 3 回以内の期日での審理の終結、②労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員の関与、③審判機能と調停機能の結合、④訴訟手続との円滑な連携など、随所に新しい試みを取り入れられている。

労働審判制度の利用件数（新受件数）は、制度が開始した 2006 年（4 月～12 月）の 877 件から、2007 年（1 月～12 月。以下同じ）には 1,494 件、2008 年には 2,052 件、2009 年には 3,468 件と急速に増加した。その後は同じ水準を保ち、年間約 3,300～3,700 件前後で推移している（最高裁判所事務総局行政局「平成 30 年度労働関係民事・行政事件の概況」法曹時報 71 巻 8 号〔2019 年〕103 頁以下、109 頁第 3 図参照）。法律専門家および関係する労使の団体などからもこの制度の機能を積極的に評価する意見は多く聞かれる。このように、労働審判制度は、個別労働紛争解決システムの重要な制度として定着し、今後も大きな役割を果たすことが期待されている。

労働審判制度について実際の利用者を対象とする調査を行うことは、次の 3 点で大きな意義があると考えられる。

第 1 に、労働審判制度に対する法律専門家や関係団体の評価は概ね好意的であるようであるが、実際の利用者の評価がどうなっているかを学術的な立場から体系的・系統的に明らかにすることも必要である。労働審判制度の利用者の評価の現状およびその構造を明らかにし、さらにそれらの変化を跡づけることは、労働審判制度の実情およびそれが果たしている機能を正確に把握することに役立つとともに、今後の実務の改善や審判員研修の充実に向けた手がかりを与えるものと期待される。

第 2 に、今次の司法制度改革に関連し、司法制度改革審議会在 2000 年に民事訴訟制度の利用者を対象とする大規模な調査を実施し（司法制度改革審議会『「民事訴訟利用者調査」報告書」〔司法制度改革審議会、2000 年〕参照）、2006 年・2011 年・2016 年にはその継続調査が民事訴訟制度研究会によって行われている。労働審判制度は、従来の民事訴訟制度

とは異なる特徴を持つ新たな紛争解決手続であるが、その利用者の評価の現状および構造を適宜民事訴訟利用者調査の結果と比較・対照することを通じて、労働審判制度および民事訴訟制度の双方の制度および実務の改善にとって有益な情報が得られるものと期待される。

第3に、審理の迅速な終結、当該紛争領域について専門的な知識経験を有する者の関与、審判機能と調停機能の結合といった特徴を持つ新しいタイプの紛争解決手続は、今後、個別労働紛争以外の領域にも拡張される可能性がある。それらの新しい手続の細部の制度設計は各紛争領域の特性に配慮したものとなるにしても、労働審判制度の先行的な経験が今後の検討に重要な手がかりを与えることは間違いない。労働審判制度の利用者を対象とする調査の知見は、関連制度の制度設計のためにも、重要な参考情報を提供するものである。

2 調査の実施主体および費用

(1) 調査実施主体

本調査の実施主体は、東京大学社会科学研究所（以下、「本研究所」という）の「労働審判制度利用者調査 2017」研究グループ（代表：佐藤岩夫東京大学社会科学研究所教授）である。調査の方法、調査票の構成・内容等の基本的な検討作業は、本研究グループにおいて行われた。

このほか、本調査に関連して、労働問題、労働審判手続、社会調査等に精通した専門家の助言を得るために、本研究所に「労働審判制度研究会」を設置し、調査票の内容の最終的な確定および本報告書の取りまとめについて、専門的立場から貴重な助言を得ることができた。

本調査の準備および実施に参加したメンバーの一覧は本書「V」に掲げている。

(2) 業務委託

本調査の実査にかかわる業務は、一般社団法人中央調査社に委託した（以下において、調査会社とは同社を指す）。

(3) 調査費用

本調査の実施に当たっては、本研究所「2017 年度部局長裁量経費による所内プロジェクト支援」の資金を使用した。

3 調査の内容・方法

3-1 調査の概要

表 1 調査の概要

調査実施時期	2018 年 6 月 27 日～同 10 月 26 日
調査対象者（注 1）	上記の調査期間中に労働審判手続期日が実施され、かつ、当該期日に当事者双方（代理人のみが出頭の場合を含む）が出頭し、労働審判または調停成立により事件が終局（終了）した当事者 1,766 人（労働者側、使用者側各 883 人）。
調査方法	上記の調査対象者に対して裁判所より調査の説明書および調査協力意思確認用のハガキを交付し、同ハガキにより調査への協力意思を示すとともに調査票送付先住所を開示した当事者に対して調査票を郵送する方法による。調査票の返送も郵送。
調査票の回収数	326 票
有効調査票数（注 2）	325 票（労働者側 198 票、使用者側 127 票）
回収率（注 3）	18.4%（労働者側 22.4%、使用者側 14.4%）

（注 1）調査対象者数（1,766 人）は調査説明書類交付用大封筒の使用数に基づく（後述 5-1（1）参照）。

（注 2）回収された調査票 326 票のうち、記入のないものが 1 票あった。

（注 3）調査対象者数（1,766 人）に対する回収された有効調査票数（325 票）の比率である（後述 5-2 参照）。

3-2 調査対象者

本調査の対象者は、調査実施時期（2018 年 6 月 27 日～同 10 月 26 日）に「全国の裁判所の労働審判手続で調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われる期日において、当該期日に出頭した当事者（申立人・相手方双方）」である。調査対象者の範囲をこのように決定したのは次の理由による。

本調査の目的は、労働審判制度を実際に利用した当事者に対して質問紙調査を行うことによって、当事者の制度に対する評価の現状および構造を精確に解明することである。このことから、調査実施期間中に労働審判制度を利用した当事者を可能な限り網羅的に調査対象とすることが望ましい。

他方、労働審判手続は非公開の非訟事件手続であり、裁判所に対して、当事者に関する氏名・住所等の情報の開示を依頼することは難しい。このため、本調査では、労働審判手続期日に出頭した当事者に対して、裁判所より調査の説明書および調査協力意思確認用のハガキを交付し、同ハガキにより調査への協力意思を示すとともに調査票送付先住所を開示した当事者に対して後日調査票を送付するという方法を取ることにした。

この方法による場合、当事者（少なくとも代理人）が期日に出頭することが調査実施の

前提となる。この点で、労働審判手続が労働審判または調停成立によって終了する場合には、通常、審判告知の期日または調停成立の期日に当事者（または代理人）の出頭を期待することができる。これに対して、労働審判または調停成立以外の事由により労働審判手続が終了する場合、具体的には、労働審判法 24 条所定の事由に基づく終了、取下げ、却下・移送等によって終了する場合には、当事者が期日に出頭する可能性は必ずしも高くはないといわれる。そこで本調査では、調査説明書類交付の事実上の可能性および調査対象者の範囲の明確化の 2 つの理由から、調査対象者を、調査実施時期に「全国の裁判所の労働審判手続で調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われる期日において、当該期日に出頭した当事者（申立人・相手方双方）」とし、対象者に調査説明書類等を交付することを裁判所に依頼した。

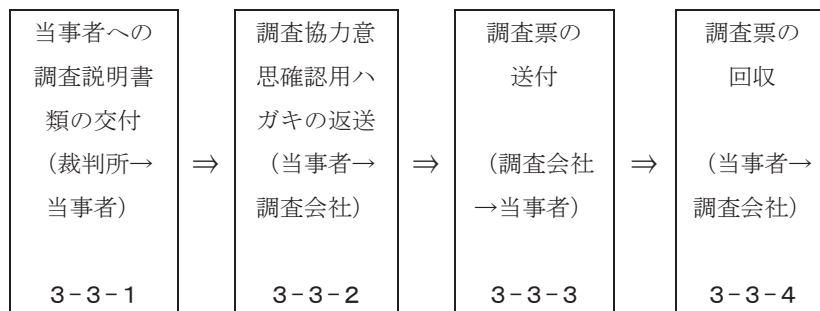
調査対象者を以上のように決定した結果、本調査では、労働審判法 24 条所定の事由に基づく終了、取下げ、却下・移送等によって手続が終了した当事者の評価は系統的に欠落している。しかし、最高裁判所が公表する統計によれば、2018 年の労働審判手続既済事件全体のうち、労働審判法 24 条所定の事由に基づく終了、取下げ、却下・移送等によって手続が終了する事件は合計 12.7%（24 条終了が 4.3%、取下げが 7.1%、却下・移送等が 1.2%）であるのに対して、労働審判または調停成立によって終了する事件は 87.3%（労働審判が 14.7%、調停成立が 72.6%）と、労働審判または調停成立により終了するケースが圧倒的に多い状況である（最高裁判所事務総局行政局「平成 30 年度労働関係民事・行政事件の概況」法曹時報 71 巻 8 号〔2019 年〕103 頁以下、116 頁第 9 表参照）。このことから、本調査の対象者が労働審判手続で調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われる期日に出頭した当事者に限定されているとしても、労働審判制度の利用者の評価の現状および構造を明らかにするという本調査の目的を大きく歪めることにならないと考えられる。

なお、調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われる期日に当事者が出頭せず代理人のみが出頭する可能性が予想されたため、その場合には、調査説明書類を代理人に交付し、当事者への伝達を依頼することとした。

3-3 調査方法

一般に社会調査では、当事者の意思（調査協力の任意性）および回答の匿名性を尊重することが要請されるが、非公開の裁判所手続である労働審判手続の場合には、この要請がとくに強く働く。このため、本調査では、以下に述べる方法により、慎重に調査を実施した。裁判所の分類（3-3-1（4））、協力意思確認意思ハガキの返送先（3-3-2）などに関する細かな変更はあるが、基本的には前回の調査の方法を踏襲している。

○ 調査の基本的な流れ ○



3-3-1 調査説明書類の交付

（1）裁判所による調査説明書類の交付

本調査では、調査実施時期（2018年6月27日～同10月26日）に、全国の裁判所の労働審判手続で調停が成立または労働審判の口頭告知が行われる期日において、裁判所から当事者（申立人・相手方双方）に対して調査説明書類を交付することを依頼した。

調査説明書類交付のために用意したのは次の書類である。

- 1) 1事件ごとに調査説明書類を封入した大封筒（「IV 資料」2参照）、1封。
- 2) 1)の大封筒の中に、申立人・相手方にそれぞれ交付する小封筒（「IV 資料」3参照）、各1封（計2封）。申立人・相手方に交付する小封筒の内容は同じものである。
- 3) 2)の小封筒の中に以下の書類等を封入。
 - ①本調査の趣旨・内容・方法を説明し、調査への協力を依頼する「調査協力依頼状」および別紙説明書（「IV 資料」4参照）、1部。
 - ②当事者が調査に協力する意向を持つ場合にその旨を返信する「協力意思確認用ハガキ」（「IV 資料」5参照）、1通。
 - ③「協力意思確認用ハガキ」の住所・氏名欄に貼付する個人情報保護シール、1枚。

調査協力依頼状および別紙説明書により当事者に対して調査の趣旨・内容・方法を丁寧に説明することを試み、その上で協力意思確認用ハガキにより調査への協力意思を示すとともに調査票送付先住所を開示した当事者に対してのみ後日あらためて調査票を送付する

というのが、本調査のとした方法である。裁判所で直ちに調査票を交付する方法をとらなかったのは、i) 労働審判手続が非公開の手続であることから当事者の意思の確認は慎重な手順で行う必要があること、ii) 調査関係書類の交付に伴う裁判所の負担をできるだけ小さなものとする必要があること、iii) 調査主体はあくまで本研究所であることを明確にするためには、後日あらためて本研究所名で調査票を送付するのが適切であること等の理由による。

以上の配慮に基づく調査方法が当事者の理解を得られたためと思われるが、本調査の実施期間を通じて、本研究所の問い合わせ窓口には、当事者またはその関係者からの苦情・抗議などは皆無であった。

(2) 調査説明書類交付の実施要領

裁判所における調査説明書類の交付は、以下の要領に従い行うことを依頼した。

- 1) 当事者が受領拒否の意思を表明した場合は、交付しない。
- 2) 両当事者のうち一方のみが受領拒否の意思を表明し、他方は受領拒否の意思を表明していない場合、受領拒否の意思を表明していない当事者に対しては交付を試みる。
- 3) 期日に代理人のみが出頭の場合は、代理人に交付し、当事者への伝達を依頼する（代理人ではなく当事者が本調査の対象となる）。
- 4) 当事者が興奮状態にある、あるいは、当事者が日本語を解しないなどの理由で交付が難しいと判断される場合は、交付を試みるには及ばない。
- 5) 申立人または相手方が複数いる事件では、それぞれ事件記録表紙（申立書当事者欄）の当事者欄の先頭に記載されている当事者に対してのみ交付する。
 - ①当事者が複数で、事件記録表紙（申立書当事者欄）の記載の冒頭の当事者と代理人が欠席の場合⇒事件記録表紙（申立書当事者欄）の次に記載されている者に交付する。
 - ②当事者が複数で、事件記録表紙（申立書当事者欄）の記載の冒頭の当事者あるいは代理人が出席していたが、交付が不調に終わった場合⇒事件記録表紙（申立書当事者欄）の次に記載されている者に交付を試みるには及ばない。

(3) 調査説明書類交付用大封筒への記録

調査説明書類を封入した大封筒の表紙にはあらかじめ下記の事項を印刷しておき、裁判所には、調査説明書類（小封筒）の交付と同時に、交付状況および事件種別の記録を依頼した（該当部分に○印を付する方法による）。後述する通り、この大封筒の使用数が、本調査の対象者数および回収率を計算するための基礎資料となる（後述5-1（1）、5-2参照）。

【大封筒表紙の印刷事項】

1 交付状況（※1、2、3）

申立人：受領 不受領 その他

相手方：受領 不受領 その他

2 事件種別（※1、4）

非金銭：地位確認（解雇等） それ以外

金 銭：賃金手当等（解雇予告手当を含む） 退職金 それ以外

※1 該当部分に○印を付する。

※2 「不受領」とは、交付を試みるも当事者が受領を拒んだ場合である。

※3 「その他」とは、当事者が興奮状態にあるなどして交付を試みることができなかった場合、交付することを失念した場合等、受領拒否以外の理由で書類を交付できなかった場合である。

※4 事件種別は、事件票の例による。

（４）労働審判事件の取扱い件数による裁判所の分類

裁判所を下記の通り 4 つのグループに区分し、協力意思確認用ハガキにこの区分に対応した標識を付した。調査票も同じ 4 種の標識を付したものを用意し、後日当事者に調査票を送付する際には、協力意思確認用ハガキの標識に対応した調査票を送付することにより、裁判所のタイプによる集計・分析を可能にした。

裁判所の区分の具体的方法は、過去 3 年（平成 27 年～平成 29 年〔ただし平成 29 年は速報値〕）における各地裁の労働審判事件の平均新受件数を多い順に並べ、①労働事件の専門部が設けられており、労働審判事件の新受件数も多い東京地裁（本庁）および大阪地裁を第 1 のグループ（専門部設置庁）、②労働事件を特定の部で集中して審理している横浜、名古屋、さいたま、福岡、神戸、千葉、京都の各地裁を第 2 のグループとし（集中部設置庁）、残りの 41 庁を、③中規模庁（上記以外で平均 30 件以上の 9 地裁）、④小規模庁（30 件未満の 32 地裁）の 2 グループに分類したものである。労働審判事件を取り扱う支部である東京地裁立川支部、静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部、広島福山支部、福岡地裁小倉支部も同じ基準で分類した。なお、今回の分類方法は集中部設置庁を独立のカテゴリーとしている点で前回〔2010 年〕の調査とは異なっている。

① 東京地裁（本庁）、大阪地裁

② 横浜、名古屋、さいたま、福岡、神戸、千葉、京都の各地裁

③ 札幌、仙台、静岡、水戸、宇都宮、前橋、岡山、広島、鹿児島 of 各地裁および東京地裁立川支部、福岡地裁小倉支部、静岡地裁浜松支部

④ 岐阜、金沢、熊本、大津、長野、津、那覇、松山、長崎、高松、福島、新潟、宮崎、奈良、函館、富山、福井、青森、大分、佐賀、秋田、釧路、徳島、旭川、盛岡、和歌山、山口、甲府、鳥取、高知、松江、山形の各地裁および長野地裁松本支部、広島地

3-3-2 当事者による「協力意思確認用ハガキ」の返送

協力意思確認用ハガキの返送先は、前回〔2010 年〕の調査では本研究所宛としていた（大学を宛先とすることで当事者の安心感が増し、より多くの当事者の理解と協力が得られるのではないかと考えたためであった）が、今回の調査では調査会社宛とした。これは、当事者の氏名・住所等の個人情報を含む書類の移動を最小限にして漏洩や散逸の可能性をできるだけ小さくすると同時に、本研究所が当事者の個人情報を保持しないようにするためである。なお、協力意思確認用ハガキには個人情報保護シールを貼った上で投函してもらうよう当事者に依頼しており、個人情報の扱いに関してはこの点でも万全の注意を払った。

3-3-3 調査会社による調査票の送付

（1）調査票の送付

協力意思確認用ハガキの記載に基づき、調査会社から調査票を郵送した。

調査票は、労働者用に A 票、使用者用に B 票と 2 種類を用意し（後述 4（2）参照）、協力意思確認用ハガキの当事者の立場の記載（労働者・使用者のどちらかに○印）に基づき該当する調査票を送付した。

調査票の送付作業は、2018 年 6 月の調査開始から、調査票回収の最終締切り期限となった 2019 年 2 月 26 日まで継続された。

調査票に同封したのは、協力依頼状（「Ⅳ 資料」6 参照）、返送用封筒、「調査票返送確認用ハガキ」（「Ⅳ 資料」7 参照）、謝礼（1,000 円分のクオカード）である。

調査票の返送は無記名とし、また、調査票返送用の封筒の差出人も無記名とすることにより、その回答が誰のものであるかは確認できないようにした。

前回〔2010 年〕の調査と異なるのは、調査票にナンバリングを行い、労働者側・使用者側の双方から得られた回答とそうでない回答とを識別できるようにした点である（言うまでもなく、番号によって回答者や事件番号が特定されることはない）。これにより、交絡要因を排除した上で労働者側・使用者側の制度評価の相違などを明らかにすることができる。

（2）同一当事者重複回答への対処

本調査では、調査実施時期が 4 ヶ月の長期にわたるため、その期間内に同一当事者が複数の労働審判事件に関与し、複数の事件が終結するケースが想定された。その場合本調査の設計では、同一人物に複数回調査説明書類が交付され、複数回答の機会が生じることになる。この問題に対処するため、本調査では、調査会社に対して、協力意思確認用ハガキの記載に基づき調査協力者リストを作成し、同一当事者への調査票送付は 1 回だけになるよう指示した。

（3）再依頼（督促）および「調査票返送確認用ハガキ」

調査票未返送者への再依頼（督促）は 1 回行った。

なお、本調査では、調査票を返送したにもかかわらず再依頼（督促）が届くことを避けるため、当事者に対して、調査票返送と同時に、その旨を知らせる「調査票返送確認用ハガキ」（「IV 資料」7）を投函するよう依頼した。これによって、調査票の匿名性を維持しつつ、調査票返送の有無を確認し、効果的に再依頼（督促）を行うことが可能となった。

なお、調査票返送確認用ハガキには、調査票返送の連絡欄のほか、調査結果希望の意思表示欄を設けた。

3-3-4 調査票回収

調査票の回収は、当初 2019 年 1 月 4 日に締め切ることを予定していたが、引き続き調査票が返送されてくる状況であったため、回収期限を 2 月 26 日まで延長した。

その後、調査会社においてデータを入力・集計する作業を行い、3 月下旬に調査データおよび基本集計表が納品された。

3-4 問い合わせへの対応および個人情報の管理

本調査は、労働審判事件の当事者の経験およびそれに基づく各種の評価という大変微妙な情報を扱う調査であることから、調査の全過程を通じて、当事者および関係者に対する丁寧な説明と問い合わせへの対応に心がけ、また個人情報の管理を徹底する措置を講じた。

（1）当事者および関係者・関係団体への説明・協力依頼

本研究所および調査会社に調査専用のホームページを開設し、本調査の趣旨・内容・方法等を詳しく説明した。あわせて本研究所のホームページでは、想定される質問に対して Q & A 形式での説明も掲載した。

最高裁判所も、そのホームページに本調査の実施に関する記事を掲載し、そのなかで本研究所および調査会社の調査専用ホームページを紹介する措置を取った。

（2）問い合わせへの対応

本研究所は、調査期間中、当事者および関係者からの問い合わせに適切・機敏に対応する体制を整えた。また、調査会社も、調査期間中、問い合わせ窓口を設置し、調査の方法に関する問い合わせに対応した。

なお、最高裁判所または全国の地方裁判所の窓口で調査に関する問い合わせがあった場合は、本研究所または調査会社の問い合わせ窓口を紹介するよう依頼した。

（3）プライバシーおよび個人情報の保護

本調査では、以下の方法により、調査協力者のプライバシーおよび個人情報の保護に万全を期した。

- 1) 協力意思確認用ハガキは、個人情報保護シールが貼付された状態で調査会社に直接送付されるようにした。これによって、本研究所のメンバーが当事者の氏名・住所等

の情報を知ることがないようにした。

- 2) 本研究所は、調査会社との委託契約において、調査会社に厳格な守秘義務を課した。
調査会社は、調査期間中は当事者の氏名・住所等の情報を最大限の注意を払って管理し、調査終了後はそれらの情報を速やかに廃棄した。
- 3) 調査票の返送は無記名とし、また、調査票返送用の封筒の差出人も無記名とすることにより、その回答が誰のものであるかは確認できないようにした。

4 調査票の構成・内容

(1) 調査票の基本的構成

調査票は「IV 資料」の1に収録してある。その基本的構成は次の通りである。

- ① 事件の種類、申し立て内容、当事者の立場
- ② 申し立てまでの経緯、申し立ての（またはそれに応じた）理由・期待
- ③ 手続過程および手続関係者の評価
- ④ 結果（調停・審判）の内容および評価、制度の評価
- ⑤ 手続終了後の当事者および職場の変化
- ⑥ 当事者の属性
- ⑦ 自由記述の感想・コメント

前回〔2010 年〕の調査における主要な質問項目は維持しつつも、前回の反省点や研究メンバーの関心等を反映した新たな質問項目も設けた（次頁以下の質問項目リストを参照）。他方、調査票が膨大になることを防ぐため、今回は下記の質問項目を削除した。

- 問 12 付問（最も重要な申立て理由／最も重要な期待）
- 問 15（費用以外の手間や負担の評価）
- 問 25（裁判所職員の印象）
- 問 26（裁判所職員に対する全般的評価）
- 問 29（相手の弁護士の印象）
- 問 30 付問 1（異議申立ての有無）
- 問 33（労働者側が負った義務／使用者側が得た権利・地位）
- A 票の F8（日本語以外に日常用いる言語）
- B 票の問 11（労働審判手続に関する情報入手先）

また、前回調査の問 23・問 24 では審判員 2 名のそれぞれについて印象と満足度を聞いていたが、今回の調査では審判員 2 人の全体の印象と満足度を尋ねることにした。

具体的な文章表現や選択肢については、「調査の継続性」と「調査票の改善」の両方の観点をふまえながら慎重に検討した。さらに、裁判官メンバーおよび弁護士メンバーには実務の観点から助言してもらい、質問項目のブラッシュアップに役立てた。

(2) 労働者用の調査票 (A 票) と使用者用の調査票 (B 票) の区別

労働審判手続の利用の実態を見ると、労働者側はほとんどが申立人であり、使用者側はほとんどが相手方であることに配慮し、本調査では、労働者用の調査票 (A 票) と使用者用の調査票 (B 票) を別に用意した。調査票の基本的構成は労働者用・使用者用で共通であるが、個別の質問の内容・配列は、労働者側・使用者側の状況の違いに応じて変えた箇所がある。

労働者用の調査票 (A 票) および使用者用の調査票 (B 票) のそれぞれの質問項目は下の表の通りである。

《質問項目リスト》

A票	B票	質問内容	前回調査A票	前回調査B票
問1	問1	事件の種別	問1	問1
問1付問1	問1付問1	労働審判手続の原因となった問題の発生時期	問1付問	問1付問
問1付問2	問1付問2	労働者が勤め始めた時期	(新規)	(新規)
問1付問3	問1付問3	労働者の給与	(新規)	(新規)
問1付問4	問1付問4	労働者の在職状況	問38	問38
問1付問5	問1付問5	問題発生前の職場環境の変化	(新規)	(新規)
問2	問2	労働審判手続における立場	問2	問2
問3	問3	労働審判手続の申立て時期	問3	問3
問4	問4	申立て時の請求金額	問4	問4
問5	問5	申立て時の請求内容	問4	問4
問6		在職時の相談環境	問6	—
	問6	会社・団体と従業員とのコミュニケーション状況	—	問6
問7	問7	労働審判手続の申立て前の相談先	問7	問7
問8	問8	書籍・雑誌・インターネットの参照	(新規)	(新規)
問9	問9	労働審判手続の申立て前の相手方との交渉	問8	問8
問10	問10	行政的紛争解決制度の利用	問9	問9
問11	問11	弁護士依頼の有無	問10	問10
問11付問1	問11付問1	弁護士への最初の相談時期	問10付問	問10付問
問11付問2	問11付問2	弁護士探索経路	(新規)	(新規)
問11付問3	問11付問3	弁護士を決めるにあたって重視したこと	(新規)	(新規)
問11付問4	問11付問4	弁護士に支払った金額	(新規)	(新規)
問12		労働審判手続に関する情報入手先	問11	問11
	問12	労働審判制度の認知	—	(新規)
問13		労働審判手続を利用した理由	問12	—
	問13	労働審判手続に期待したこと	—	問12
問14	問14	費用の予測	問13	問13
問15	問15	費用の評価	問14	問14
問16	問16	時間の予測	問16	問16
問17	問17	時間の評価	問17	問17
問17付問	問17付問	時間の満足度	問17付問	問17付問

(次頁に続く)

A票	B票	質問内容	前回調査A票	前回調査B票
問18	問18	労働審判手続の過程・経過の評価	問18	問18
問19	問19	労働審判手続の過程の満足度	(新規)	(新規)
問20	問20	法に関する事前の認識と実際の法の違い	(新規)	(新規)
問21	問21	期日の回数	(新規)	(新規)
問22	問22	期日への出席	問19	問19
問23	問23	期日への出席の希望	(新規)	(新規)
問23付問 1	問23付問 1	出席したかった理由	(新規)	(新規)
問23付問 2	問23付問 2	出席しなかった理由	(新規)	(新規)
問24		裁判所の部屋の印象	(新規)	(新規)
問25		当日の緊張度	(新規)	(新規)
問26	問24	審判官の印象	問20	問20
問27	問25	審判官に対する全般的評価	問21	問21
問28	問26	審判員の印象	問22	問22
問29	問27	審判員に対する全般的評価	問23・問24	問23・問24
問30	問28	自分側弁護士の印象	問27	問27
問31	問29	自分側弁護士に対する全般的評価	問28	問28
問32	問30	労働審判手続の終結形態	問30	問30
問32付問 1	問30付問 1	労働審判の終了時期	(新規)	(新規)
問32付問 2	問30付問 2	調停不成立の理由	問30付問 2	問30付問 2
問33	問31	調停・審判の内容理解	問31	問31
問34	問32	労働者側が得た権利・地位	問32	問32
問34付問	問32付問	解決金などの金銭支払いの金額	問32付問	問32付問
問35	問33	結果の有利・不利	問34	問34
問35付問	問33付問	事前の予想と比較した場合の有利・不利	(新規)	(新規)
問36	問34	調停・審判の結果の評価	問35	問35
問37	問35	労働審判手続の結果に対する満足度	問36	問36
問38		労働審判手続中のサポート	(新規)	(新規)
問39	問36	手続終了後の職場・事業所の変化	問39	問39
F 1		性別	F 1	—
F 2		年齢	F 2	—
F 3		最終卒業学校	F 3	—
F 4		問題発生時の労働者の働き方	F 4	—
F 4 付問 1		問題発生時の労働者の役職	F 4 付問 1	—
F 4 付問 2	F 1	会社・団体の業種	F 4 付問 2	F 1
	F 2	会社・団体の資本金	—	F 2
F 4 付問 3	F 3	会社・団体の従業員規模	F 4 付問 3	F 3
	F 4	顧問弁護士の有無	—	(新規)
F 5	F 5	労働組合の有無	F 5	F 4
F 5 付問		労働組合への所属	F 5 付問	—
F 6		労働者の年収	F 6	—
	F 6	回答者の立場・所属部署	—	F 5
F 7	F 7	裁判・調停の経験の有無	F 7	F 6
F 8	F 8	現在の労働審判制度のあり方（自由記述）	F 9	F 7
F 9	F 9	調査票の記入時期	F 10	F 8

5 回収結果と回収率

5-1 調査対象者数の確定および回収結果

(1) 調査対象者数の確定

本調査の対象者は「調査実施時期（2018年6月27日～同10月26日）に全国の裁判所の労働審判手続で調停が成立しまたは労働審判の口頭告知が行われる期日において、当該期日に出頭した当事者（申立人・相手方双方）」であり、その具体的な数は調査終了を待って確定される。その際に、調査対象者の具体的な数を把握するための基礎資料となるのが、調査説明書類交付用大封筒（以下では適宜「大封筒」と略記する）の使用数である。

既に述べたように、本調査では、各裁判所において調査説明書類を当事者に交付する際に、同書類を収めた大封筒の表紙に交付状況および事件種別を記録するよう依頼した（前述3-3-1（3）参照）。

各裁判所より調査会社宛に返送された大封筒を整理した結果、使用済みの大封筒（封筒表紙に何らかの記録がある封筒）の合計は883通であった。本調査は、労働審判手続の当事者双方を対象とするものであるため、大封筒の使用数883通を2倍した1,766人が、本調査の対象者数であったことになる。

(2) 調査説明書類の交付状況

大封筒に記録されている調査説明書類の交付状況は表2の通りである。

大封筒の使用数が883であるのに対して、表2の合計欄の数字が申立人880・相手方879となっているのは、交付状況の記録が不完全な封筒が計4通あったことによる。

交付状況に関する表2から確認される重要な点は、当事者の多くが調査説明書類を受領していることである（受領率は申立人側が91.6%、相手側が91.1%）。前回と同様、大封筒表紙の記録からは受領率が高かったことが確認される。

表2 調査説明書類の交付状況（調査説明書類交付用大封筒の記録）

申立人				相手方			
受領	不受領	その他	合計	受領	不受領	その他	合計
806	5	69	880	801	3	75	879
(91.6)	(0.6)	(7.8)	(100.0)	(91.1)	(0.3)	(8.5)	(100.0)

（注）下段の（）内は%で、申立人・相手方それぞれの「合計」に対する比率。

(3) 協力意思確認用ハガキおよび調査票の回収状況

調査説明書類に同封した協力意思確認用ハガキで調査への協力意思を示し、調査票送付先住所を開示した当事者に対して、調査票を送付した。

調査票の最終的な回収期限である2019年2月26日までに、全部で326票の調査票が回収された。ただし、労働者用の調査票（A票）のうち1票が無記入だったため、これは無効

票とした。その結果、最終的な有効調査票数は 325 票となった。

2019 年 2 月 28 日時点での協力意思確認用ハガキの返送数、調査票の送付数、調査票の回収数、有効調査票数は表 3 の通りである。

表 3 調査関係書類の送付・回収状況（2019 年 2 月 28 日現在）

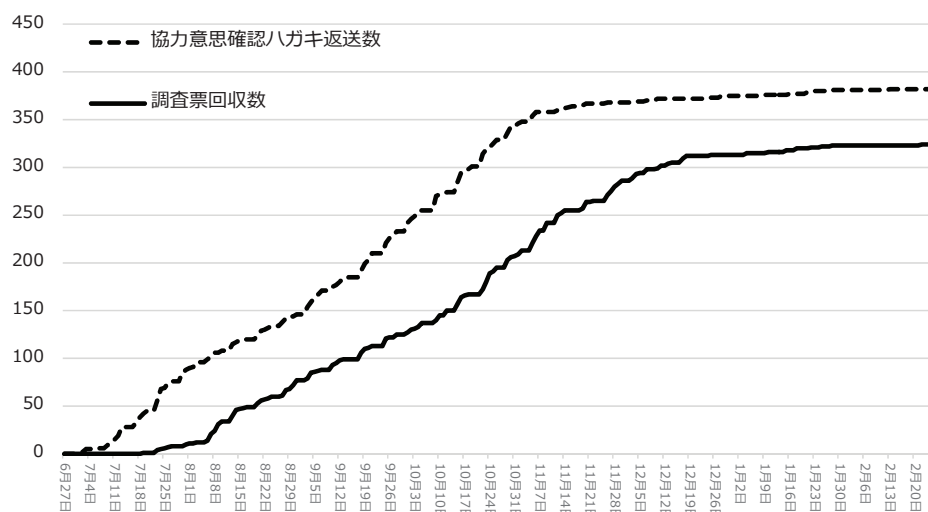
	合 計	内 訳	
		労働者側	使用者側
協力意思確認用ハガキ の返送数	382	233	149
調査票の送付数	381	233	148
調査票の回収数	326	199	127
有効調査票数	325	198	127

なお、表 3 で、協力意思確認用ハガキの返送数と調査票の発送数とが一致しないのは、同一当事者から協力意思確認用ハガキが 2 通返送されてきたケースがあり、この場合は 1 回のみ調査票を送付したこと（本調査の設計上そのようなケースがありうること、および、それへの対処方針について、上述 3-3-3（2）参照）による。

＜参考＞協力意思確認用ハガキおよび調査票の返送・回収状況

本調査では、調査実施時期に随時裁判所で調査説明書類を交付し、それに同封されている協力意思確認用ハガキで調査への協力意思を示した当事者に対して調査票を送付する方法をとった。したがって、協力意思確認用ハガキの返送および調査票の回収も随時行われた。参考として、2018 年 6 月 27 日の調査開始（裁判所での調査説明書類の交付開始）から、同 10 月 27 日の調査説明書類の交付終了を経て、2019 年 2 月 26 日の調査票回収の最終締め切りに至るまでの期間の、協力意思確認用ハガキの返送数および調査票の回収数の推移を図 1 に示しておく。

図 1 協力意思確認用ハガキおよび調査票の返送・回収状況



5-2 回収率

以上をふまえて、調査説明書類交付用大封筒の使用数から推計される調査対象者数、大封筒表紙に記録された調査説明書類受領者数、協力意思確認用ハガキにより協力意思を確認し調査票を送付した数（協力意思確認・調査票送付数）、回収された有効調査票数を整理し、これに基づいて下記の比率を計算したものが表4である。

「送付調査票回収率」…協力意思確認・調査票送付数に対する有効調査票数の比率

「最終回収率」…調査対象者数に対する有効調査票数の比率

なお、本調査において単に「回収率」という場合は、上記の「最終回収率」を指す。

表4 回収率

		(a) 調査対象 者数	(b) 調査説明 書類受領 者数	(c) 協力意思 確認・調 査票送付 数	(d) 有効調査 票数	(d) / (c) 送付調査 票回収率	(d) / (a) 最終回収 率（回収 率）
		(人・票)				(%)	
全 体		1,766	1,607	381	325	85.3	18.4
内 訳	申立人／労働者側	883	806	233	198	85.0	22.4
	相手方／使用者側	883	801	148	127	85.8	14.4

(注) 「内訳」は、(a) 調査対象者数および (b) 調査説明書類受領者数は、調査説明書類交付用大封筒の記録に基づく「申立人」「相手方」の区別、(c) 協力意思確認・調査票送付数および (d) 有効調査票数は調査票の種類 (A 票・B 票) に基づく「労働者側」「使用者側」の区別である。

送付調査票回収率は 85.3% である。本調査では、調査票は、協力意思確認用ハガキで調査への協力意思を示し調査票送付先住所を開示した当事者に対してのみ送付しており、その返送率が高い。

他方、最終回収率（回収率）は 18.4% である。この数字の意味は、2 つの側面から考えることができる。一方で、この 18.4% という数字は、社会調査の回収率としてみた場合際立って高い数字とは言えず、当然のことながら、本調査結果の解釈に際しては、回収率が 18.4% であることがもたらすバイアスについて一定の慎重な配慮が必要である。

とはいえ、本調査では、調査の対象が非公開の裁判所手続である労働審判手続の当事者であり、当事者の意思（調査協力の任意性）を最大限尊重することが必要であるとの立場から、裁判所で当事者に対して交付する書類は調査の説明書および調査協力意思確認用ハガキにとどめ、同ハガキにより調査への協力意思を示すとともに調査票送付先住所を開示した当事者に対してのみ後日調査票を送付する、という慎重な方法を採用した。別言すれば、調査協力意思確認用ハガキの返送と調査票の返送という 2 度にわたり当事者の同意を

得る方法であるということになる。この方法でもなお最終的に対象当事者の 18.4%から有効な調査票を回収できたことは、本調査の重要な成果であったといえる。

Ⅱ 調査結果の概要

本章は、2018 年度『労働審判制度についての意識調査』（以下、「本調査」という）の調査結果の概要を、単純集計結果を中心に図表化し、簡単な解説を付したものである。

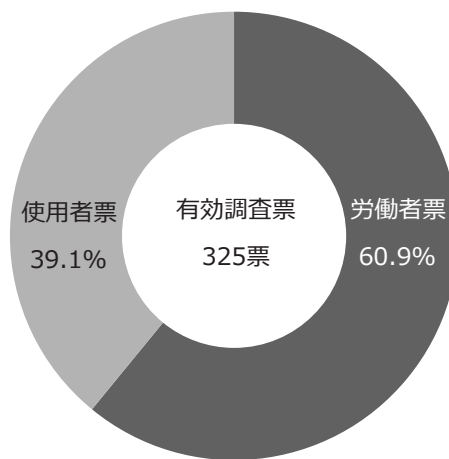
本章のもとになった数値の詳細は、「Ⅲ 単純集計表」を参照されたい。

本章の図表に示す%の値は、とくに断らない限り、労働者票（A 票）・使用者票（B 票）それぞれの当該質問の有効回答者数に対する回答の比率（有効パーセント）である。

1 回答者の立場：労働者側・使用者側の内訳

「Ⅰ 調査の概要」に示したように、本調査で回収した有効調査票は、325 票である。これを労働者側・使用者側の別で見ると、労働者側が 198 票（60.9%）、使用者側が 127 票（39.1%）である。

図0 労働者側・使用者側の内訳



2 事件の種別（問1）

問1では、今回の労働審判手続がどのような問題に関するものであったかを尋ねた。

調査票では18の事件種別を挙げて、あてはまるものすべてに○を付けてもらう形で尋ねている（複数回答）。それぞれの選択の状況は「Ⅲ 単純集計表」に掲載している。

全体的な回答の傾向をとらえやすくするため、調査票で示した18の事件種別を＜解雇＞＜賃金・手当＞＜配転・出向＞＜セクハラ・パワハラ＞＜その他＞の5つの大項目に再分類して集計した結果が、図1-1である（集計方法は表1参照）。

労働者側では、＜解雇＞の問題に関する回答した人が59.1%、＜賃金・手当＞が48.0%、＜配転・出向＞が3.0%、＜セクハラ・パワハラ＞が29.3%、＜その他＞が11.1%、使用者側では、＜解雇＞が44.9%、＜賃金・手当＞が48.8%、＜配転・出向＞が3.1%、＜セクハラ・パワハラ＞が15.0%、＜その他＞が14.2%であった（なお、複数回答の質問であるため、5項目の合計は100%とはならない）。

労働者側、使用者側とも、＜解雇＞＜賃金・手当＞の問題に関する回答した人が多かった。そのほか、労働者側では、＜セクハラ・パワハラ＞の問題に関する回答した人が多い。

図1-1 事件の種別（5分類）

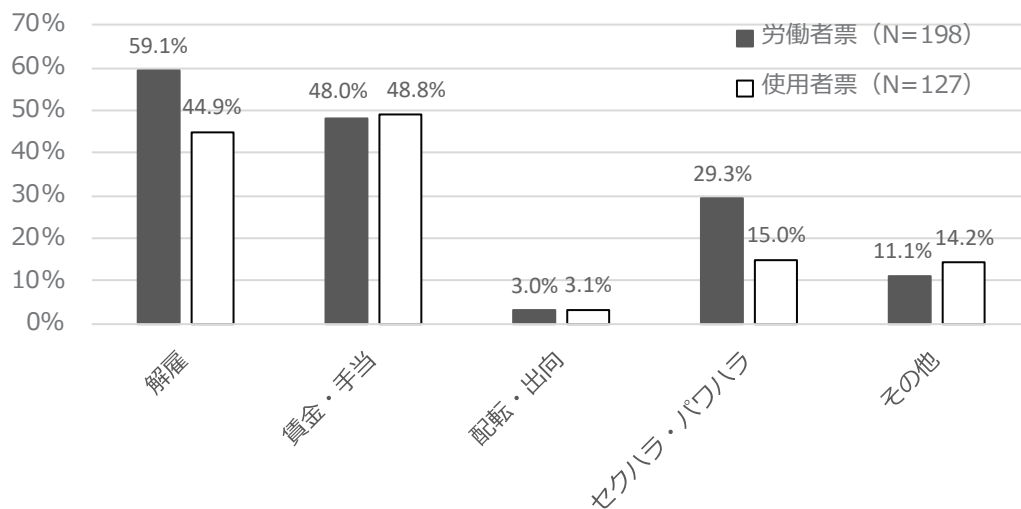


表 1 調査票の事件種別と再分類

調査票の事件種別（[] 内は使用者票の表現）	大分類
1 会社都合の解雇（整理解雇） 2 懲戒処分 of 解雇（懲戒解雇） 3 それ以外（1、2 以外） of 解雇 4 退職強要〔退職勧奨〕 5 雇止め（有期労働契約 of 更新拒否） 6 採用内定取消 7 試用期間中または試用期間満了時 of 本採用拒否	1～7 のいずれか 1 つでも選択 ⇒＜解雇＞
8 賃金（基本給、諸手当）不払い〔賃金（基本給、諸手当）〕 9 残業代不払い〔残業代〕 10 退職金不払い〔退職金〕 11 解雇予告手当不払い〔解雇予告手当〕 12 賃金など労働条件 of 引き下げ〔賃金など労働条件 of 変更〕	8～12 のいずれか 1 つでも選択 ⇒＜賃金・手当＞
13 配転・出向	13 を選択⇒＜配転・出向＞
14 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ） 15 パワー・ハラスメント（パワーハラ） 16 それ以外（14、15 以外） of いじめ・いやがらせ	14～16 のいずれか 1 つでも選択 ⇒＜セクハラ・パワーハラ＞
17 労働災害 18 その他	17 または 18 を選択⇒＜その他＞

3 労働審判手続の原因となった問題の発生時期（問1付問1）

問1付問1では、労働審判手続の原因となった問題の発生時期を尋ねた。

回答の分布を見ると、労働者側では2018年3月が20ケース（10.1%）で最も多く、次いで、2018年2月が18ケース（9.1%）、2018年1月と同年4月が15ケース（7.6%）、2017年10月が11ケース（5.6%）の順となっている。早い時期では、2006年4月（1ケース〔0.5%〕）、2007年5月（1ケース〔0.5%〕）などの回答もある。

使用者側でも、2018年3月が13ケース（10.2%）で最も多く、次いで、2018年4月が12ケース（9.4%）、2018年1月と同年5月が10ケース（7.9%）の順である。早い時期では、2010年12月（1ケース〔0.8%〕）という回答が見られる。

4 労働者が勤め始めた時期（問1付問2）

問1付問2では、労働者が使用者の会社や団体に勤め始めた時期を尋ねた。1976年から2018年に至るまで回答は多様である。労働者側では、2017年（37ケース、19.2%）、2016年（32ケース、16.6%）、2015年（19ケース、9.8%）の順に多い。使用者側でも同じ時期が多く、2016年（23ケース、18.6%）、2017年（18ケース、14.5%）、2015年（14ケース、11.3%）の順となっている。

5 労働者の給与（問1付問3）

問1付問3では、労働者に毎月支払われていた給与（月収）の金額を尋ねた（1万円未満は切り捨て）。月収の中央値は、労働者側の回答では26万円、使用者側の回答では28万円である。

なお、労働者側の回答での平均値は30.4万円、使用者側の回答での平均値は37.3万円となっている（誤記入の可能性、特に年収と書き間違えている可能性が完全には排除できないため、平均値の利用には注意が必要である）。

6 労働者の在職状況（問1付問4）

問1付問4では、回答時における労働者の在職状況を尋ねた。

すでに退職しているという回答が約9割を占めていた。労働者側では、「在職している」が6.2%、「退職した」が88.7%、「そもそも雇用関係がなかった（派遣など）」が5.1%だった。使用者側では、「在職している」が6.3%、「退職した」が91.3%、「そもそも雇用関係がなかった（派遣など）」が2.4%となっている。

退職した時期は2018年が過半数を占めているが、中には5年以上前に退職しているケースもある。

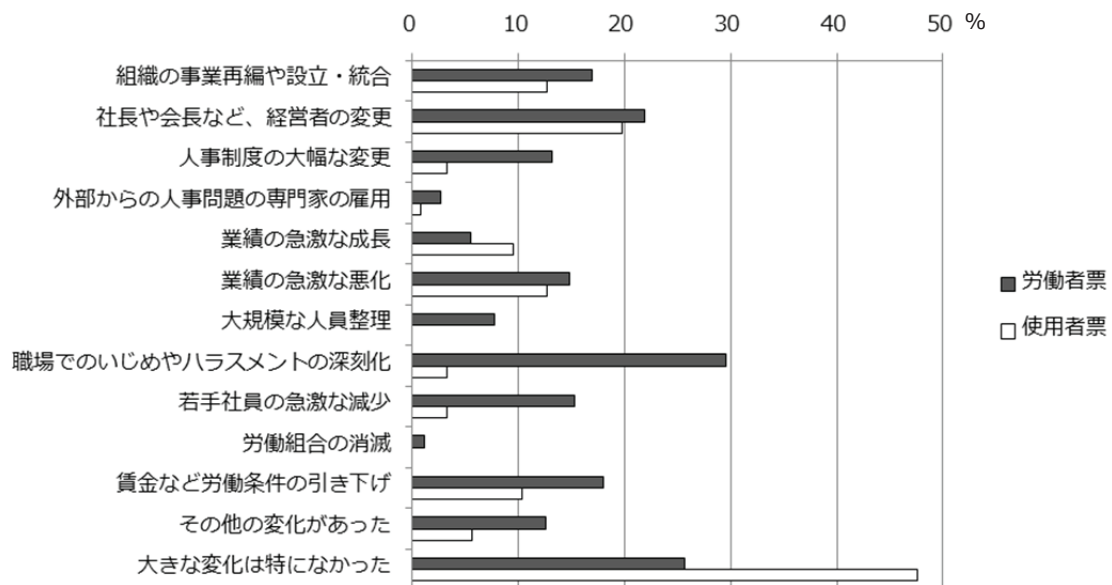
7 問題発生前の職場環境の変化（問 1 付問 5）

問 1 付問 5 では、今回の問題が起こる以前の 3 年ほどの間に起きた職場環境の変化について尋ねた。

労働者側の回答では「職場でのいじめやハラスメントの深刻化」(29.5%)、「特に大きな変化はなかった」(25.7%)、「社長や会長など、経営者の変更」(21.9%)の順に多くなっている。他方、使用者側の回答で最も多かったのは「特に大きな変化はなかった」(47.6%)で、この回答が半数近くに達している。

図 1-2 のとおり、労働者側の回答と使用者側の回答との間に大きな差が見られる項目が複数存在する。労働者側の回答で最多だった「職場でのいじめやハラスメントの深刻化」もそのような項目のひとつである。

図 1-2 問題発生前の職場環境の変化（労働者票・使用者票）



8 労働審判手続における立場（問 2）

問 2 では、今回の労働審判手続での当事者の立場を尋ねた。

労働者側では、労働審判手続を「申し立てた側」が 98.5%、「申し立てられた側」が 1.5%であり、「申し立てた側」がほとんどである。逆に、使用者側では、「申し立てた側」が 1.6%、「申し立てられた側」が 98.4%であり、「申し立てられた側」がほとんどである。

9 労働審判手続の申立て時期（問3）

（1）回答の分布

回答の分布を見ると、労働者側では2018年6月が41ケース（20.8%）で最も多い。以下、2018年7月が29ケース（14.7%）、2018年4月が28ケース（14.2%）、2018年5月が27ケース（13.7%）、2018年8月が23ケース（11.7%）の順である。使用者側では、2018年5月が29ケース（22.8%）で最も多く、次いで、2018年6月が23ケース（18.1%）、2018年7月が22ケース（17.3%）、2018年4月が17ケース（13.4%）、2018年3月が13ケース（10.2%）の順である。

（2）問題発生から労働審判手続申立てまでの期間

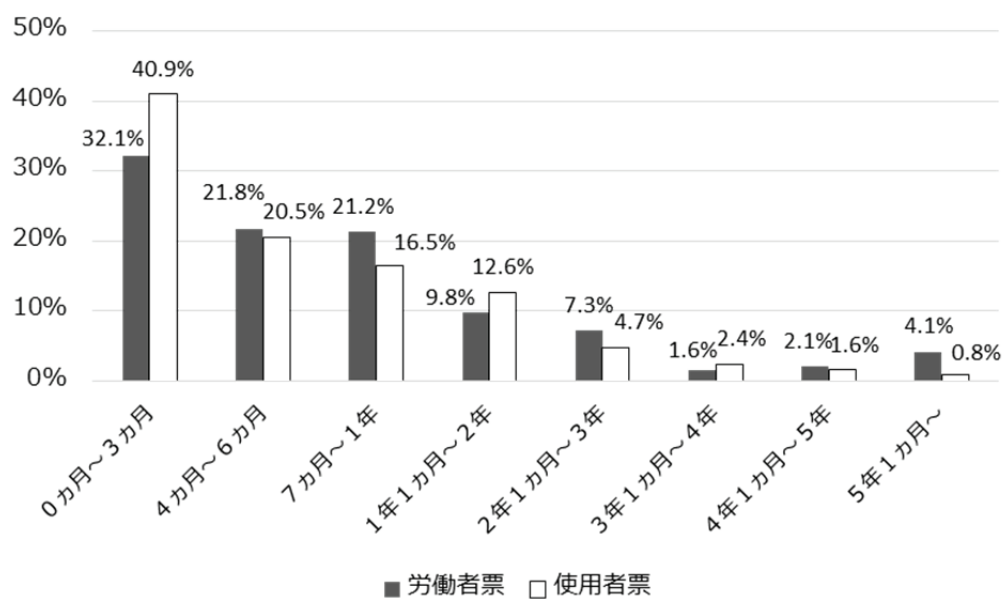
問1付問1で尋ねた問題発生時期と問3の労働審判手続の申立て時期との差を計算することにより、本調査の回答者が、問題の発生からどの程度の期間で労働審判手続の申立てに至っているのかを確認した。

まず代表値を見ると、労働者側では、最小が0ヵ月、最大が146ヵ月（12年2ヵ月）、平均値が13.3ヵ月、中央値が6ヵ月であり、使用者側では、最小が0ヵ月、最大が89ヵ月（7年5ヵ月）、平均値が9.0ヵ月、中央値が5ヵ月である。

もっとも、問1付問1・問3とも、月単位（「20XX年X月」）で尋ねているため、以上の数字の読み取りには若干の注意を要する。「0ヵ月」とは、原因となった問題の発生と同じ月に労働審判手続の申立てがあったことを意味し、「1ヵ月」とは、1月を30日として換算すると、問題の発生から1日～59日の範囲の期間に労働審判手続の申立てがあったことを意味する。同様に、「2ヵ月」は、問題の発生から31日～89日、「3ヵ月」は61日～119日、「4ヵ月」は91日～149日の範囲の期間に労働審判手続の申立てがあったことを意味することになる。

以上を前提に、同じ計算の結果を回答の分布で示したのが、図3-3である。

図 3-3 問題発生から労働審判手続申立てまでの期間（月）（労働者票・使用者票）



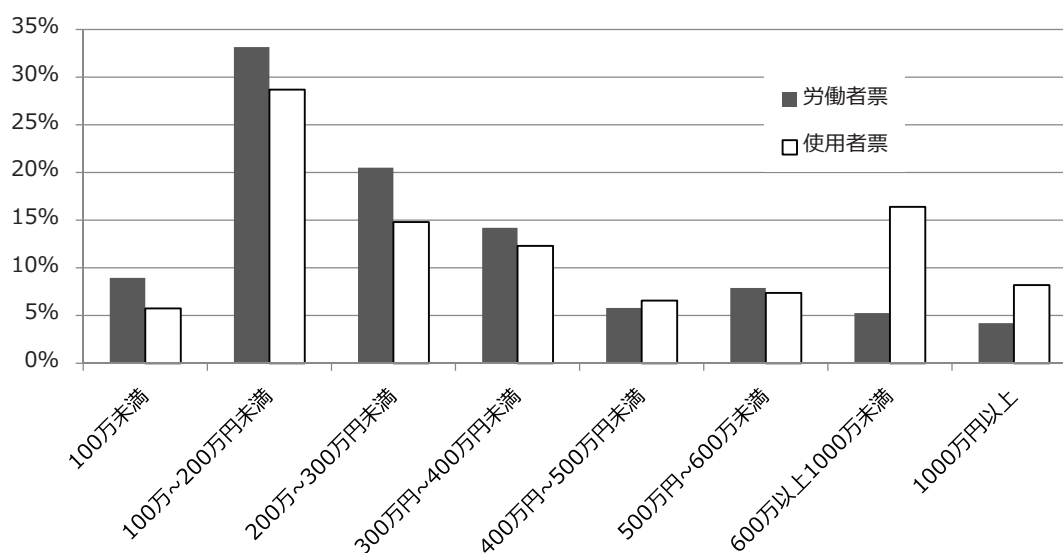
10 申立て時の請求金額（問4）

問4では、今回の労働審判手続で請求した（請求された）金額を尋ねた（申立書が参照できる場合は、「労働審判を求める事項の価額」欄あるいは「申立の価額」欄に記載された金額を答えてもらうようにしている）。

請求金額の回答の代表値は次のとおりである。労働者側では、平均値が322.1万円、中央値が230万円だった。使用者側では、平均値が523.5万円、中央値が300万円となった。

金額の分布は図4のようになる。労働者票と使用者票のいずれにおいても、金額の分布は正に歪む（つまり小さい値のほうに偏る）形状を示している。労働者側、使用者側ともに、「100超～200万円以下」の金額帯が最も多く、3割程度を占めている。

図4 請求金額の分布（労働者票・使用者票）



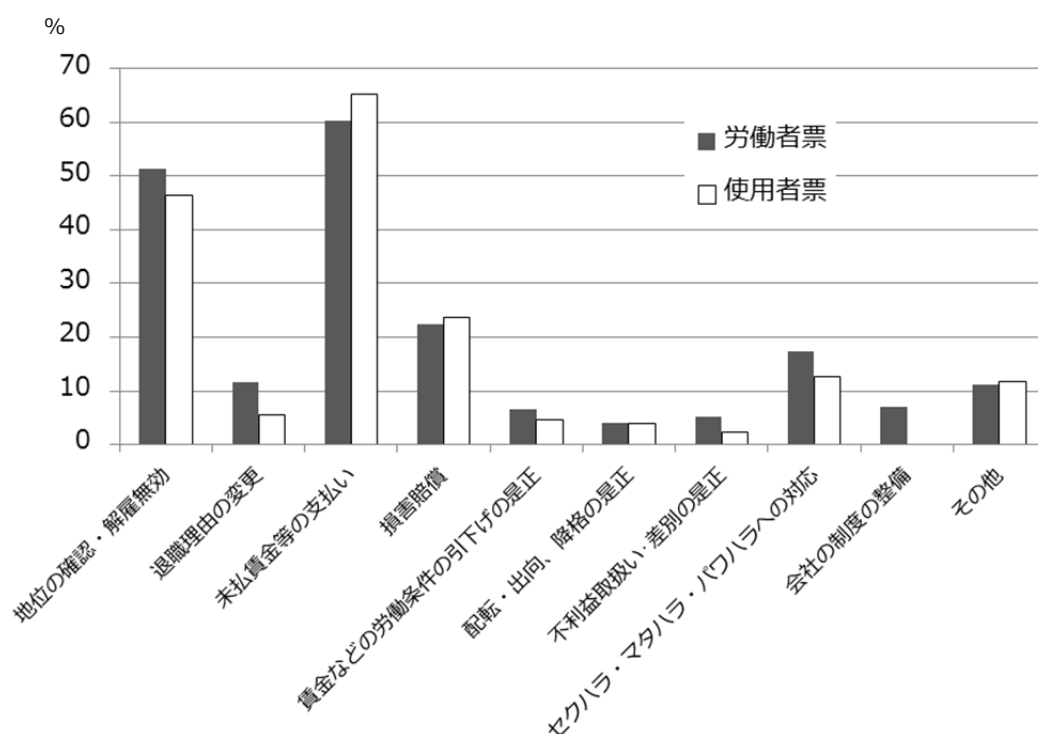
11 申立て時の請求内容（問5）

問5では、今回の労働審判手続で請求した（または請求された）内容を尋ねている（複数回答）。

労働者側で最も多いのは「未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い」（119 ケース、60.4%）、以下「地位の確認（復職・雇用の継続）・解雇無効」（101 ケース、51.3%）、「損害賠償」（44 ケース、22.3%）、「セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応」（34 ケース、17.3%）、「退職理由の変更（自己都合→会社都合）」（23 ケース、11.7%）と続く。

使用者側の回答でもほぼ同様の分布となっており（図5参照）、「未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い」（83 ケース、65.4%）、「地位の確認（復職・雇用の継続）・解雇無効」（59 ケース、46.5%）、「損害賠償」（30 ケース、23.6%）、「セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応」（16 ケース、12.6%）、「その他」（15 ケース、11.8%）の順となっている（「その他」には、たとえば懲戒処分の撤回や退職時期変更などが含まれる）。

図5 請求内容（労働者票・使用者票）



使用者票では、相手方の要求に理由があると考えていたかどうかを付問で尋ねた。この付問に対しては、約4分の1(26.8%)が「理由がある」、半数以上(52.8%)が「理由がない」と考えていたと回答している。

12 在職時の相談環境〔労働者票〕、会社・団体と従業員とのコミュニケーション状況〔使用者票〕（問 6）

問 6 は、労働者票と使用者票とで質問の内容・形式が異なっている。

労働者票の問 6 では、労働審判手続の相手側である会社・団体に在職中に、「①上司・管理職」「②社内の労働組合」「③社内（企業グループ内）の苦情相談窓口」に相談しやすい環境にあったかどうかを尋ねた。

「①上司・管理職」については、「相談しやすかった」が 6.6%、「どちらともいえない」が 10.8%、「相談しにくかった」が 82.6%であった（図 6-1）。なお、この①に関しては無回答が 31 ケースと多くなっている。

「②社内の労働組合」および「③社内の苦情相談窓口」については、図 6-2 および図 6-3 が示すように、「該当するものがなかった」の回答が非常に多い（「②社内の労働組合」は 86.9%、「③社内の苦情相談窓口」は 82.0%）。そこで、「該当するものがなかった」の回答を除いて再集計すると、「②社内の労働組合」（24 ケース）では、「相談しやすかった」が 4.2%、「どちらともいえない」が 25.0%、「相談しにくかった」が 70.8%、「③社内の苦情相談窓口」（33 ケース）では、「相談しやすかった」が 9.1%、「どちらともいえない」が 24.2%、「相談しにくかった」が 66.7%であった。

これに対して、使用者票の問 6 では、今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、会社・団体と従業員との間のコミュニケーションの状態が良好であったかどうかを尋ねた。回答は、「良好であった」が 28.6%、「どちらともいえない」が 22.2%、「良好でなかった」が 49.2%である（図 6-4）。

労働者票と使用者票とでは質問の内容や形式が異なるので単純な比較はできないが、労働者側では「上司・管理職」「社内の苦情相談窓口」の両方で「相談しやすかった」の回答が 1 割を切っている（「上司・管理職」が 6.6%、「社内の苦情相談窓口」が 9.1%）のに対して、使用者側ではコミュニケーションの状態が「良好であった」との回答が 3 割近くになるという相違が見られる。

図 6-1 在職時の相談環境：上司・管理職（労働者票）

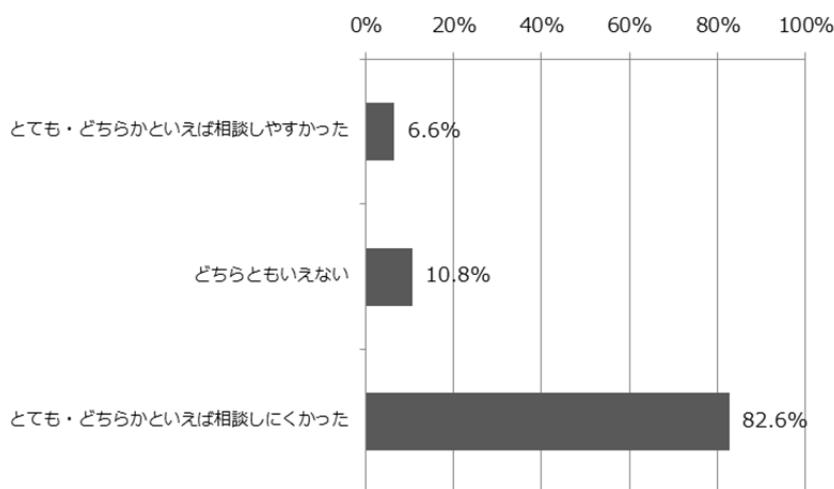


図 6-2 在職時の相談環境：社内の労働組合（労働者票）

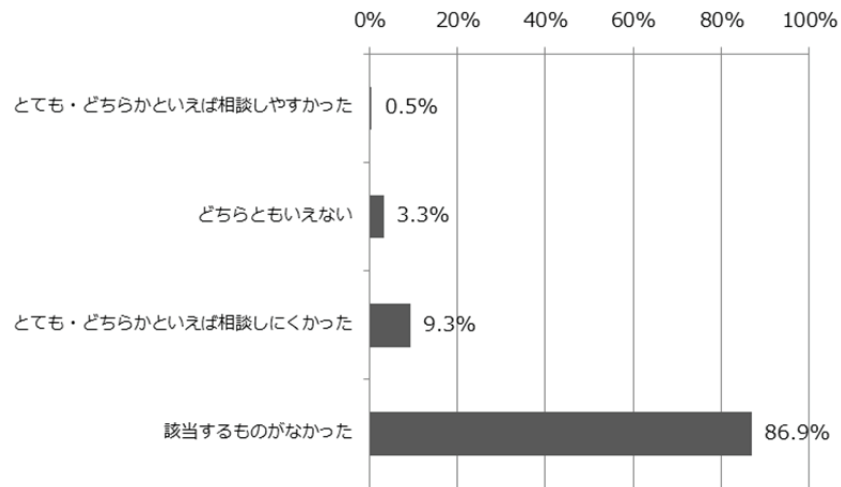


図 6-3 在職時の相談環境：社内（企業グループ内）の苦情相談窓口（労働者票）

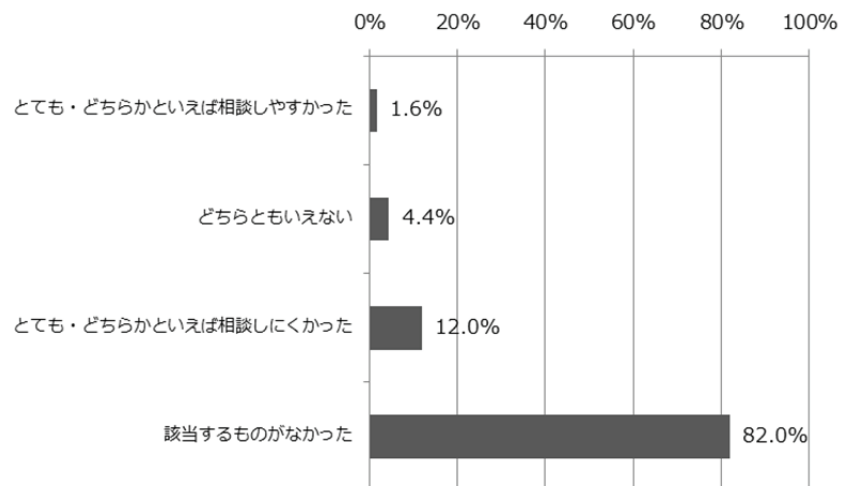
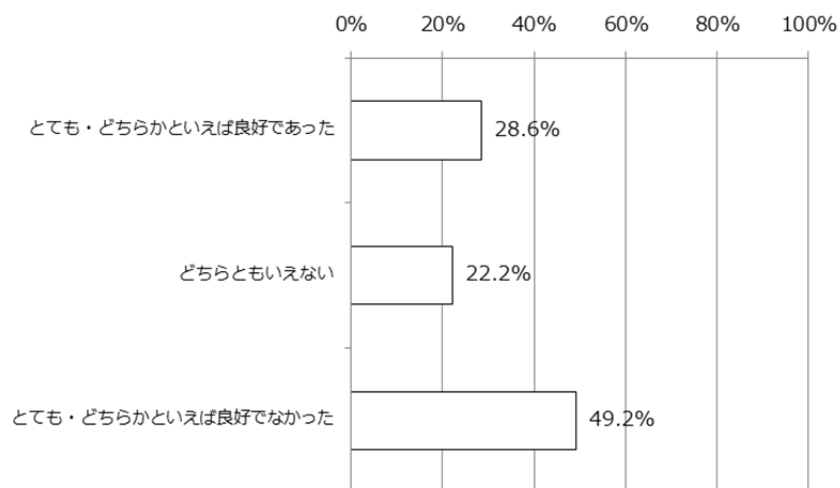


図 6-4 会社・団体と従業員とのコミュニケーション状況（使用者票）



13 労働審判手続の申し立て前の相談先（問7）

問7では、労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、どのような人や機関・専門家に相談したかを尋ねた（複数回答）。

労働者側、使用者側とも、弁護士に相談しているケースが多い（図7-1、図7-2）。労働者側は71.9%が「弁護士（会）に相談した」を選択している。使用者側も、「顧問弁護士に相談した」と「顧問弁護士以外の弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した」を合わせると、77.2%が弁護士に相談している。

労働者側では、次に多いのは「労働基準監督署や労働局の行う相談窓口」（60.2%）だった。「家族・親せき・個人的な知人」（50.5%）、「会社の同僚・上司や知人」（28.1%）など、身近にいる人たちへの相談が目立つが、「法テラス」（31.1%）、「地方自治体の無料法律相談」（14.3%）などの公的相談機関もよく利用されている。「社内の労働組合」への相談（2.0%）と比べて「社外の労働組合」への相談（10.2%）のほうが多いことも特徴として指摘できる。

使用者側では、弁護士以外では、「社会保険労務士」（36.2%）への相談が多い。また、「以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった」の回答が、労働者側では0.5%であるのに対して、使用者側では12.6%と多いのも使用者側の特徴である。

「その他の機関や専門家」としては、労働者側と使用者側の双方からハローワークが複数挙げられている。他にも、労働者側からは心理カウンセラー、使用者側からは税理士といった回答が見られる。

労働者票の付問では、「労働審判手続の利用を決めるにあたってもっとも重要だったもの」を1つだけ選択してもらっている。6割近く（58.7%）が「弁護士（会）に相談した」を選択しており、それ以外では「労働基準監督署や労働局の行う相談窓口を利用した」（14.8%）、「法テラスのコールセンターや法律相談を利用した」（9.5%）という回答が比較的多かった。

図 7-1 労働審判手続の申立て前の相談先（労働者票）

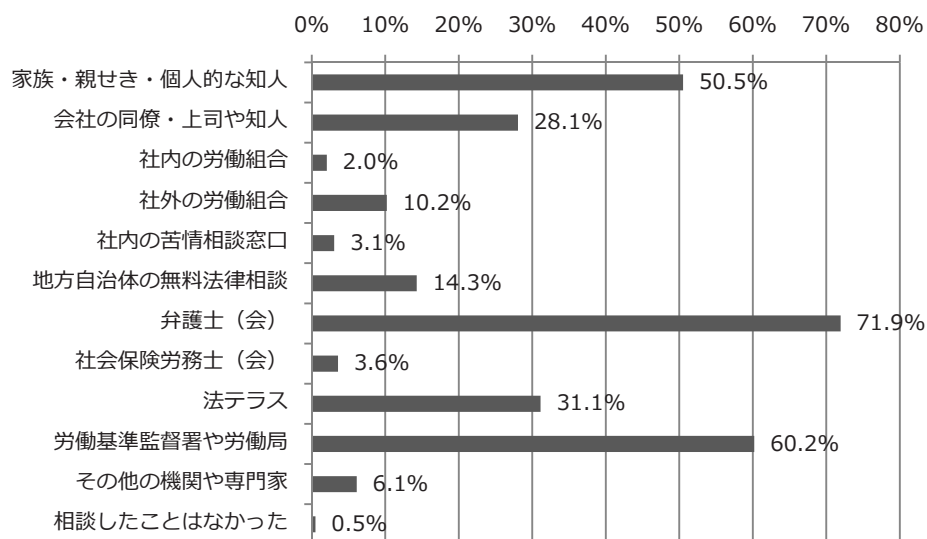
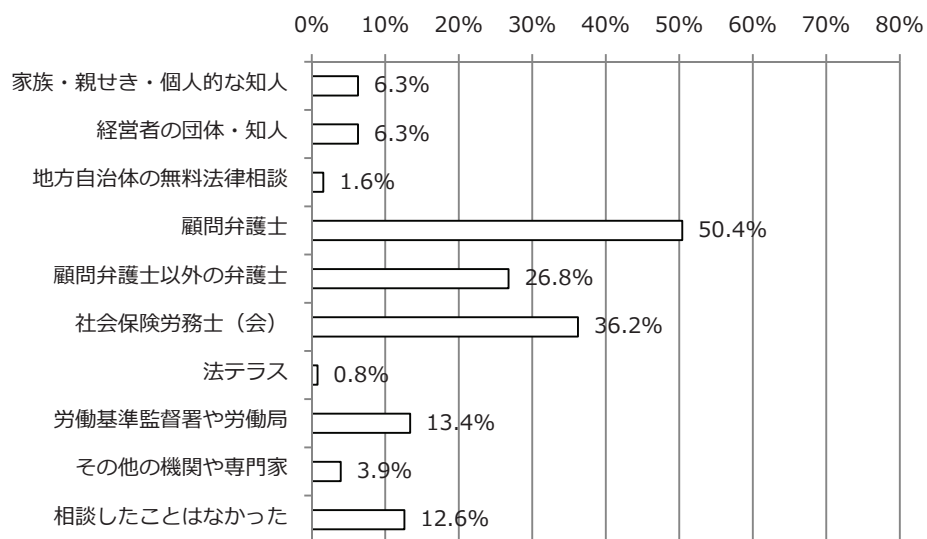


図 7-2 労働審判手続の申立て前の相談先（使用者票）



14 書籍・雑誌・インターネットの参照（問8）

問8では、労働審判手続に関連して、書籍・雑誌・インターネットを調べたかどうかを尋ねた。

労働者側は8割以上が書籍・雑誌・インターネットのいずれかを参照しているのに対し、使用者側で参照したのは6割となっている。

15 労働審判手続の申し立て前の相手側との交渉（問9）

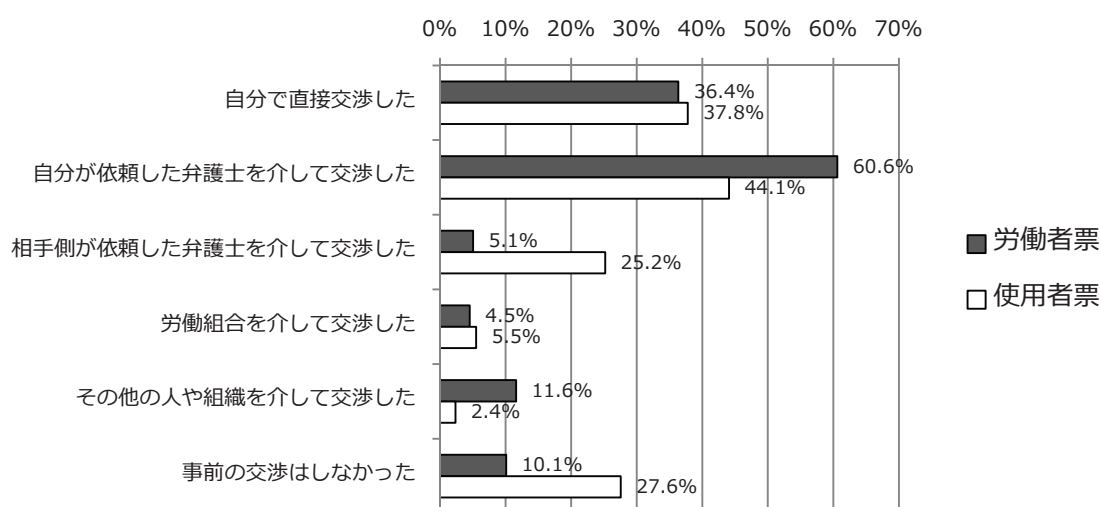
問9では、労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、相手方と交渉したかどうかを尋ねた。

「事前の交渉はしなかった」と答えたのは、労働者側10.1%、使用者側27.6%だった（図9）。その他の人は何らかの形で相手方と交渉していることになるが、そのうち多くを占めるのは弁護士を介した交渉である。労働者側の60.6%が「自分が依頼した弁護士を介して交渉した」、5.1%が「相手側（使用者）が依頼した弁護士を介して交渉した」と回答しており、合わせて3分の2程度が弁護士を介した交渉を行っている。使用者側も、44.1%が「自分が依頼した弁護士を介して交渉した」、25.2%が「相手側（労働者）が依頼した弁護士を介して交渉した」と答えており、7割近くが弁護士を介して交渉している。

「自分で直接交渉した」のは、労働者側36.4%、使用者側37.8%であり、ほぼ同じような水準となっている。

「労働組合を介して交渉した」のはどちらの側も5%前後である。また、「その他の人や組織を介して交渉した」のは、労働者側の11.6%に対して、使用者側は2.4%であった。

図9 労働審判手続の申し立て前の相手側との交渉（労働者票・使用者票）



16 行政的紛争解決制度の利用（問 10）

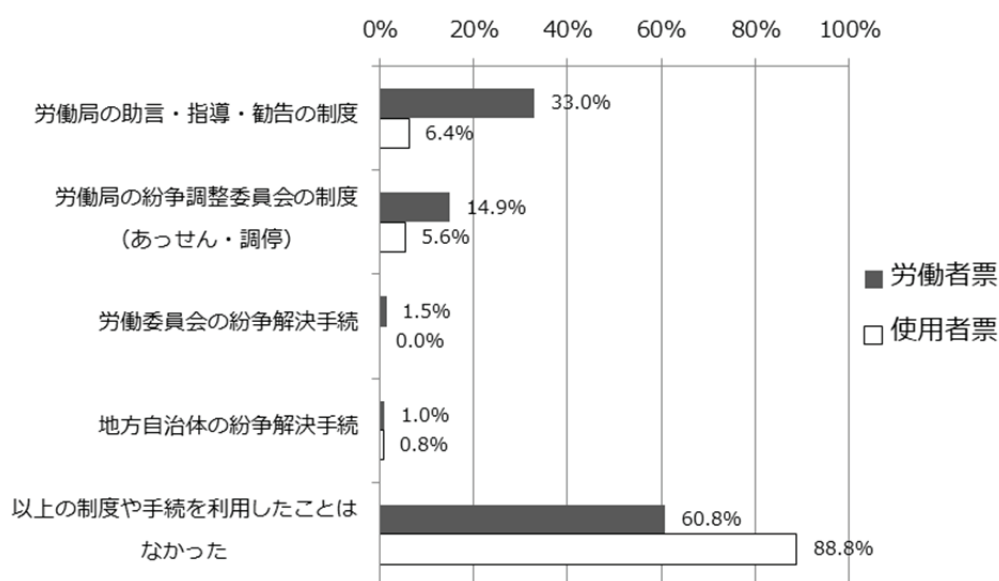
問 10 では、労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会の制度や手続を利用（使用者票では「経由」）したかどうかを尋ねた（複数回答）。

労働者側では、「労働局の助言・指導・勧告の制度」を利用したのが 33.0%、「労働局の紛争調整委員会の制度（あっせん・調停）」を利用したのが 14.9%、「労働委員会の紛争解決手続」を利用したのが 1.5%、「地方自治体の紛争解決手続」を利用したのが 1.0%、「以上の制度や手続を利用したことはなかった」は 60.8%である（図 10）。

これに対して使用者側では、「労働局の助言・指導・勧告の制度」を経由したのが 6.4%、「労働局の紛争調整委員会の制度（あっせん・調停）」を経由したのが 5.6%、「地方自治体の紛争解決手続」を経由したのが 0.8%で、いずれも労働者側の回答と比較すると少ない。なお、使用者側では、「労働委員会の紛争解決手続」を経由したという回答はなかった。

「以上の制度や手続を経由したことはなかった」という回答は、労働者側では 60.8%、使用者側ではさらに多く 88.8%となっている。

図 10 行政的紛争解決制度の利用（労働者票・使用者票）



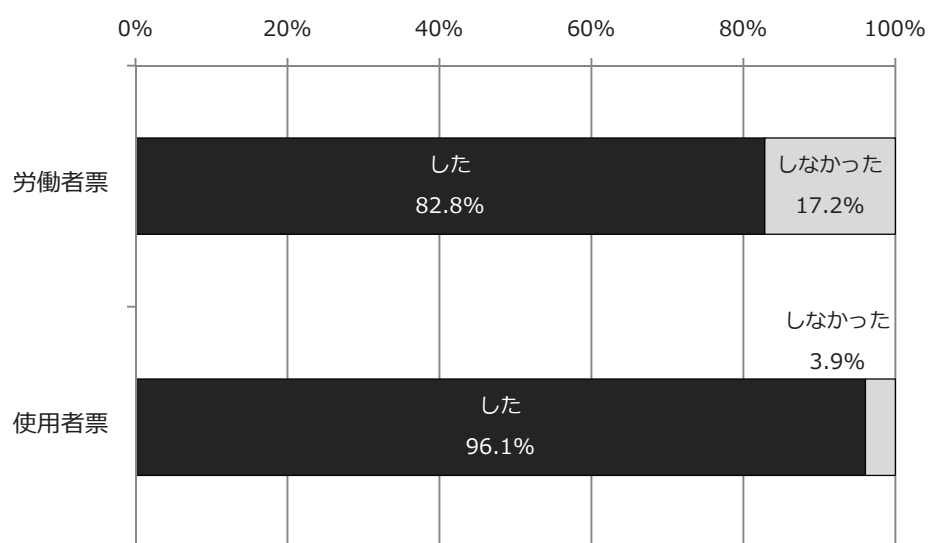
17 弁護士依頼の有無（問 11）

問 11 では、今回の労働審判手続で弁護士を依頼したかどうかを尋ねた。

労働者側では、「依頼した」が 82.8%、「依頼しなかった」が 17.2%、使用者側では、「依頼した」が 96.1%、「依頼しなかった」が 3.9%ある（図 11-1）。

労働者側・使用者側ともに弁護士依頼率が高く、この率は前回調査と比べて増加している。

図 11-1 弁護士依頼の有無（労働者票・使用者票）



18 弁護士への最初の相談時期（問 11 付問 1）

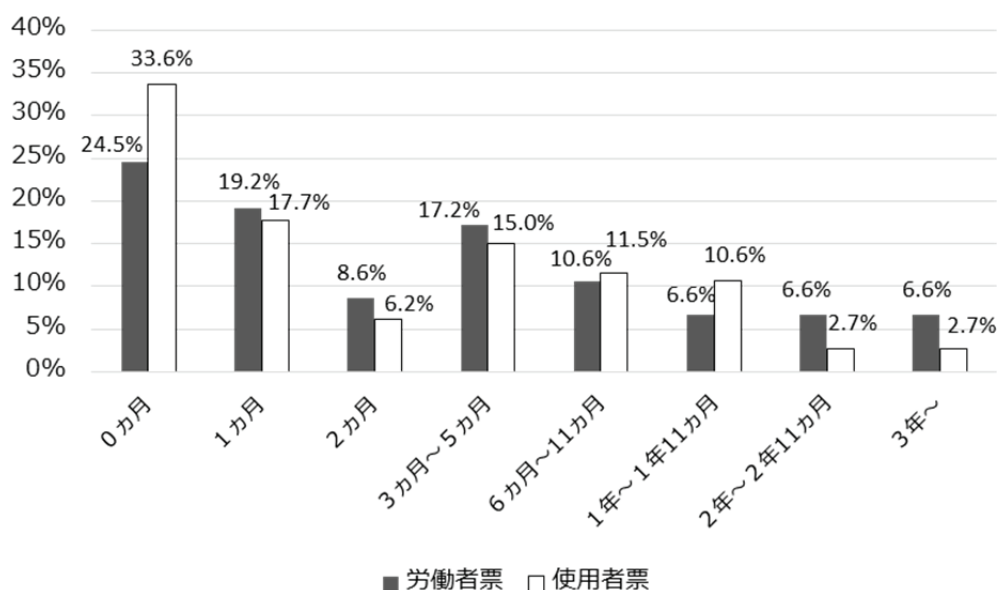
問 11 付問 1 では、今回の労働審判手続で弁護士を依頼したと回答した当事者に、その弁護士に初めて相談した時期を尋ねた。

労働者側は 2018 年 3 月が 24 ケース（14.6%）で最も多く、次いで 2018 年 4 月が 22 ケース（13.4%）、2017 年 12 月が 15 ケース（9.1%）、2018 年 2 月と 2018 年 5 月が各 13 ケース（7.9%）の順である。

使用者側では、2018 年 6 月と 2018 年 7 月がそれぞれ 15 ケース（12.3%）で最も多く、以下、2018 年 5 月が 14 ケース（11.5%）、2018 年 3 月が 12 ケース（9.8%）、2017 年 12 月が 10 ケース（8.2%）である。早い時期では、2006 年 1 月（1 ケース [0.8%]）などの回答もある。

問題発生の時期（問 1 付問 1）から最初の相談時期までの差を計算したところ、図 11-2 の結果が得られた（期間がマイナスになる回答は除外した）。労働者の 4 割強、使用者の約 5 割が 2 ヶ月経たないうちに弁護士に相談している。

図 11-2 問題発生から最初の相談時期までの期間（労働者票・使用者票）



19 弁護士探索経路（問 11 付問 2）

問 11 付問 2 では、弁護士をどのように見つけたかを尋ねた（複数回答）。

労働者側の回答は分散しているが、「広告（インターネットやテレビ、チラシ等）で知った」（29.3%）という回答が最も多い（図 11-3）。そのほか、「自治体や法テラス、弁護士会の法律相談で知った」（23.8%）、「知人に紹介してもらった」（22.0%）、「以前から面識があった」（17.1%）という回答がいずれも 2 割前後の比率となっている。「その他の方法」としては、インターネットによる検索（弁護士ドットコムなど）、他の弁護士や労働センターからの紹介といった回答が見られる。

他方、使用者側では「顧問弁護士だった」と回答した人が過半数（55.4%）を占めている（図 11-4）。以下、「他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介してもらった」（24.8%）、「顧問弁護士ではないが以前から面識があった」（16.5%）の順である。労働者側と異なり、「広告（インターネットやテレビ、チラシ等）で知った」と回答した人は 2.5%にすぎない。

図 11-3 弁護士探索経路（労働者票）

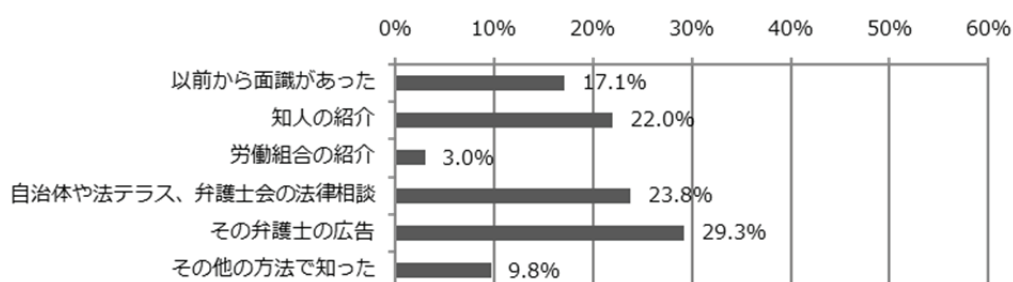
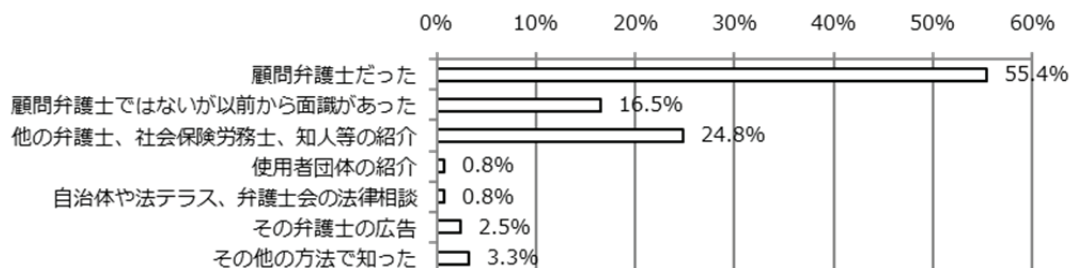


図 11-4 弁護士探索経路（使用者票）



20 弁護士を決めるにあたって重視したこと（問 11 付問 3）

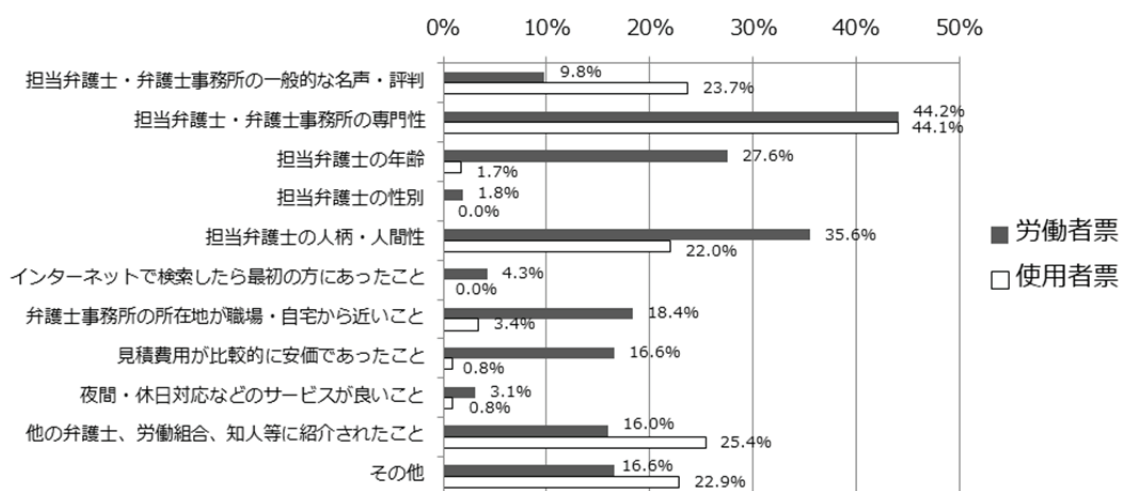
問 11 付問 3 では、依頼した弁護士を決めた際にどのようなことを重視したかを尋ねた（複数回答）。

労働者側・使用者側とも、最も多かったのは「担当弁護士・弁護士事務所の専門性（労働事件に精通していること）」だった（労働者側 44.2%、使用者側 44.1%。図 11-5 参照）が、2 番目以降は労働者側と使用者側とで相違が見られる。

労働者側は、「担当弁護士の人柄・人間性」（35.6%）、「担当弁護士の年齢」（27.6%）、「弁護士事務所の所在地が職場または自宅から近いこと」（18.4%）の順であるが、使用者側は「他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介されたこと」（25.4%）、「担当弁護士・弁護士事務所の一般的な名声・評判」（23.7%）、「その他」（22.9%）の順である。自由記述を見ると、「その他」の具体的な内容として「顧問弁護士だから」「付き合いが長いから」という回答が目立つ。

なお、「担当弁護士の人柄・人間性」についても自由記述で具体的内容を聞いている。回答はさまざまであるが、「親身になってくれた」、「話をしっかり聞いてくれた」、「対応が良かった」と回答した人が比較的多い。

図 11-5 弁護士を決めるにあたって重視したこと（労働者票・使用者票）



21 弁護士に支払った金額（問 11 付問 4）

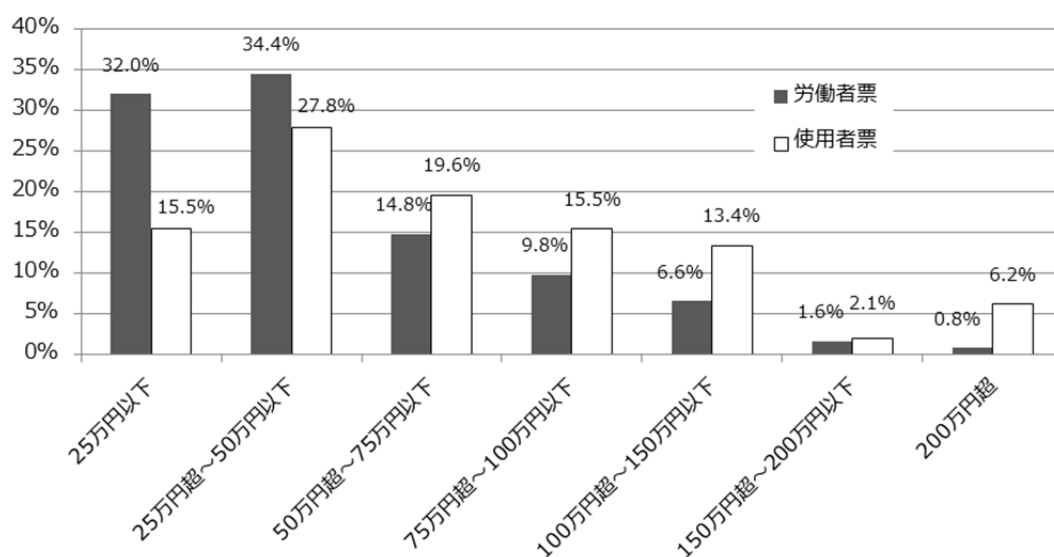
問 11 付問 4 では、弁護士に支払った総額を尋ねるとともに、着手金、報酬、裁判所手数料の内訳を分かる範囲で答えてもらっている。

総額については、労働者側 122 人、使用者側 97 人が回答した。まず代表値を見ると、労働者側の中央値は 37 万円（平均値は 49.2 万円）、最大値は 202 万円である。一方、使用者側の中央値は 60 万円（平均値は 86.7 万円）、最大値は 950 万円となっている。総額の分布は図 11-6 のとおりである。

着手金、報酬については無回答が増え、ケース数はやや少なくなった。着手金の中央値は労働者側で 12 万円、使用者側で 28 万円である（平均値は労働者側 15.7 万円、使用者側 33.6 万円）。報酬の中央値は、労働者側で 25 万円、使用者側で 30 万円である（平均値は労働者側 32.7 万円、使用者側 50.7 万円）。

裁判所手数料についての回答はさらに少ない。労働者側の平均値は 3.8 万円、中央値は 2 万円であるが、回答数が少ない上、申立て時の請求金額（問 4）の回答と比較すると高額に過ぎ、「裁判所手数料」の範囲について誤解に基づく回答がされている可能性があるため、これらの値の利用には注意を要する。使用者側は平均値 2.3 万円、中央値は 0 となっているが、使用者側は申し立てられる側である（つまり裁判所手数料を支払う立場にない）場合が多いことを考えると、こちらも誤解に基づいた回答を反映している可能性がある。

図 11-6 弁護士に支払った総額（労働者票・使用者票）



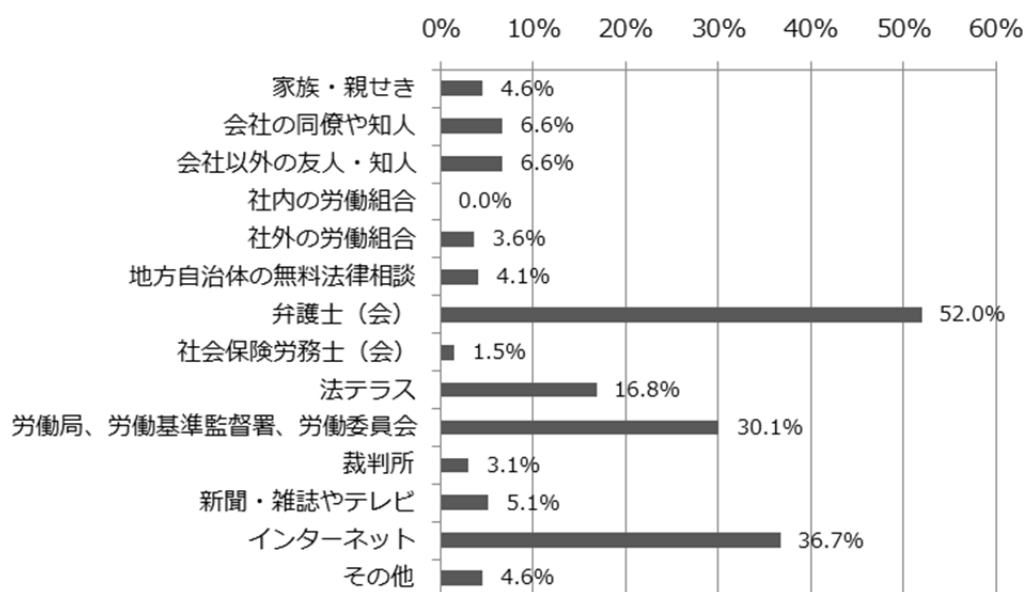
22 労働審判手続に関する情報入手先〔労働者票〕、労働審判制度の認知〔使用者票〕（問 12）

問 12 は、労働者票と使用者票とで異なる内容の質問となっている。

労働者票では、どのような人や組織・専門家を通じて労働審判手続を知ったのかを尋ねた（複数回答）。図 12 が示しているとおり、「弁護士（会）」を通じて知ったとの回答が 52.0% で最も多い。以下、「インターネット」（36.7%）、「労働局、労働基準監督署、労働委員会」（30.1%）、「法テラス」（16.8%）と続く。行政・司法諸機関が労働関係のトラブル・紛争をかかえた人びとを労働審判手続へと導く重要な情報入手先となっていることや、インターネットが情報入手先として大きな役割を果たしていることがうかがわれる。

使用者票では、申し立てられた時点で労働審判という制度を知っていたかどうかを尋ねた。「知っていた」のは約 6 割、「相手方から申し立てがあるまで知らなかった」のは約 4 割という結果となっている。

図 12 労働審判手続に関する情報入手先（労働者票）



23 労働審判手続を利用した理由／労働審判手続に期待したこと（問 13）

問 13 では、労働審判手続を申し立てた理由（申し立てられた側の場合は、労働審判手続に何を期待したか）を尋ねた。質問項目数は、労働者側が 12 項目、使用者側が 13 項目である。

労働者側の回答では、「⑤公正な解決を得たかった」（97.4%）、「⑦事実関係をはっきりさせたかった」（94.9%）、「⑥強制力のある解決を得たかった」（93.4%）、「⑧白黒をはっきりさせたかった」（92.9%）、「④自分の権利を実現し（あるいは守り）たかった」（91.4%）の各項目で、「あてはまる」の肯定回答が 9 割を超えた。逆に肯定回答が比較的少なかったのは、「⑪相手側と話し合いの機会を持ちたかった」（44.3%）、「③自分の個人的自由やプライバシー、健康などを守りたかった」（45.6%）である（図 13-1）。

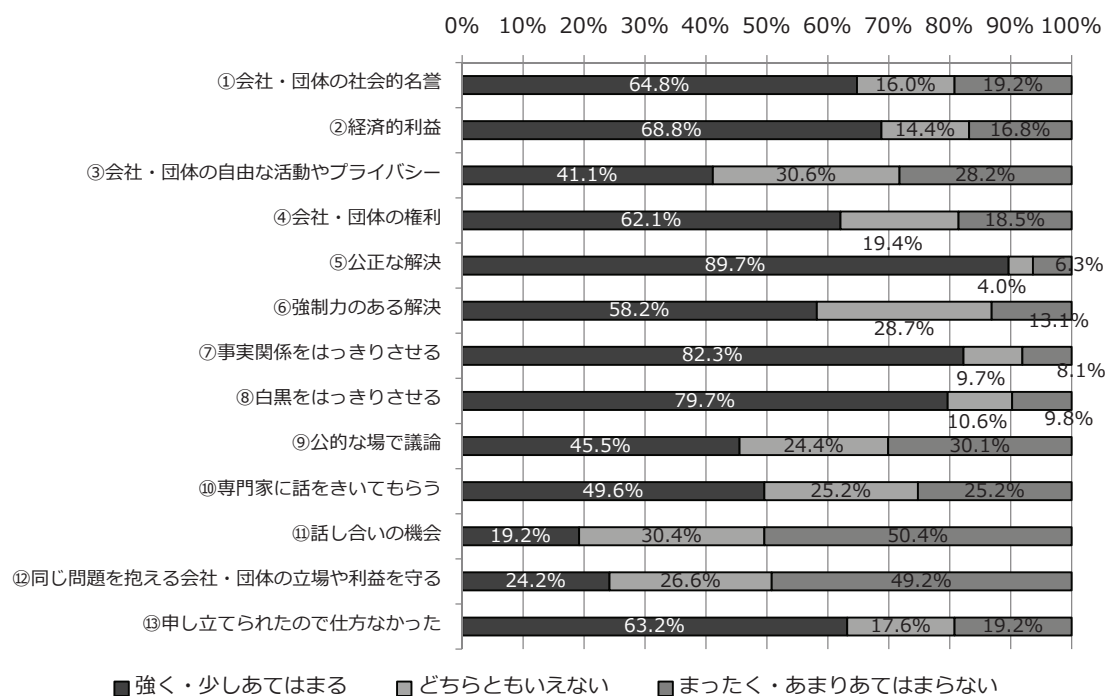
使用者側は、全般的に、「あてはまる」の肯定回答が労働者側と比較して少ない傾向が見られる。そのなかで、使用者側の肯定回答が 9 割近くに達しているのが「⑤公正な解決を得たかった」（89.7%）である。公正な解決への期待が労働者側、使用者側ともに高いことがうかがわれる（図 12-2）。

そのほか、使用者側で肯定回答が比較的高かったのは、「⑦事実関係をはっきりさせたかった」（82.3%）、「⑧白黒をはっきりさせたかった」（79.7%）、「②金銭や財産など経済的な利益を守りたかった」（68.8%）である。他方、使用者側は、「申し立てられる」受動的立場であることが多いことを反映して、労働審判手続に積極的に何かを期待したのではなく、「⑬相手側（労働者側）に申し立てられたので仕方なかった」の回答も 63.2% と高くなっている。

図 13-1 労働審判手続を利用した理由（労働者票）



図 13-2 労働審判手続に期待したこと（使用者票）



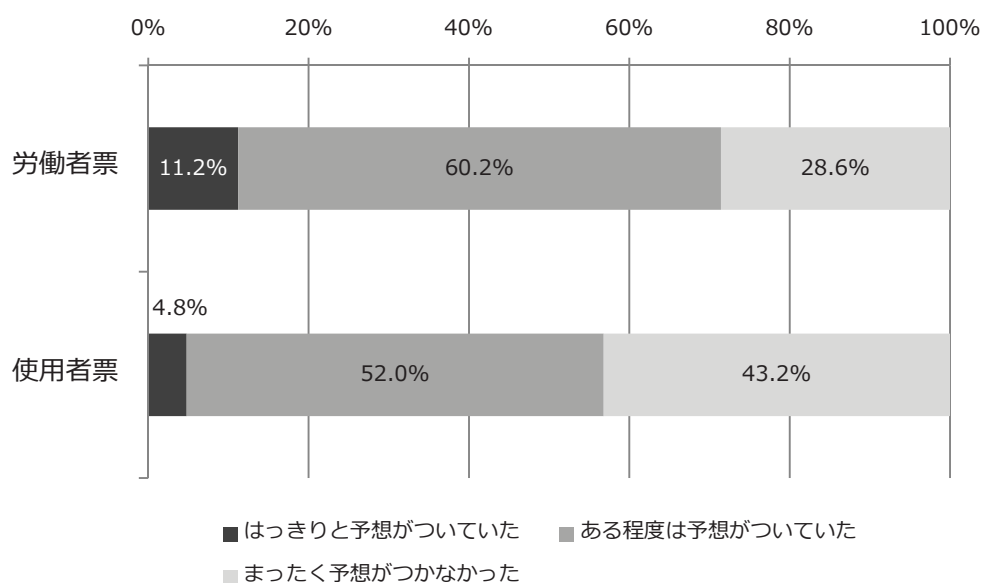
24 費用の予測（問 14）

問 14 では、労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるかについて事前に予想はついていたかを尋ねた。

労働者側は、「はっきりと予想がついていた」が 11.2%、「ある程度は予想がついていた」が 60.2%、「まったく予想がつかなかった」が 28.6%だった。これに対して、使用者側は「はっきりと予想がついていた」が 4.8%、「ある程度は予想がついていた」が 52.0%、「まったく予想がつかなかった」が 43.2%だった（図 14）。

労働者側と使用者側を比較すると、（申し立てた側であることの多い）労働者側に「はっきりと予想がついていた」の回答が比較的多く、使用者側に「まったく予想がつかなかった」の回答が多くなっている。

図 14 費用の予測（労働者票・使用者票）



25 費用の評価（問 15）

問 15 では、労働審判手続を終えて、かかった費用は高いものであったかどうかを尋ねた。

「①労働審判手続を申し立てるにあたって裁判所に納めた手数料」については、労働者側では「高い」が 14.9%、「どちらともいえない」が 46.8%、「安い」が 25.5%、「支払わなかった・あてはまらない」が 12.8%であった（図 15-1）。他方、使用者側では「高い」または「安い」という回答が 1 割近くあるが、使用者側の 98.4%は申し立てられる側であったことを考えると（問 2 参照）、本問の回答に際して何らかの誤解がなかったか、注意を要する数字である。

「②弁護士に支払った金額」については労働者側・使用者側ともに評価が分かれているが、「高い」の評価が比較的多い（労働者側が 33.9%、使用者側が 36.1%）（図 15-2）。「支払わなかった・当てはまらない」を外して再集計すると、労働者側では、「高い」が 40.9%、「どちらともいえない」が 39.6%、「安い」が 19.5%、使用者側では、「高い」が 38.3%、「どちらともいえない」が 47.0%、「安い」が 14.8%である。労働者側は「高い」と「どちらともいえない」がどちらも約 4 割で拮抗しており、使用者側は「どちらともいえない」が半数近くとなっている。

「③労働審判手続にかかった費用の総額」については、労働者側は「どちらともいえない」という回答が多く、使用者側は「高い」という回答が過半数を占めている（図 15-3）。

図 15-1 費用の評価：裁判所手数料（労働者票・使用者票）

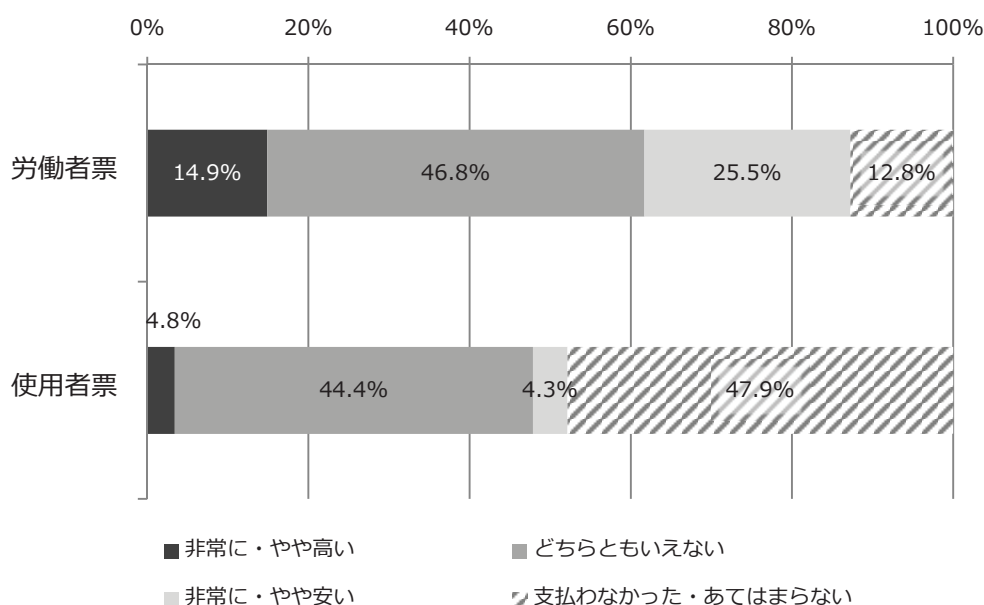


図 15-2 費用の評価：弁護士報酬（労働者票・使用者票）

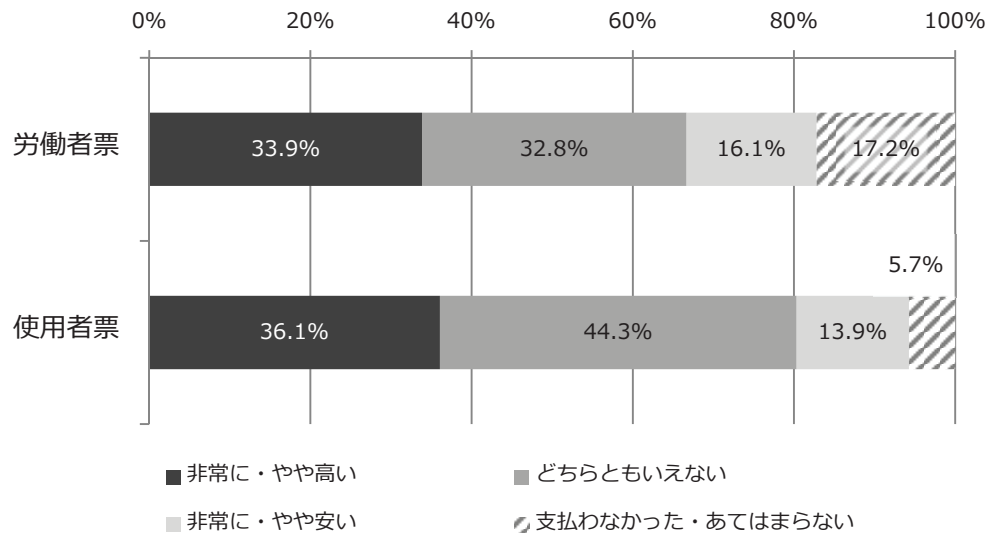
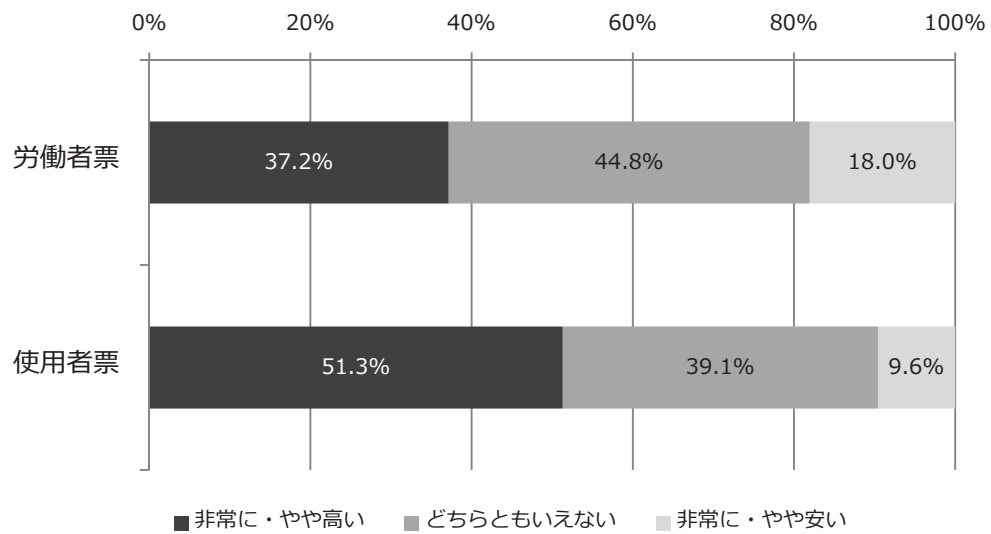


図 15-3 費用の評価：総額（労働者票・使用者票）

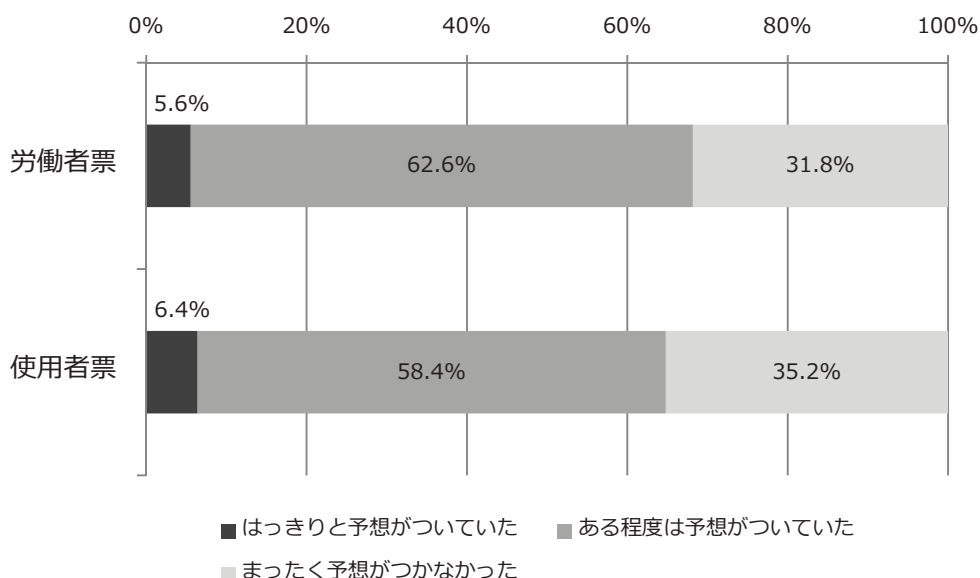


26 時間の予測（問 16）

問 16 では、今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はついていたかどうかを尋ねた。

労働者側は、「はっきりと予想がついていた」が 5.6%、「ある程度は予想がついていた」が 62.6%、「まったく予想がつかなかった」が 31.8%である。これに対して使用者側は、「はっきりと予想がついていた」が 6.4%、「ある程度は予想がついていた」が 58.4%、「まったく予想がつかなかった」が 35.2%となっている（図 16）。申し立てた側であることの多い労働者側のほうが、かかる時間をある程度予測できていたと言える。ただし、「はっきりと予想がついていた」のは労働者側・使用者側とも 1 割に満たない。逆に、「まったく予想がつかなかった」という回答も労働者側・使用者側の両方で 3 割以上あった。

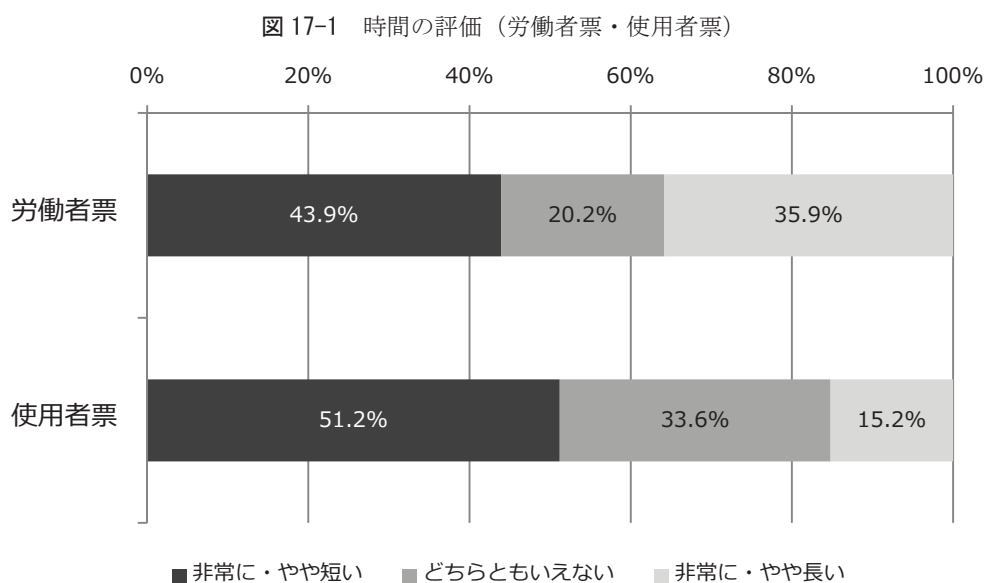
図 16 時間の予想（労働者票・使用者票）



27 時間の評価（問 17）

問 17 では、労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思ったかを尋ねた。

労働者側では、「短い」が 43.9%、「どちらともいえない」が 20.2%、「長い」が 35.9%であり、使用者側では、「短い」が 51.2%、「どちらともいえない」が 33.6%、「長い」が 15.2%であった。労働者側で 4 割以上、使用者側で 5 割以上の回答者が、かかった時間は「短い」と回答している（図 17-1）。



28 時間の満足度（問 17 付問）

問 17 付問では、問 17 で回答した時間の短さや長さについて、満足しているかどうかを尋ねた。

労働者側は、「満足している」が 38.9%、「どちらともいえない」が 35.4%、「満足していない」が 25.8%であり、使用者側は、「満足している」が 44.4%、「どちらともいえない」が 35.3%、「満足していない」が 20.2%であった（図 17-2）。

図 17-3 は、問 17（時間の評価）の回答と問 17 付問（時間の満足度）の回答の関係を示したグラフである。概ね、時間が短いと回答した人ほど満足している傾向があることがわかる。

図 17-2 時間の満足度（労働者票・使用者票）

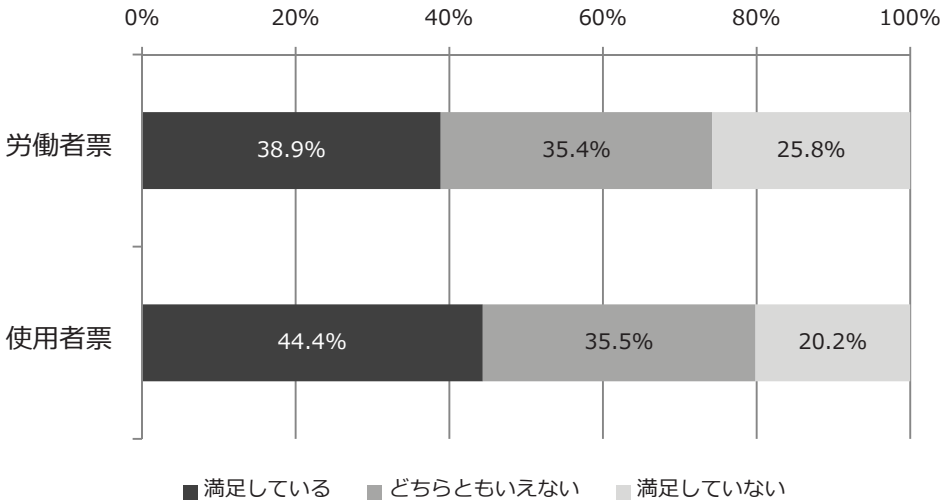
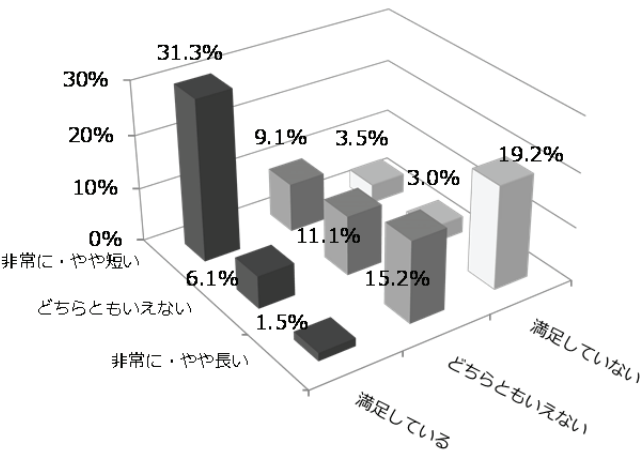
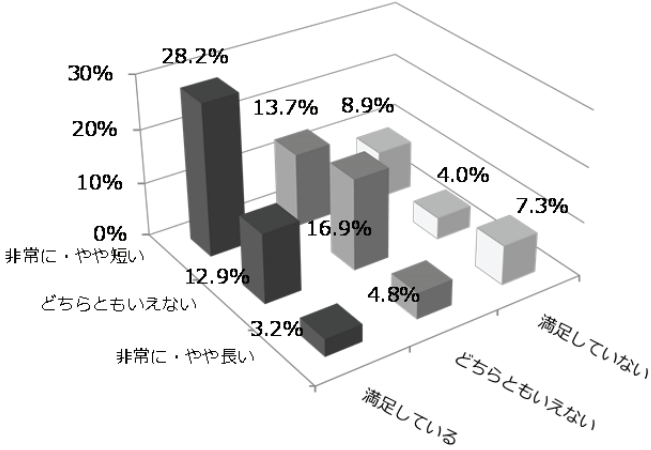


図 17-3 時間の評価と満足度の関係

労働者票



使用者票



29 労働審判手続の過程・経過の評価（問 18）

問 18 では、労働審判手続の過程や経過について、8 項目に分けて評価を尋ねた。

図 18-1、図 18-2 が示すように、労働者側、使用者側とも「②労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分提出できた」、「⑤労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった」、「⑦今回の労働審判手続は、迅速に進められた」の 3 項目で、「そう思う」の肯定的な評価が 6 割を超えている。また、「①労働審判手続の中で、自分の立場を十分主張できた」、「④労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった」、「⑥結果はともあれ、進み方は公正・公平だった」の 3 項目でも肯定的評価はどちらの側でも 5 割を超えている。

総じて、労働審判手続の過程や経過についての当事者の評価は高いといえるが、その一方で、「③相手側の主張・立証について十分に理解できた」では、「そう思う」の回答が、労働者側で 16.7%、使用者側では 12.8%と少ない。「⑧今回の労働審判手続では、充実した審理が行われた」についても、使用者票では「そう思う」の回答が 5 割を下回った。

図 18-1 労働審判手続の評価（労働者票）

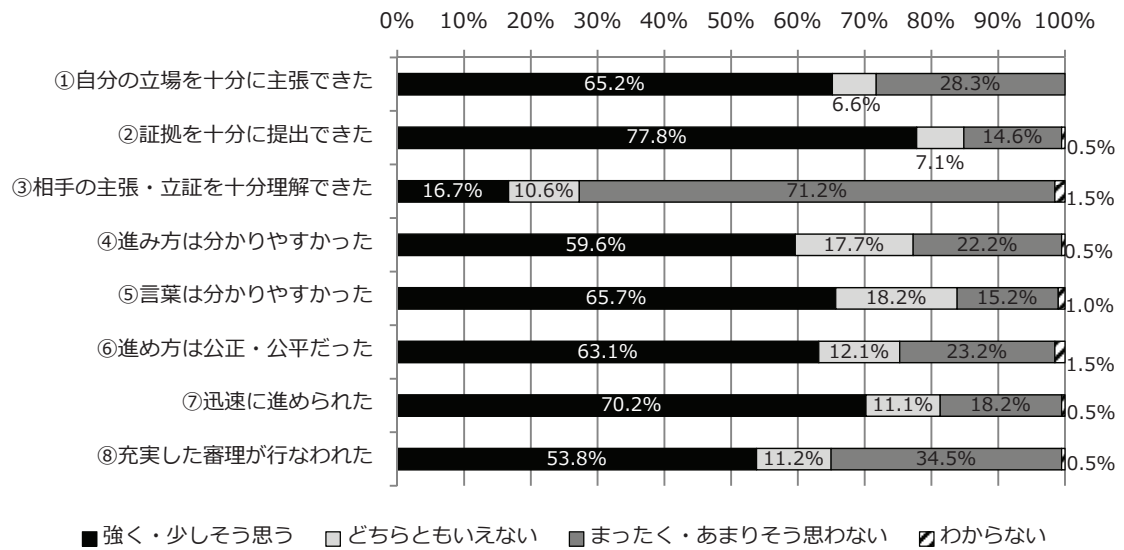
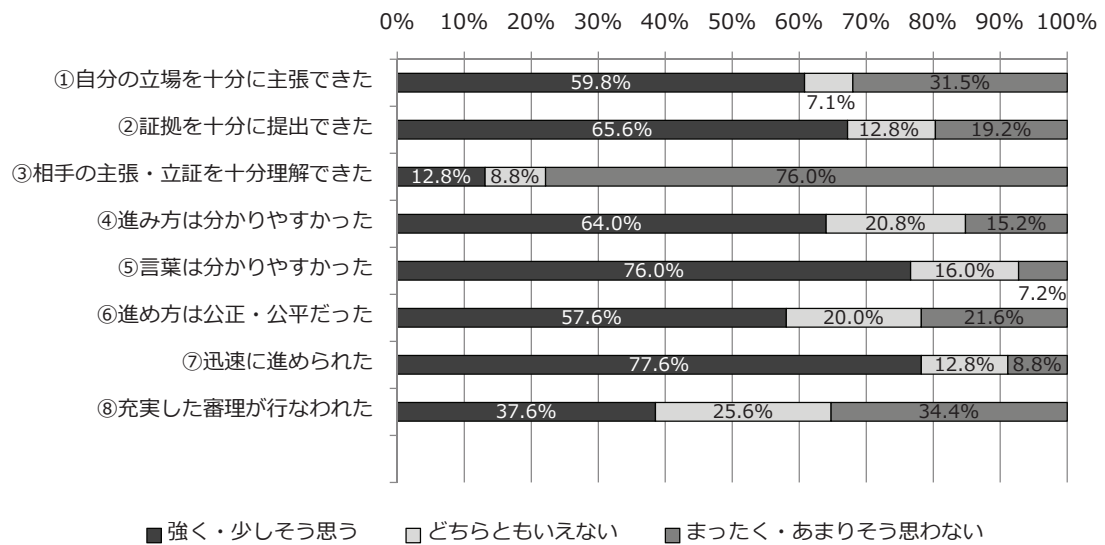


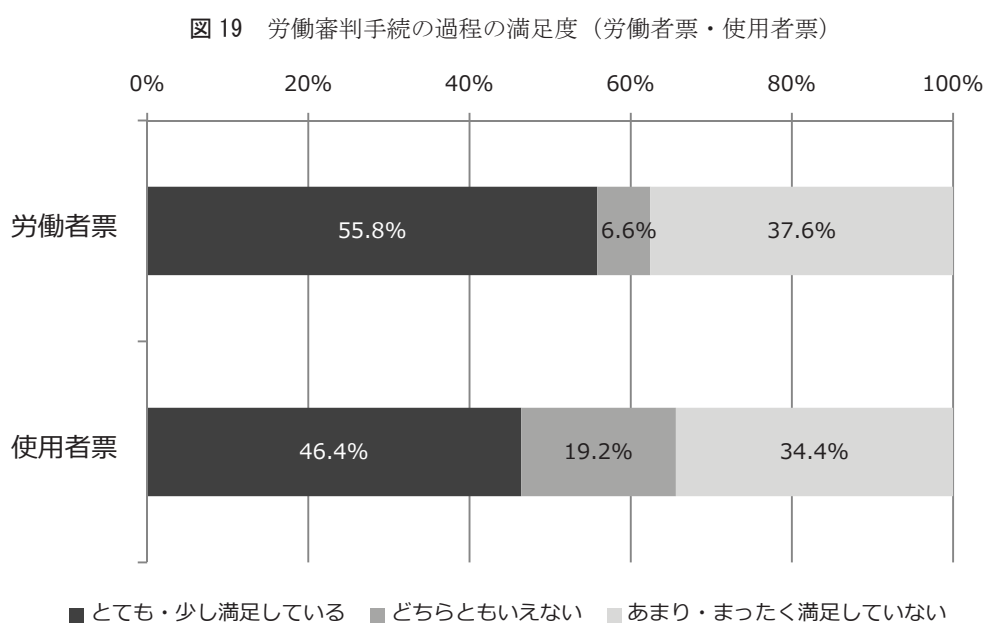
図 18-2 労働審判手続の評価（使用者票）



30 労働審判手続の過程の満足度（問 19）

問 19 では、労働審判手続の過程に満足したかどうかを尋ねた（結果ではなく、過程についての満足度を尋ねる質問である）。

労働者側は肯定的な評価が 55.8%であり、5 割を超えている。「どちらともいえない」という回答は 6.6%、「あまり満足していない」または「満足していない」という回答は 37.6%であった。使用者側は、肯定的な回答が 46.4%、「どちらともいえない」という回答が 19.2%、否定的な回答が 34.4%であった（図 19）。

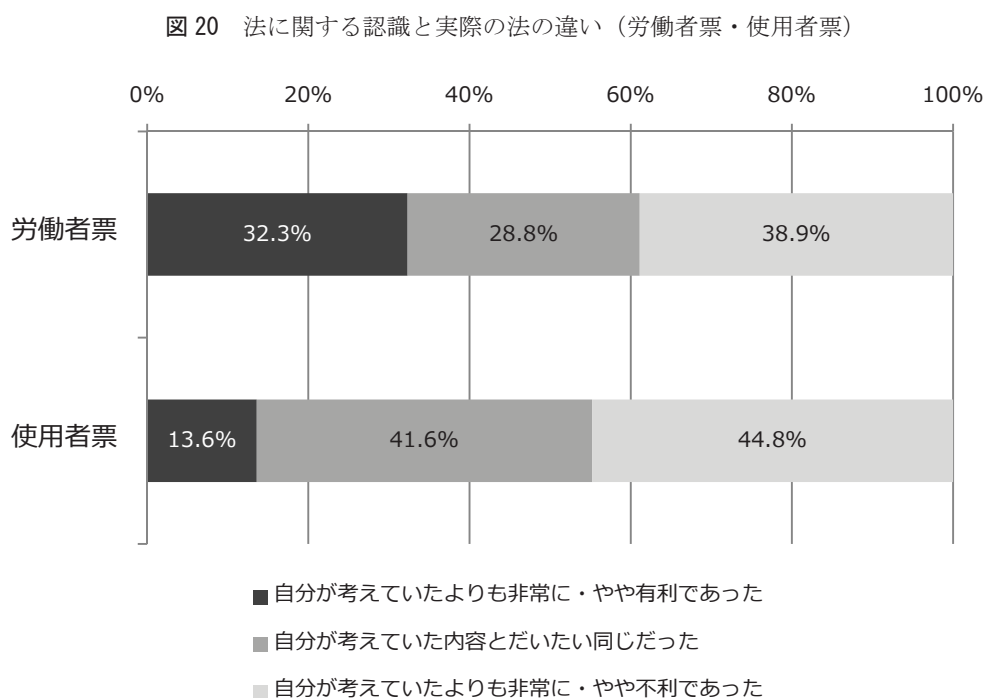


31 法に関する事前の認識と実際の法の違い（問 20）

問 20 では、労働審判手続を通じて審判官や弁護士から知らされた法（ルール）の内容が、回答者のそれまでの考えとどのくらい異なっていたかを尋ねた。

自分が考えていた内容と比較して実際の法が「非常に有利であった」または「やや有利であった」と答えたのは、労働者側が 32.3%であったのに対し、使用者側では 13.6%にとどまっている。逆に、「非常に不利であった」または「やや不利であった」と答えたのは、労働者側で 38.9%、使用者側で 44.8%となっている。

図 20 に見られるように、労働者側の回答は「有利」・「だいたい同じ」・「不利」にほぼ三分されている。一方、使用者側は、法の内容を実際よりも（使用者側にとって）有利なものとして考える傾向があったことがうかがわれる。

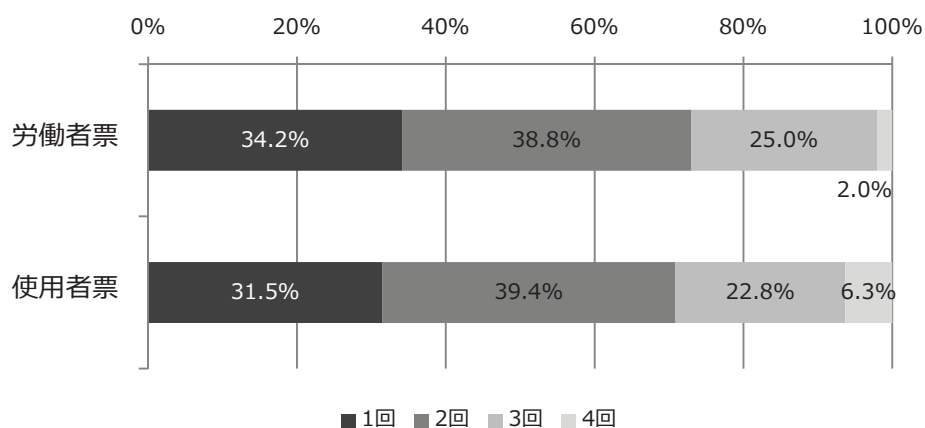


32 期日の回数（問 21）

問 21 では、労働審判手続での期日の回数を尋ねた。

すべての回答が「4 回」以下となっており、最も多かったのは労働者側・使用者側ともに「2 回」である。「1 回」も 3 割以上を占めている（図 21）。

図 21 期日の回数（労働者票・使用者票）

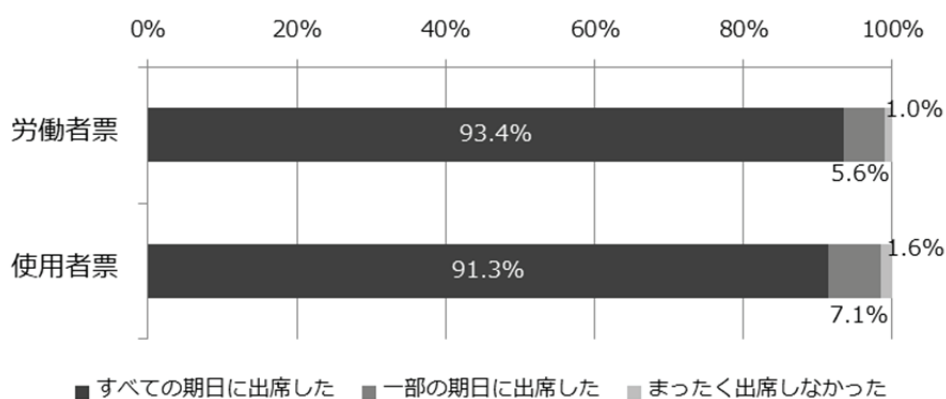


33 期日への出席（問 22）

労働者側と使用者側のどちらも、「すべての期日に出席した」のが 9 割を超えており、一切を代理人に任せて「まったく立ち会わなかった」当事者はきわめて少数である（図 22）。なお、使用者側で「会社・団体の誰かが出席し、回答者自身は出席していない」のは 2 ケースのみだった。

以下の問 23 から問 29（使用者票では問 27）までの質問は、問 22 で「すべての期日に出席した」または「一部の期日に出席した」と回答した当事者（使用者票ではさらに回答者自身が出席した場合に絞っている）だけに尋ねている。

図 22 期日への出席（労働者票・使用者票）

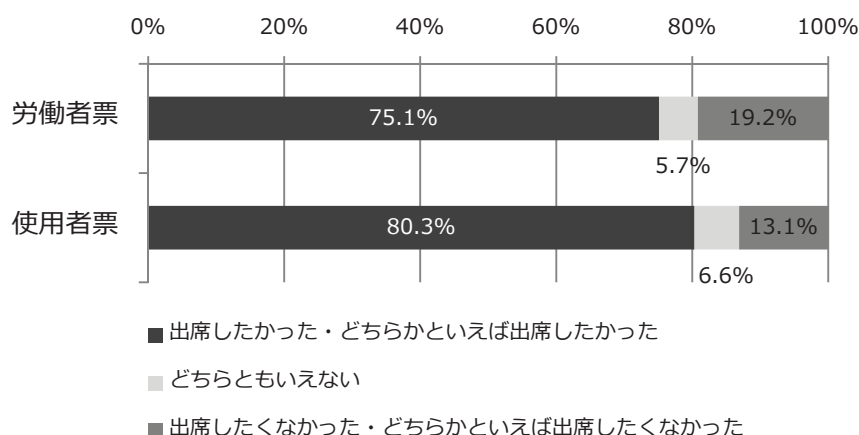


34 期日への出席の希望（問 23）

問 23 では、労働審判手続前に回答者自身が期日に出席したいと思っていたかどうかを尋ねた。

労働者側・使用者側とも「出席したかった」または「どちらかといえば出席したかった」という回答が4分の3を超えているが、「出席したくなかった」または「どちらかといえば出席したくなかった」という回答も一定割合で存在する。

図 23-1 期日への出席の希望（労働者票・使用者票）

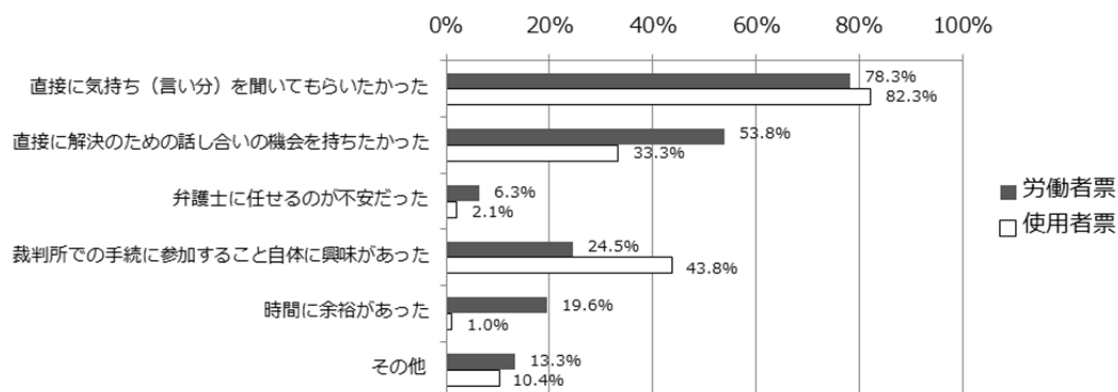


35 出席したかった理由（問 23 付問 1）

問 23 付問 1 では、問 23 で「出席したかった」または「どちらかといえば出席したかった」と回答した人を対象に、出席したかった理由について尋ねた（複数回答）。

労働者側・使用者側とも、最も多かったのは「直接に自分の気持ち（御社の言い分）を十分に聞いてもらいたかった」という理由であった（図 23-2）。

図 23-2 出席したかった理由（労働者票・使用者票）

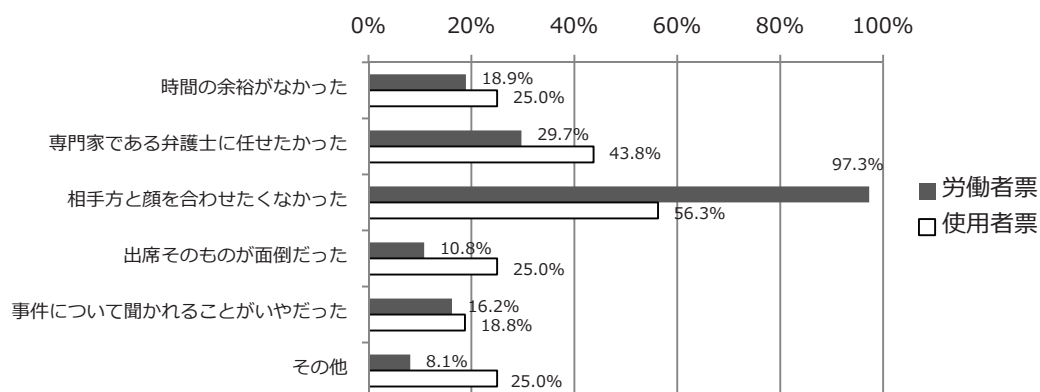


36 出席しなくなかった理由（問 23 付問 2）

問 23 付問 2 では、問 23 で「出席しなくなかった」または「どちらかといえば出席しなくなかった」と回答した人を対象に、出席しなくなかった理由について尋ねた（複数回答）。

最も多かったのは「相手方と顔を合わせたくなかった」という理由であった。特に労働者側は 97.3%（37 ケース中 36 ケース）がこのことを理由として挙げている。

図 23-3 出席しなくなかった理由（労働者票・使用者票）



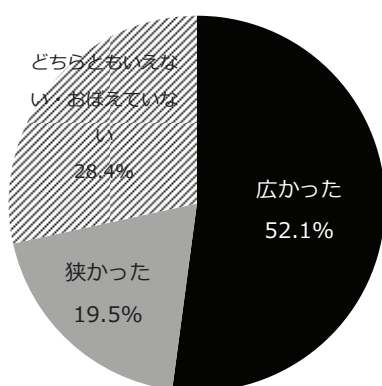
37 裁判所の部屋の印象（労働者票 問 24）

労働者票の問 24 では、問 22 で「すべての期日に出席した」または「一部の期日に出席した」と回答した当事者に対して、初めて労働審判手続が行われる部屋に入った直後の印象を尋ねた。

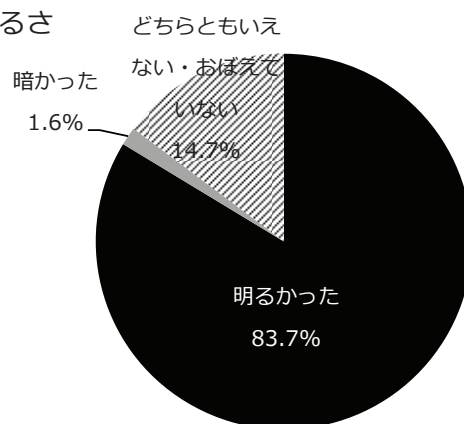
5つの項目に分けて印象を質問したところ、図 24 の回答が得られた。部屋は「広かった」という回答が過半数を占める一方で、相手との距離が「近すぎて落ち着かなかった」という回答が4割を超えている。

図 24 裁判所の部屋の印象（労働者票）

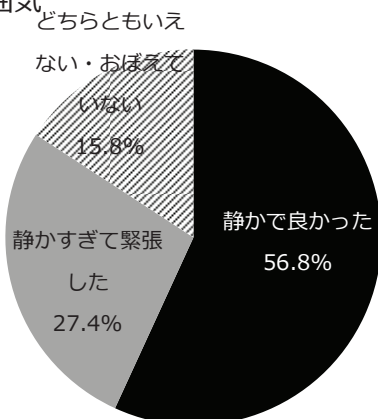
①部屋の広さ



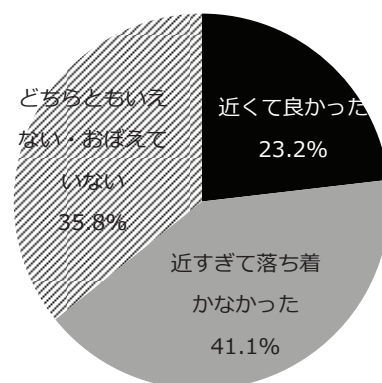
②部屋の明るさ



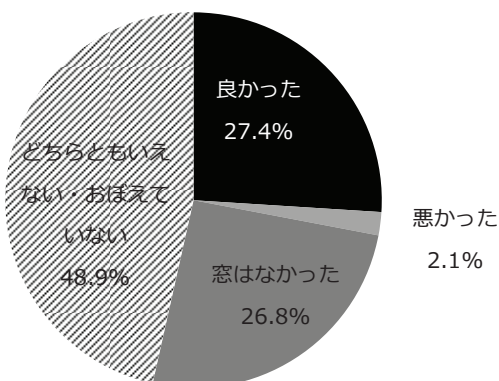
③部屋の雰囲気



④相手との距離



⑤部屋からの眺め

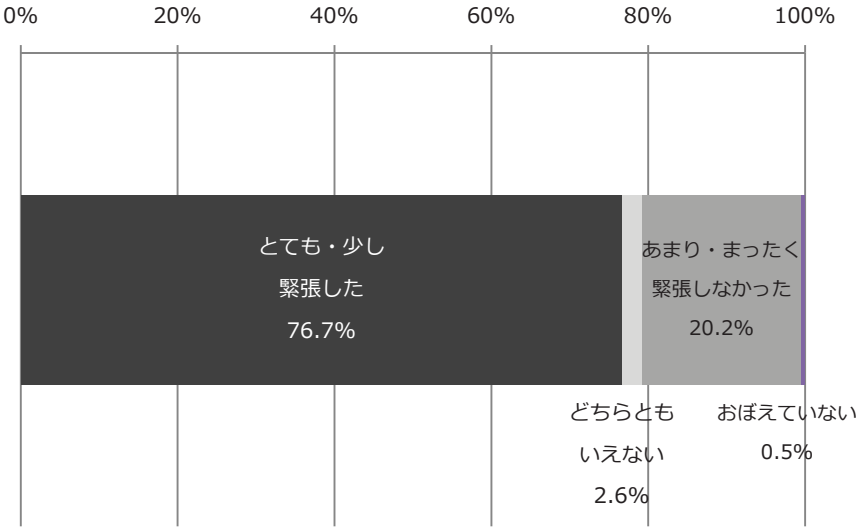


38 当日の緊張度（労働者票 問 25）

労働者票の問 25 では、問 22 で「すべての期日に出席した」または「一部の期日に出席した」と回答した当事者に対して、初めて労働審判手続に臨んだときに緊張したかどうかを尋ねた。

「とても緊張した」または「少し緊張した」と答えた人が 4 分の 3 以上、「あまり緊張しなかった」または「まったく緊張しなかった」と答えた人は約 5 分の 1 となっている（図 25）。

図 25 当日の緊張度（労働者票）



39 審判官の印象（労働者票 問 26・使用者票 問 24）

労働者票の問 26 および使用者票の問 24 では、労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象を、10 項目に分けて尋ねた。

労働者側では、「そう思う」の肯定的な評価が、「⑤あなたに対してていねいに接してくれた」（76.4%）、「⑨手続を適切に進めていた」（74.4%）、「①中立的な立場で審理を行なった」（71.8%）、「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（71.8%）の 4 項目で 7 割を超えている。さらに、肯定的評価は「⑩審判員とよく協力していた」（65.5%）、「③信頼できる人物だった」（64.1%）、「⑥法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた」（60.8%）の 3 項目で 6 割を超え、「⑧事件の審理のために十分な準備をしていた」（51.5%）、「⑦法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた」（50.8%）の 2 項目で 5 割を超えている（図 26-1）。「④その審判官は、権威的・威圧的だった」についても、審判官に対して肯定的な評価である「そう思わない」が多い（64.9%）。

使用者側では、「そう思う」の肯定的な評価が、「⑤あなたに対してていねいに接してくれた」（81.1%）で 8 割を超え、「①中立的な立場で審理を行なった」（74.4%）、「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（72.7%）、「③信頼できる人物だった」（70.2%）の 3 項目で 7 割を超え、「⑨手続を適切に進めていた」（69.4%）、「⑩審判員とよく協力していた」（68.6%）、「⑥法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた」（62.8%）の 3 項目で 6 割を超えている（図 26-2）。「④その審判官は、権威的・威圧的だった」についても、審判官に対して肯定的な評価である「そう思わない」が多い（71.1%）。労働者票と同様、全項目で肯定的評価が 5 割を超える結果となっている。

なお、「⑦法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた」および「⑧事件の審理のために十分な準備をしていた」の 2 項目は、前回調査では「そう思う」の肯定的な評価が 5 割に若干届かない数字となっていたが（⑦は労働者側 48.7%・使用者側 48.6%、⑧は労働者側 48.5%・使用者側 49.7%）、今回調査ではいずれも 5 割を超えている。

図 26-1 審判官の印象（労働者票）

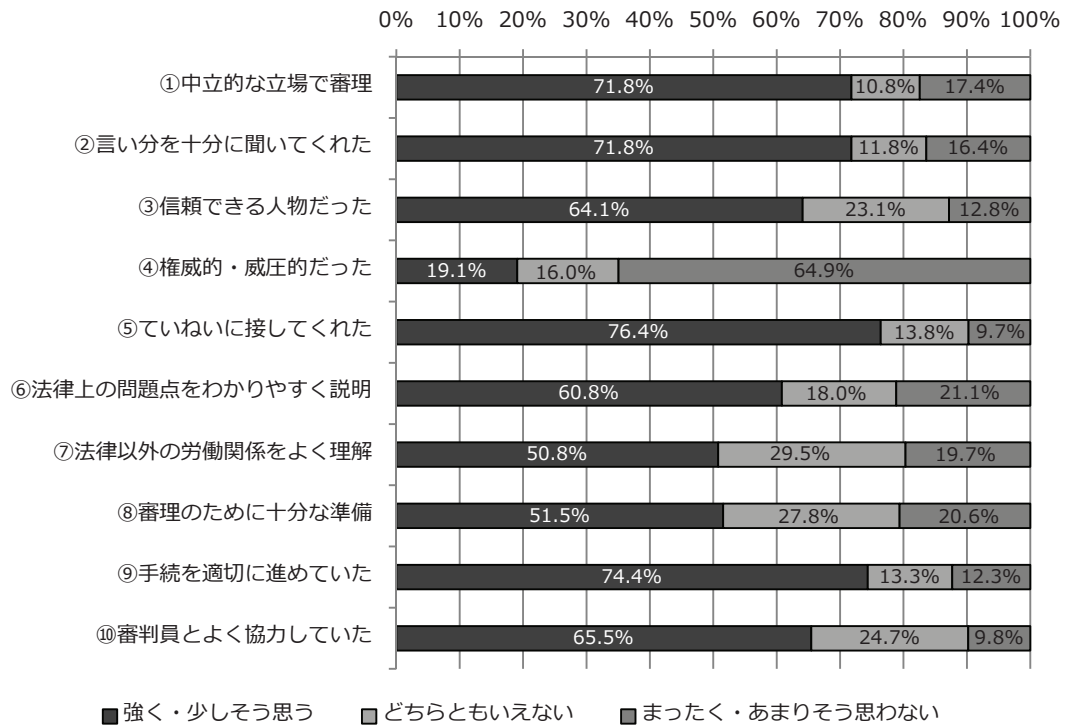
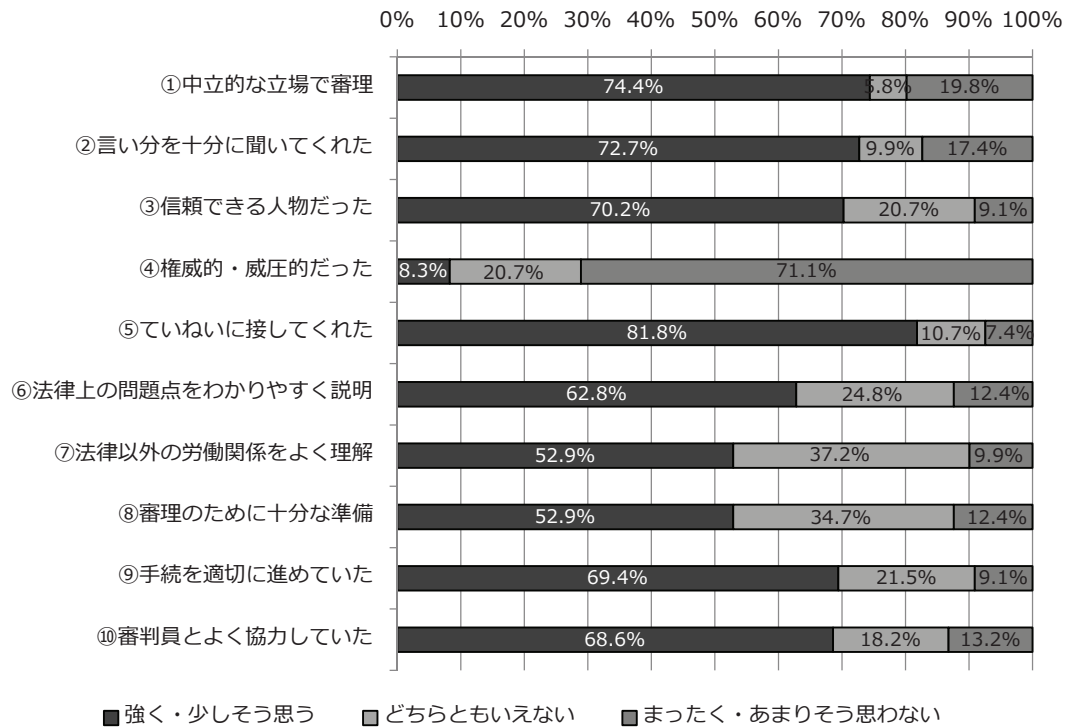


図 26-2 審判官の印象（使用者票）



40 審判官に対する全般的評価（労働者票 問 27・使用者票 問 25）

労働者票の問 27 と使用者票の問 25 では、労働審判手続を担当した審判官（裁判官）に満足しているかどうかを尋ねた。

労働者側では、「とても満足している」または「少し満足している」と肯定的に答えた人が 65.1%、「どちらともいえない」と答えた人が 10.8%、「あまり満足していない」または「まったく満足していない」と否定的に答えた人が 24.1%（図 27-1）である。使用者側では、肯定的な回答が 58.7%、「どちらともいえない」が 16.5%、「満足していない」が 24.8%であった（図 27-2）。

労働者側、使用者側とも「満足している」の回答が 5 割を大きく超えているが、労働者側のほうに「満足している」の回答が多い傾向が見られる。

図 27-1 審判官の全般的評価（労働者票）

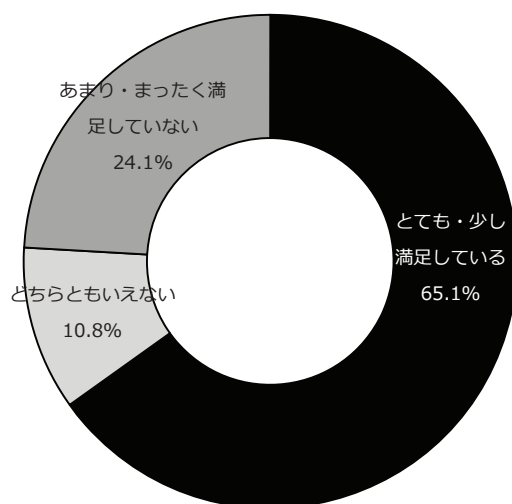
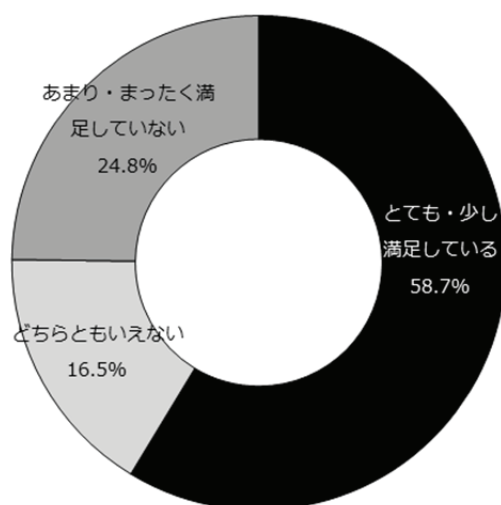


図 27-2 審判官の全般的評価（使用者票）



41 審判員の印象（労働者票 問 28・使用者票 問 26）

労働審判手続には、2 人の審判員が参加している。審判員は、労働組合または使用者団体から、労使関係に関する専門的な知識経験を有する者として推薦され、最高裁判所によって任命された者である。労働審判手続においては、労使それぞれの立場からではなく、中立かつ公正な立場で手続に関与し、紛争の解決に当たるものとされている。

労働者票の問 28 および使用者票の問 26 では、この 2 人の審判員の印象について、9 項目に分けて尋ねた（前回の調査では 2 人の審判員を「審判員 A」・「審判員 B」としてそれぞれの印象を尋ねていたが、今回の調査では「2 人の全体の印象」を尋ねている）。

まず、「審判員たちの印象はまったくわからない」の回答は、労働者側で 4.1%（8 ケース）、使用者側で 5.0%（6 ケース）あった。

「わからない」の回答をはずして再集計すると（図 28-1、図 28-2 はこの再集計結果を示している）、労働者側では、「そう思う」の肯定的な評価が、「①中立的な立場で審理を行なった」（70.4%）「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（68.8%）、「⑤あなたに対していねいに接してくれた」（67.9%）、「⑨審判官やもう 1 人の審判員とよく協力していた」（60.5%）、「③信頼できる人物だった」（58.4%）、そして「⑦法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた」（51.9%）の 6 項目で 5 割を超えている（図 28-1）。さらに、「④権威的・威圧的だった」についても、審判員に対して肯定的な評価である「そう思わない」が多い（64.1%）。

これに対して、使用者側で「そう思う」の肯定的な評価が多かったのは「⑤あなたに対していねいに接してくれた」（67.5%）であり、以下、「①中立的な立場で審理を行なった」（61.7%）、「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（60.9%）、「⑨審判官やもう 1 人の審判員とよく協力していた」（57.0%）、「③信頼できる人物だった」（55.7%）の 5 項目で 5 割を超えている。

なお、審判員の役割としてしばしば強調される「⑦法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた」について見ると、「そう思う」の肯定的な評価が労働者側では 51.9%、使用者側では 42.1%となっており、使用者側の評価がやや低くなっている。

図 28-1 審判員の印象（労働者票）

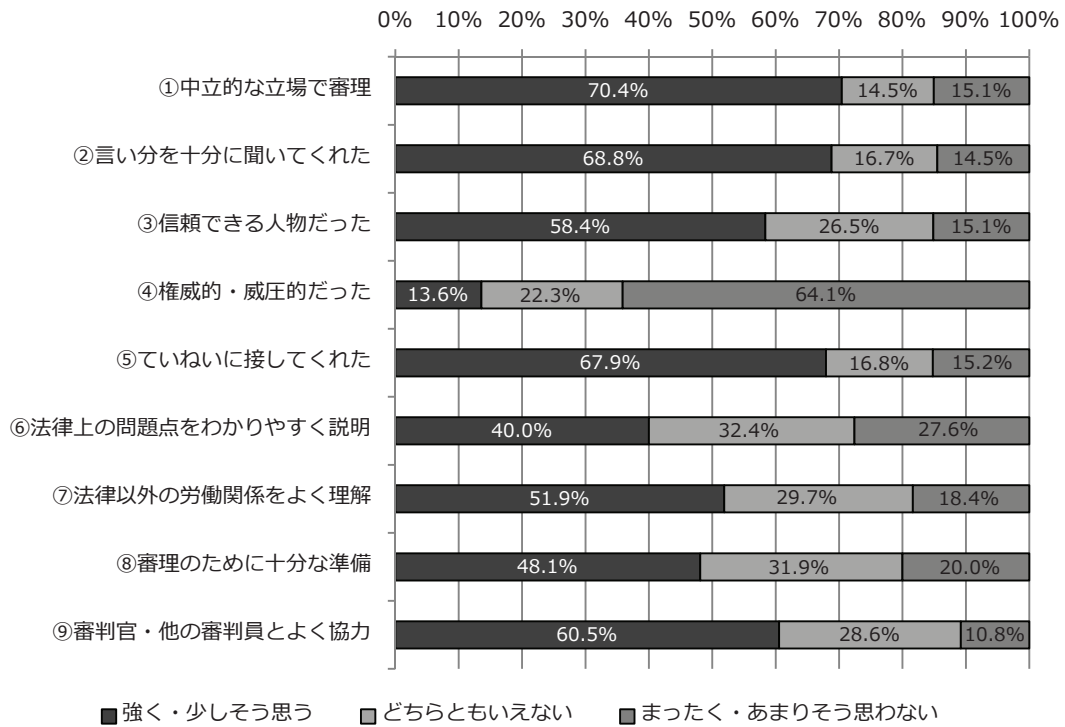
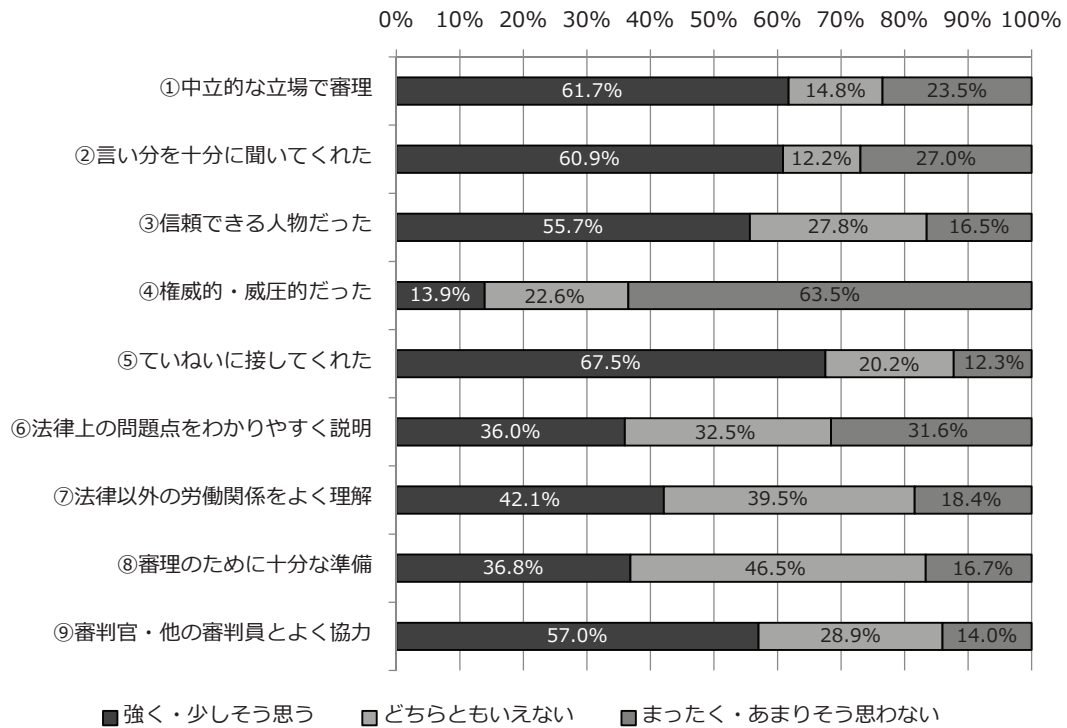


図 28-2 審判員の印象（使用者票）



42 審判員に対する全般的評価（労働者票 問 29・使用者票 問 27）

労働者票の問 29 および使用者票の問 27 では、審判員の全般的な評価を尋ねた。

「わからない」の回答をはずして再集計すると（図 29-1、図 29-2 はこの再集計結果を示している）、労働者側では、「満足している」が 61.9%、「どちらともいえない」が 16.6%、「満足していない」が 21.5%である。これに対して使用者側では、「満足している」が 49.1%、「どちらともいえない」が 20.7%、「満足していない」が 30.2%であった。労働者側と使用者側とを比較すると、労働者側からの評価のほうが高くなっている。

図 29-1 審判員の全般的評価（労働者票）

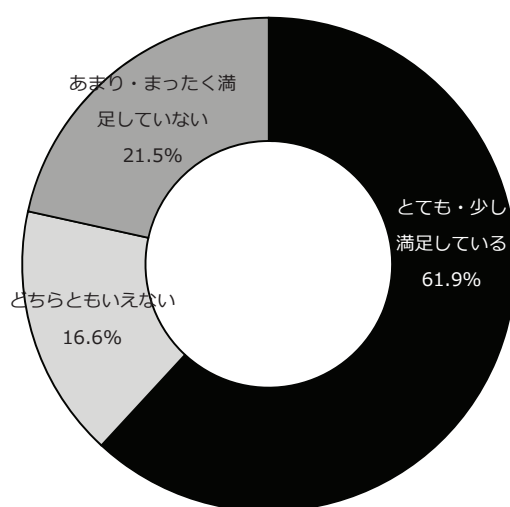
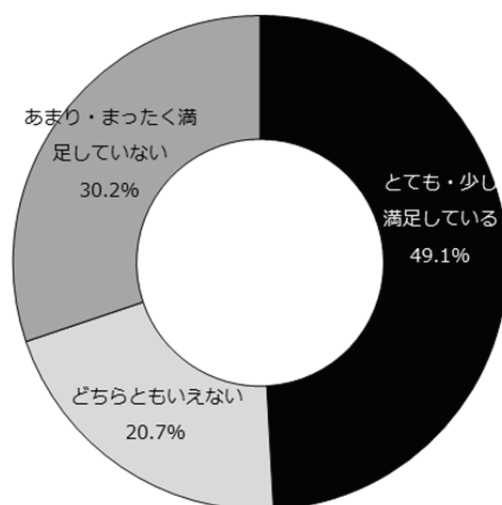


図 29-2 審判員の全般的評価（使用者票）



43 自分側弁護士の印象（労働者票 問 30・使用者票 問 28）

労働者票の問 30 および使用者票の問 28 では、労働審判手続で弁護士を依頼した当事者に対して、その（自分側の）弁護士に対する印象を、11 項目について尋ねた。なお、「弁護士を依頼しなかった」の回答が（項目によって比率に違いがあるが）労働者側で 16%程度、使用者側で 3%程度ある。

「弁護士を依頼しなかった」をはずして再集計すると（図 30-1 および図 30-2 はこの再集計結果を示している）、労働者側、使用者側とも、自分が依頼した弁護士に対する評価は総じて高い。労働者側、使用者側とも、すべての項目で「そう思う」（「④権威的・威圧的だった」は「そう思わない」）の肯定的な評価が 8 割を超えた。

なかでも肯定的な評価の比率が高かったのは、労働者側では「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（91.4%）、使用者側では「①あなたの味方になってくれた」（95.0%）、「②あなたの言い分を十分に聞いてくれた」（95.0%）、「⑤あなたに対してていねいに接してくれた」（95.0%）などの項目で、いずれも「そう思う」が 9 割を超えている。

図 30-1 自分側弁護士の印象（労働者票）

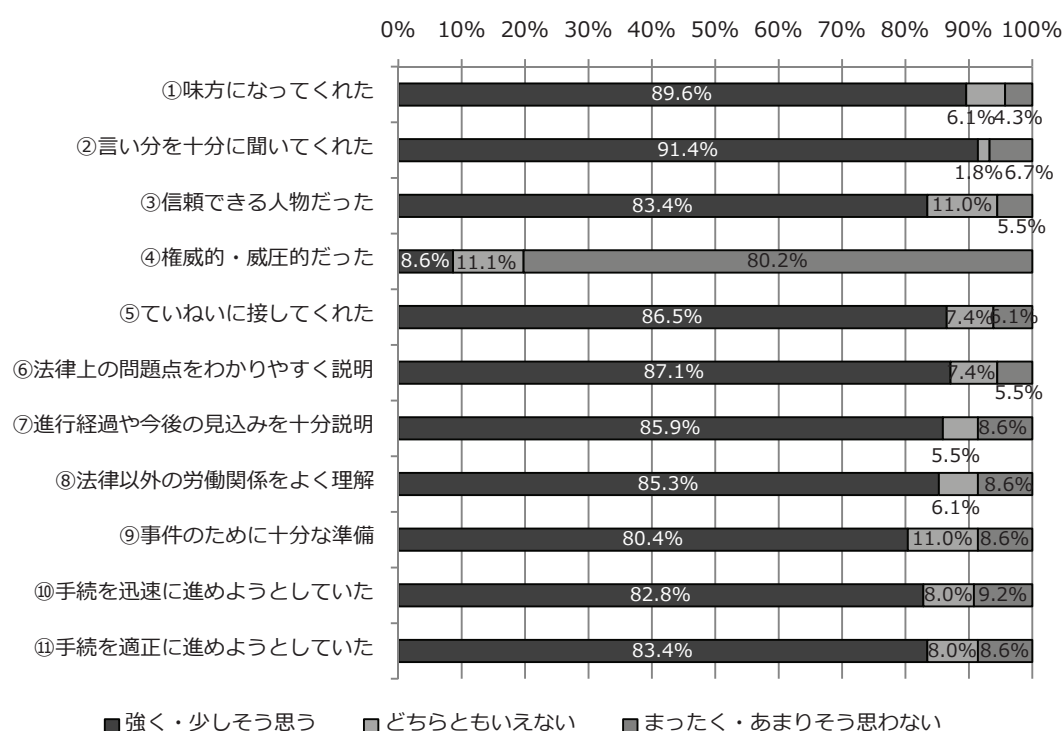
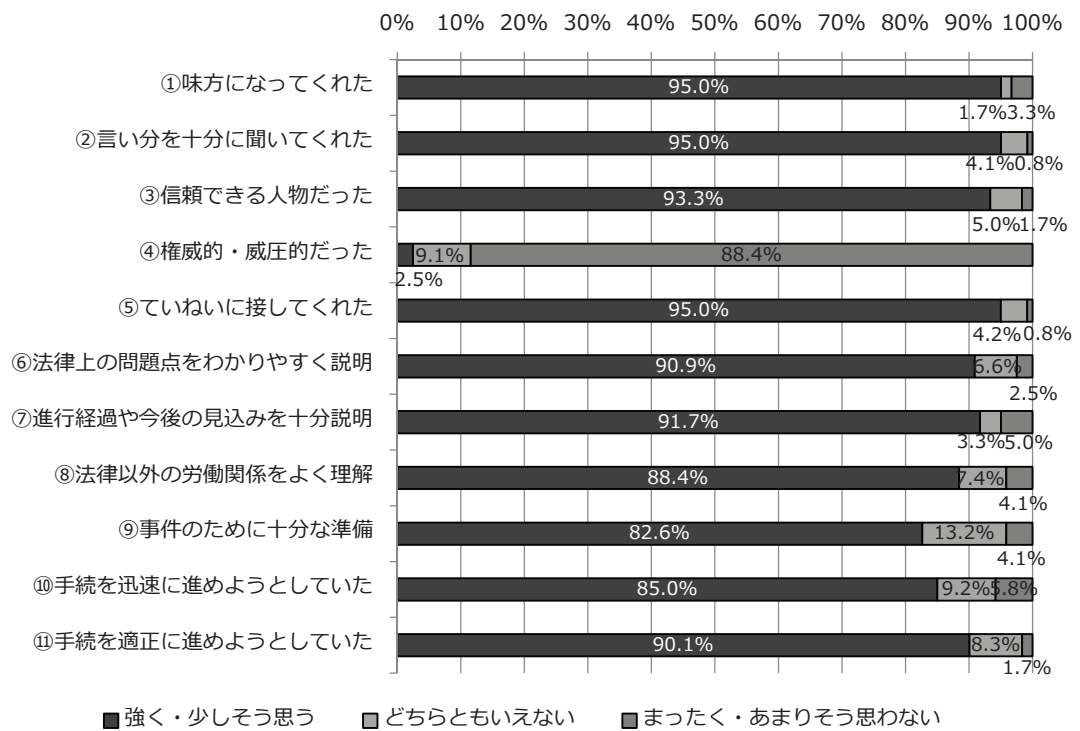


図 30-2 自分側弁護士の印象（使用者票）



44 自分側弁護士に対する全般的評価（労働者票 問 31・使用者票 問 29）

労働者票の問 31 および使用者票の問 29 では、依頼した（自分側の）弁護士の全般的な評価を尋ねた。

問 30 と同じく、「弁護士を依頼しなかった」の回答が、労働者側で 16.0%、使用者側で 3.2%あった。

「弁護士を依頼しなかった」をはずして再集計すると（図 31-1 および図 31-2 はこの再集計結果を示している）、労働者側は、依頼した弁護士に「満足している」が 81.6%、「どちらともいえない」が 4.9%、「満足していない」が 12.0%、使用者側は「満足している」が 83.5%、「どちらともいえない」が 7.4%、「満足していない」が 9.1%であった。

労働者側・使用者側とも、依頼した弁護士に対する満足度は高い。

図 31-1 自分側弁護士の全般的評価（労働者票）

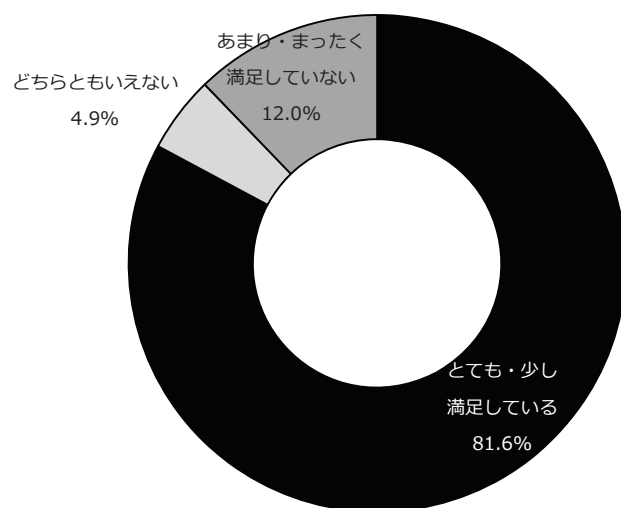
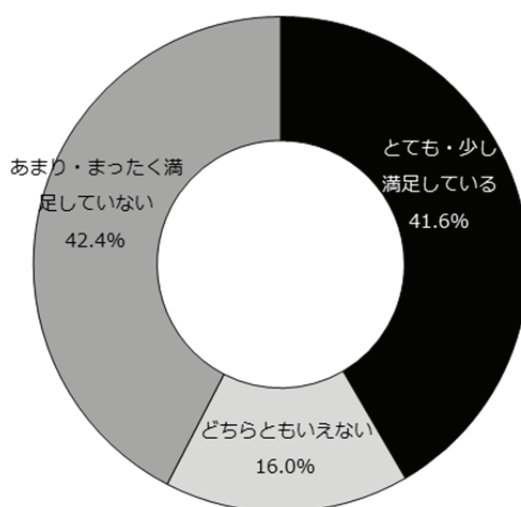


図 31-2 自分側弁護士の全般的評価（使用者票）



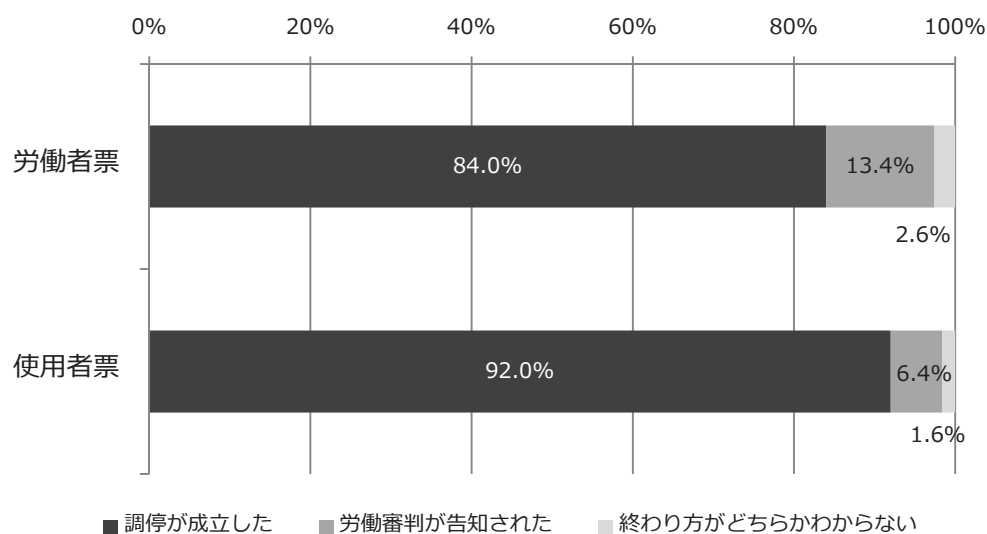
45 労働審判手続の終結形態（労働者票 問 32・使用者票 問 30）

労働者票の問 32 と使用者票の問 30 では、労働審判手続がどのような形で終結したかを尋ねた。

労働者側では、「調停が成立した」が 84.0%、「労働審判が告知された」が 13.4%、「終わり方がどちらかわからない」が 2.6%、使用者側では、「調停が成立した」が 92.0%、「労働審判が告知された」が 6.4%、「終わり方がどちらかわからない」が 1.6%である（図 32-1）。

裁判所の統計によれば、2018 年の労働審判事件の終局事由別の内訳は、既済件数 3,429 件中、労働審判が 14.7%、調停成立が 72.6%、24 条終了が 4.3%、取下げが 7.1%、却下・移送等が 1.2%である（最高裁判所事務総局行政局「平成 30 年度労働関係民事・行政事件の概況」法曹時報 71 巻 8 号〔2019 年〕116 頁、第 9 表参照）。本調査の対象は労働審判および調停成立で終局した事件であるため、労働審判および調停成立で終了した事件（2,995 件）に限ってその内訳を見ると、労働審判で終了した事件が 16.8%、調停成立で終了した事件が 83.2%である。裁判所の統計と本調査の回答結果を比較すると、終結形態に関して大きな偏りはないといえる。

図 32-1 労働審判手続の終結形態（労働者票・使用者票）

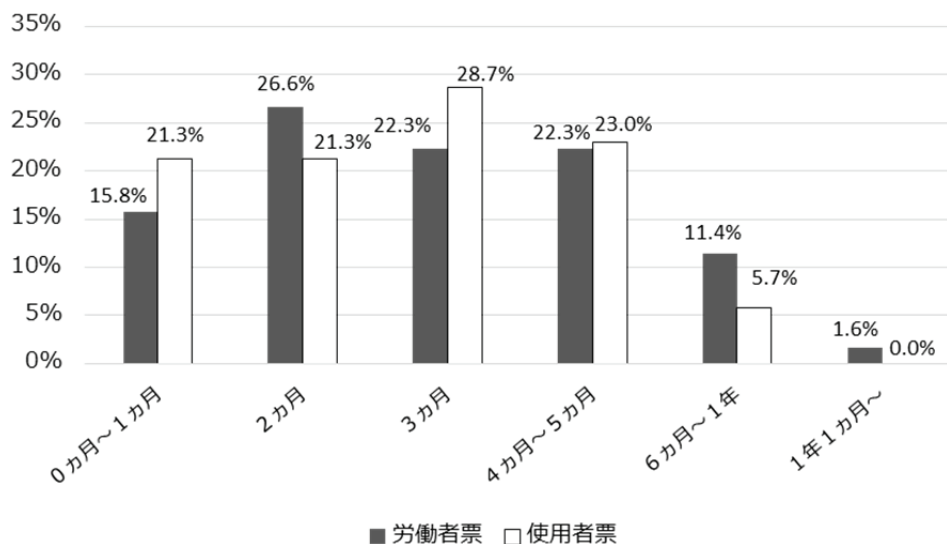


46 労働審判の終了時期（労働者票 問 32 付問 1・使用者票 問 30 付問 1）

「調停が成立した」または「労働審判が告知された」と回答した当事者に対し、労働者票の問 32 付問 1 と使用者票の問 30 付問 1 では、労働審判がいつ終了したかを尋ねた。調査時期を反映して、労働者側・使用者側ともに 2018 年 6 月から 11 月の間に分布している。

労働審判手続の申立て時期と終了時期の差を計算した結果が図 32-2 である。問 1 付問 1 や問 3 と同様、月単位で尋ねた回答から算出しているため、数字の読み取りには若干の注意を要する。たとえば、「1 ヶ月」とは手続の申立てがあった翌月に終了したことを意味しており、仮に 1 月を 30 日として換算すると、申立てから 1 日～59 日の範囲の期間に手続が終了したことになる。同様に、「2 ヶ月」は、申立てから 31 日～89 日、「3 ヶ月」は 61 日～119 日の範囲の期間に終了したことを意味する。

図 32-2 申立てから終了までの期間（労働者票・使用者票）



47 調停不成立の理由（労働者票 問 32 付問 2・使用者票 問 30 付問 2）

「労働審判が告知された」と回答した当事者に対して、労働者票の問 32 付問 2 と使用者票の問 30 付問 2 では、その労働審判手続が調停で解決しなかった理由を尋ねた(複数回答)。

労働者側では、「相手側（使用者側）が譲歩しなかったから」(65.4%)、「相手側（使用者側）が調停案を拒んだから」(50.0%)、という回答が多い。

これに対して、使用者側では、「御社（回答した会社）が正しいことをもっとはっきりさせたかったから」(42.9%)、「労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから」(42.9%)、「事実関係をもっとはっきりさせたかったから」(28.6%)、「相手側（労働者側）が調停案を拒んだから」(28.6%) の順になっている（ただし、使用者側で「労働審判が告知された」と回答した人は少なく、有効回答は 7 ケースのみである）。

労働者側と使用者側とでは、労働審判手続が調停で解決しなかった理由について異なった回答の傾向が見られる。

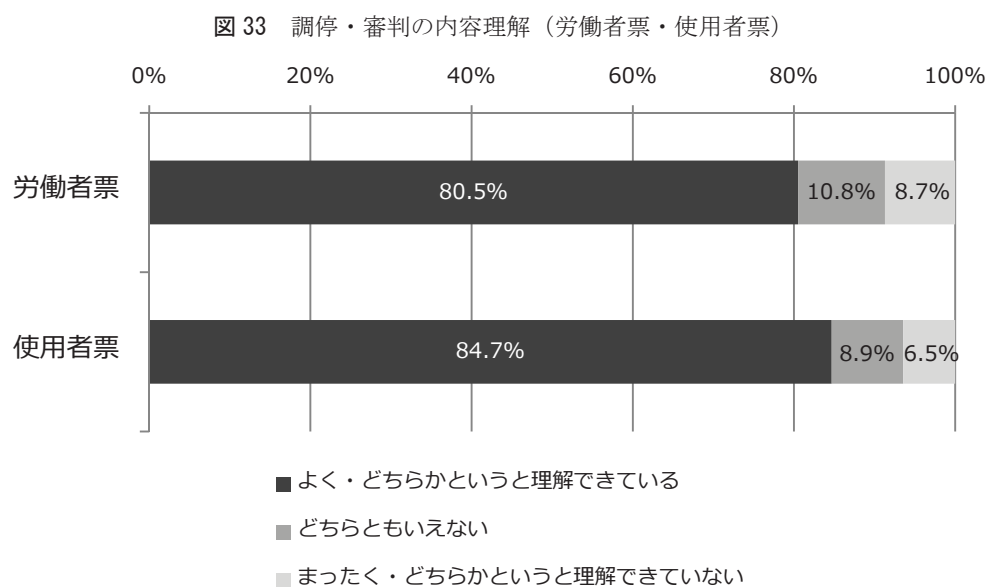
48 調停・審判の内容理解（労働者票 問 33・使用者票 問 31）

労働者票の問 33 と使用者票の問 31 では、調停ないし審判の内容を十分理解できていると思うかどうかを尋ねた。

「内容を知らない」という回答は労働者側で 1 ケースあった。図 33 は、そのケースを除外した上で再集計した結果である。

労働者側では、「理解できている」が 80.5%、「どちらともいえない」が 10.8%、「理解できていない」が 8.7%だった。使用者側では、「理解できている」が 84.7%、「どちらともいえない」が 8.9%、「理解できていない」が 6.5%であった。

全体として、労働者側・使用者側とも、調停ないし審判の内容を「理解できている」の回答が多い。



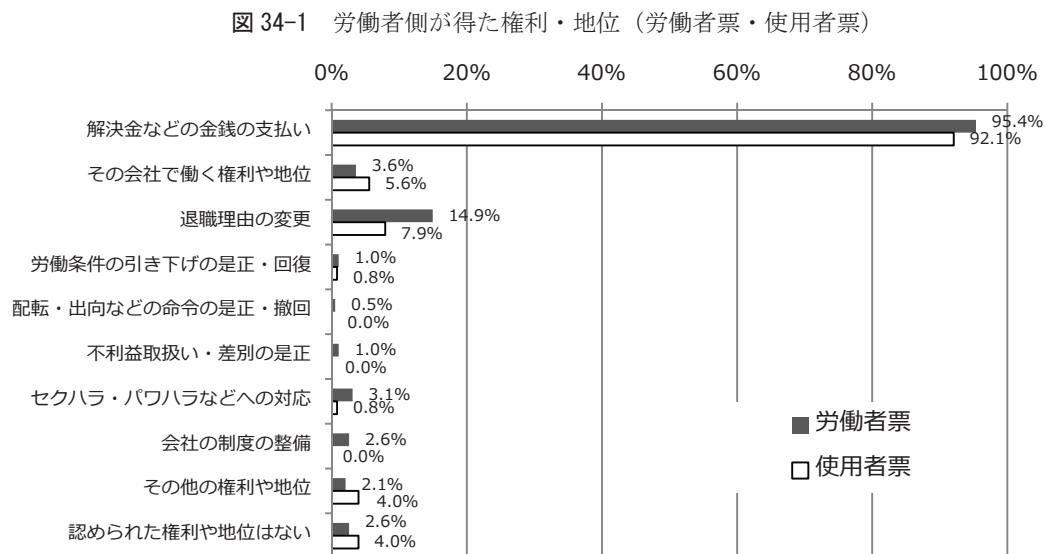
49 労働者側が得た権利・地位（労働者票 問 34・使用者票 問 32）

労働者票の問 34 と使用者票問 32 は、労働者側が得た権利・地位に関する質問である。労働者票では、調停ないし審判の結果、自分側（労働者側）がどのような権利や地位を得たかを尋ね、使用者票では、調停ないし審判の結果、相手側（労働者側）がどのような権利や地位を得たかを尋ねた（複数回答）。

労働者側、使用者側とも、労働者側が得た権利や地位として「解決金などの金銭の支払い」の回答が多い（労働者票で 95.4%、使用者票で 92.1%）。これに対して、労働者側が「その会社で働く権利や地位（復職など）」を得たとの回答は、労働者側の回答で 3.6%、使用者側の回答で 5.6%である（図 34-1）。

それ以外で比較的多かった回答は「退職理由の変更（自己都合→会社都合）」である（労働者票で 14.9%、使用者票で 7.9%）。

なお、労働者側に「認められた権利や地位はない」の回答は、労働者側で 2.6%、使用者側で 4.0%だった。



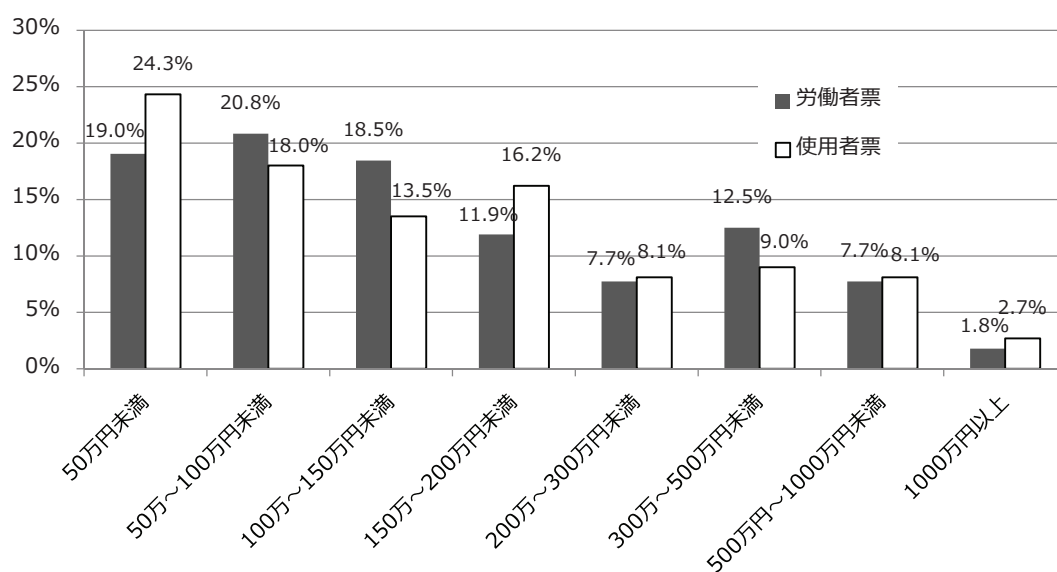
50 解決金などの金銭支払いの金額（労働者票 問 34 付問・使用者票 問 32 付問）

労働者票問 34・使用者票問 32 の本問で労働者側が「解決金などの金銭の支払い」を求める権利や地位を得たと回答した人に対し、付問でその金額を尋ねた（1 万円未満切り捨て）。

該当者のうち具体的な金額を回答した人は、労働者側で 92.3%（168 ケース）、使用者側で 97.4%（111 ケース）である。これに対して、「わからない」の回答は、労働者側で 0.5%（1 ケース）、使用者側で 0.0%（0 ケース）、「答えたくない」の回答は労働者側で 7.1%（13 ケース）、使用者側で 2.6%（3 ケース）であった。

金額について代表値をみると、労働者側では平均値が 195.3 万円、中央値が 120 万円となっている。他方、使用者側では平均値が 199.8 万円、中央値が 100 万円である。ただし、回答の分布をみると、図 34-2 が示すように、具体的な金額は、労働者側・使用者側の回答とも、広い範囲に分布している。

図 34-2 「解決金など金銭の支払い」の金額（労働者票・使用者票）



51 結果の有利・不利（労働者票 問 35・使用者票 問 33）

労働者票の問 35 と使用者票の問 33 では、調停ないし審判の結果は、全体として有利なものであったか不利なものであったかを尋ねた。

労働者側では、「有利」が 56.3%、「中間・どちらともいえない」が 13.7%、「不利」が 29.9%（図 35-1）、これに対して、使用者側では、「有利」が 28.0%、「中間・どちらともいえない」が 20.0%、「不利」が 52.0%であった（図 35-2）。

労働者側では「有利」の回答が多く、使用者側では「不利」の回答が多いという違いが見られた。

図 35-1 結果の有利・不利（労働者票）

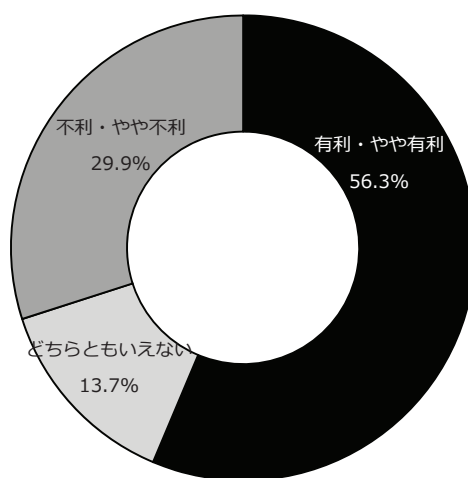
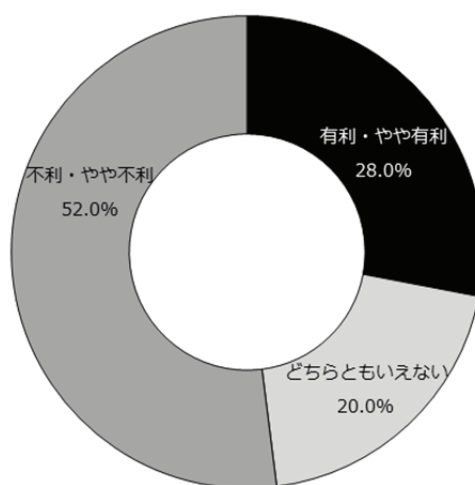


図 35-2 結果の有利・不利（使用者票）



52 事前の予想と比較した場合の有利・不利(労働者票 問 35 付問・使用者票 問 33 付問)

労働者票問 35 と使用者票問 33 の付問では、調停ないし審判の結果は、労働審判手続が始まる時点での予想と比べて有利なものであったか不利なものであったかを尋ねた。

労働者側では、「有利」が 29.1%、「予想していたとおり」が 20.9%、「不利」が 50.0% (図 35-3) で、問 35 本問と比べると「有利」が半分近くに減っている。使用者側では、「有利」が 24.0%、「予想していたとおり」が 29.6%、「不利」が 46.4%であった (図 35-4)。

図 35-3 事前の予想と比較した場合の有利・不利 (労働者票)

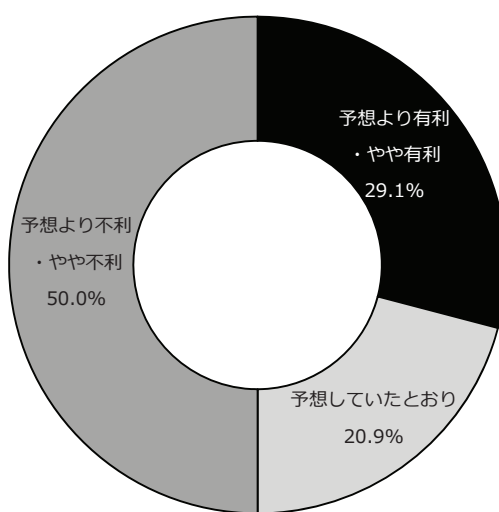
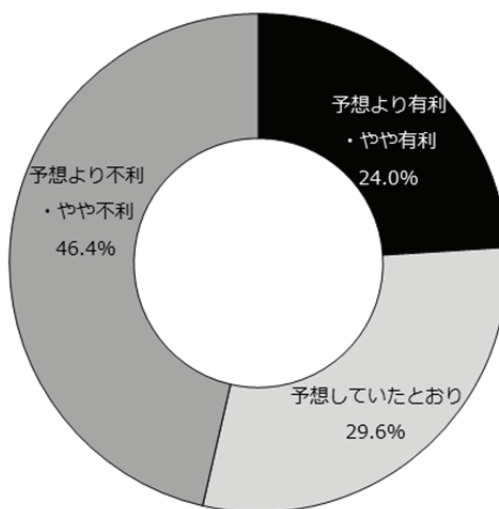


図 35-4 事前の予想と比較した場合の有利・不利 (使用者票)



53 調停・審判の結果の評価（労働者票 問 36・使用者票 問 34）

労働者票の問 36 と使用者票の問 34 では、調停ないし審判の結果についての評価を、9 項目について尋ねた。

労働者側（図 36-1）では、9 項目中 7 項目で「そう思う」の回答が 5 割を超えており、とくに「⑨同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める」では、72.0%が「そう思う」と回答している。そのほか、「⑧将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う」（67.9%）で「そう思う」の回答が 6 割を超えている。

これに対して、使用者側の回答では、全般的に「そう思う」の回答は少ない。上位 2 項目の「⑥裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる」（44.5%）および「③今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている」（42.7%）でも 4 割程度にとどまっている（図 36-2）。「そう思う」が 4 割を超えているのは、これら 2 項目のほか、「①今回の結果は公平なものである」（41.1%）と「②今回の結果は労働関係の実情をふまえている」（40.3%）であった。

調停ないし審判の結果についての評価を労働者側と使用者側とで比較すると、労働者側のほうが使用者側よりも全般的に評価が高いという違いが見られる。

図 36-1 調停・審判の結果の評価（労働者票）

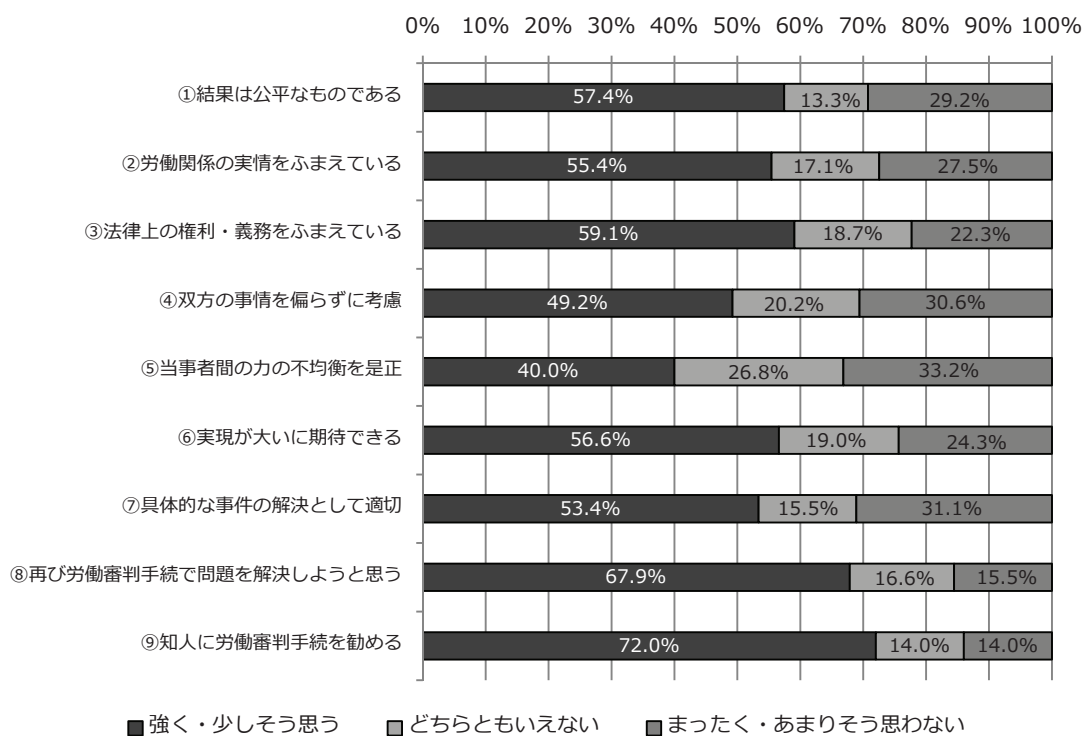
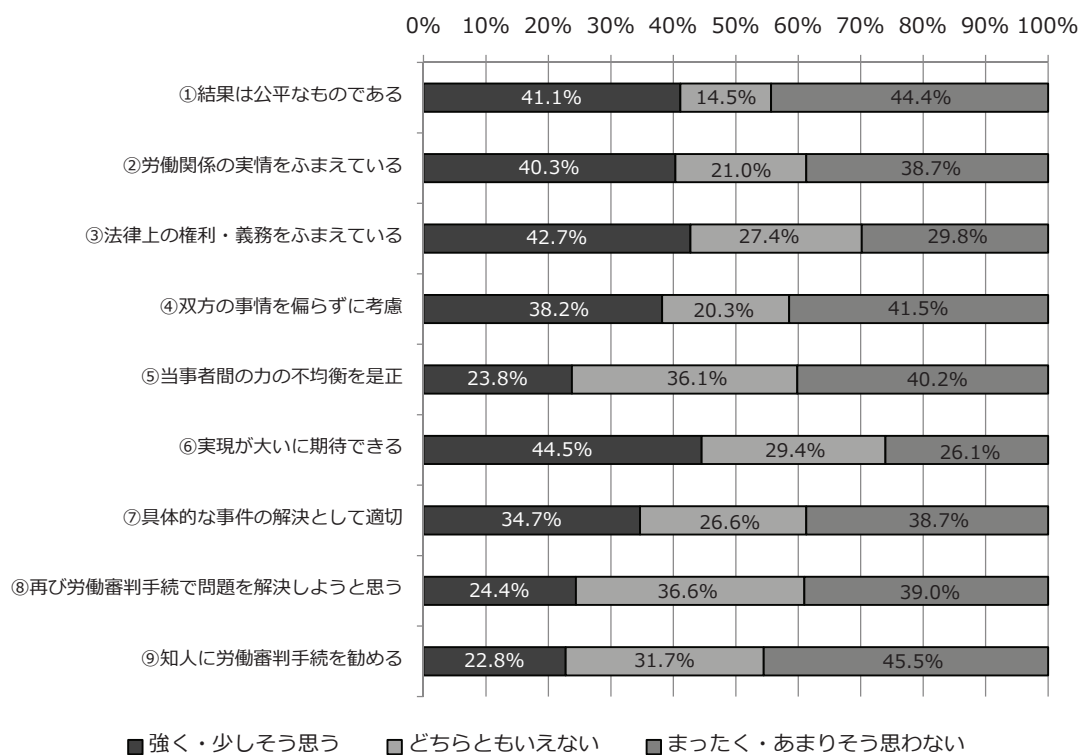


図 36-2 調停・審判の結果の評価（使用者票）



54 労働審判手続の結果に対する満足度（労働者票 問 37・使用者票 問 35）

労働者票の問 37 と使用者票の問 35 では、今回の労働審判手続の結果にどの程度満足しているか尋ねた。

労働者側では、「満足している」が 57.9%、「どちらともいえない」が 8.7%、「満足していない」が 33.3%であった（図 37-1）。一方、使用者側では「満足している」が 41.6%、「どちらともいえない」が 16.0%、「満足していない」が 42.4%であった（図 37-2）。

労働者側の回答と使用者側の回答を比較すると、労働者側のほうが使用者側よりも結果に満足している傾向が見られる。

図 37-1 労働審判手続の結果に対する満足（労働者票）

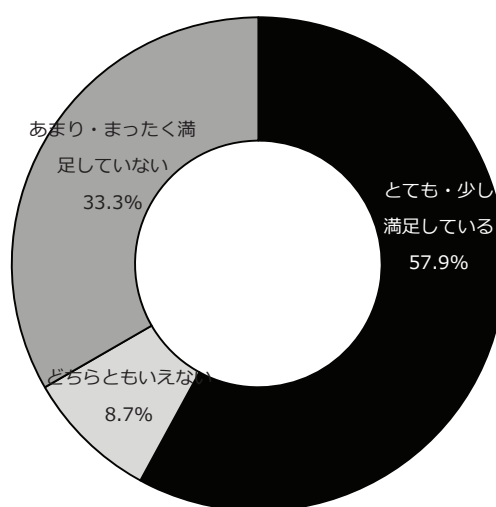
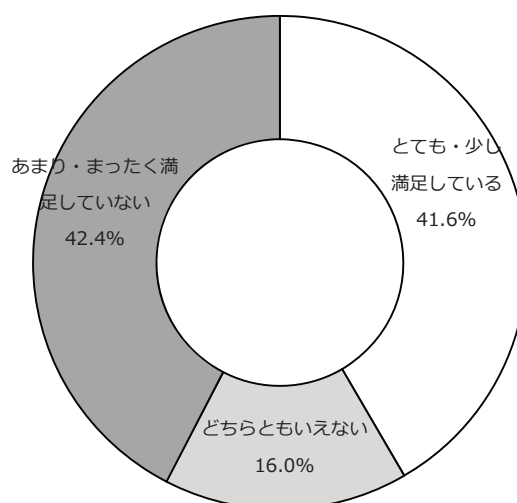


図 37-2 労働審判手続の結果に対する満足（使用者票）



55 労働審判手続中のサポート（労働者票 問 38）

労働者票の問 38 では、労働審判の期間中に、気軽に相談したり応援したりしてくれる人がいたかどうかを尋ねた（複数回答）。

最も多かったのは「家族・親せき」（50.8%）、以下「会社以外の友人・知人」（33.8%）、「会社の同僚や知人」（24.6%）、「申し立てを行う前に相談した機関や専門家の人々」（23.1%）の順である（図 38-1）。「誰もいなかった」と回答した人は 15.9%であった。

付問で「特に心強かった人」について尋ねたところ、最も多かったのは「家族・親せき」（39.1%）となった（図 38-2）。

図 38-1 労働審判手続中にサポートしてくれた人（労働者票）

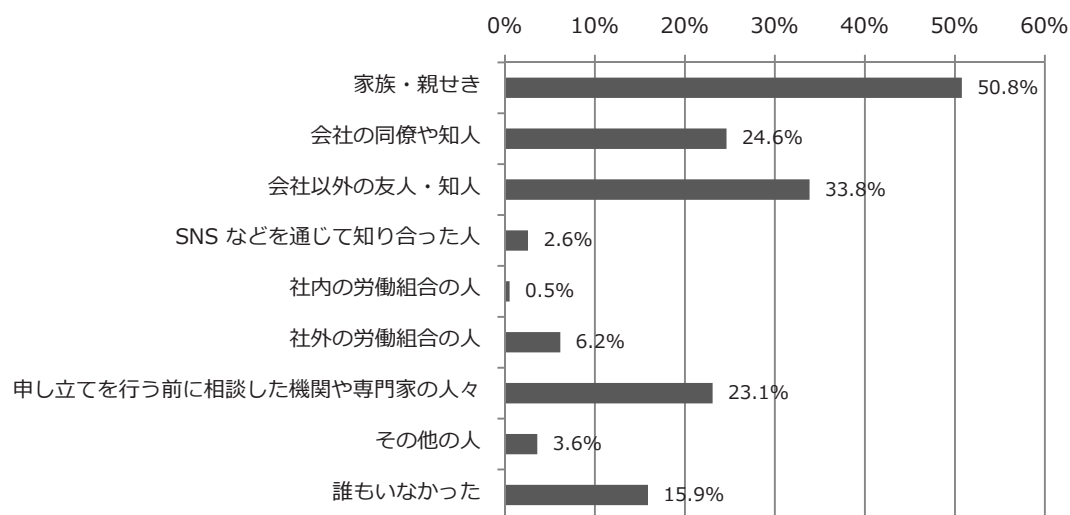
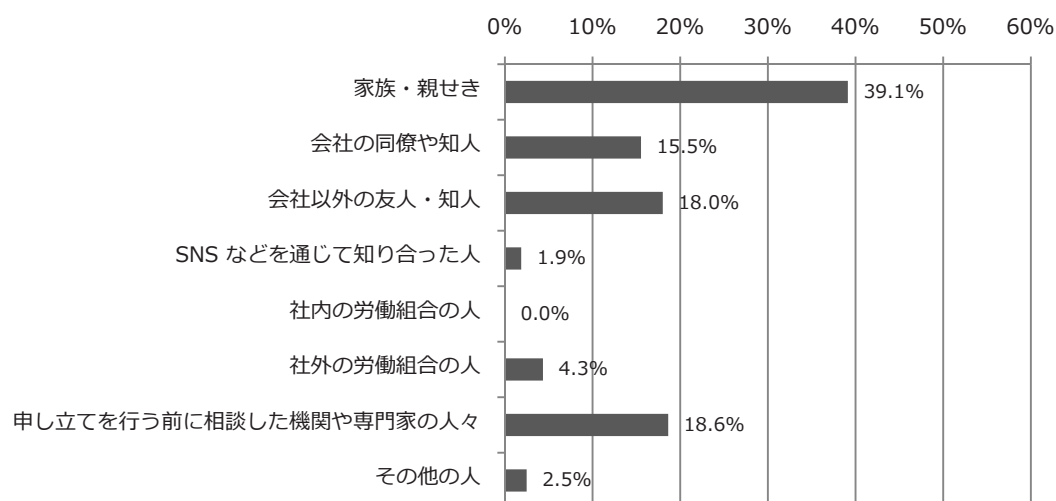


図 38-2 上記のうち特に心強かった人（労働者票）



56 手続終了後の職場・事業所の変化（労働者票 問 39・使用者票 問 36）

労働者票の問 39 および使用者票の問 36 では、労働審判手続終了後の職場・事業所の変化について尋ねた。

労働者側は、現在も同じ会社・団体に在職しているか否かにかかわらず全員を対象とした質問だったこともあり、「変化があったかどうかはわからない」という回答が 8 割強（154 ケース）あった。図 39-1 は「わからない」の回答をはずして再集計した結果である（したがって、パーセンテージを算出する際の分母は、項目によって違いはあるが、31～34 とかなり小さくなっている点に留意されたい。有効回答数については基礎集計書の〇〇頁を参照）。同様に、使用者側の「わからない」（7%弱、8 ケース）も除外して再集計している（図 39-2）。

労働者側では、ほとんどの項目で「実施も検討もされていない」が 8 割を超えている。その中で比較的「実施された」の回答が多かったのは、「①労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視」（14.7%）、「③関係する職場の管理職の異動などの人事異動」（12.1%）であった。

これに対して、使用者側では「①労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視」、「②就業規則の改訂などの人事管理制度の変更」、「⑦労働関係法令、労務管理に関する情報収集の強化」の 3 項目で「実施された」および「検討中である」の合計の数字が 7 割を超え、「⑥現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策」も「実施された」および「検討中である」の合計の数字が 6 割を超えている。他方、「③関係する職場の管理職の異動などの人事異動」や「④人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備」は「実施された」および「検討中である」を合計しても 3 割程度となっている。

労働者票では「わからない」が多いため留保が必要であるが、全体として、労働者側の認識と使用者側の認識にはずれがあるといえる。

図 39-1 手続終了後の職場・事業者の変化（労働者票）

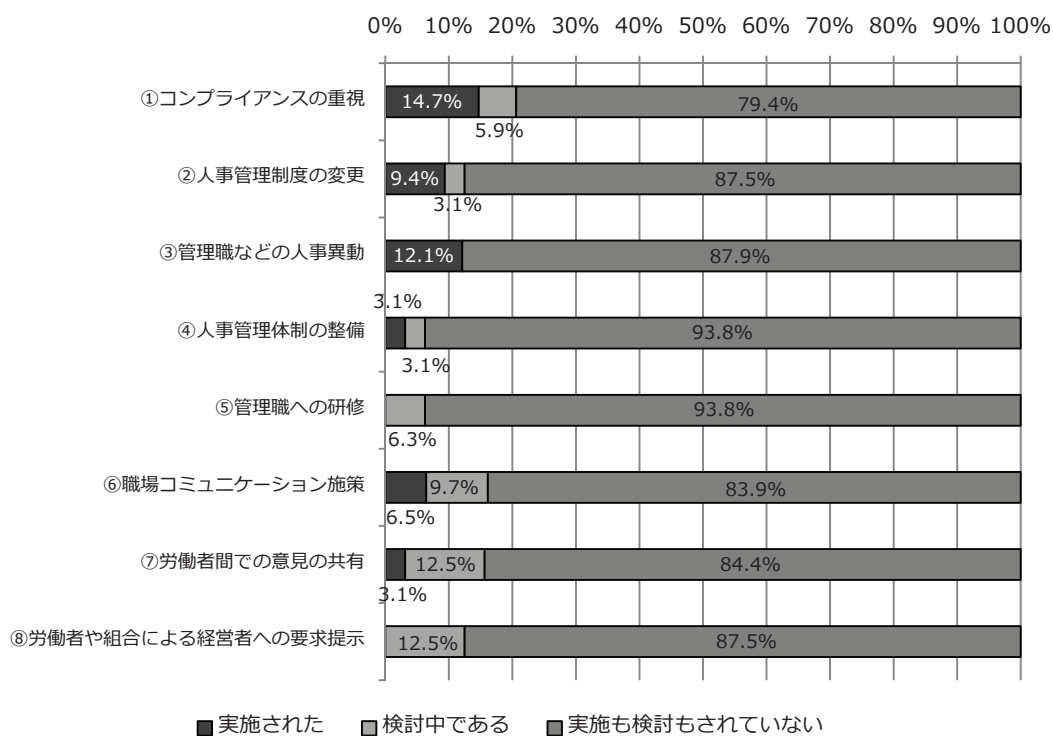
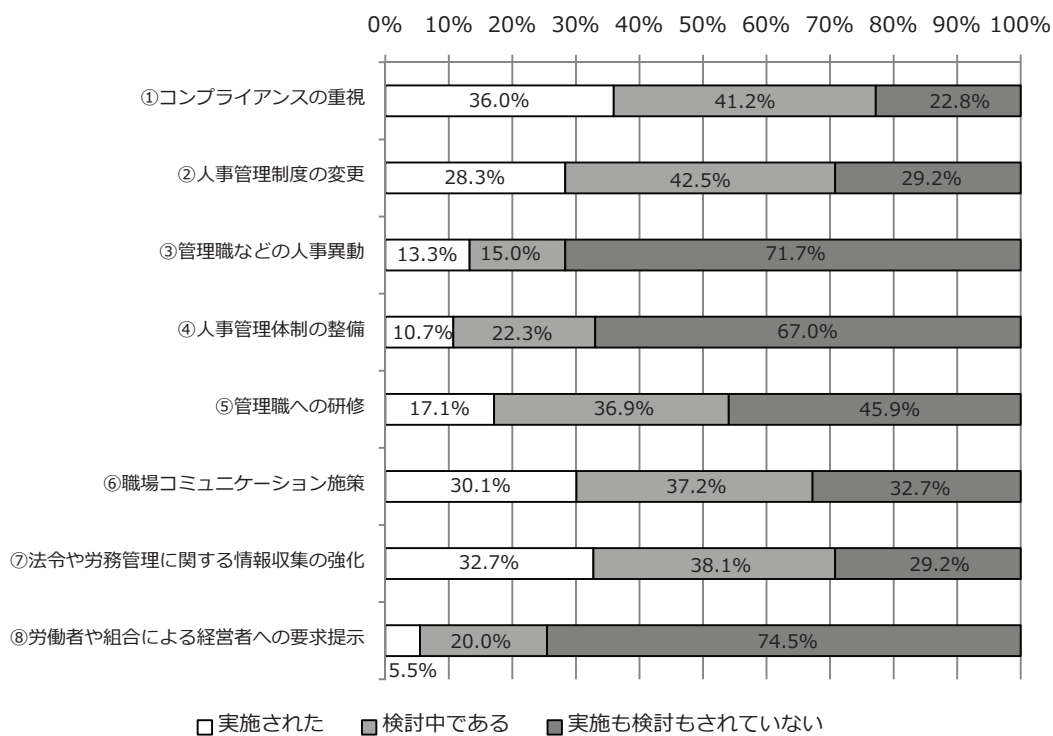


図 39-2 手続終了後の職場・事業者の変化（使用者票）



57 性別、年齢、最終卒業学校（労働者票 F1・F2・F3）

労働者側には、性別（F1）・年齢（F2）・最終卒業学校（F3）を尋ねた。

性別は、男性が 59.5%、女性が 40.5%で、男性の回答者が多い（図 F-1）。

年齢は、20 歳未満が 0.0%、20 代が 8.2%、30 代が 22.2%、40 代が 31.4%、50 代が 23.7%、60 代が 8.8%、70 歳以上が 5.7%で（図 F-2）、40 代および 50 代で全体の半分以上を占める。なお、前回調査と比較すると 30 代が減少し（28.7%→22.2%）、70 歳以上が増加している（1.3%→5.7%）。

最終卒業学校は、中学校卒が 5.2%、高等学校卒が 30.6%、専修学校・各種学校卒が 14.5%、短大（高専を含む）卒が 7.3%、大学・大学院卒が 42.0%、その他が 0.5%である（図 F-3）。

図 F-1 性別（労働者票）

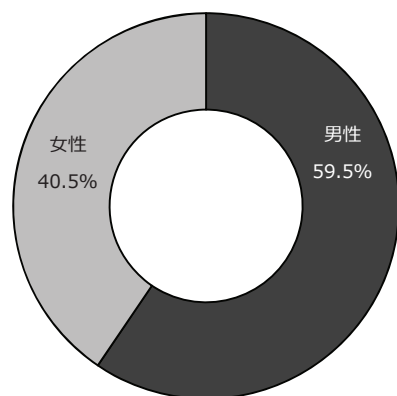


図 F-2 年齢（労働者票）

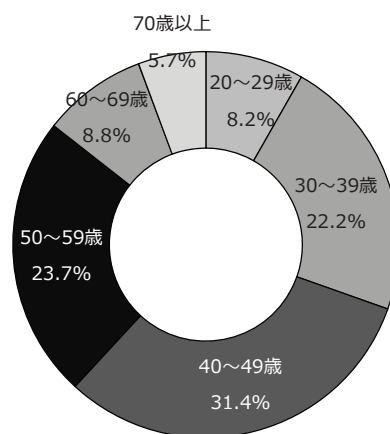
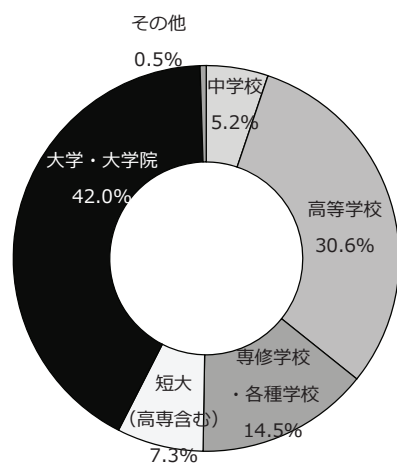


図 F-3 最終卒業学校（労働者票）

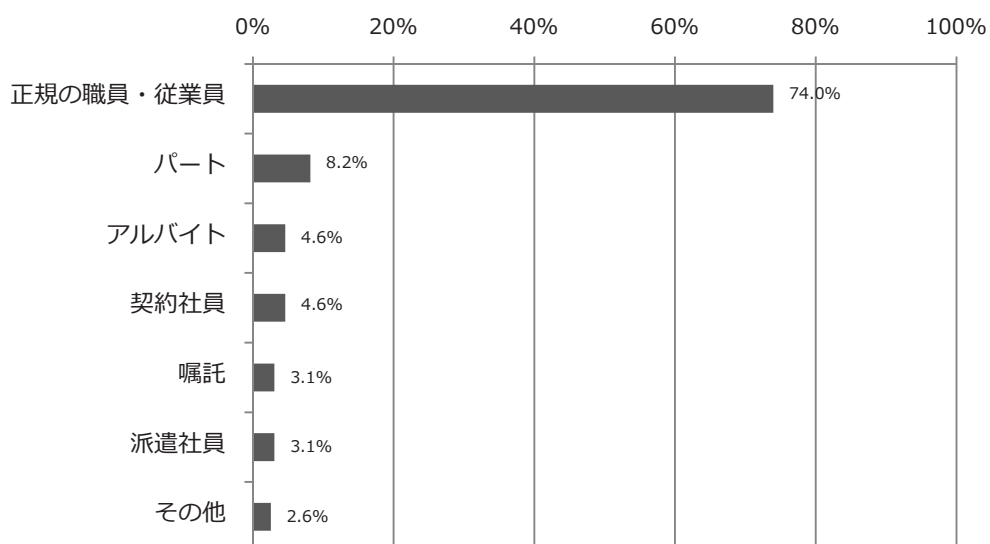


58 問題発生時の労働者の働き方（労働者票 F4）

労働者票 F4 では、労働審判の原因となった問題が発生した当時の労働者の働き方（従業上の地位）を尋ねた。

「正規の職員・従業員」が 74.0%と最も多く、以下、「パート」が 8.2%、「契約社員」と「アルバイト」がそれぞれ 4.6%、「嘱託」と「派遣社員」がそれぞれ 3.1%、「その他」が 2.6%の順である。

図 F-4 問題発生時の労働者の働き方（労働者票）



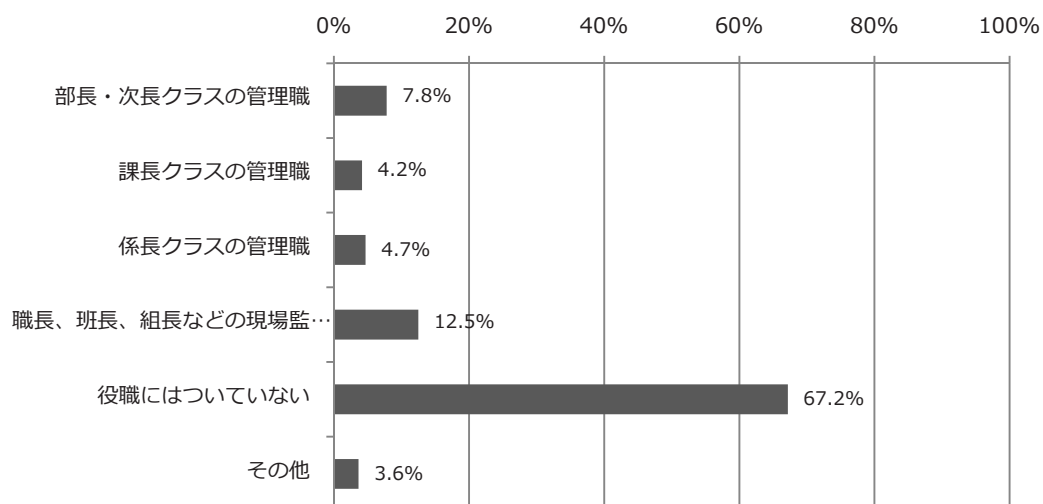
59 問題発生時の労働者の役職（労働者票 F4 付問 1）

労働者票 F4 付問 1 では、労働審判の原因となった問題が発生した当時の労働者の役職を尋ねた。

「役職にはついていない」が 67.2%と最も多く、以下、「職長、班長、組長などの現場監督職」が 12.5%、「部長・次長クラスの管理職」が 7.8%、「係長クラスの管理職」が 4.7%、「課長クラスの管理職」が 4.2%、「その他」が 3.6%である。

この回答結果からは、本調査の回答者の約 3 分の 2 が無役職者であるが、他方で、現場監督職や課長・係長クラスの管理職と並んで、部長・次長クラスの上級管理職も一定程度含まれていることがわかる。

図 F-5 問題発生時の労働者の役職（労働者票）

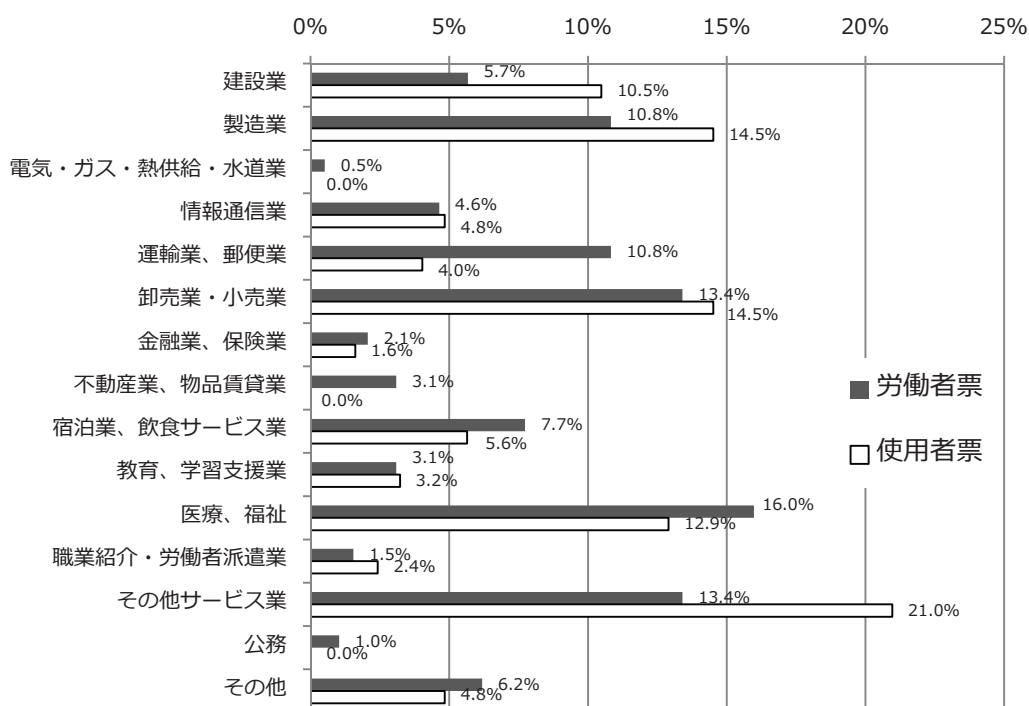


60 会社・団体の業種（労働者票 F4 付問 2・使用者票 F1）

労働者票 F4 付問 2・使用者票 F1 では、労働審判手続の当事者である会社・団体の業種を尋ねた。労働者票（F4 付問 2）では回答者は相手側の会社・団体について回答し、使用者票（F1）では自分の会社・団体について回答する形となる。

労働者側の回答では、「医療、福祉」（16.0％）が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」（13.4％）、「その他サービス業」（13.4％）、「製造業」（10.8％）、「運輸業、郵便業」（10.8％）、「宿泊業、飲食サービス業」（7.7％）、「その他」（6.2％）、「建設業」（5.7％）の順に多い。使用者側の回答では、「その他サービス業」（21.0％）が最も多く、次いで、「製造業」（14.5％）、「卸売業・小売業」（14.5％）、「医療、福祉」（12.9％）、「建設業」（10.5％）、「宿泊業、飲食サービス業」（5.6％）、「情報通信業」（4.8％）、「その他」（4.8％）の順に多い。全体として、「医療、福祉」、「その他サービス業」、「卸売業・小売業」、「製造業」の比率が高い状況がうかがわれる。

図 F-6 会社・団体の業種（労働者票・使用者票）



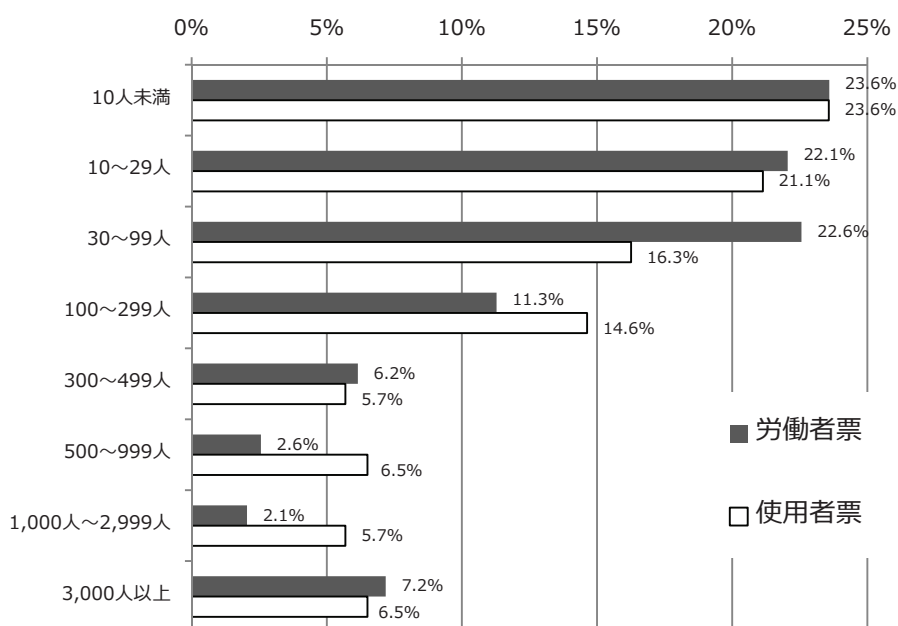
61 会社・団体の従業員規模（労働者票 F4 付問 3・使用者票 F3）

労働者票 F4 付問 3 および使用者票 F3 では、労働審判手続の当事者である会社・団体の従業員規模を尋ねた。労働者票（F4 付問 3）では回答者は相手側の会社・団体について回答し、使用者票（F3）では自分側の会社・団体について回答する形となる。

労働者側の回答では、「10 人未満」（23.6%）が最も多い（なお、このパーセンテージは「わからない」を除外して計算している）。次いで、「30～99 人」（22.6%）、「10～29 人」（22.1%）、「100～299 人」（11.3%）の順に多い。従業員 30 人未満の小規模な会社・団体が全体の半数近く（約 46%）を占め、従業員 100 人未満で区切ると、全体の 3 分の 2 以上（約 68%）に及ぶ。一方、従業員 1,000 人以上の規模の大きな企業も約 1 割ある。

使用者側の回答でも、「10 人未満」（23.6%）が最も多かった。以下、「10～29 人」（21.1%）、「30～99 人」（16.3%）、「100～299 人」（14.6%）の順に多い。従業員 30 人未満の小規模な会社・団体が全体の約 44% を占め、従業員 100 人未満で区切ると、全体の約 60% に及ぶ。一方、従業員 1,000 人以上の規模の大きな企業も 1 割強ある。

図 F-7 会社・団体の従業員規模（労働者票・使用者票）

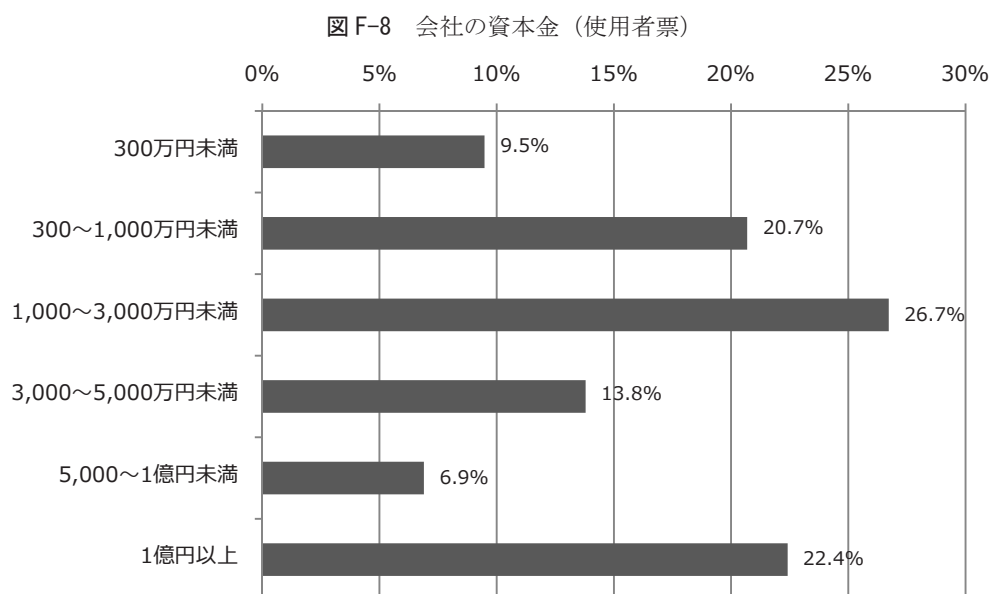


62 会社の資本金（使用者票 F2）

使用者票のF2では、労働審判手続の当事者である会社・団体に資本金を尋ねた。これは使用者票のみの質問である。

回答の結果は、会社・団体の資本金は、「1,000～3,000万円未満」が26.7%と最も多く、次いで、「1億円以上」（22.4%）、「300～1,000万円未満」（20.7%）、「3,000～5,000万円未満」（13.8%）、「300万円未満」（9.5%）、「5,000～1億円未満」（6.9%）の順である。

前出の会社・団体の従業員規模（労働者票F4付問3・使用者票F3）の質問では、比較的規模の小さい会社・団体が多い傾向が見られた。それに対して、資本金については、最も高額のカテゴリーである「1億円以上」が2割以上を占めるという結果になっていた。



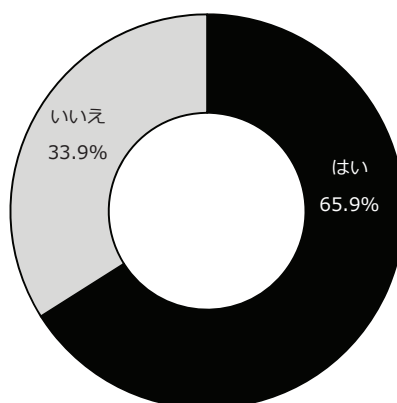
63 顧問弁護士の有無（使用者票 F4）

使用者票のF4では、会社・団体に顧問弁護士がいるかどうかを尋ねた。

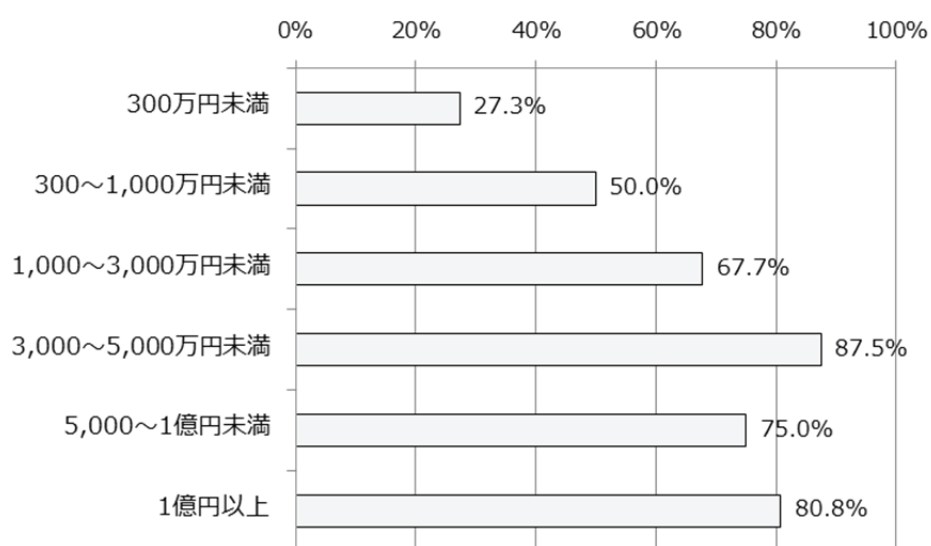
回答の結果は、「はい」が65.9%、「いいえ」が33.9%であった（図F-9）。

図F-10は、会社の資本金と顧問弁護士の有無の関係を示したグラフである。使用者票F2の категорияごとに、「はい」の回答の比率を算出している。おおむね資本金が多いほど顧問弁護士がいる割合が高くなっており、資本金が3000万円以上の会社では8割以上が顧問弁護士をつけている。

F-9 顧問弁護士の有無（使用者票）



F-10 資本金と顧問弁護士の有無（使用者票）



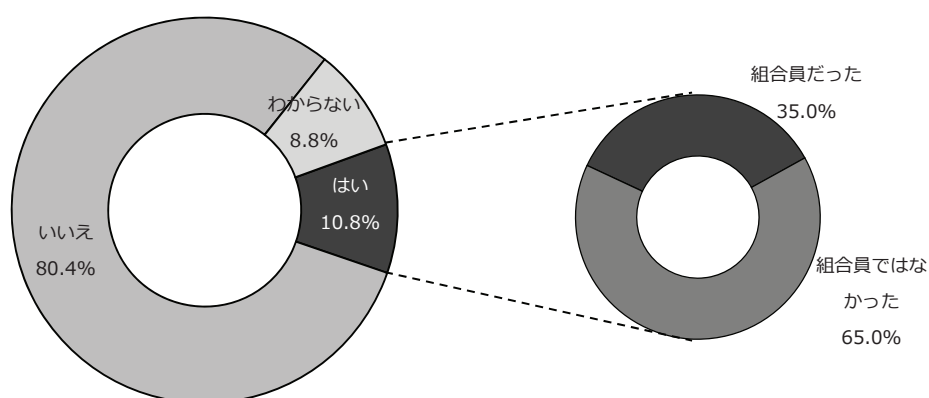
64 会社・団体の労働組合の有無（F5）

労働者票と使用者票のF5では、労働審判の原因となった問題が起こった当時、会社・団体に労働組合があったかどうかを尋ねた。

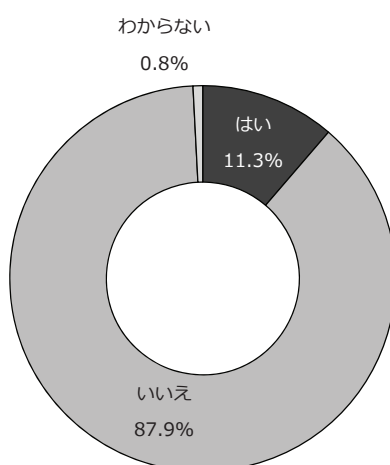
労働者側の回答では、「はい」が10.8%、「いいえ」が80.4%（図F-11）、使用者側の回答では、「はい」が11.3%、「いいえ」が87.9%であった（図F-12）。

労働者側にはさらに、「はい」と回答した人に対して、組合員だったかどうかを尋ねた（F5付問）。回答の内訳は、「組合員だった」が35.0%、「組合員ではなかった」が65.0%であった。労働者側のうち、会社・団体に労働組合が存在し、かつ自ら組合員であったとの回答は、有効回答の3.6%（194人中7人）である。

図F-11 会社・団体の労働組合の有無、組合への所属（労働者票）



図F-12 会社・団体の労働組合の有無（使用者票）



65 労働者の年収（労働者票 F6）

労働者票のF6では、労働者に、①労働審判手続の原因となった問題が生じる（直）前の年収、および、②現在の年収を尋ねた。

回答を見ると、まず①労働審判手続の原因となった問題が生じる（直）前の年収では、「300～400 万円未満」が 23.4%と最も多く、以下、「200～300 万円未満」（20.7%）、「400～500 万円未満」（17.0%）、「100～200 万円未満」（7.4%）、「500～600 万円未満」（6.9%）の順であった。「なし」は 0.5%である（図 F-13）。

他方、②現在の年収では、「なし」が 26.0%で最も多く、次いで、「300～400 万円未満」（14.7%）、「200～300 万円未満」（13.6%）、「500～600 万円未満」（8.5%）、「100 万円未満」（6.2%）の順となっている（図 F-14）。それとは別に、「わからない」との回答が 6.2%、「答えたくない」との回答が 8.5%あった。

本調査における「現在」とは労働審判手続が終結してから間もない時期であることに注意する必要があるが（労働審判手続が終了してから調査票を記入し終わるまでの期間については後出 F9 を参照）、労働者側の約 4 分の 1 が現在の年収は「なし」と回答しており、半数以上が 300 万円未満となっている。

図 F-13 問題発生前の年収（労働者票）

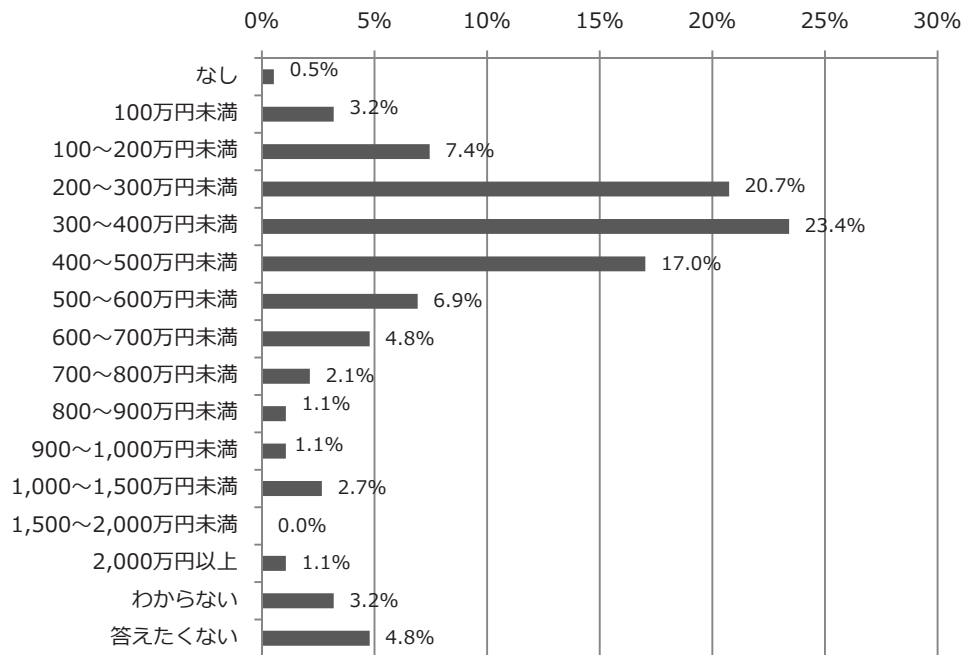
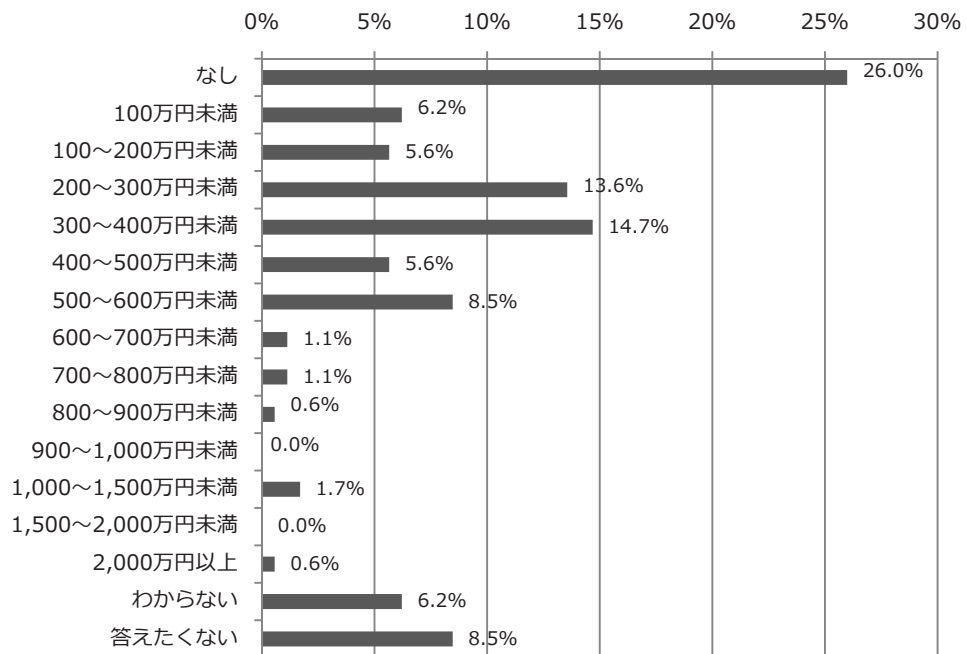


図 F-14 現在の年収（労働者票）



66 回答者の立場および役職（使用者票 F6）

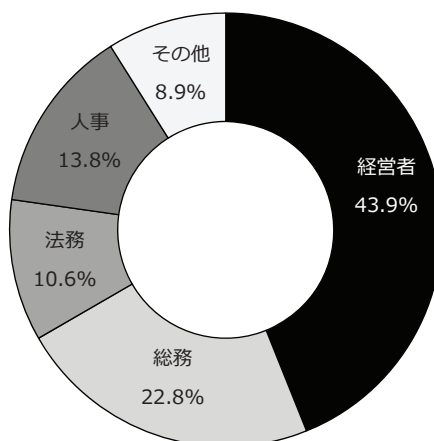
使用者票のF6では、回答者の立場または所属セクションを尋ねた。

最も多かったのは「経営者」（43.9%）、以下、「総務」（22.8%）、「人事」（13.8%）、「法務」（10.6%）、「その他」（8.9%）の順であった。

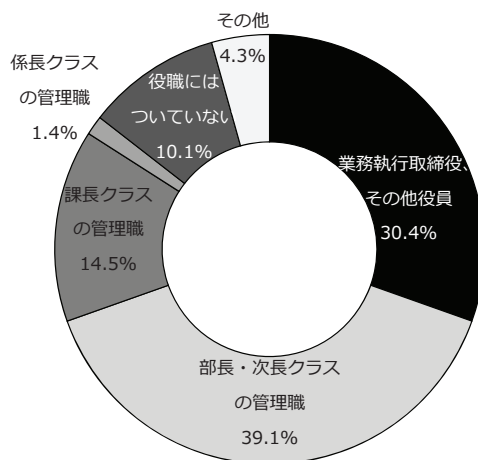
さらに、「総務」、「法務」、「人事」、「その他」と回答した人（69人）に対して、回答者自身の役職について尋ねた（F6付問）。

「部長・次長クラスの管理職」（39.1%）が最多、次が「業務執行取締役、その他役員」（30.4%）であり、この2カテゴリーで約7割を占める。「役職にはついていない」との回答は10.1%であった。

F-15 回答者の立場または所属セクション（使用者票）



F-16 回答者の役職（使用者票）

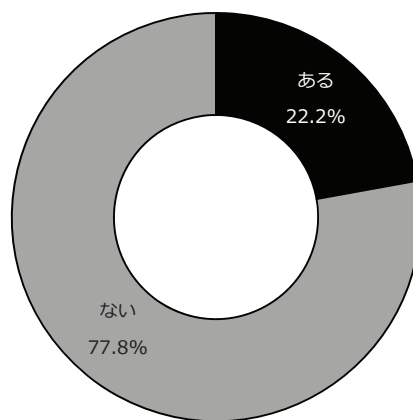


67 過去の裁判・調停の経験の有無（F7）

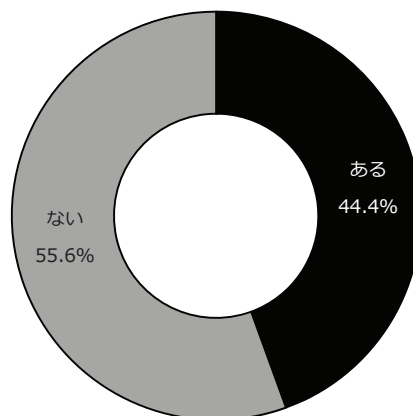
労働者票と使用者票のF7では、今回の労働審判事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はあるかどうかを尋ねた。

労働者側の回答では、「ある」が22.2%、「ない」が77.8%（図F-17）、使用者側の回答では、「ある」が44.4%、「ない」が55.6%であった（図F-18）。使用者側のほうが、過去に裁判・調停を経験している比率が高くなっている。

図F-17 過去の裁判・調停の経験の有無（労働者票）



図F-18 過去の裁判・調停の経験の有無（使用者票）



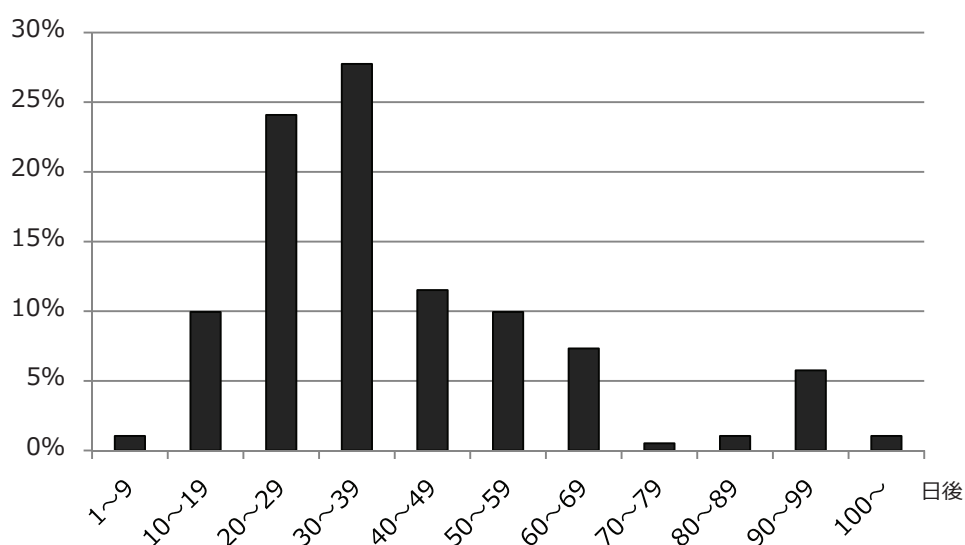
68 調査票の記入時期（F9）

労働者票と使用者票のF9では、調査票を記入し終わったのは労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）からおよそどのくらい後であったかを尋ねた。

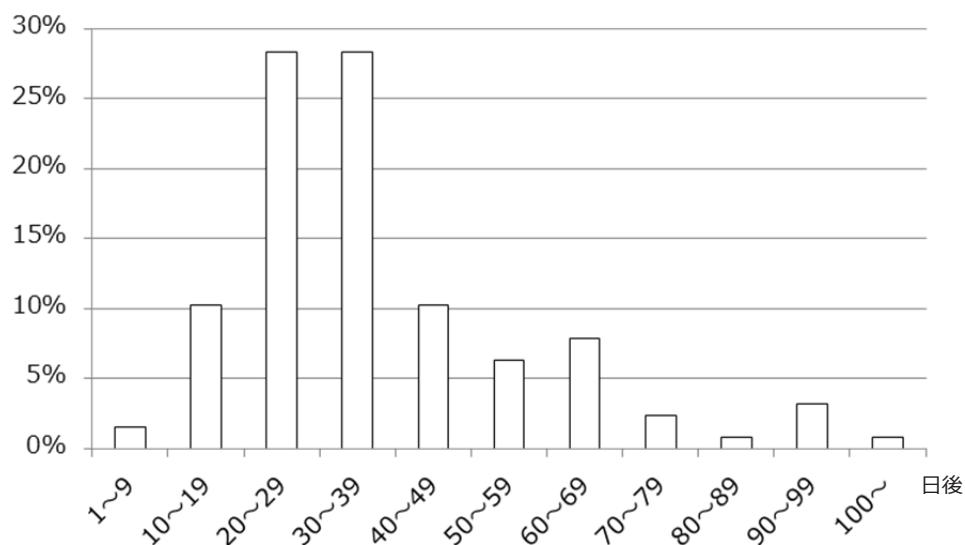
労働者側では、最小値が5日、最大値が210日、平均値が38.0日、中央値が30日、使用者側では、最小値が7日、最大値が150日、平均値が35.5日、中央値が30日であった。

回答の分布を、図F-19、図F-20に示した。

図F-19 調査票の記入時期（労働者票）



図F-20 調査票の記入時期（労働者票）



(参考) 主要評価項目の結果一覧

参考に、労働審判手続（問 18）、審判官（A 票問 26・問 27、B 票問 24・問 25）、審判員（A 票問 28・問 29、B 票問 26・問 27）、調停ないし審判の結果（A 票問 36・問 37、B 票問 34・問 35）の評価を一覧表形式にまとめると、下のようになる。○印は、肯定的評価（「そう思う」「満足している」の回答）が 5 割以上だった項目、◎印は 7 割以上だった項目である（ただし、「権威的・威圧的だった」の項目のみは「そう思わない」の回答の比率である）。

対象	評価項目	労働者側	使用者側
手 続	労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた	○	○
	労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	◎	○
	相手側の主張・立証について十分に理解できた		
	労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	○	○
	労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	○	◎
	結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	○	○
	今回の労働審判手続は、迅速に進められた	◎	◎
	今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	○	
審 判 官	中立的な立場で審理を行なった	◎	◎
	あなたの言い分を十分に聞いてくれた	◎	◎
	信頼できる人物だった	○	◎
	権威的・威圧的だった（「そう思わない」）	○	◎
	あなたに対してていねいに接してくれた	◎	◎
	法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	○	○
	法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	○	○
	あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	○	○
	手続を適切に進めていた	◎	○
	審判員とよく協力していた	○	○
	全般的評価（審判官に満足している）	○	○
審 判 員	中立的な立場で審理を行なった	◎	○
	あなたの言い分を十分に聞いてくれた	○	○
	信頼できる人物だった	○	○
	権威的・威圧的だった（「そう思わない」）	○	○
	あなたに対してていねいに接してくれた	○	○
	法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた		
	法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	○	
	あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた		
	審判官やもう 1 人の審判員とよく協力していた	○	○
	全般的評価（審判員に満足している）	○	

対象	評価項目	労働者側	使用者側
結果	公平なものである	○	
	労働関係の実情をふまえている	○	
	法律上の権利・義務をふまえている	○	
	当事者双方の事情を偏らずに考慮している		
	当事者間の力の不均衡を是正している		
	裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	○	
	具体的な事件の解決として適切である	○	
	将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	○	
	同じような問題で困っている知人がいたら（会社・団体等があったら）、労働審判手続で問題を解決するように勧める	◎	
	全般的評価（今回の調停ないし審判の結果に満足している）	○	

Ⅲ 単純集計表

- 1 A票〔労働者票〕・単純集計表
- 2 B票〔使用者票〕・単純集計表

A票 単純集計表

A票 単純集計表

問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 会社都合の解雇(整理解雇)	41	21.5
2 懲戒処分 of 解雇(懲戒解雇)	15	7.9
3 それ以外(1、2以外)の解雇	33	17.3
4 退職強要	36	18.8
5 雇止め(有期労働契約の更新拒否)	20	10.5
6 採用内定取消	5	2.6
7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否	4	2.1
8 賃金(基本給、諸手当)不払い	25	13.1
9 残業代不払い	71	37.2
10 退職金不払い	4	2.1
11 解雇予告手当不払い	11	5.8
12 賃金など労働条件の引き下げ	13	6.8
13 配転・出向	6	3.1
14 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	7	3.7
15 パワー・ハラスメント(パワーハラ)	51	26.7
16 それ以外(14、15以外)のいじめ・いやがらせ	19	9.9
17 労働災害	5	2.6
18 その他	18	9.4
有効回答者数	191	
無回答	7	
計	198	

付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2006年04月	1	0.5	2016年10月	2	1.0
2007年05月	1	0.5	2016年11月	1	0.5
2008年10月	1	0.5	2016年12月	2	1.0
2010年04月	1	0.5	2016年	2	1.0
2010年05月	1	0.5	2017年01月	1	0.5
2011年01月	1	0.5	2017年02月	1	0.5
2011年05月	1	0.5	2017年03月	5	2.5
2013年01月	2	1.0	2017年04月	2	1.0
2014年01月	1	0.5	2017年05月	3	1.5
2014年02月	1	0.5	2017年06月	6	3.0
2014年04月	2	1.0	2017年07月	7	3.5
2014年12月	1	0.5	2017年08月	8	4.0
2015年01月	1	0.5	2017年09月	7	3.5
2015年04月	2	1.0	2017年10月	11	5.6
2015年07月	1	0.5	2017年11月	8	4.0
2015年08月	2	1.0	2017年12月	8	4.0
2015年10月	3	1.5	2017年	1	0.5
2015年12月	2	1.0	2018年01月	15	7.6
2016年01月	5	2.5	2018年02月	18	9.1
2016年02月	2	1.0	2018年03月	20	10.1
2016年04月	1	0.5	2018年04月	15	7.6
2016年05月	1	0.5	2018年05月	6	3.0
2016年06月	1	0.5	2018年06月	8	4.0
2016年08月	1	0.5	2018年07月	4	2.0
			2018年08月	1	0.5
			有効回答者数	198	
			無回答	0	
			計	198	

A票 単純集計表

付問2 あなたが、今回の問題の相手方の会社や団体に勤め始めたのは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
1976年04月	1	0.5	2012年06月	1	0.5
1978年04月	1	0.5	2012年08月	1	0.5
1979年09月	1	0.5	2012年10月	1	0.5
1981年04月	1	0.5	2013年04月	2	1.0
1983年04月	1	0.5	2013年08月	1	0.5
1984年05月	1	0.5	2013年10月	1	0.5
1985年04月	1	0.5	2013年12月	3	1.6
1986年04月	1	0.5	2014年01月	2	1.0
1989年09月	1	0.5	2014年02月	3	1.6
1991年04月	2	1.0	2014年04月	4	2.1
1993年04月	2	1.0	2014年05月	1	0.5
1993年12月	1	0.5	2014年07月	2	1.0
1995年04月	1	0.5	2014年09月	2	1.0
1996年01月	1	0.5	2014年10月	2	1.0
1997年04月	1	0.5	2014年11月	1	0.5
1997年09月	1	0.5	2015年01月	2	1.0
1998年09月	1	0.5	2015年02月	1	0.5
1999年04月	1	0.5	2015年03月	2	1.0
2000年02月	1	0.5	2015年04月	4	2.1
2000年12月	1	0.5	2015年05月	2	1.0
2002年07月	1	0.5	2015年06月	3	1.6
2004年01月	1	0.5	2015年07月	1	0.5
2004年06月	1	0.5	2015年08月	2	1.0
2004年09月	1	0.5	2015年10月	1	0.5
2005年05月	1	0.5	2015年11月	1	0.5
2006年04月	1	0.5	2016年01月	3	1.6
2006年08月	1	0.5	2016年02月	4	2.1
2007年01月	1	0.5	2016年03月	5	2.6
2007年02月	1	0.5	2016年04月	6	3.1
2007年04月	1	0.5	2016年05月	1	0.5
2007年09月	1	0.5	2016年07月	6	3.1
2007年10月	2	1.0	2016年09月	1	0.5
2007年11月	1	0.5	2016年10月	4	2.1
2008年02月	1	0.5	2016年11月	1	0.5
2008年03月	1	0.5	2016年12月	1	0.5
2008年04月	2	1.0	2017年01月	3	1.6
2008年05月	1	0.5	2017年03月	3	1.6
2008年06月	1	0.5	2017年04月	4	2.1
2008年10月	1	0.5	2017年05月	1	0.5
2009年04月	2	1.0	2017年06月	4	2.1
2009年07月	2	1.0	2017年07月	3	1.6
2009年12月	1	0.5	2017年08月	3	1.6
2010年05月	1	0.5	2017年09月	1	0.5
2011年03月	1	0.5	2017年10月	4	2.1
2011年04月	4	2.1	2017年11月	6	3.1
2011年05月	1	0.5	2017年12月	5	2.6
2011年06月	1	0.5	2018年01月	2	1.0
2011年09月	1	0.5	2018年02月	5	2.6
2011年12月	1	0.5	2018年03月	3	1.6
2011年	1	0.5	2018年04月	3	1.6
2012年04月	1	0.5	2018年05月	3	1.6
2012年05月	1	0.5	2018年06月	1	0.5
			有効回答者数	193	
			無回答	5	
			計	198	

A票 単純集計表

付問3 今回の問題が起こる前に、相手方の会社や団体からあなたに支払われていた毎月の給与(月収)はおおよそいくらでしたか。税金などを差し引く前の額(総支給額)をお答えください。

金額(万円)

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
190	8	30.4	26	0	350

付問4 あなたは、今回の問題の相手方の会社や団体に現在在職中ですか、すでに退職しましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 在職している	12	6.2
2 退職した	173	88.7
3 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)	10	5.1
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

退職時期

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2010年05月	1	0.6	2017年09月	7	4.1
2013年12月	1	0.6	2017年10月	8	4.7
2014年08月	1	0.6	2017年11月	6	3.5
2015年12月	1	0.6	2017年12月	12	7.0
2016年07月	1	0.6	2018年01月	10	5.8
2016年08月	2	1.2	2018年02月	11	6.4
2016年09月	1	0.6	2018年03月	28	16.3
2016年11月	1	0.6	2018年04月	13	7.6
2016年12月	2	1.2	2018年05月	10	5.8
2017年02月	1	0.6	2018年06月	6	3.5
2017年03月	4	2.3	2018年07月	12	7.0
2017年04月	1	0.6	2018年08月	8	4.7
2017年05月	2	1.2	2018年09月	3	1.7
2017年06月	1	0.6	2018年10月	4	2.3
2017年07月	4	2.3	2018年11月	2	1.2
2017年08月	8	4.7	有効回答者数	172	
			非該当	25	
			無回答	1	
			計	198	

付問5 今回の問題が起こる以前の3年くらいの間に、相手方の会社や団体には、次のような出来事がありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください

[複数回答]

	選択者数	%
1 組織の事業再編や設立・統合	31	16.9
2 社長や会長など、経営者の変更	40	21.9
3 人事制度の大幅な変更	24	13.1
4 外部からの人事問題の専門家の雇用	5	2.7
5 業績の急激な成長	10	5.5
6 業績の急激な悪化	27	14.8
7 大規模な人員整理	14	7.7
8 職場でのいじめやハラスメントの深刻化	54	29.5
9 若手社員の急激な減少	28	15.3
10 労働組合の消滅	2	1.1
11 賃金など労働条件の引き下げ	33	18.0
12 その他の変化があった	23	12.6
13 大きな変化は特になかった	47	25.7
有効回答者数	183	
無回答	15	
計	198	

A票 単純集計表

問2 今回の労働審判手続でのあなたのお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 (労働審判手続を)申し立てた側	194	98.5
2 申し立てられた側	3	1.5
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てた(申し立てられた)のは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%
2017年03月	1	0.5
2017年06月	2	1.0
2017年07月	1	0.5
2017年09月	3	1.5
2017年10月	3	1.5
2017年11月	2	1.0
2017年12月	3	1.5
2018年01月	5	2.5
2018年02月	4	2.0
2018年03月	16	8.1
2018年04月	28	14.2
2018年05月	27	13.7
2018年06月	41	20.8
2018年07月	29	14.7
2018年08月	23	11.7
2018年09月	6	3.0
2018年10月	2	1.0
2018年	1	0.5
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

問4 今回の労働審判手続で、あなたが申立時に請求した金額はおおよそいくらでしたか。
申立書がお手元にある場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」欄あるいは「申立の価額」欄に記載された金額をお答えください。

金額(万円)

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
190	8	322.1	230	0	2856

問5 今回の労働審判手続で、あなたが相手側に求めた内容について、選択肢の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 地位の確認(復職・雇用の継続)・解雇無効	101	51.3
2 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	23	11.7
3 未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い	119	60.4
4 損害賠償	44	22.3
5 賃金などの労働条件の引下げの是正	13	6.6
6 配転・出向、降格の是正	8	4.1
7 不利益取扱い・差別の是正	10	5.1
8 セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応	34	17.3
9 会社の制度の整備(就業規則の改正等)	14	7.1
10 その他	22	11.2
有効回答者数	197	
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

問6 今回の労働審判手続の相手側の会社や団体に在職中、あなたは、次の人たちに相談しやすい環境にありましたか。①～③について、どのくらい相談しやすかったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 上司・管理職

	ケース数	%
1 とても相談しやすかった	4	2.4
2 どちらかといえば相談しやすかった	7	4.2
3 どちらともいえない	18	10.8
4 どちらかといえば相談しにくかった	14	8.4
5 とても相談しにくかった	124	74.3
有効回答者数	167	100.0
無回答	31	
計	198	

② 社内の労働組合

	ケース数	%
1 とても相談しやすかった	0	0.0
2 どちらかといえば相談しやすかった	1	0.5
3 どちらともいえない	6	3.3
4 どちらかといえば相談しにくかった	4	2.2
5 とても相談しにくかった	13	7.1
6 該当するものがなかった	159	86.9
有効回答者数	183	100.0
無回答	15	
計	198	

③ 社内(企業グループ内)の苦情相談窓口

	ケース数	%
1 とても相談しやすかった	0	0.0
2 どちらかといえば相談しやすかった	3	1.6
3 どちらともいえない	8	4.4
4 どちらかといえば相談しにくかった	4	2.2
5 とても相談しにくかった	18	9.8
6 該当するものがなかった	150	82.0
有効回答者数	183	100.0
無回答	15	
計	198	

問7 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき・個人的な知人に相談した	99	50.5
2 会社の同僚・上司や知人に相談した	55	28.1
3 社内の労働組合に相談した	4	2.0
4 社外の労働組合に相談した	20	10.2
5 社内の苦情相談窓口相談した	6	3.1
6 地方自治体の無料法律相談を利用した	28	14.3
7 弁護士(会)に相談した	141	71.9
8 社会保険労務士(会)に相談した	7	3.6
9 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した	61	31.1
10 労働基準監督署や労働局の行う相談窓口を利用した	118	60.2
11 その他の機関や専門家に相談した	12	6.1
12 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった	1	0.5
有効回答者数	196	
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

付問 1～11のうち、労働審判手続の利用を決めるにあたってもっとも重要だったものを1つ選んで、その番号をお書きください。

[単一回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき・個人的な知人に相談した	10	5.3
2 会社の同僚・上司や知人に相談した	7	3.7
3 社内の労働組合に相談した	0	0.0
4 社外の労働組合に相談した	6	3.2
5 社内の苦情相談窓口相談した	0	0.0
6 地方自治体の無料法律相談を利用した	4	2.1
7 弁護士(会)に相談した	111	58.7
8 社会保険労務士(会)に相談した	2	1.1
9 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した	18	9.5
10 労働基準監督署や労働局の行う相談窓口を利用した	28	14.8
11 その他の機関や専門家に相談した	3	1.6
有効回答者数	189	
非該当	3	
無回答	6	
計	198	

※この付問の対象は問7で1～11を選択した人(195名)

問8 今回の労働審判手続に関連して、書籍・雑誌・インターネットを調べましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 調べた	162	81.8
2 調べなかった	36	18.2
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

問9 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、どのような形で相手側(使用者)と交渉しましたか。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 自分で直接交渉した	72	36.4
2 自分が依頼した弁護士を介して交渉した	120	60.6
3 相手側(使用者)が依頼した弁護士を介して交渉した	10	5.1
4 労働組合を介して交渉した	9	4.5
5 その他の人や組織を介して交渉した	23	11.6
6 事前の交渉はしなかった	20	10.1
有効回答者数	198	
無回答	0	
計	198	

問10 今回の労働審判手続を申し立てる(申し立てられる)前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会の制度や手続を利用したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 労働局の助言・指導・勧告の制度を利用した	64	33.0
2 労働局の紛争調整委員会の制度(あっせん・調停)を利用した	29	14.9
3 労働委員会の紛争解決手続を利用した	3	1.5
4 地方自治体の紛争解決手続を利用した	2	1.0
5 以上の制度や手続を利用したことはなかった	118	60.8
有効回答者数	194	
無回答	4	
計	198	

A票 単純集計表

問11 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 はい	164	82.8
2 いいえ	34	17.2
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

付問1 その弁護士に今回の問題について初めて相談したのはいつですか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2013年06月	1	0.6	2017年08月	5	3.0
2015年10月	1	0.6	2017年09月	8	4.9
2015年12月	1	0.6	2017年10月	3	1.8
2016年04月	1	0.6	2017年11月	5	3.0
2016年05月	1	0.6	2017年12月	15	9.1
2016年06月	1	0.6	2018年01月	10	6.1
2016年08月	1	0.6	2018年02月	13	7.9
2016年10月	1	0.6	2018年03月	24	14.6
2017年01月	1	0.6	2018年04月	22	13.4
2017年02月	1	0.6	2018年05月	13	7.9
2017年03月	2	1.2	2018年06月	10	6.1
2017年05月	4	2.4	2018年07月	5	3.0
2017年06月	4	2.4	2018年08月	1	0.6
2017年07月	6	3.7	2018年09月	3	1.8
			2018年12月	1	0.6
			有効回答者数	164	
			無回答	0	
			計	164	

付問2 その弁護士はどのようにして見つけましたか。

[複数回答]

	選択者数	%
1 以前から面識があった	28	17.1
2 知人に紹介してもらった	36	22.0
3 労働組合に紹介してもらった	5	3.0
4 自治体や法テラス、弁護士会の法律相談で知った	39	23.8
5 その弁護士の広告(インターネットやテレビ、チラシ等)で知った	48	29.3
6 その他の方法で知った	16	9.8
有効回答者数	164	
無回答	0	
計	164	

付問3 依頼した弁護士を決めた際、どのようなことを重視しましたか。以下の選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 担当弁護士・弁護士事務所の一般的な名声・評判	16	9.8
2 担当弁護士・弁護士事務所の専門性(労働事件に精通していること)	72	44.2
3 担当弁護士の年齢	45	27.6
4 担当弁護士の性別	3	1.8
5 担当弁護士の人柄・人間性	58	35.6
6 インターネットで検索したら最初の方であったこと	7	4.3
7 弁護士事務所の所在地が職場または自宅から近いこと	30	18.4
8 見積費用が比較的安価であったこと	27	16.6
9 夜間・休日対応などのサービスが良いこと	5	3.1
10 他の弁護士、労働組合、社会保険労務士、知人等に紹介されたこと	26	16.0
11 その他	27	16.6
有効回答者数	163	
無回答	1	
計	164	

A票 単純集計表

付問4 その弁護士にあなたが支払った金額は、総額でおおよそいくらでしたか。

1 (金額を記入)	132	82.0
2 わからない	20	12.4
3 答えたくない	9	5.6
有効回答者数	161	100.0
無回答	3	
計	164	

金額(万円)

	ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
支払った総額(選択肢1)	122	10	49.2	37	3	202

	ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
着手金	121	11	15.7	12	0	65
報酬	113	19	32.7	25	0	187
裁判所手数料	80	52	3.8	2	0	39.4

問12 あなたは何を通じて労働審判という制度を知りましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき	9	4.6
2 会社の同僚や知人	13	6.6
3 会社以外の友人・知人	13	6.6
4 社内の労働組合	0	0.0
5 社外の労働組合	7	3.6
6 地方自治体の無料法律相談	8	4.1
7 弁護士(会)	102	52.0
8 社会保険労務士(会)	3	1.5
9 法テラス	33	16.8
10 労働局、労働基準監督署、労働委員会	59	30.1
11 裁判所	6	3.1
12 新聞・雑誌やテレビ	10	5.1
13 インターネット	72	36.7
14 その他	9	4.6
有効回答者数	196	
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

問13 労働審判手を申し立てた理由についておたずねします。次の理由について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

① 労働審判によって自分の社会的名誉や自尊心を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	108	55.1
2 少しあてはまる	41	20.9
3 どちらともいえない	12	6.1
4 あまりあてはまらない	14	7.1
5 まったくあてはまらない	21	10.7
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

② 労働審判によって金銭や財産など経済的な利益を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	123	62.4
2 少しあてはまる	38	19.3
3 どちらともいえない	17	8.6
4 あまりあてはまらない	13	6.6
5 まったくあてはまらない	6	3.0
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

③ 労働審判によって自分の個人的自由やプライバシー、健康などを守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	46	23.8
2 少しあてはまる	42	21.8
3 どちらともいえない	36	18.7
4 あまりあてはまらない	37	19.2
5 まったくあてはまらない	32	16.6
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

④ 労働審判によって自分の権利を実現し(あるいは守り)たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	140	71.1
2 少しあてはまる	40	20.3
3 どちらともいえない	7	3.6
4 あまりあてはまらない	5	2.5
5 まったくあてはまらない	5	2.5
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

⑤ 労働審判によって公正な解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	174	88.8
2 少しあてはまる	17	8.7
3 どちらともいえない	2	1.0
4 あまりあてはまらない	1	0.5
5 まったくあてはまらない	2	1.0
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

⑥ 労働審判によって強制力のある解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	154	78.6
2 少しあてはまる	29	14.8
3 どちらともいえない	10	5.1
4 あまりあてはまらない	2	1.0
5 まったくあてはまらない	1	0.5
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

⑦ 労働審判によって事実関係をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	161	82.6
2 少しあてはまる	24	12.3
3 どちらともいえない	3	1.5
4 あまりあてはまらない	7	3.6
5 まったくあてはまらない	0	0.0
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

⑧ 労働審判によって白黒をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	159	81.1
2 少しあてはまる	23	11.7
3 どちらともいえない	11	5.6
4 あまりあてはまらない	2	1.0
5 まったくあてはまらない	1	0.5
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	111	56.9
2 少しあてはまる	32	16.4
3 どちらともいえない	31	15.9
4 あまりあてはまらない	11	5.6
5 まったくあてはまらない	10	5.1
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

⑩ 労働審判官(裁判官)や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	97	49.7
2 少しあてはまる	51	26.2
3 どちらともいえない	28	14.4
4 あまりあてはまらない	12	6.2
5 まったくあてはまらない	7	3.6
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	50	25.8
2 少しあてはまる	36	18.6
3 どちらともいえない	45	23.2
4 あまりあてはまらない	34	17.5
5 まったくあてはまらない	29	14.9
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑫ 労働審判を通じて、同じような問題をかかえている労働者の立場や利益も守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	91	46.7
2 少しあてはまる	31	15.9
3 どちらともいえない	36	18.5
4 あまりあてはまらない	23	11.8
5 まったくあてはまらない	14	7.2
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

A票 単純集計表

問14 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	56	28.6
2 ある程度は予想がついていた	118	60.2
3 はっきりと予想がついていた	22	11.2
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

問15 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用はあなたにとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 裁判所に納めた手数料

	ケース数	%
1 非常に高い	4	2.1
2 やや高い	24	12.8
3 どちらともいえない	88	46.8
4 やや安い	21	11.2
5 非常に安い	27	14.4
6 支払わなかった・あてはまらない	24	12.8
有効回答者数	188	100.0
無回答	10	
計	198	

② 弁護士に支払った金額

	ケース数	%
1 非常に高い	19	9.9
2 やや高い	46	24.0
3 どちらともいえない	63	32.8
4 やや安い	18	9.4
5 非常に安い	13	6.8
6 支払わなかった・あてはまらない	33	17.2
有効回答者数	192	100.0
無回答	6	
計	198	

③ 労働審判手続にかかった費用の総額

	ケース数	%
1 非常に高い	24	13.1
2 やや高い	44	24.0
3 どちらともいえない	82	44.8
4 やや安い	16	8.7
5 非常に安い	17	9.3
有効回答者数	183	100.0
無回答	15	
計	198	

A票 単純集計表

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	63	31.8
2 ある程度は予想がついていた	124	62.6
3 はっきりと予想がついていた	11	5.6
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 非常に短い	55	27.8
2 やや短い	32	16.2
3 どちらともいえない	40	20.2
4 やや長い	45	22.7
5 非常に長い	26	13.1
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 満足している	77	38.9
2 どちらともいえない	70	35.4
3 満足していない	51	25.8
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	64	32.3
2 少しそう思う	65	32.8
3 どちらともいえない	13	6.6
4 あまりそう思わない	32	16.2
5 まったくそう思わない	24	12.1
9 わからない	0	0.0
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

A票 単純集計表

② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	91	46.0
2 少しそう思う	63	31.8
3 どちらともいえない	14	7.1
4 あまりそう思わない	18	9.1
5 まったくそう思わない	11	5.6
9 わからない	1	0.5
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	19	9.6
2 少しそう思う	14	7.1
3 どちらともいえない	21	10.6
4 あまりそう思わない	26	13.1
5 まったくそう思わない	115	58.1
9 わからない	3	1.5
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	58	29.3
2 少しそう思う	60	30.3
3 どちらともいえない	35	17.7
4 あまりそう思わない	31	15.7
5 まったくそう思わない	13	6.6
9 わからない	1	0.5
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	59	29.8
2 少しそう思う	71	35.9
3 どちらともいえない	36	18.2
4 あまりそう思わない	23	11.6
5 まったくそう思わない	7	3.5
9 わからない	2	1.0
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

A票 単純集計表

⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	72	36.4
2 少しそう思う	53	26.8
3 どちらともいえない	24	12.1
4 あまりそう思わない	26	13.1
5 まったくそう思わない	20	10.1
9 わからない	3	1.5
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた

	ケース数	%
1 強くそう思う	86	43.4
2 少しそう思う	53	26.8
3 どちらともいえない	22	11.1
4 あまりそう思わない	22	11.1
5 まったくそう思わない	14	7.1
9 わからない	1	0.5
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	53	26.9
2 少しそう思う	53	26.9
3 どちらともいえない	22	11.2
4 あまりそう思わない	34	17.3
5 まったくそう思わない	34	17.3
9 わからない	1	0.5
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

問19 今回の労働審判手続の過程に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	47	23.9
2 少し満足している	63	32.0
3 どちらともいえない	13	6.6
4 あまり満足していない	45	22.8
5 まったく満足していない	29	14.7
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

問20 労働審判手続を通じて審判官(裁判官)または弁護士から知らされた法(ルール)の内容は、あなたのそれまでの考えとどの程度、異なっていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 自分が考えていた内容よりも、非常に有利であった	28	14.1
2 自分が考えていた内容よりも、やや有利であった	36	18.2
3 自分が考えていた内容と、だいたい同じであった	57	28.8
4 自分が考えていた内容よりも、やや不利であった	42	21.2
5 自分が考えていた内容よりも、非常に不利であった	35	17.7
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

問21 今回の労働審判手続では、期日(裁判所で労働審判の手続を開いた日)は何回ありましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 1回	67	34.2
2 2回	76	38.8
3 3回	49	25.0
4 4回	4	2.0
5 5回以上	0	0.0
6 わからない・おぼえていない	0	0.0
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

問22 あなた自身は、期日にどのくらい出席しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 すべての期日に出席した	185	93.4
2 一部の期日に出席した	11	5.6
3 まったく出席しなかった	2	1.0
有効回答者数	198	100.0
無回答	0	
計	198	

問23 労働審判手続が始まる前、あなた自身は期日に出席したいと思っていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 出席したかった	121	62.7
2 どちらかといえば出席したかった	24	12.4
3 どちらともいえない	11	5.7
4 どちらかといえば出席したくなかった	28	14.5
5 出席したくなかった	9	4.7
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

A票 単純集計表

付問1 期日に出席しなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 直接に自分の気持ちを十分に聞いてもらいたかった	112	78.3
2 直接に解決のための話し合いの機会を持ちたかった	77	53.8
3 弁護士に任せるのが不安だった	9	6.3
4 裁判所での手続に参加すること自体に興味があった	35	24.5
5 時間に余裕があった	28	19.6
6 その他	19	13.3
有効回答者数	143	
非該当	53	
無回答	2	
計	198	

※この付問の対象は問23で1または2を選択した人(145名)

付問2 期日に出席しなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 時間の余裕がなかった	7	18.9
2 専門家である弁護士に任せたかった	11	29.7
3 相手方と顔を合わせたくなかった	36	97.3
4 出席そのものが面倒だった	4	10.8
5 裁判所や相手方から事件について聞かれることがいやだった	6	16.2
6 その他	3	8.1
有効回答者数	37	
非該当	161	
無回答	0	
計	198	

※この付問の対象は問23で4または5を選択した人(37名)

問24 初めて労働審判手続が行われる部屋に入った直後の印象はどのようなでしたか。①から⑤のそれぞれについて、選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

※この質問の対象は問22で1または2を選択した人(196名)

① 部屋の広さ

	ケース数	%
1 広かった	99	52.1
2 狭かった	37	19.5
3 どちらともいえない・おぼえていない	54	28.4
有効回答者数	190	100.0
非該当	2	
無回答	6	
計	198	

② 部屋の明るさ

	ケース数	%
1 明るかった	159	83.7
2 暗かった	3	1.6
3 どちらともいえない・おぼえていない	28	14.7
有効回答者数	190	100.0
非該当	2	
無回答	6	
計	198	

A票 単純集計表

③ 部屋の雰囲気

	ケース数	%
1 静かで良かった	108	56.8
2 静かすぎて緊張した	52	27.4
3 どちらともいえない・おぼえていない	30	15.8
有効回答者数	190	100.0
非該当	2	
無回答	6	
計	198	

④ 相手との距離

	ケース数	%
1 近くて良かった	44	23.2
2 近すぎて落ち着かなかった	78	41.1
3 どちらともいえない・おぼえていない	68	35.8
有効回答者数	190	100.0
非該当	2	
無回答	6	
計	198	

⑤ 部屋からの眺め

	ケース数	%
1 良かった	52	27.4
2 悪かった	4	2.1
3 窓はなかった	51	26.8
4 どちらともいえない・おぼえていない	83	43.7
有効回答者数	190	100.0
非該当	2	
無回答	6	
計	198	

問25 初めて労働審判手続の席に着いたとき、緊張しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても緊張した	85	44.0
2 少し緊張した	63	32.6
3 どちらともいえない	5	2.6
4 あまり緊張しなかった	24	12.4
5 まったく緊張しなかった	15	7.8
6 おぼえていない	1	0.5
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

※この質問の対象は問22で1または2を選択した人(196名)

A票 単純集計表

問26 今回の労働審判手続を担当した審判官(裁判官)の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	98	50.3
2 少しそう思う	42	21.5
3 どちらともいえない	21	10.8
4 あまりそう思わない	20	10.3
5 まったくそう思わない	14	7.2
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	89	45.6
2 少しそう思う	51	26.2
3 どちらともいえない	23	11.8
4 あまりそう思わない	21	10.8
5 まったくそう思わない	11	5.6
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

③ その審判官は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	75	38.5
2 少しそう思う	50	25.6
3 どちらともいえない	45	23.1
4 あまりそう思わない	12	6.2
5 まったくそう思わない	13	6.7
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

④ その審判官は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	12	6.2
2 少しそう思う	25	12.9
3 どちらともいえない	31	16.0
4 あまりそう思わない	62	32.0
5 まったくそう思わない	64	33.0
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

⑤ その審判官は、あなたに対していねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	95	48.7
2 少しそう思う	54	27.7
3 どちらともいえない	27	13.8
4 あまりそう思わない	13	6.7
5 まったくそう思わない	6	3.1
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	61	31.4
2 少しそう思う	57	29.4
3 どちらともいえない	35	18.0
4 あまりそう思わない	23	11.9
5 まったくそう思わない	18	9.3
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	48	24.9
2 少しそう思う	50	25.9
3 どちらともいえない	57	29.5
4 あまりそう思わない	25	13.0
5 まったくそう思わない	13	6.7
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	54	27.8
2 少しそう思う	46	23.7
3 どちらともいえない	54	27.8
4 あまりそう思わない	23	11.9
5 まったくそう思わない	17	8.8
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	74	37.9
2 少しそう思う	71	36.4
3 どちらともいえない	26	13.3
4 あまりそう思わない	14	7.2
5 まったくそう思わない	10	5.1
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	80	41.2
2 少しそう思う	47	24.2
3 どちらともいえない	48	24.7
4 あまりそう思わない	7	3.6
5 まったくそう思わない	12	6.2
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

問27 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	73	37.4
2 少し満足している	54	27.7
3 どちらともいえない	21	10.8
4 あまり満足していない	22	11.3
5 まったく満足していない	25	12.8
有効回答者数	195	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

問28 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員の印象についておたずねします。2人の全体の印象について、次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
※審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の間にお進みください。

[単一回答]

① その審判員たちは、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	74	38.1
2 少しそう思う	57	29.4
3 どちらともいえない	27	13.9
4 あまりそう思わない	16	8.2
5 まったくそう思わない	12	6.2
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

② その審判員たちは、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	81	41.8
2 少しそう思う	47	24.2
3 どちらともいえない	31	16.0
4 あまりそう思わない	15	7.7
5 まったくそう思わない	12	6.2
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

③ その審判員たちは、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	69	35.8
2 少しそう思う	39	20.2
3 どちらともいえない	49	25.4
4 あまりそう思わない	16	8.3
5 まったくそう思わない	12	6.2
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

A票 単純集計表

④ その審判員たちは、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	7	3.6
2 少しそう思う	18	9.4
3 どちらともいえない	41	21.4
4 あまりそう思わない	49	25.5
5 まったくそう思わない	69	35.9
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.2
有効回答者数	192	100.0
非該当	2	
無回答	4	
計	198	

⑤ その審判員たちは、あなたに対してていねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	76	39.6
2 少しそう思う	49	25.5
3 どちらともいえない	31	16.1
4 あまりそう思わない	19	9.9
5 まったくそう思わない	9	4.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.2
有効回答者数	192	100.0
非該当	2	
無回答	4	
計	198	

⑥ その審判員たちは、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	48	24.9
2 少しそう思う	26	13.5
3 どちらともいえない	60	31.1
4 あまりそう思わない	26	13.5
5 まったくそう思わない	25	13.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

⑦ その審判員たちは、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	59	30.6
2 少しそう思う	37	19.2
3 どちらともいえない	55	28.5
4 あまりそう思わない	21	10.9
5 まったくそう思わない	13	6.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

A票 単純集計表

⑧ その審判員たちは、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	57	29.5
2 少しそう思う	32	16.6
3 どちらともいえない	59	30.6
4 あまりそう思わない	20	10.4
5 まったくそう思わない	17	8.8
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

⑨ その審判員たちは、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	64	33.2
2 少しそう思う	48	24.9
3 どちらともいえない	53	27.5
4 あまりそう思わない	12	6.2
5 まったくそう思わない	8	4.1
6 その審判員の印象はまったくわからない	8	4.1
有効回答者数	193	100.0
非該当	2	
無回答	3	
計	198	

問29 今回の労働審判手続で、審判員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	66	34.0
2 少し満足している	46	23.7
3 どちらともいえない	30	15.5
4 あまり満足していない	16	8.2
5 まったく満足していない	23	11.9
6 わからない	13	6.7
有効回答者数	194	100.0
非該当	2	
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

問30 今回の労働審判手続で、あなたが依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
[単一回答]

① その弁護士は、あなたの味方になってくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	121	62.4
2 少しそう思う	25	12.9
3 どちらともいえない	10	5.2
4 あまりそう思わない	6	3.1
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	120	61.9
2 少しそう思う	29	14.9
3 どちらともいえない	3	1.5
4 あまりそう思わない	10	5.2
5 まったくそう思わない	1	0.5
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

③ その弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	115	59.3
2 少しそう思う	21	10.8
3 どちらともいえない	18	9.3
4 あまりそう思わない	4	2.1
5 まったくそう思わない	5	2.6
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

④ その弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	6	3.1
2 少しそう思う	8	4.1
3 どちらともいえない	18	9.3
4 あまりそう思わない	37	19.2
5 まったくそう思わない	93	48.2
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.1
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

A票 単純集計表

⑤ その弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	116	59.8
2 少しそう思う	25	12.9
3 どちらともいえない	12	6.2
4 あまりそう思わない	7	3.6
5 まったくそう思わない	3	1.5
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	104	53.6
2 少しそう思う	38	19.6
3 どちらともいえない	12	6.2
4 あまりそう思わない	4	2.1
5 まったくそう思わない	5	2.6
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	102	52.6
2 少しそう思う	38	19.6
3 どちらともいえない	9	4.6
4 あまりそう思わない	8	4.1
5 まったくそう思わない	6	3.1
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑧ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	106	54.6
2 少しそう思う	33	17.0
3 どちらともいえない	10	5.2
4 あまりそう思わない	8	4.1
5 まったくそう思わない	6	3.1
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

A票 単純集計表

⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	84	43.3
2 少しそう思う	47	24.2
3 どちらともいえない	18	9.3
4 あまりそう思わない	9	4.6
5 まったくそう思わない	5	2.6
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	101	52.1
2 少しそう思う	34	17.5
3 どちらともいえない	13	6.7
4 あまりそう思わない	12	6.2
5 まったくそう思わない	3	1.5
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	99	51.0
2 少しそう思う	37	19.1
3 どちらともいえない	13	6.7
4 あまりそう思わない	4	2.1
5 まったくそう思わない	10	5.2
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

問31 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	101	52.1
2 少し満足している	32	16.5
3 どちらともいえない	8	4.1
4 あまり満足していない	15	7.7
5 まったく満足していない	7	3.6
6 弁護士を依頼しなかった	31	16.0
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

A票 単純集計表

問32 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 調停が成立した	163	84.0
2 労働審判が告知された	26	13.4
3 終わり方がどちらかわからない	5	2.6
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

付問1 労働審判が終了したのはいつ頃でしたか。

年月	ケース数	%
2018年06月	8	4.3
2018年07月	41	22.0
2018年08月	34	18.3
2018年09月	44	23.7
2018年10月	54	29.0
2018年11月	5	2.7
有効回答者数	186	100.0
非該当	9	
無回答	3	
計	198	

付問2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 調停案が自分に不利だと思ったから	4	15.4
2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから	4	15.4
3 自分の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから	8	30.8
4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから	4	15.4
5 労働審判委員会(審判官・審判員)の公的な判断が欲しかったから	6	23.1
6 審判官や審判員が自分の話を十分に聞いてくれなかったから	3	11.5
7 調停の進め方が不公正・不公平だったから	2	7.7
8 相手側(使用者側)が調停案を拒んだから	13	50.0
9 相手側(使用者側)が譲歩しなかったから	17	65.4
10 その他	3	11.5
有効回答者数	26	
非該当	172	
無回答	0	
計	198	

問33 あなたは、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 よく理解できている	99	50.5
2 どちらかという理解できている	58	29.6
3 どちらともいえない	21	10.7
4 どちらかという理解できていない	12	6.1
5 まったく理解できていない	5	2.6
6 内容を知らない	1	0.5
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

問34 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側から何かをしてもらう権利や地位などを得たり、認められましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 解決金などの金銭の支払い	185	95.4
2 その会社で働く権利や地位(復職など)	7	3.6
3 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	29	14.9
4 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復	2	1.0
5 配転・出向などの命令の是正・撤回	1	0.5
6 不利益取扱い・差別の是正	2	1.0
7 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応	6	3.1
8 会社の制度の整備(就業規則の改正等)	5	2.6
9 その他の権利や地位	4	2.1
10 認められた権利や地位はない	5	2.6
有効回答者数	194	
無回答	4	
計	198	

付問 調停ないし審判の結果認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。

1 (金額を記入)	168	92.3
2 わからない	1	0.5
3 答えたくない	13	7.1
有効回答者数	182	100.0
非該当	13	
無回答	3	
計	198	

金額(万円)

	ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
認められた金額(選択肢1)	168	0	195.3	120	1	1884

問35 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたにとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 有利	69	35.0
2 やや有利	42	21.3
3 中間・どちらともいえない	27	13.7
4 やや不利	25	12.7
5 不利	34	17.3
有効回答者数	197	100.0
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

付問 その結果は、労働審判手続が始まる時点であなたが予想していたよりも有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 予想していたより有利	35	17.9
2 予想していたよりやや有利	22	11.2
3 予想していたとおり	41	20.9
4 予想していたよりやや不利	40	20.4
5 予想していたより不利	58	29.6
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

問36 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

① 今回の結果は公平なものである

	ケース数	%
1 強くそう思う	66	33.8
2 少しそう思う	46	23.6
3 どちらともいえない	26	13.3
4 あまりそう思わない	31	15.9
5 まったくそう思わない	26	13.3
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	59	30.6
2 少しそう思う	48	24.9
3 どちらともいえない	33	17.1
4 あまりそう思わない	29	15.0
5 まったくそう思わない	24	12.4
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	68	35.2
2 少しそう思う	46	23.8
3 どちらともいえない	36	18.7
4 あまりそう思わない	24	12.4
5 まったくそう思わない	19	9.8
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

A票 単純集計表

④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している

	ケース数	%
1 強くそう思う	61	31.6
2 少しそう思う	34	17.6
3 どちらともいえない	39	20.2
4 あまりそう思わない	33	17.1
5 まったくそう思わない	26	13.5
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している

	ケース数	%
1 強くそう思う	44	23.2
2 少しそう思う	32	16.8
3 どちらともいえない	51	26.8
4 あまりそう思わない	30	15.8
5 まったくそう思わない	33	17.4
有効回答者数	190	100.0
無回答	8	
計	198	

⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる

	ケース数	%
1 強くそう思う	68	36.0
2 少しそう思う	39	20.6
3 どちらともいえない	36	19.0
4 あまりそう思わない	19	10.1
5 まったくそう思わない	27	14.3
有効回答者数	189	100.0
無回答	9	
計	198	

⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である

	ケース数	%
1 強くそう思う	53	27.5
2 少しそう思う	50	25.9
3 どちらともいえない	30	15.5
4 あまりそう思わない	27	14.0
5 まったくそう思わない	33	17.1
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

A票 単純集計表

⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う

	ケース数	%
1 強くそう思う	93	48.2
2 少しそう思う	38	19.7
3 どちらともいえない	32	16.6
4 あまりそう思わない	9	4.7
5 まったくそう思わない	21	10.9
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める

	ケース数	%
1 強くそう思う	103	53.4
2 少しそう思う	36	18.7
3 どちらともいえない	27	14.0
4 あまりそう思わない	11	5.7
5 まったくそう思わない	16	8.3
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

問37 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	53	27.2
2 少し満足している	60	30.8
3 どちらともいえない	17	8.7
4 あまり満足していない	33	16.9
5 まったく満足していない	32	16.4
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

問38 今回の労働審判手続を行っている間、あなたが気軽に相談したり、応援したりしてくれる人がいましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき	99	50.8
2 会社の同僚や知人	48	24.6
3 会社以外の友人・知人	66	33.8
4 SNS などを通じて知り合った人	5	2.6
5 社内の労働組合の人	1	0.5
6 社外の労働組合の人	12	6.2
7 申し立てを行う前に相談した機関や専門家の人々	45	23.1
8 その他の人	7	3.6
9 誰もいなかった	31	15.9
有効回答者数	195	
無回答	3	
計	198	

A票 単純集計表

付問 上で○をつけた人のうち特に心強かった人を一人選んで、その番号をお書きください。
[単一回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき	63	39.1
2 会社の同僚や知人	25	15.5
3 会社以外の友人・知人	29	18.0
4 SNS などを通じて知り合った人	3	1.9
5 社内の労働組合の人	0	0.0
6 社外の労働組合の人	7	4.3
7 申し立てを行う前に相談した機関や専門家の人々	30	18.6
8 その他の人	4	2.5
有効回答者数	161	100.0
非該当	33	
無回答	4	
計	198	

問39 今回の労働審判手続の対象となった事件を契機として、あなたの職場や事業所で以下のような変化がありましたか。次の①～⑧について、それぞれあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス(法令遵守)の重視

	ケース数	%
1 実施された	5	2.7
2 検討中である	2	1.1
3 実施も検討もされていない	27	14.4
4 変化があったかどうかはわからない	154	81.9
有効回答者数	188	100.0
無回答	10	
計	198	

② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更

	ケース数	%
1 実施された	3	1.6
2 検討中である	1	0.5
3 実施も検討もされていない	28	15.1
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.8
有効回答者数	186	100.0
無回答	12	
計	198	

③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動

	ケース数	%
1 実施された	4	2.1
2 検討中である	0	0.0
3 実施も検討もされていない	29	15.5
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.4
有効回答者数	187	100.0
無回答	11	
計	198	

A票 単純集計表

④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備

	ケース数	%
1 実施された	1	0.5
2 検討中である	1	0.5
3 実施も検討もされていない	30	16.1
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.8
有効回答者数	186	100.0
無回答	12	
計	198	

⑤ 管理職への研修

	ケース数	%
1 実施された	0	0.0
2 検討中である	2	1.1
3 実施も検討もされていない	30	16.1
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.8
有効回答者数	186	100.0
無回答	12	
計	198	

⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策

	ケース数	%
1 実施された	2	1.1
2 検討中である	3	1.6
3 実施も検討もされていない	26	14.1
4 変化があったかどうかはわからない	154	83.2
有効回答者数	185	100.0
無回答	13	
計	198	

⑦ 労働者間での、労働条件改善等についての意見の共有

	ケース数	%
1 実施された	1	0.5
2 検討中である	4	2.2
3 実施も検討もされていない	27	14.5
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.8
有効回答者数	186	100.0
無回答	12	
計	198	

⑧ 労働者や労働組合による、労働条件改善等についての経営者への要求提示

	ケース数	%
1 実施された	0	0.0
2 検討中である	4	2.2
3 実施も検討もされていない	28	15.1
4 変化があったかどうかはわからない	154	82.8
有効回答者数	186	100.0
無回答	12	
計	198	

A票 単純集計表

F1 あなたの性別をお答えください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 男性	116	59.5
2 女性	79	40.5
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

F2 お年はおいくつですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 20歳未満	0	0.0
2 20～29歳	16	8.2
3 30～39歳	43	22.2
4 40～49歳	61	31.4
5 50～59歳	46	23.7
6 60～69歳	17	8.8
7 70歳以上	11	5.7
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

F3 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 中学校	10	5.2
2 高等学校	59	30.6
3 専修学校・各種学校	28	14.5
4 短大(高専を含む)	14	7.3
5 大学・大学院	81	42.0
6 その他	1	0.5
有効回答者数	193	100.0
無回答	5	
計	198	

F4 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時のあなたの働き方は何でしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 正規の職員・従業員	145	74.0
2 パート	16	8.2
3 アルバイト	9	4.6
4 契約社員	9	4.6
5 嘱託	6	3.1
6 派遣社員	6	3.1
7 その他	5	2.6
有効回答者数	196	100.0
無回答	2	
計	198	

A票 単純集計表

付問1 あなたのその会社・団体での役職はなんでしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 部長・次長クラスの管理職	15	7.8
2 課長クラスの管理職	8	4.2
3 係長クラスの管理職	9	4.7
4 職長、班長、組長などの現場監督職	24	12.5
5 役職にはついていない	129	67.2
6 その他	7	3.6
有効回答者数	192	100.0
無回答	6	
計	198	

付問3 その会社・団体に働いている人は、全体で何人くらいでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 10人未満	46	23.6
2 10～29人	43	22.1
3 30～99人	44	22.6
4 100～299人	22	11.3
5 300～499人	12	6.2
6 500～999人	5	2.6
7 1,000人～2,999人	4	2.1
8 3,000人以上	14	7.2
9 わからない	5	2.6
有効回答者数	195	100.0
無回答	3	
計	198	

F5 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時、あなたが働いていた会社・団体には労働組合がありましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 はい	21	10.8
2 いいえ	156	80.4
3 わからない	17	8.8
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

付問 あなたはその組合の組合員でしたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 組合員だった	7	35.0
2 組合員ではなかった	13	65.0
有効回答者数	20	100.0
非該当	177	
無回答	1	
計	198	

A票 単純集計表

F6 あなたの年収をおたずねします。
[単一回答]

- ① 労働審判手続の原因となった問題が生じる(直)前について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 なし	1	0.5
2 100万円未満	6	3.2
3 100～200万円未満	14	7.4
4 200～300万円未満	39	20.7
5 300～400万円未満	44	23.4
6 400～500万円未満	32	17.0
7 500～600万円未満	13	6.9
8 600～700万円未満	9	4.8
9 700～800万円未満	4	2.1
10 800～900万円未満	2	1.1
11 900～1,000万円未満	2	1.1
12 1,000～1,500万円未満	5	2.7
13 1,500～2,000万円未満	0	0.0
14 2,000万円以上	2	1.1
15 わからない	6	3.2
16 答えたくない	9	4.8
有効回答者数	188	100.0
無回答	10	
計	198	

- ② 現在について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

	ケース数	%
1 なし	46	26.0
2 100万円未満	11	6.2
3 100～200万円未満	10	5.6
4 200～300万円未満	24	13.6
5 300～400万円未満	26	14.7
6 400～500万円未満	10	5.6
7 500～600万円未満	15	8.5
8 600～700万円未満	2	1.1
9 700～800万円未満	2	1.1
10 800～900万円未満	1	0.6
11 900～1,000万円未満	0	0.0
12 1,000～1,500万円未満	3	1.7
13 1,500～2,000万円未満	0	0.0
14 2,000万円以上	1	0.6
15 わからない	11	6.2
16 答えたくない	15	8.5
有効回答者数	177	100.0
無回答	21	
計	198	

A票 単純集計表

F7 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。
[単一回答]

	ケース数	%
1 ある	43	22.2
2 ない	151	77.8
有効回答者数	194	100.0
無回答	4	
計	198	

件数

	ケース数	%
1回	20	46.5
2回	9	20.9
3回	6	14.0
4回	1	2.3
5回	3	7.0
6回	0	0.0
7回	0	0.0
8回	0	0.0
9回	1	2.3
10回	2	4.7
12回	1	2.3
有効回答者数	43	100.0
非該当	155	
無回答	0	
計	198	

F8 現在の労働審判制度のあり方についてお考えがあれば、以下の欄にご自由にお書きください。

	ケース数	%
1 記入あり	112	56.6
2 記入なし	86	43.4
計	198	

F9 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき(調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき)から、おおよそどのくらい後ですか。

日数

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
191	7	38.0	30	5	210

B票 単純集計表

問1 今回の労働審判手続は、どのような問題に関するものでしたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 会社都合の解雇(整理解雇)	16	13.0
2 懲戒処分 of 解雇(懲戒解雇)	14	11.4
3 それ以外(1、2以外)の解雇	12	9.8
4 退職勧奨	8	6.5
5 雇止め(有期労働契約の更新拒否)	11	8.9
6 採用内定取消	1	0.8
7 試用期間中または試用期間満了時の本採用拒否	6	4.9
8 賃金(基本給、諸手当)	12	9.8
9 残業代その他割増賃金	45	36.6
10 退職金	8	6.5
11 解雇予告手当	1	0.8
12 賃金など労働条件の変更	11	8.9
13 配転・出向	4	3.3
14 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	4	3.3
15 パワー・ハラスメント(パワハラ)	16	13.0
16 それ以外(14、15以外)のいじめ・いやがらせ	1	0.8
17 労働災害	2	1.6
18 その他	16	13.0
有効回答者数	123	
無回答	4	
回答者人数	127	

付問1 その問題が起こったのは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2010年12月	1	0.8%	2017年03月	1	0.8%
2013年03月	1	0.8%	2017年04月	2	1.6%
2014年01月	1	0.8%	2017年05月	4	3.1%
2014年06月	1	0.8%	2017年06月	1	0.8%
2014年09月	1	0.8%	2017年08月	3	2.4%
2014年10月	1	0.8%	2017年09月	8	6.3%
2015年10月	2	1.6%	2017年10月	8	6.3%
2015年11月	1	0.8%	2017年11月	8	6.3%
2016年01月	2	1.6%	2017年12月	5	3.9%
2016年04月	1	0.8%	2018年01月	10	7.9%
2016年07月	1	0.8%	2018年02月	8	6.3%
2016年09月	1	0.8%	2018年03月	13	10.2%
2016年10月	1	0.8%	2018年04月	12	9.4%
2016年11月	1	0.8%	2018年05月	10	7.9%
2016年12月	2	1.6%	2018年06月	6	4.7%
2017年01月	4	3.1%	2018年07月	4	3.1%
			2018年08月	2	1.6%
			有効回答者数	127	100.0
			無回答	0	
			計	127	

B票 単純集計表

付問2 今回の問題の相手側(労働者)が、御社に勤め始めたのは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
1990年04月	1	0.8	2013年01月	1	0.8
1991年04月	1	0.8	2013年02月	1	0.8
1991年07月	1	0.8	2013年04月	1	0.8
1991年08月	1	0.8	2013年06月	2	1.6
1993年07月	1	0.8	2013年09月	1	0.8
1997年09月	1	0.8	2013年10月	1	0.8
1998年09月	1	0.8	2014年04月	5	4.0
1999年03月	1	0.8	2014年05月	2	1.6
2000年12月	1	0.8	2014年06月	2	1.6
2002年10月	1	0.8	2014年07月	1	0.8
2003年01月	1	0.8	2014年11月	1	0.8
2004年04月	1	0.8	2015年01月	3	2.4
2006年01月	1	0.8	2015年04月	3	2.4
2006年12月	1	0.8	2015年05月	1	0.8
2007年02月	2	1.6	2015年06月	1	0.8
2007年04月	1	0.8	2015年07月	2	1.6
2007年06月	1	0.8	2015年09月	2	1.6
2007年09月	1	0.8	2015年10月	1	0.8
2007年10月	1	0.8	2015年	1	0.8
2008年03月	1	0.8	2016年01月	1	0.8
2008年04月	3	2.4	2016年02月	2	1.6
2008年12月	1	0.8	2016年03月	3	2.4
2009年01月	2	1.6	2016年04月	1	0.8
2009年02月	1	0.8	2016年05月	5	4.0
2009年04月	1	0.8	2016年06月	2	1.6
2009年07月	2	1.6	2016年09月	1	0.8
2009年09月	1	0.8	2016年10月	3	2.4
2010年02月	1	0.8	2016年11月	3	2.4
2010年10月	2	1.6	2016年12月	2	1.6
2011年03月	1	0.8	2017年02月	1	0.8
2011年05月	1	0.8	2017年04月	4	3.2
2012年04月	2	1.6	2017年05月	1	0.8
2012年07月	4	3.2	2017年06月	1	0.8
2012年09月	2	1.6	2017年07月	3	2.4
			有効回答者数	124	
			無回答	3	
			計	127	

付問3 今回の問題が起こる前に、御社から相手側(労働者)に支払われていた毎月の給与(月収)はおおよそいくらでしたか。
税金などを差し引く前の額(総支給額)をお答えください。

金額(万円)

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
121	6	37.3	28	7	312

B票 単純集計表

付問4 あなたは、今回の問題の相手方の会社や団体に現在在職中ですか、すでに退職しましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 在職している	8	6.3
2 退職した	115	91.3
3 そもそも雇用関係がなかった(派遣など)	3	2.4
有効回答者数	126	100.0
無回答	1	
計	127	

退職時期

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2015年03月	1	0.9	2017年10月	9	7.8
2015年07月	1	0.9	2017年11月	5	4.3
2015年10月	1	0.9	2017年12月	8	7.0
2015年12月	1	0.9	2018年01月	8	7.0
2016年05月	1	0.9	2018年02月	6	5.2
2016年06月	1	0.9	2018年03月	15	13.0
2017年01月	1	0.9	2018年04月	7	6.1
2017年02月	1	0.9	2018年05月	8	7.0
2017年03月	7	6.1	2018年06月	6	5.2
2017年05月	1	0.9	2018年07月	5	4.3
2017年06月	1	0.9	2018年08月	4	3.5
2017年07月	2	1.7	2018年09月	4	3.5
2017年08月	6	5.2	2018年10月	1	0.9
2017年09月	3	2.6	2018年	1	0.9
			有効回答者数	115	
			非該当	11	
			無回答	1	
			計	127	

付問5 今回の問題が起こる以前の3年くらいの間に、御社には次のような出来事がありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 組織の事業再編や設立・統合	16	12.7
2 社長や会長など、経営者の変更	25	19.8
3 人事制度の大幅な変更	4	3.2
4 外部からの人事問題の専門家の雇用	1	0.8
5 業績の急激な成長	12	9.5
6 業績の急激な悪化	16	12.7
7 大規模な人員整理	0	0.0
8 職場でのいじめやハラスメントの深刻化	4	3.2
9 若手社員の急激な減少	4	3.2
10 労働組合の消滅	0	0.0
11 賃金など労働条件の引き下げ	13	10.3
12 その他の変化があった	7	5.6
13 大きな変化は特になかった	60	47.6
有効回答者数	126	
無回答	1	
計	127	

問2 今回の労働審判手続での御社のお立場は次のどちらでしたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 (労働審判手続を)申し立てられた側	125	98.4
2 申し立てた側	2	1.6
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

B票 単純集計表

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てられた(申し立てた)のは、いつ頃でしたか。

年月	ケース数	%
2017年11月	1	0.8
2017年12月	2	1.6
2018年02月	3	2.4
2018年03月	13	10.2
2018年04月	17	13.4
2018年05月	29	22.8
2018年06月	23	18.1
2018年07月	22	17.3
2018年08月	11	8.7
2018年09月	6	4.7
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

問4 今回の労働審判手続で、相手側(労働者側)から申立時に請求された金額はおおよそいくらでしたか。
相手側の申立書(写)がお手元にある場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」欄あるいは「申立の価額」欄に記載された金額をお答えください。

金額(万円)

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
122	5	523.5	300	30	13700

問5 今回の労働審判手続で、相手側(労働者)が御社に求めた内容について、選択肢の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 地位の確認(復職・雇用の継続)・解雇無効	59	46.5
2 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	7	5.5
3 未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い	83	65.4
4 損害賠償	30	23.6
5 賃金などの労働条件の引下げの是正	6	4.7
6 配転・出向、降格の是正	5	3.9
7 不利益取扱い・差別の是正	3	2.4
8 セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応	16	12.6
9 会社の制度の整備(就業規則の改正等)	0	0.0
10 その他	15	11.8
有効回答者数	127	
無回答	0	
計	127	

付問 その相手側(労働者)の要求は、理由があるとお考えでしたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 理由がある	33	26.8
2 理由がない	65	52.8
3 わからない・どちらともいえない	25	20.3
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

B票 単純集計表

問6 御社では、今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、御社と従業員との間のコミュニケーションの状態は良好でしたか。あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても良好であった	9	7.1
2 どちらかといえば良好であった	27	21.4
3 どちらともいえない	28	22.2
4 どちらかといえば良好でなかった	35	27.8
5 まったく良好でなかった	27	21.4
有効回答者数	126	100.0
無回答	1	
計	127	

問7 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 家族・親せき・個人的な知人に相談した	8	6.3
2 経営者の団体・知人に相談した	8	6.3
3 地方自治体の無料法律相談を利用した	2	1.6
4 顧問弁護士に相談した	64	50.4
5 顧問弁護士以外の弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した	34	26.8
6 社会保険労務士(会)に相談した	46	36.2
7 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した	1	0.8
8 労働基準監督署や労働局の行う相談窓口を利用した	17	13.4
9 その他の機関や専門家に相談した	5	3.9
10 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった	16	12.6
有効回答者数	127	
無回答	0	
計	127	

問8 今回の労働審判手続に関連して、書籍・雑誌・インターネットを調べましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 調べた	75	60.0
2 調べなかった	50	40.0
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

問9 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、どのような形で、相手側(労働者)と交渉しましたか。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 自分で直接交渉した	48	37.8
2 自分が依頼した弁護士を介して交渉した	56	44.1
3 相手側(労働者)が依頼した弁護士を介して交渉した	32	25.2
4 労働組合を介して交渉した	7	5.5
5 その他の人や組織を介して交渉した	3	2.4
6 事前の交渉はしなかった	35	27.6
有効回答者数	127	
無回答	0	
計	127	

問10 今回の労働審判手続を申し立てられる(申し立てる)前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会等の制度や手続を経由しましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 労働局の助言・指導・勧告の制度を経由した	8	6.4
2 労働局の紛争調整委員会の制度(あっせん・調停)を経由した	7	5.6
3 労働委員会の紛争解決手続を経由した	0	0.0
4 地方自治体の紛争解決手続を経由した	1	0.8
5 以上の制度や手続を経由したことはなかった	111	88.8
有効回答者数	125	
無回答	2	
計	127	

問11 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 はい	122	96.1
2 いいえ	5	3.9
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

付問1 その弁護士に今回の問題について初めて相談したのはいつですか。

年月	ケース数	%	年月	ケース数	%
2006年01月	1	0.8	2017年10月	4	3.3
2015年06月	1	0.8	2017年11月	6	4.9
2015年07月	1	0.8	2017年12月	10	8.2
2015年09月	1	0.8	2017年	1	0.8
2015年10月	1	0.8	2018年01月	5	4.1
2016年06月	1	0.8	2018年02月	9	7.4
2016年07月	1	0.8	2018年03月	12	9.8
2016年10月	1	0.8	2018年04月	9	7.4
2016年11月	1	0.8	2018年05月	14	11.5
2017年04月	1	0.8	2018年06月	15	12.3
2017年05月	1	0.8	2018年07月	15	12.3
2017年06月	2	1.6	2018年08月	4	3.3
2017年09月	2	1.6	2018年09月	3	2.5
			有効回答者数	122	
			無回答	0	
			計	122	

B票 単純集計表

付問2 その弁護士はどのようにして見つけましたか。
[複数回答]

	選択者数	%
1 顧問弁護士だった	67	55.4
2 顧問弁護士ではないが以前から面識があった	20	16.5
3 他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介してもらった	30	24.8
4 使用者団体に紹介してもらった	1	0.8
5 自治体や法テラス、弁護士会の法律相談で知った	1	0.8
6 その弁護士の広告(インターネットやテレビ、チラシ等)で知った	3	2.5
7 その他の方法で知った	4	3.3
有効回答者数	121	
無回答	1	
計	122	

付問3 依頼した弁護士を決めた際、どのようなことを重視しましたか。以下の選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 担当弁護士・弁護士事務所の一般的な名声・評判	28	23.7
2 担当弁護士・弁護士事務所の専門性(労働事件に精通していること)	52	44.1
3 担当弁護士の年齢	2	1.7
4 担当弁護士の性別	0	0.0
5 担当弁護士の人柄・人間性	26	22.0
6 インターネットで検索したら最初の方にあったこと	0	0.0
7 弁護士事務所の所在地が御社(の事務所)から近いこと	4	3.4
8 見積費用が比較的安価であったこと	1	0.8
9 夜間・休日対応などのサービスが良いこと	1	0.8
10 他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介されたこと	30	25.4
11 その他	27	22.9
有効回答者数	118	
無回答	4	
計	122	

付問4 その弁護士にあなたが支払った金額は、総額でおおよそいくらでしたか。

1 (金額を記入)	103	86.6
2 わからない	6	5.0
3 答えたくない	10	8.4
有効回答者数	119	100.0
無回答	3	
計	122	

金額(万円)

	ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
支払った総額(選択肢1)	97	6	86.7	60	0	950
着手金	80	23	33.6	28	0	120
報酬	80	23	50.7	30	0	950
裁判所手数料	27	76	2.3	0	0	25

B票 単純集計表

問12 御社は、申し立てられた時点で労働審判という制度を知っていましたか。

[単一回答]

	選択者数	%
1 知っていた	77	61.6
2 相手方から申し立てがあるまで知らなかった	48	38.4
有効回答者数	125	
無回答	2	
計	127	

問13 労働審判手続を申し立てられたとき、御社が労働審判手続に何を期待したかについておたずねします。次の期待について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 労働審判では自分の会社・団体の社会的名誉を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	55	44.0
2 少しあてはまる	26	20.8
3 どちらともいえない	20	16.0
4 あまりあてはまらない	12	9.6
5 まったくあてはまらない	12	9.6
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

② 労働審判では金銭や財産など経済的な利益を守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	55	44.0
2 少しあてはまる	31	24.8
3 どちらともいえない	18	14.4
4 あまりあてはまらない	9	7.2
5 まったくあてはまらない	12	9.6
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

③ 労働審判では自分の会社・団体の自由な活動やプライバシーを守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	26	21.0
2 少しあてはまる	25	20.2
3 どちらともいえない	38	30.6
4 あまりあてはまらない	17	13.7
5 まったくあてはまらない	18	14.5
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B 票 単純集計表

④ 労働審判では自分の会社・団体の権利を実現し(あるいは守り)たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	47	37.9
2 少しあてはまる	30	24.2
3 どちらともいえない	24	19.4
4 あまりあてはまらない	11	8.9
5 まったくあてはまらない	12	9.7
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

⑤ 労働審判では公正な解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	92	73.0
2 少しあてはまる	21	16.7
3 どちらともいえない	5	4.0
4 あまりあてはまらない	5	4.0
5 まったくあてはまらない	3	2.4
有効回答者数	126	100.0
無回答	1	
計	127	

⑥ 労働審判では強制力のある解決を得たかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	46	37.7
2 少しあてはまる	25	20.5
3 どちらともいえない	35	28.7
4 あまりあてはまらない	7	5.7
5 まったくあてはまらない	9	7.4
有効回答者数	122	100.0
無回答	5	
計	127	

⑦ 労働審判では事実関係をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	78	62.9
2 少しあてはまる	24	19.4
3 どちらともいえない	12	9.7
4 あまりあてはまらない	4	3.2
5 まったくあてはまらない	6	4.8
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

⑧ 労働審判では白黒をはっきりさせたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	65	52.8
2 少しあてはまる	33	26.8
3 どちらともいえない	13	10.6
4 あまりあてはまらない	3	2.4
5 まったくあてはまらない	9	7.3
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	34	27.6
2 少しあてはまる	22	17.9
3 どちらともいえない	30	24.4
4 あまりあてはまらない	12	9.8
5 まったくあてはまらない	25	20.3
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

⑩ 労働審判官(裁判官)や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	37	30.1
2 少しあてはまる	24	19.5
3 どちらともいえない	31	25.2
4 あまりあてはまらない	11	8.9
5 まったくあてはまらない	20	16.3
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	11	8.8
2 少しあてはまる	13	10.4
3 どちらともいえない	38	30.4
4 あまりあてはまらない	25	20.0
5 まったくあてはまらない	38	30.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

⑫ 労働審判では、同じような問題をかかえている会社・団体の立場や利益も守りたかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	14	11.3
2 少しあてはまる	16	12.9
3 どちらともいえない	33	26.6
4 あまりあてはまらない	22	17.7
5 まったくあてはまらない	39	31.5
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

⑬ 相手側(労働者側)に申し立てられたので仕方なかった

	ケース数	%
1 強くあてはまる	54	43.2
2 少しあてはまる	25	20.0
3 どちらともいえない	22	17.6
4 あまりあてはまらない	6	4.8
5 まったくあてはまらない	18	14.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問14 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	54	43.2
2 ある程度は予想がついていた	65	52.0
3 はっきりと予想がついていた	6	4.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問15 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用は御社にとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

① 裁判所に納めた手数料

	ケース数	%
1 非常に高い	2	1.7
2 やや高い	2	1.7
3 どちらともいえない	52	44.4
4 やや安い	3	2.6
5 非常に安い	2	1.7
6 支払わなかった・あてはまらない	56	47.9
有効回答者数	117	100.0
無回答	10	
計	127	

B票 単純集計表

② 弁護士に支払った金額

	ケース数	%
1 非常に高い	11	9.0
2 やや高い	33	27.0
3 どちらともいえない	54	44.3
4 やや安い	14	11.5
5 非常に安い	3	2.5
6 支払わなかった・あてはまらない	7	5.7
有効回答者数	122	100.0
無回答	5	
計	127	

③ 労働審判手続にかかった費用の総額

	ケース数	%
1 非常に高い	29	25.2
2 やや高い	30	26.1
3 どちらともいえない	45	39.1
4 やや安い	7	6.1
5 非常に安い	4	3.5
有効回答者数	115	100.0
無回答	12	
計	127	

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 まったく予想がつかなかった	44	35.2
2 ある程度は予想がついていた	73	58.4
3 はっきりと予想がついていた	8	6.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 非常に短い	29	23.2
2 やや短い	35	28.0
3 どちらともいえない	42	33.6
4 やや長い	14	11.2
5 非常に長い	5	4.0
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 満足している	55	44.4
2 どちらともいえない	44	35.5
3 満足していない	25	20.2
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

① 労働審判手続の中で、自分の側の立場を十分に主張できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	38	29.9
2 少しそう思う	38	29.9
3 どちらともいえない	9	7.1
4 あまりそう思わない	23	18.1
5 まったくそう思わない	17	13.4
9 わからない	2	1.6
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	44	35.2
2 少しそう思う	38	30.4
3 どちらともいえない	16	12.8
4 あまりそう思わない	17	13.6
5 まったくそう思わない	7	5.6
9 わからない	3	2.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた

	ケース数	%
1 強くそう思う	7	5.6
2 少しそう思う	9	7.2
3 どちらともいえない	11	8.8
4 あまりそう思わない	27	21.6
5 まったくそう思わない	68	54.4
9 わからない	3	2.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	30	24.0
2 少しそう思う	50	40.0
3 どちらともいえない	26	20.8
4 あまりそう思わない	13	10.4
5 まったくそう思わない	6	4.8
9 わからない	0	0.0
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった

	ケース数	%
1 強くそう思う	38	30.4
2 少しそう思う	57	45.6
3 どちらともいえない	20	16.0
4 あまりそう思わない	7	5.6
5 まったくそう思わない	2	1.6
9 わからない	1	0.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	35	28.0
2 少しそう思う	37	29.6
3 どちらともいえない	25	20.0
4 あまりそう思わない	12	9.6
5 まったくそう思わない	15	12.0
9 わからない	1	0.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた

	ケース数	%
1 強くそう思う	45	36.0
2 少しそう思う	52	41.6
3 どちらともいえない	16	12.8
4 あまりそう思わない	6	4.8
5 まったくそう思わない	5	4.0
9 わからない	1	0.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	20	16.0
2 少しそう思う	27	21.6
3 どちらともいえない	32	25.6
4 あまりそう思わない	19	15.2
5 まったくそう思わない	24	19.2
9 わからない	3	2.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問19 今回の労働審判手続の過程に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	20	16.0
2 少し満足している	38	30.4
3 どちらともいえない	24	19.2
4 あまり満足していない	17	13.6
5 まったく満足していない	26	20.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問20 労働審判手続を通じて審判官(裁判官)または弁護士から知らされた法(ルール)の内容は、御社のそれまでの考えとどの程度、異なっていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 御社が考えていた内容よりも、非常に有利であった	4	3.2
2 御社が考えていた内容よりも、やや有利であった	13	10.4
3 御社が考えていた内容と、だいたい同じであった	52	41.6
4 御社が考えていた内容よりも、やや不利であった	24	19.2
5 御社が考えていた内容よりも、非常に不利であった	32	25.6
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問21 今回の労働審判手続では、期日(裁判所で労働審判の手続を開いた日)は何回ありましたか。

[単一回答]

	ケース数	%
1 1回	40	31.5
2 2回	50	39.4
3 3回	29	22.8
4 4回	8	6.3
5 5回以上	0	0.0
6 わからない・おぼえていない	0	0.0
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

B票 単純集計表

問22 御社の方(どなたでもかまいません)は、期日にどのくらい出席しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 すべての期日に出席した	116	91.3
2 一部の期日に出席した	9	7.1
3 まったく出席しなかった	2	1.6
有効回答者数	127	100.0
無回答	0	
計	127	

付問 あなた(回答者)自身はそれらの期日に出席しましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 出席した	122	98.4
2 出席しなかった	2	1.6
有効回答者数	124	100.0
非該当	2	
無回答	1	
計	127	

問23 労働審判手続が始まる前、あなた(回答者)自身は期日に出席したいと思っていましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 出席したかった	81	66.4
2 どちらかといえば出席したかった	17	13.9
3 どちらともいえない	8	6.6
4 どちらかといえば出席したくなかった	11	9.0
5 出席したくなかった	5	4.1
有効回答者数	122	100.0
非該当	4	
無回答	1	
計	127	

付問1 期日に出席したかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 直接に御社の言い分を十分に聞いてもらいたかった	79	82.3
2 直接に解決のための話し合いの機会を持ちたかった	32	33.3
3 弁護士に任せるのが不安だった	2	2.1
4 裁判所での手続に参加すること自体に興味があった	42	43.8
5 時間に余裕があった	1	1.0
6 その他	10	10.4
有効回答者数	96	
非該当	29	
無回答	2	
計	127	

※この付問の対象は問23で1または2を選択した人(98名)

B票 単純集計表

付問2 期日に出席しなくなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

〔複数回答〕

	選択者数	%
1 時間の余裕がなかった	4	25.0
2 専門家である弁護士に任せなかった	7	43.8
3 相手方と顔を合わせたくなかった	9	56.3
4 出席そのものが面倒だった	4	25.0
5 裁判所や相手方から事件について聞かれることがいやだった	3	18.8
6 その他	4	25.0
有効回答者数	16	
非該当	111	
無回答	0	
計	127	

※この付問の対象は問23で4または5を選択した人(16名)

問20 今回の労働審判手続を担当した審判官(裁判官)の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

〔単一回答〕

① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	54	44.6
2 少しそう思う	36	29.8
3 どちらともいえない	7	5.8
4 あまりそう思わない	18	14.9
5 まったくそう思わない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

② その審判官は、御社の言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	54	44.6
2 少しそう思う	34	28.1
3 どちらともいえない	12	9.9
4 あまりそう思わない	12	9.9
5 まったくそう思わない	9	7.4
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

③ その審判官は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	57	47.1
2 少しそう思う	28	23.1
3 どちらともいえない	25	20.7
4 あまりそう思わない	3	2.5
5 まったくそう思わない	8	6.6
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

B 票 単純集計表

④ その審判官は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	4	3.3
2 少しそう思う	6	5.0
3 どちらともいえない	25	20.7
4 あまりそう思わない	39	32.2
5 まったくそう思わない	47	38.8
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑤ その審判官は、御社に対してていねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	57	47.1
2 少しそう思う	42	34.7
3 どちらともいえない	13	10.7
4 あまりそう思わない	4	3.3
5 まったくそう思わない	5	4.1
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	38	31.4
2 少しそう思う	38	31.4
3 どちらともいえない	30	24.8
4 あまりそう思わない	8	6.6
5 まったくそう思わない	7	5.8
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	26	21.5
2 少しそう思う	38	31.4
3 どちらともいえない	45	37.2
4 あまりそう思わない	10	8.3
5 まったくそう思わない	2	1.7
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

⑧ その審判官は、今回の事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	24	19.8
2 少しそう思う	40	33.1
3 どちらともいえない	42	34.7
4 あまりそう思わない	10	8.3
5 まったくそう思わない	5	4.1
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	46	38.0
2 少しそう思う	38	31.4
3 どちらともいえない	26	21.5
4 あまりそう思わない	5	4.1
5 まったくそう思わない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	38	31.4
2 少しそう思う	45	37.2
3 どちらともいえない	22	18.2
4 あまりそう思わない	12	9.9
5 まったくそう思わない	4	3.3
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

問25 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	42	34.7
2 少し満足している	29	24.0
3 どちらともいえない	20	16.5
4 あまり満足していない	14	11.6
5 まったく満足していない	16	13.2
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

問26 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員の印象についておたずねします。2人の全体の印象について、次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

※審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の問にお進みください。

[単一回答]

① その審判員たちは、中立的な立場で審理を行なった

	ケース数	%
1 強くそう思う	29	24.0
2 少しそう思う	42	34.7
3 どちらともいえない	17	14.0
4 あまりそう思わない	16	13.2
5 まったくそう思わない	11	9.1
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

② その審判員たちは、御社の言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	34	28.1
2 少しそう思う	36	29.8
3 どちらともいえない	14	11.6
4 あまりそう思わない	18	14.9
5 まったくそう思わない	13	10.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

③ その審判員たちは、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	33	27.3
2 少しそう思う	31	25.6
3 どちらともいえない	32	26.4
4 あまりそう思わない	11	9.1
5 まったくそう思わない	8	6.6
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

④ その審判員たちは、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	8	6.6
2 少しそう思う	8	6.6
3 どちらともいえない	26	21.5
4 あまりそう思わない	32	26.4
5 まったくそう思わない	41	33.9
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

⑤ その審判員たちは、御社に対していいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	40	33.3
2 少しそう思う	37	30.8
3 どちらともいえない	23	19.2
4 あまりそう思わない	12	10.0
5 まったくそう思わない	2	1.7
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	120	100.0
非該当	4	
無回答	3	
計	127	

⑥ その審判員たちは、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	16	13.3
2 少しそう思う	25	20.8
3 どちらともいえない	37	30.8
4 あまりそう思わない	24	20.0
5 まったくそう思わない	12	10.0
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	120	100.0
非該当	4	
無回答	3	
計	127	

⑦ その審判員たちは、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	25	20.8
2 少しそう思う	23	19.2
3 どちらともいえない	45	37.5
4 あまりそう思わない	16	13.3
5 まったくそう思わない	5	4.2
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	120	100.0
非該当	4	
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

⑧ その審判員たちは、今回の事件の審理のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	17	14.2
2 少しそう思う	25	20.8
3 どちらともいえない	53	44.2
4 あまりそう思わない	12	10.0
5 まったくそう思わない	7	5.8
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	120	100.0
非該当	4	
無回答	3	
計	127	

⑨ その審判員たちは、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた

	ケース数	%
1 強くそう思う	24	20.0
2 少しそう思う	41	34.2
3 どちらともいえない	33	27.5
4 あまりそう思わない	6	5.0
5 まったくそう思わない	10	8.3
6 その審判員の印象はまったくわからない	6	5.0
有効回答者数	120	100.0
非該当	4	
無回答	3	
計	127	

問27 今回の労働審判手続で、審判員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	28	23.1
2 少し満足している	29	24.0
3 どちらともいえない	24	19.8
4 あまり満足していない	15	12.4
5 まったく満足していない	20	16.5
6 わからない	5	4.1
有効回答者数	121	100.0
非該当	4	
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

問28 今回の労働審判手続で、御社が依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑥について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。 弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。

[単一回答]

① その弁護士は、御社の味方になってくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	93	74.4
2 少しそう思う	22	17.6
3 どちらともいえない	2	1.6
4 あまりそう思わない	4	3.2
5 まったくそう思わない	0	0.0
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

② その弁護士は、御社の言い分を十分に聞いてくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	97	77.6
2 少しそう思う	18	14.4
3 どちらともいえない	5	4.0
4 あまりそう思わない	0	0.0
5 まったくそう思わない	1	0.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

③ その弁護士は、信頼できる人物だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	94	75.8
2 少しそう思う	18	14.5
3 どちらともいえない	6	4.8
4 あまりそう思わない	1	0.8
5 まったくそう思わない	1	0.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

④ その弁護士は、権威的・威圧的だった

	ケース数	%
1 強くそう思う	0	0.0
2 少しそう思う	3	2.4
3 どちらともいえない	11	8.8
4 あまりそう思わない	31	24.8
5 まったくそう思わない	76	60.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B 票 単純集計表

⑤ その弁護士は、御社に対していねいに接してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	90	72.6
2 少しそう思う	24	19.4
3 どちらともいえない	5	4.0
4 あまりそう思わない	0	0.0
5 まったくそう思わない	1	0.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	77	61.6
2 少しそう思う	33	26.4
3 どちらともいえない	8	6.4
4 あまりそう思わない	3	2.4
5 まったくそう思わない	0	0.0
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた

	ケース数	%
1 強くそう思う	78	62.4
2 少しそう思う	33	26.4
3 どちらともいえない	4	3.2
4 あまりそう思わない	4	3.2
5 まったくそう思わない	2	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑧ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	75	60.0
2 少しそう思う	32	25.6
3 どちらともいえない	9	7.2
4 あまりそう思わない	4	3.2
5 まったくそう思わない	1	0.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

⑨ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	61	48.8
2 少しそう思う	39	31.2
3 どちらともいえない	16	12.8
4 あまりそう思わない	3	2.4
5 まったくそう思わない	2	1.6
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

⑩ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	76	61.3
2 少しそう思う	26	21.0
3 どちらともいえない	11	8.9
4 あまりそう思わない	4	3.2
5 まったくそう思わない	3	2.4
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

⑪ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた

	ケース数	%
1 強くそう思う	81	64.8
2 少しそう思う	28	22.4
3 どちらともいえない	10	8.0
4 あまりそう思わない	1	0.8
5 まったくそう思わない	1	0.8
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問29 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	74	59.2
2 少し満足している	27	21.6
3 どちらともいえない	9	7.2
4 あまり満足していない	8	6.4
5 まったく満足していない	3	2.4
6 弁護士を依頼しなかった	4	3.2
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

問30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 調停が成立した	115	92.0
2 労働審判が告知された	8	6.4
3 終わりがどちらかわからない	2	1.6
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

付問1 労働審判が終了したのはいつ頃でしたか。

年月	ケース数	%
2018年06月	7	5.7
2018年07月	37	30.3
2018年08月	24	19.7
2018年09月	21	17.2
2018年10月	33	27.0
有効回答者数	122	100.0
非該当	4	
無回答	1	
計	127	

付問2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

[複数回答]

	選択者数	%
1 調停案が御社に不利だと思ったから	0	0.0
2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから	2	28.6
3 御社の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから	3	42.9
4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから	0	0.0
5 労働審判委員会(審判官・審判員)の公的な判断が欲しかったから	3	42.9
6 審判官や審判員が御社の話を十分に聞いてくれなかったから	0	0.0
7 調停の進め方が不公正・不公平だったから	0	0.0
8 相手側(労働者側)が調停案を拒んだから	2	28.6
9 相手側(労働者側)が譲歩しなかったから	1	14.3
10 その他	1	14.3
有効回答者数	7	
非該当	119	
無回答	1	
計	127	

問31 御社は、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 よく理解できている	69	55.6
2 どちらかという理解できている	36	29.0
3 どちらともいえない	11	8.9
4 どちらかという理解できていない	6	4.8
5 まったく理解できていない	2	1.6
6 内容を知らない	0	0.0
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

問32 調停ないし審判の結果、相手側(労働者)は、御社に対して、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。
[複数回答]

	選択者数	%
1 解決金などの金銭の支払い	116	92.1
2 御社で働く権利や地位(復職など)	7	5.6
3 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	10	7.9
4 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復	1	0.8
5 配転・出向などの命令の是正・撤回	0	0.0
6 不利益取扱い・差別の是正	0	0.0
7 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応	1	0.8
8 御社の制度の整備(就業規則の改正等)	0	0.0
9 その他の権利や地位	5	4.0
10 認められた権利や地位はない	5	4.0
有効回答者数	126	
無回答	1	
計	127	

付問 調停ないし審判の結果相手側(労働者)に認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。

1 (金額を記入)	111	97.4
2 わからない	0	0.0
3 答えたくない	3	2.6
有効回答者数	114	100.0
非該当	11	
無回答	2	
計	127	

金額(万円)

	ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
認められた金額(選択肢1)	111	0	199.8	100	0	1900

問33 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、御社にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 有利	14	11.2
2 やや有利	21	16.8
3 中間・どちらともいえない	25	20.0
4 やや不利	22	17.6
5 不利	43	34.4
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

B票 単純集計表

付問 その結果は、労働審判手続が始まる時点で御社が予想していたよりも有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 予想していたより有利	11	8.8
2 予想していたよりやや有利	19	15.2
3 予想していたとおり	37	29.6
4 予想していたよりやや不利	22	17.6
5 予想していたより不利	36	28.8
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問34 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 今回の結果は公平なものである

	ケース数	%
1 強くそう思う	23	18.5
2 少しそう思う	28	22.6
3 どちらともいえない	18	14.5
4 あまりそう思わない	26	21.0
5 まったくそう思わない	29	23.4
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	26	21.0
2 少しそう思う	24	19.4
3 どちらともいえない	26	21.0
4 あまりそう思わない	16	12.9
5 まったくそう思わない	32	25.8
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている

	ケース数	%
1 強くそう思う	28	22.6
2 少しそう思う	25	20.2
3 どちらともいえない	34	27.4
4 あまりそう思わない	13	10.5
5 まったくそう思わない	24	19.4
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B 票 単純集計表

④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している

	ケース数	%
1 強くそう思う	26	21.1
2 少しそう思う	21	17.1
3 どちらともいえない	25	20.3
4 あまりそう思わない	25	20.3
5 まったくそう思わない	26	21.1
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している

	ケース数	%
1 強くそう思う	17	13.9
2 少しそう思う	12	9.8
3 どちらともいえない	44	36.1
4 あまりそう思わない	24	19.7
5 まったくそう思わない	25	20.5
有効回答者数	122	100.0
無回答	5	
計	127	

⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる

	ケース数	%
1 強くそう思う	29	24.4
2 少しそう思う	24	20.2
3 どちらともいえない	35	29.4
4 あまりそう思わない	9	7.6
5 まったくそう思わない	22	18.5
有効回答者数	119	100.0
無回答	8	
計	127	

⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である

	ケース数	%
1 強くそう思う	23	18.5
2 少しそう思う	20	16.1
3 どちらともいえない	33	26.6
4 あまりそう思わない	17	13.7
5 まったくそう思わない	31	25.0
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う

	ケース数	%
1 強くそう思う	13	10.6
2 少しそう思う	17	13.8
3 どちらともいえない	45	36.6
4 あまりそう思わない	19	15.4
5 まったくそう思わない	29	23.6
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

⑨ 労働審判手続は使用者側にとっても問題解決のために有用であると知人等に勧める

	ケース数	%
1 強くそう思う	8	6.5
2 少しそう思う	20	16.3
3 どちらともいえない	39	31.7
4 あまりそう思わない	17	13.8
5 まったくそう思わない	39	31.7
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

問35 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 とても満足している	17	13.6
2 少し満足している	35	28.0
3 どちらともいえない	20	16.0
4 あまり満足していない	21	16.8
5 まったく満足していない	32	25.6
有効回答者数	125	100.0
無回答	2	
計	127	

問36 今回の労働審判手続の対象となった事件を契機として、御社の組織、人事管理に関して、以下のような変化がありましたか。次の①～⑧について、それぞれあてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス(法令遵守)の重視

	ケース数	%
1 実施された	41	33.6
2 検討中である	47	38.5
3 実施も検討もされていない	26	21.3
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.6
有効回答者数	122	100.0
無回答	5	
計	127	

B票 単純集計表

② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更

	ケース数	%
1 実施された	32	26.4
2 検討中である	48	39.7
3 実施も検討もされていない	33	27.3
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.6
有効回答者数	121	100.0
無回答	6	
計	127	

③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動

	ケース数	%
1 実施された	15	12.4
2 検討中である	17	14.0
3 実施も検討もされていない	81	66.9
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.6
有効回答者数	121	100.0
無回答	6	
計	127	

④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備

	ケース数	%
1 実施された	12	10.0
2 検討中である	25	20.8
3 実施も検討もされていない	75	62.5
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.7
有効回答者数	120	100.0
無回答	7	
計	127	

⑤ 管理職への研修

	ケース数	%
1 実施された	19	16.0
2 検討中である	41	34.5
3 実施も検討もされていない	51	42.9
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.7
有効回答者数	119	100.0
無回答	8	
計	127	

⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策

	ケース数	%
1 実施された	34	28.1
2 検討中である	42	34.7
3 実施も検討もされていない	37	30.6
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.6
有効回答者数	121	100.0
無回答	6	
計	127	

B票 単純集計表

⑦ 労働者間での、労働条件改善等についての意見の共有

	ケース数	%
1 実施された	37	30.6
2 検討中である	43	35.5
3 実施も検討もされていない	33	27.3
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.6
有効回答者数	121	100.0
無回答	6	
計	127	

⑧ 労働者や労働組合による、労働条件改善等についての経営者への要求提示

	ケース数	%
1 実施された	6	5.1
2 検討中である	22	18.6
3 実施も検討もされていない	82	69.5
4 変化があったかどうかはわからない	8	6.8
有効回答者数	118	100.0
無回答	9	
計	127	

F1 (当事者となった)御社の業種は何ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

[単一回答]

	ケース数	%
1 建設業	13	10.5
2 製造業	18	14.5
3 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0
4 情報通信業	6	4.8
5 運輸業,郵便業	5	4.0
6 卸売業・小売業	18	14.5
7 金融業,保険業	2	1.6
8 不動産業,物品賃貸業	0	0.0
9 宿泊業,飲食サービス業	7	5.6
10 教育,学習支援業	4	3.2
11 医療,福祉	16	12.9
12 職業紹介・労働者派遣業	3	2.4
13 その他サービス業	26	21.0
14 公務	0	0.0
15 その他	6	4.8
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

F2 御社の資本金はどの程度ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 300万円未満	11	9.5
2 300～1,000万円未満	24	20.7
3 1,000～3,000万円未満	31	26.7
4 3,000～5,000万円未満	16	13.8
5 5,000～1億円未満	8	6.9
6 1億円以上	26	22.4
有効回答者数	116	100.0
無回答	11	
計	127	

F3 御社の全体の従業員規模はどの程度ですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 10人未満	29	23.6
2 10～29人	26	21.1
3 30～99人	20	16.3
4 100～299人	18	14.6
5 300～499人	7	5.7
6 500～999人	8	6.5
7 1,000人～2,999人	7	5.7
8 3,000人以上	8	6.5
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

F4 御社には顧問弁護士がいますか。
[単一回答]

	ケース数	%
1 はい	81	65.9
2 いいえ	42	34.1
3 わからない	0	0.0
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

F5 御社には労働組合がありますか。
[単一回答]

	ケース数	%
1 はい	14	11.3
2 いいえ	109	87.9
3 わからない	1	0.8
有効回答者数	124	100.0
無回答	3	
計	127	

B票 単純集計表

- F6 あなた(回答者)のお立場または所属セクションはどちらですか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 経営者	54	43.9
2 総務	28	22.8
3 法務	13	10.6
4 人事	17	13.8
5 その他	11	8.9
有効回答者数	123	100.0
無回答	4	
計	127	

- 付問 あなた(回答者)の役職は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。
[単一回答]

	ケース数	%
1 業務執行取締役、その他役員	21	30.4
2 部長・次長クラスの管理職	27	39.1
3 課長クラスの管理職	10	14.5
4 係長クラスの管理職	1	1.4
5 職長、班長、組長などの現場監督職	0	0.0
6 役職にはついていない	7	10.1
7 その他	3	4.3
有効回答者数	69	100.0
非該当	58	
無回答	0	
計	127	

- F7 御社は、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。
[単一回答]

	ケース数	%
1 ある	56	44.4
2 ない	70	55.6
有効回答者数	126	100.0
無回答	1	
計	127	

件数

	ケース数	%
1回	18	37.5
2回	9	18.8
3回	5	10.4
4回	2	4.2
5回	6	12.5
6回	1	2.1
7回	0	0.0
8回	1	2.1
9回	0	0.0
10回	3	6.3
20回	1	2.1
25回	1	2.1
30回	1	2.1
有効回答者数	48	100.0
非該当	71	
無回答	8	
計	127	

B 票 単純集計表

F8 現在の労働審判制度のあり方についてお考えがあれば、以下の欄にご自由にお書きください。

	ケース数	%
1 記入あり	67	52.8
2 記入なし	60	47.2
計	127	100.0

F9 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき(調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき)から、おおよそどのくらい後ですか。

日数

ケース数	無回答	平均値	中央値	最小値	最大値
127	0	35.5	30	7	150

IV 資 料

- 1 調査票（A 票・B 票）
- 2 調査説明書類交付用大封筒
- 3 当事者交付用小封筒
- 4 調査協力依頼状・別紙説明書
- 5 協力意思確認用ハガキ
- 6 調査票同封協力依頼状・Q & A
- 7 調査票返送確認用ハガキ・返信用封筒

労働審判制度についての意識調査

A 票

- この調査は、個人および会社・団体の方がどのような労働審判制度を求めているのかを知るために、実際にこの制度を利用された皆さまからお考えをお聞きする調査です。
- この期間に複数の事件の当事者となっている場合は、その中でもあなたにとってもっとも重要な事件についてお答えください。
- 労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えない範囲でお答えください。
- このアンケート用紙（A票）は、今回の労働審判手続に労働者（雇われる側）のお立場でかかわった皆さまについてのものです。あなたがもし今回の労働審判手続に使用者（雇う側）のお立場でかかわった場合は、あらためて使用者側のアンケート用紙（B票）をお送りいたしますので、お手数ですが、下記（一般社団法人 中央調査社）までご連絡くださいますようお願いいたします。

一般社団法人 中央調査社

HP : <http://www.crs.or.jp/>

住所 : 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12

電話 : 0120-48-5351 （担当：穴澤）

（お問い合わせのお電話は、平日の 10 時～17 時をお願いいたします。）

- 質問の内容についてなどご不明な点がございましたら、東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

〔調査についてのお問い合わせ先〕

東京大学 社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス : roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

※メールにはお名前等の個人情報は記載しなくてもかまいません。

※メールを利用できない方は、上記の中央調査社にお問い合わせください。

○ ご記入にあたってのお願い ○

- ①このアンケート用紙への回答は、今回の労働審判手続の当事者ご本人にお願いいたします。
- ②質問をよく読み、あてはまる、あるいは自分の考えに近い、と思う回答の番号を○で囲んでください。
また、一部、数字でご記入いただく質問もありますので、本文の指示にしたがってご記入ください。
- ③場合によっては、ご回答いただかなくともよい質問があります。本文の指示にしたがってお進みください。
- ④回答で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ⑤記入が済んだアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、なるべく早くご投函ください。

付問5 今回の問題が起こる以前の3年くらいの間に、相手方の会社や団体には、次のような出来事がありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、番号に○をつけてください。

1 組織の事業再編や設立・統合	8 職場でのいじめやハラスメントの深刻化
2 社長や会長など、経営者の変更	9 若手社員の急激な減少
3 人事制度の大幅な変更	10 労働組合の消滅
4 外部からの人事問題の専門家の雇用	11 賃金など労働条件の引き下げ
5 業績の急激な成長	12 その他の変化があった
6 業績の急激な悪化	(具体的に:)
7 大規模な人員整理	13 大きな変化は特になかった

③②

③③

問2 今回の労働審判手続でのあなたのお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。

1 (労働審判手続を) 申し立てた側	2 申し立てられた側
--------------------	------------

③④

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てた(申し立てられた)のは、いつ頃でしたか。

(西暦で)

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に申し立てた(申し立てられた)

③⑤③⑥

③⑦③⑧

問4 今回の労働審判手続で、あなたが申立時に請求した金額はおおよそいくらでしたか。申立書がお手元にある場合は、申立書の「労働審判を求める事項の価額」欄あるいは「申立の価額」欄に記載された金額をお答えください。

※ 1万円未満は切り捨ててお答えください。

※ あなたが労働審判手続を申し立てられた側の場合は、相手側の会社・団体から請求された金額についてお答えください。

労働審判を求める事項の価格 →

--	--	--	--

 万円

③⑨～④②

問5 今回の労働審判手続で、あなたが相手側に求めた内容について、選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけてください。1から9の選択肢のどれを選ぶべきか判断がつかない場合は、「10 その他」の自由記述欄に、あなたが相手方に求めた内容をお書きください。

1 地位の確認(復職・雇用の継続)・解雇無効	
2 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	
3 未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い	
4 損害賠償 (具体的に:)	
5 賃金などの労働条件の引下げの是正	
6 配転・出向、降格の是正 (具体的に:)	
7 不利益取扱い・差別の是正 (具体的に:)	
8 セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応 (具体的に:)	
9 会社の制度の整備(就業規則の改正等)	
10 その他(具体的に:)	

④③

【Ⅱ】ここからは、労働審判手続に至った経過や、あなたがお考えになったことについておたずねします。

問6 今回の労働審判手続の相手側の会社や団体に在職中、あなたは、次の人たちに相談しやすい環境にありましたか。①～③について、どのくらい相談しやすかったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 相手側の会社・団体に現在も在職中の方は労働審判手続開始前の状況についてお答えください。

44

45

46

問7 今回の労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○をつけてください**。

- ④

48

付問 1～11のうち、労働審判手続の利用を決めるにあたってもっとも重要だったものを1つ選んで、その番号をお書きください。

1～11 の数字をご記入ください。 →

④⑤

問8 今回の労働審判手続に関連して、書籍・雑誌・インターネットを調べましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|-------|----------|
| 1 調べた | 2 調べなかった |
|-------|----------|

⑤①

問9 今回の労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、どのような形で相手側（使用者）と交渉しましたか。あてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|---------------------------------|
| 1 自分で直接交渉した |
| 2 自分が依頼した弁護士を介して交渉した |
| 3 相手側（使用者）が依頼した弁護士を介して交渉した |
| 4 労働組合を介して交渉した |
| 5 その他の人や組織を介して交渉した（具体的に： _____） |
| 6 事前の交渉はしなかった |

⑤②

問10 今回の労働審判手続を申し立てる（申し立てられる）前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会等の制度や手続を利用したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 労働局の助言・指導・勧告の制度を利用した |
| 2 労働局の紛争調整委員会の制度（あっせん・調停）を利用した |
| 3 労働委員会の紛争解決手続を利用した |
| 4 地方自治体の紛争解決手続を利用した |
| 5 以上の制度や手続を利用したことはなかった |

⑤③

問11 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。（あてはまるもの 1つに○）
※ 審判手続の途中で解任した（やめさせた）ような場合も「1 はい」に○をつけてください。

- | | |
|------|--------------------|
| 1 はい | 2 いいえ （→7ページの間12へ） |
|------|--------------------|

⑤④

↓
付問1 その弁護士に今回の問題について初めて相談したのはいつですか。

※ 複数の弁護士に依頼した場合は、あなたにとって最も役に立ったと思う弁護士1人についてお答えください。

（西暦で）

2

0

年

月頃に初めて相談した

⑤⑤⑤⑥

⑤⑦⑤⑧

付問2 その弁護士はどのようにして見つけましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 以前から面識があった
- 2 知人に紹介してもらった
- 3 労働組合に紹介してもらった
- 4 自治体や法テラス、弁護士会の法律相談で知った
- 5 その弁護士の広告(インターネットやテレビ、チラシ等)で知った
- 6 その他の方法で知った(具体的に:)

⑤9

付問3 依頼した弁護士を決めた際、どのようなことを重視しましたか。以下の選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 担当弁護士・弁護士事務所の一般的な名声・評判
- 2 担当弁護士・弁護士事務所の専門性(労働事件に精通していること)
- 3 担当弁護士の年齢
- 4 担当弁護士の性別
- 5 担当弁護士の人柄・人間性(具体的に:)
- 6 インターネットで検索したら最初の方にあったこと
- 7 弁護士事務所の所在地が職場または自宅から近いこと
- 8 見積費用が比較的に安価であったこと
- 9 夜間・休日対応などのサービスが良いこと
- 10 他の弁護士、労働組合、社会保険労務士、知人等に紹介されたこと
- 11 その他(具体的に:)

⑥0

⑥1

付問4 その弁護士にあなたが支払った金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えない範囲でお答えください。(あてはまるもの1つに○)

1 およそ 万円(1万円未満切り捨て)

2 わからない

3 答えたくない

⑥2

⑥3~⑥6

「1」をお答えいただいた方は、もしお分かりになれば、着手金、報酬、裁判所手数料の内訳をお答えください。

着手金: 万円(1万円未満切り捨て)

⑥7~⑦0

報酬: 万円(1万円未満切り捨て)

⑦1~⑦4

裁判所手数料: 万 千円

⑦5~⑦7

- ⑪
- ⑫

- ⑪
- ⑫

- ⑪
- ⑫

- ⑪
- ⑫

- ⑪
- ⑫

【Ⅲ】ここからは、労働審判手続のさまざまな段階で、お考えになったことや、ものごとへの評価などについておたずねします。

※ 労働審判手続で解決せず、問題が訴訟に移行している場合でも、以下の質問は労働審判手続についてお答えください。

問14 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
- 2 ある程度は予想がついていた
- 3 はっきりと予想がついていた

(25)

問15 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用はあなたにとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 非常に高い	2 やや高い	3 どちらとも いえない	4 やや安い	5 非常に安い	6 あてはまらなかった・
① 裁判所に納めた手数料	1	2	3	4	5	6
② 弁護士に支払った金額	1	2	3	4	5	6
③ 労働審判手続にかかった費用の総額	1	2	3	4	5	

(26)

(27)

(28)

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
- 2 ある程度は予想がついていた
- 3 はっきりと予想がついていた

(29)

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|-------------|---------|
| 1 非常に短い | 4 やや長い |
| 2 やや短い | 5 非常に長い |
| 3 どちらともいえない | |

(30)

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | | |
|----------|-------------|-----------|
| 1 満足している | 2 どちらともいえない | 3 満足していない |
|----------|-------------|-----------|

(31)

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを **1つずつ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り 思 わ な い	5 ま っ た く 思 わ な い	9 わ か ら な い	
① 労働審判手続の中で、自分の側の言い分を十分に主張できた	1	2	3	4	5	9	③②
② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	1	2	3	4	5	9	③③
③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた	1	2	3	4	5	9	③④
④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	③⑤
⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	③⑥
⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	1	2	3	4	5	9	③⑦
⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた	1	2	3	4	5	9	③⑧
⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	1	2	3	4	5	9	③⑨

問 19 今回の労働審判手続の過程に満足していますか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	
2 少し満足している	5 まったく満足していない	④⑩
3 どちらともいえない		

問20 労働審判手続を通じて審判官（裁判官）または弁護士から知らされた法（ルール）の内容は、あなたのそれまでの考えとどの程度、異なっていましたか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 自分が考えていた内容よりも、非常に有利であった		
2 自分が考えていた内容よりも、やや有利であった		
3 自分が考えていた内容と、だいたい同じであった		④⑪
4 自分が考えていた内容よりも、やや不利であった		
5 自分が考えていた内容よりも、非常に不利であった		

問21 今回の労働審判手続では、期日（裁判所で労働審判の手続を開いた日）は何回ありましたか。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 4回
- 5 5回以上（具体的に： 回）
- 6 わからない・おぼえていない

④②
④③④④

問22 あなた自身は、期日にどのくらい出席しましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 すべての期日に出席した（→問23へ）
- 2 一部の期日に出席した（→問23へ）
- 3 まったく出席しなかった（→14ページの問30へ）

④⑤

問 22 で「1 すべての期日に出席した」「2 一部の期日に出席した」と答えた方におたずねします

問23 労働審判手続が始まる前、あなた自身は期日に出席したいと思っていましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

④⑥=skip

- 1 出席しなかった（→付問 1 へ）
- 2 どちらかといえば出席しなかった（→付問 1 へ）
- 3 どちらともいえない（→次ページの問24へ）
- 4 どちらかといえば出席したくなかった（→次ページの付問 2 へ）
- 5 出席したくなかった（→次ページの付問 2 へ）

④⑦

問 23 で「1 出席しなかった」「2 どちらかといえば出席しなかった」と答えた方におたずねします

付問 1 期日に出席しなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 直接に自分の気持ちを十分に聞いてもらいたかった
- 2 直接に解決のための話し合いの機会を持ちたかった
- 3 弁護士に任せるのが不安だった
- 4 裁判所での手続に参加すること自体に興味があった
- 5 時間に余裕があった
- 6 その他（具体的に： ）

④⑧

問 23 で「4 どちらかといえば出席しなかった」「5 出席しなかった」と答えた方におたずねします

付問 2 期日に出席しなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

1 時間の余裕がなかった	
2 専門家である弁護士に任せなかった	
3 相手方と顔を合わせたくなかった	
4 出席そのものが面倒だった	
5 裁判所や相手方から事件について聞かれることがいやだった	
6 その他（具体的に：	）

(49)

問 24～29 は、問 22 で「1 すべての期日に出席した」「2 一部の期日に出席した」と答えた方におたずねします

問24 初めて労働審判手続が行われる部屋に入った直後の印象はどのようなでしたか。①から⑤のそれぞれについて、選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

①部屋は…	1 広かった	2 狭かった	3 どちらともいえない・ おぼえていない	
②部屋は…	1 明るかった	2 暗かった	3 どちらともいえない・ おぼえていない	
③部屋の雰囲気は…	1 静かで良かった	2 静かすぎて緊張した	3 どちらともいえない・ おぼえていない	
④相手との距離は…	1 近くて良かった	2 近すぎて落ち着かなかった	3 どちらともいえない・ おぼえていない	
⑤部屋からの眺めは…	1 良かった	2 悪かった	3 窓はなかった	4 どちらともいえない・ おぼえていない

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

その他、部屋について印象に残ったことがあればお書きください。

--

(55)

問25 初めて労働審判手続の席に着いたとき、緊張しましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても緊張した	4 あまり緊張しなかった
2 少し緊張した	5 まったく緊張しなかった
3 どちらともいえない	6 おぼえていない

(56)

以下では、今回の労働審判手続を担当した審判官と審判員の印象についておたずねします。労働審判手続は、審判官1名と審判員2名の合計3名からなる「労働審判委員会」によって行われます。「審判官」は、裁判官が務め、3名の真ん中に着席して労働審判手続の指揮を行います。「審判員」は、労働関係の専門的知識経験を持つ人から選ばれ、審判官の両側に着席しています。

問26 今回の労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少 し さ う 思 う	3 ど ち ら と も い え な い	4 あ ま り さ う 思 わ な い	5 ま っ た く さ う 思 わ な い	
① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5	⑤7
② その審判官は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	⑤8
③ その審判官は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	⑤9
④ その審判官は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	⑥0
⑤ その審判官は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	⑥1
⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	⑥2
⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5	⑥3
⑧ その審判官は、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	⑥4
⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた	1	2	3	4	5	⑥5
⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5	⑥6

問27 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	

⑥7

問28 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員の印象についておたずねします。2人の全体の印象について、次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、**あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○**をつけてください。

※審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の問にお進みください。

	審判員の印象				
	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い
①その審判員たちは、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5
②その審判員たちは、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5
③その審判員たちは、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5
④その審判員たちは、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5
⑤その審判員たちは、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5
⑥その審判員たちは、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5
⑦その審判員たちは、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5
⑧その審判員たちは、あなたの事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5
⑨その審判員たちは、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5
その審判員たちの印象は まったくわからない	6				

⑥8

⑥9

⑦0

⑦1

⑦2

⑦3

⑦4

⑦5

⑦6

⑦7

問29 今回の労働審判手続で、審判員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

⑦8

- 問30 今回の労働審判手続で、あなたが依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。
次の①～⑪について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ
選んで番号に○をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
※ 弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえない	4 あまり そう 思わない	5 まったく そう 思わない	
① その弁護士は、あなたの味方になってくれた	1	2	3	4	5	⑪
② その弁護士は、あなたの言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	⑫
③ その弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	⑬
④ その弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	⑭
⑤ その弁護士は、あなたに対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	⑮
⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	⑯
⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた	1	2	3	4	5	⑰
⑧ その弁護士は、労働事件の解決のしかたについてよく分かっていった	1	2	3	4	5	⑱
⑨ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていった	1	2	3	4	5	⑲
⑩ その弁護士は、あなたの事件のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	⑳
⑪ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5	㉑
⑫ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5	㉒
弁護士を依頼しなかった	6					㉓

- 問31 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○をつけてください。**

1 とても満足している	4 あまり満足していない	②④
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない	6 弁護士を依頼しなかった	

【Ⅳ】次に、今回の労働審判手続の結果について、あなたのご意見などをおたずねします。

※ 複数の相手側がいた場合、複数の終わり方があった場合、自分にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

問 32 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号**に **○** をつけてください。

※ 「調停が成立した」とは相手側（使用者側）との合意がまとまった場合、「労働審判が告知された」とは審判官（裁判官）から「労働審判委員会」の判断が示された場合をさします。

- 1 調停が成立した （→付問 1 へ）
- 2 労働審判が告知された （→付問 1、付問 2 へ）
- 3 終わり方がどちらかわからない （→次ページの問 33 へ）

②⑤

問 32 で「1 調停が成立した」「2 労働審判が告知された」と答えた方におたずねします

付問 1 それは（労働審判が終了したのは）いつ頃でしたか。

（西暦で）

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に終了した

②⑥ ②⑦

②⑧ ②⑨

問 32 で「2 労働審判が告知された」と答えた方だけにおたずねします

付問 2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものを **すべて** 選んで、**番号**に **○** をつけてください。

- 1 調停案が自分に不利だと思ったから
- 2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから
- 3 自分の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから
- 4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから
- 5 労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから
- 6 審判官や審判員が自分の話を十分に聞いてくれなかったから
- 7 調停の進め方が不公正・不公平だったから
- 8 相手側（使用者側）が調停案を拒んだから
- 9 相手側（使用者側）が譲歩しなかったから
- 10 その他（具体的に： _____）

③⑩

全員におたずねします

問 33 あなたは、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 よく理解できている | 4 どちらかという理解できていない |
| 2 どちらかという理解できている | 5 まったく理解できていない |
| 3 どちらともいえない | 6 内容を知らない |

③①

問 34 調停ないし審判の結果、あなたは、相手側から何かをしてもらう権利や地位などを得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| 1 解決金などの金銭の支払い（→付問へ） | } → (次ページの問 35 へ) |
| 2 その会社で働く権利や地位（復職など） | |
| 3 退職理由の変更（自己都合→会社都合） | |
| 4 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復 | |
| 5 配転・出向などの命令の是正・撤回 | |
| 6 不利益取扱い・差別の是正 | |
| 7 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応 | |
| 8 会社の制度の整備（就業規則の改正等） | |
| 9 その他の権利や地位（具体的に： | |
| 10 認められた権利や地位はない | |

③②

問 34 で「1 解決金などの金銭の支払い」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 調停ないし審判の結果認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えのない範囲でお答えください。

- | | | |
|----------|---|----------------|
| 1 およそ | <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 25px; display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 33%; border-right: 1px dashed black;"></div> <div style="width: 33%; border-right: 1px dashed black;"></div> <div style="width: 33%;"></div> </div> | 万円（1 万円未満切り捨て） |
| 2 わからない | | |
| 3 答えたくない | | |

③③

③④～③⑦

全員におたずねします

問 35 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、あなたにとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|----------------|--------|
| 1 有利 | 4 やや不利 |
| 2 やや有利 | 5 不利 |
| 3 中間・どちらともいえない | |

③⑧

付問 その結果は、労働審判手続が始まる時点であなたが予想していたよりも有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 予想していたより有利 | 4 予想していたよりやや不利 |
| 2 予想していたよりやや有利 | 5 予想していたより不利 |
| 3 予想していたとおり | |

③⑨

問 36 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。
それぞれについてあてはまるものを 1つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り 思 わ な い	5 ま っ た く 思 わ な い	
① 今回の結果は公平なものである	1	2	3	4	5	④⑩
② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている	1	2	3	4	5	④⑪
③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている	1	2	3	4	5	④⑫
④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している	1	2	3	4	5	④⑬
⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している	1	2	3	4	5	④⑭
⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	1	2	3	4	5	④⑮
⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である	1	2	3	4	5	④⑯
⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	1	2	3	4	5	④⑰
⑨ 同じような問題で困っている知人がいたら、労働審判手続で問題を解決するように勧める	1	2	3	4	5	④⑱

問 37 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	
2 少し満足している	5 まったく満足していない	④⑲
3 どちらともいえない		

問 38 今回の労働審判手続を行っている間、あなたが気軽に相談したり、応援したりしてくれる人がいましたか。選択肢の中からあてはまるものを**すべて**選んで、**番号に○をつけて**ください。

- 1 家族・親せき
2 会社の同僚や知人
3 会社以外の友人・知人
4 SNS などを通じて知り合った人
5 社内の労働組合の人
6 社外の労働組合の人
7 申し立てを行う前に相談した機関や専門家の人々
8 その他の人（具体的に： ）
9 誰もいなかった

付間 上で○をつけた人のうち特に心強かった人を一人選んで、その番号をお書きください。

1～8の数字をご記入ください。→

⑤

【V】労働審判手続が終わった後の職場の状況についておたずねします。

問 39 今回の労働審判手続の対象となった事件を契機として、あなたの職場や事業所で以下のような変化がありましたか。次の①～⑧について、それぞれあてはまるものを 1 つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。すでに退職しているなどの理由で、職場や事業所に変化があったかどうかわからない場合は、一番下の段の「4」に○をして、次の問いにお進みください。

	1 実施された	2 検討中である	3 実施も検討もされていない
① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視	1	2	3
② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更	1	2	3
③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動	1	2	3
④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備	1	2	3
⑤ 管理職への研修	1	2	3
⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策	1	2	3
⑦ 労働者間での、労働条件改善等についての意見の共有	1	2	3
⑧ 労働者や労働組合による、労働条件改善等についての経営者への要求提示	1	2	3
変化があったかどうかはわからない	4		

全員におたずねします

【Ⅵ】最後に、あなたご自身についておたずねします。回答を統計的に分析する際に必要な項目です。差し支えない範囲で結構ですので、お答えください。

F 1 あなたの性別をお答えください。

1 男性

2 女性

⑥0

F 2 お年はいくつですか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 20歳未満

5 50～59歳

2 20～29歳

6 60～69歳

3 30～39歳

7 70歳以上

4 40～49歳

⑥1

F 3 あなたが最後に卒業された学校は、次のどれですか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 中学校

2 高等学校

3 専修学校・各種学校

4 短大（高専を含む）

5 大学・大学院

6 その他（具体的に： _____）

⑥2

F 4 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時のあなたの働き方は何でしたか。あてはまるものを **1つ** 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 正規の職員・従業員

2 パート

3 アルバイト

4 契約社員

5 嘱託

6 派遣社員

7 その他（具体的に： _____）

⑥3

付問 1 あなたのその会社・団体での役職はなんでしたか。選択肢の中から最もあてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

※ その会社・団体での役職の名称が異なる場合は、職位がいちばん近いと思われるものに○をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先での役職をお答えください。

- 1 部長・次長クラスの管理職
- 2 課長クラスの管理職
- 3 係長クラスの管理職
- 4 職長、班長、組長などの現場監督職
- 5 役職にはついていない
- 6 その他（具体的に： _____）

⑥4

付問 2 その会社・団体の業種は何でしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先の業種をお答えください。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 建設業 | 9 宿泊業, 飲食サービス業 |
| 2 製造業 | 10 教育, 学習支援業 |
| 3 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 医療, 福祉 |
| 4 情報通信業 | 12 職業紹介・労働者派遣業 |
| 5 運輸業, 郵便業 | 13 その他サービス業（具体的に： _____） |
| 6 卸売業・小売業 | 14 公務 |
| 7 金融業, 保険業 | 15 その他（具体的に： _____） |
| 8 不動産業, 物品賃貸業 | |

⑥5

⑥6

付問 3 その会社・団体で働いている人は、全体で何人くらいでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 派遣社員の方は派遣先の従業員数をお答えください。

- | | | |
|----------|------------|-----------------|
| 1 10人未満 | 4 100～299人 | 7 1,000人～2,999人 |
| 2 10～29人 | 5 300～499人 | 8 3,000人以上 |
| 3 30～99人 | 6 500～999人 | 9 わからない |

⑥7

F 5 今回の労働審判の原因となった問題が起こった当時、あなたが働いていた会社・団体には労働組合がありましたか。

- 1 はい（→付問へ）
2 いいえ（→F 6へ）
3 わからない（→F 6へ）

⑥8

F 5で「1 はい」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 あなたはその組合の組合員でしたか。

- 1 組合員だった
2 組合員ではなかった

⑥9

全員におたずねします

F 6 あなたの年収をおたずねします。①労働審判手続の原因となった問題が生じる（直）前と②現在について、あなた個人の年収は、次のどれにあてはまりますか。それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○をつけてください**。

	問題が生じる （直）前	現 在
1 なし	1	1
2 100 万円未満	2	2
3 100～200 万円未満	3	3
4 200～300 万円未満	4	4
5 300～400 万円未満	5	5
6 400～500 万円未満	6	6
7 500～600 万円未満	7	7
8 600～700 万円未満	8	8
9 700～800 万円未満	9	9
10 800～900 万円未満	10	10
11 900～1,000 万円未満	11	11
12 1,000～1,500 万円未満	12	12
13 1,500～2,000 万円未満	13	13
14 2,000 万円以上	14	14
15 わからない	15	15
16 答えたくない	16	16

⑦0⑦1

⑦2⑦3

F 7 あなたは、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

- 1 あ る （ 件程度） 2 な い

⑦4

⑦5～⑦7

F 8 現在の労働審判制度のあり方についてお考えがあれば、以下の欄にご自由にお書きください。

--

⑦⑧

F 9 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）から、おおよそどのくらい後ですか。

（労働審判手続が終了したときから） 約

--

 日後

⑦⑨⑧⑩

質問は以上です。ご多忙の折、長時間にわたりご協力
いただき、誠にありがとうございました。

同封の返送用封筒に入れて、無記名のままご投函ください。
あわせて、調査票返送確認用ハガキ（桜色）もご投函ください。

労働審判制度についての意識調査

B 票

- この調査は、個人および会社・団体の方がどのような労働審判制度を求めているのかを知るために、実際にこの制度を利用された皆さまからお考えをお聞きする調査です。
- この期間に複数の事件の当事者となっている場合は、その中でもあなたの会社・団体にとってもっとも重要な事件についてお答えください。
- 労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えのない範囲でお答えください。
- このアンケート用紙（B票）は、今回の労働審判手続に使用者（雇う側）のお立場で関わった皆さまについてのものです。あなたがもし今回の労働審判手続に労働者（雇われる側）のお立場で関わった場合は、あらためて労働者側のアンケート用紙（A票）をお送りいたしますので、お手数ですが、下記（一般社団法人 中央調査社）までご連絡くださいますようお願いいたします。

一般社団法人 中央調査社

HP : <http://www.crs.or.jp/>

住所 : 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12

電話 : 0120-48-5351 （担当：穴澤）

（お問い合わせのお電話は、平日の 10 時～17 時をお願いいたします。）

- 質問の内容についてなどご不明な点がございましたら、東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

〔調査についてのお問い合わせ先〕

東京大学 社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス : roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

※メールにはお名前等の個人情報は記載しなくてもかまいません。

※メールを利用できない方は、上記の中央調査社にお問い合わせください。

○ ご記入にあたってのお願い ○

- ①このアンケート用紙への回答は、あなたの会社・団体において、該当する事件の詳細をよく理解している方にお願いいたします。
- ②質問をよく読み、あてはまる、あるいはあなたの会社・団体の考えに近い、と思う回答の番号を○で囲んでください。また、一部、数字でご記入いただく質問もありますので、本文の指示にしたがってご記入ください。
- ③質問文中に「御社」という表現がありますが、会社以外の組織・団体の場合もそのままお答えください。
- ④場合によっては、ご回答いただかなくともよい質問があります。本文の指示にしたがってお進みください。
- ⑤回答で「その他」を選んだ場合は、（ ）内に具体的な内容をご記入ください。
- ⑥記入が済んだアンケート用紙は、同封の返信用封筒に入れて、なるべく早くご投函ください。

$$\textcircled{8} \sim \textcircled{10} \\ = 201$$
$$\textcircled{8} \sim \textcircled{10} = 201$$

- ⑪
- ⑫

$$\begin{array}{cc} \textcircled{13} & \textcircled{14} \\ \textcircled{15} & \textcircled{16} \end{array}$$
$$\begin{array}{cc} \textcircled{13} & \textcircled{14} \\ \textcircled{15} & \textcircled{16} \end{array}$$

⑪ ⑫
⑬ ⑭
⑮ ⑯
⑰ ⑱
⑲ ⑳
㉑ ㉒

⑪ ⑫
⑬ ⑭
⑮ ⑯
⑰ ⑱
⑲ ⑳
㉑ ㉒

②③～②⑥

27
 28 29
 30 31

付問5 今回の問題が起こる以前の3年くらいの間に、御社には次のような出来事がありましたか。
 選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

1 組織の事業再編や設立・統合	8 職場でのいじめやハラスメントの深刻化
2 社長や会長など、経営者の変更	9 若手社員の急激な減少
3 人事制度の大幅な変更	10 労働組合の消滅
4 外部からの人事問題の専門家の雇用	11 賃金など労働条件の変更
5 業績の急激な成長	12 その他の変化があった (具体的に:)
6 業績の急激な悪化	13 大きな変化は特になかった
7 大規模な人員整理	

③②
③③

問2 今回の労働審判手続での御社のお立場は次のどちらでしたか。選択肢の中からあてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 (労働審判手続を) 申し立てられた側	2 申し立てた側
----------------------	----------

③④

問3 今回の労働審判手続を裁判所に申し立てられた(申し立てた)のは、いつ頃でしたか。

(西暦で)

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に申し立てられた(申し立てた)

③⑤③⑥
③⑦③⑧

問4 今回の労働審判手続で、相手側(労働者側)から申立時に請求された金額はおおよそいくらでしたか。相手側の申立書(写)がお手元にある場合は、**申立書の「労働審判を求める事項の価額」欄**あるいは**「申立の価額」欄に記載された金額**をお答えください。

※ 1万円未満は切り捨ててお答えください。

※ 御社が労働審判手続を申し立てた側の場合は、御社が請求した金額についてお答えください。

労働審判を求める事項の価格 →

--	--	--	--

 万円

③⑨～④②

問5 今回の労働審判手続で、相手側(労働者)が御社に求めた内容について、選択肢の中からあてはまるものをすべてに○をつけてください。1から9の選択肢のどれを選ぶべきか判断がつかない場合は、「10 その他」の自由記述欄に、相手側が求めた内容をお書きください。

1 地位の確認(復職・雇用の継続)・解雇無効	
2 退職理由の変更(自己都合→会社都合)	
3 未払賃金・残業代・退職金・解雇予告手当の支払い	
4 損害賠償 (具体的に:)	
5 賃金などの労働条件の引下げの是正	
6 配転・出向、降格の是正 (具体的に:)	
7 不利益取扱い・差別の是正 (具体的に:)	
8 セクハラ・マタハラ・パワハラへの対応 (具体的に:)	
9 会社の制度の整備(就業規則の改正等)	
10 その他(具体的に:)	

④③

付問 その相手側（労働者）の要求は、理由があるとお考えでしたか。

- 1 理由がある
- 2 理由がない
- 3 わからない・どちらともいえない

④④

そのときの御社のお考えを自由にお書きください。

()

④⑤

【Ⅱ】ここからは、労働審判手続に至った経過や、御社がお考えになったことについておたずねします。
※ あなたの個人的な見解ではなく、可能な限り会社・団体としてのお立場でご回答ください

問6 御社では、今回の労働審判手続の原因となった問題が起こった当時、御社と従業員との間のコミュニケーションの状態は良好でしたか。あてはまるものを1つ選んで**番号に○**をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 とても良好であった | 4 どちらかといえば良好でなかった |
| 2 どちらかといえば良好であった | 5 まったく良好でなかった |
| 3 どちらともいえない | |

④⑥

問7 今回の労働審判手続を申し立てられる（申し立てる）前に、その問題を解決するために、次のような人や機関・専門家に相談したことはありましたか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 家族・親せき・個人的な知人に相談した
- 2 経営者の団体・知人に相談した
- 3 地方自治体の無料法律相談を利用した
- 4 顧問弁護士に相談した
- 5 顧問弁護士以外の弁護士事務所または弁護士会の法律相談を利用した
- 6 社会保険労務士（会）に相談した
- 7 法テラスのコールセンターや法律相談を利用した
- 8 労働基準監督署や労働局の行う相談窓口を利用した
- 9 その他の機関や専門家に相談した（具体的に：)
- 10 以上の人や機関・専門家に相談したことはなかった

④⑦

問8 今回の労働審判手続に関連して、書籍・雑誌・インターネットを調べましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

④⑧～⑤⑩=skip

- | | |
|-------|----------|
| 1 調べた | 2 調べなかった |
|-------|----------|

⑤①

問9 今回の労働審判手続を申し立てられる（申し立てる）前に、どのような形で、相手側（労働者）と交渉しましたか。あてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|----------------------------|
| 1 御社の担当者が直接交渉した |
| 2 御社が依頼した弁護士を介して交渉した |
| 3 相手側（労働者）が依頼した弁護士を介して交渉した |
| 4 労働組合を介して交渉した |
| 5 その他の人や組織を介して交渉した |
| 6 事前の交渉はしなかった |

⑤②

問10 今回の労働審判手続を申し立てられる（申し立てる）前に、その問題を解決するために、労働局や労働委員会等の制度や手続を経由しましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 労働局の助言・指導・勧告の制度を経由した |
| 2 労働局の紛争調整委員会の制度（あっせん・調停）を経由した |
| 3 労働委員会の紛争解決手続を経由した |
| 4 地方自治体の紛争解決手続を経由した |
| 5 以上の制度や手続を経由したことはなかった |

⑤③

問11 今回の労働審判手続で、弁護士を依頼しましたか。（あてはまるもの 1つ に○）

※ 審判手続の途中で解任した（やめさせた）ような場合も「1 はい」に○をつけてください。

1 はい

2 いいえ （→7ページの間12へ）

⑤④

付問1 その弁護士に 今回の問題について初めて相談したのはいつですか。

※ 複数の弁護士に依頼した場合は、あなたにとって最も役に立ったと思う弁護士1人についてお答えください。

（西暦で）

2 0

年

月頃に初めて相談した

⑤⑤⑤⑥

⑤⑦⑤⑧

付問2 その弁護士はどのようにして見つけましたか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 顧問弁護士だった
- 2 顧問弁護士ではないが以前から面識があった
- 3 他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介してもらった
- 4 使用者団体に紹介してもらった
- 5 自治体や法テラス、弁護士会の法律相談で知った
- 6 その弁護士の広告(インターネットやテレビ、チラシ等)で知った
- 7 その他の方法で知った(具体的に:)

59

付問3 依頼した弁護士を決めた際、どのようなことを重視しましたか。以下の選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 担当弁護士・弁護士事務所の一般的な名声・評判
- 2 担当弁護士・弁護士事務所の専門性(労働事件に精通していること)
- 3 担当弁護士の年齢
- 4 担当弁護士の性別
- 5 担当弁護士の人柄・人間性(具体的に:)
- 6 インターネットで検索したら最初の方にあったこと
- 7 弁護士事務所の所在地が御社(の事務所)から近いこと
- 8 見積費用が比較的安価であったこと
- 9 夜間・休日対応などのサービスが良いこと
- 10 他の弁護士、社会保険労務士、知人等に紹介されたこと
- 11 その他(具体的に:)

60

61

付問4 その弁護士に御社が支払った金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えのない範囲でお答えください。(あてはまるもの1つに○)

- 1 およそ 万円(1万円未満切り捨て)
- 2 わからない
- 3 答えたくない

62

63~66

「1」をお答えいただいた方は、もしお分かりになれば、着手金、報酬、裁判所手数料の内訳をお答えください。

着手金: 万円(1万円未満切り捨て)

67~70

報酬: 万円(1万円未満切り捨て)

71~74

裁判所手数料: 万 千円

75~77

全員におたずねします

問12 御社は、申し立てられた時点で労働審判という制度を知っていましたか。選択肢の中からあてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

1 知っていた	2 相手方から申し立てがあるまで知らなかった	⑪
---------	------------------------	---

問13 労働審判手続を申し立てられたとき、あなたが労働審判手続に何を期待したかについておたずねします。次の期待について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

※あなたが労働審判手続を申し立てた側の場合は、労働審判手続を申し立てた理由についてお答えください。

	1 強くあてはまる	2 少しあてはまる	3 どちらとも いえない	4 あまりあてはまらない	5 まったくあてはまらない	
① 労働審判では自分の会社・団体の社会的名誉を守りたかった	1	2	3	4	5	⑫
② 労働審判では金銭や財産など経済的な利益を守りたかった	1	2	3	4	5	⑬
③ 労働審判では自分の会社・団体の自由な活動を守りたかった	1	2	3	4	5	⑭
④ 労働審判では自分の会社・団体の権利を実現し（あるいは守り）たかった	1	2	3	4	5	⑮
⑤ 労働審判では公正な解決を得たかった	1	2	3	4	5	⑯
⑥ 労働審判では強制力のある解決を得たかった	1	2	3	4	5	⑰
⑦ 労働審判では事実関係をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑱
⑧ 労働審判では白黒をはっきりさせたかった	1	2	3	4	5	⑲
⑨ 労働審判という公的な場で議論したかった	1	2	3	4	5	⑳
⑩ 労働審判官（裁判官）や労働関係の専門家である労働審判員に話を聞いてもらいたかった	1	2	3	4	5	㉑
⑪ 労働審判を通じて相手側と話し合いの機会を持ちたかった	1	2	3	4	5	㉒
⑫ 労働審判では、同じような問題をかかえている他の会社・団体の立場や利益も守りたかった	1	2	3	4	5	㉓
⑬ 相手側（労働者側）に申し立てられたので仕方なかった	1	2	3	4	5	㉔

【Ⅲ】ここからは、労働審判手続のさまざまな段階で、お考えになったことや、ものごとへの評価などについておたずねします。

※ 労働審判手続で解決せず、問題が訴訟に移行している場合でも、以下の質問は労働審判手続についてお答えください。

問14 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
- 2 ある程度は予想がついていた
- 3 はっきりと予想がついていた

②5

問15 今回の労働審判手続を終えて、かかった費用は御社にとって高いものでしたか、安いものでしたか。次の①～③について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 非常に高い	2 やや高い	3 どちらとも いえない	4 やや安い	5 非常に安い	6 あてはまらなかった・	
① 裁判所に納めた手数料	1	2	3	4	5	6	②6
② 弁護士に支払った金額	1	2	3	4	5	6	②7
③ 労働審判手続にかかった費用の総額	1	2	3	4	5		②8

問16 今回の労働審判手続が始まった時点で、労働審判手続が終わるまでにどのくらいの時間がかかるか事前に予想はつきましたか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 まったく予想がつかなかった
- 2 ある程度は予想がついていた
- 3 はっきりと予想がついていた

②9

問17 今回の労働審判手続を終えて、かかった時間をどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 非常に短い
- 2 やや短い
- 3 どちらともいえない
- 4 やや長い
- 5 非常に長い

③0

付問 問17でお答えいただいた時間の短さや長さについて、あなたは満足していますか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 満足している	2 どちらともいえない	3 満足していない	③1
----------	-------------	-----------	----

問18 今回の労働審判手続の過程や経過についておたずねします。次の①～⑧について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを**1つずつ**選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	9 わ か ら な い	
① 労働審判手続の中で、自分の側の言い分を十分に主張できた	1	2	3	4	5	9	③2
② 労働審判手続の中で、自分の側の証拠を十分に提出できた	1	2	3	4	5	9	③3
③ 相手側の主張・立証について十分に理解できた	1	2	3	4	5	9	③4
④ 労働審判手続の一連の進み方は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	③5
⑤ 労働審判の場で使われていた言葉は分かりやすかった	1	2	3	4	5	9	③6
⑥ 結果はともあれ、手続の進み方は公正・公平だった	1	2	3	4	5	9	③7
⑦ 今回の労働審判手続は、迅速に進められた	1	2	3	4	5	9	③8
⑧ 今回の労働審判手続では、充実した審理が行なわれた	1	2	3	4	5	9	③9

問19 今回の労働審判手続の過程に満足していますか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない	④0
2 少し満足している	5 まったく満足していない	
3 どちらともいえない		

問20 労働審判手続を通じて審判官（裁判官）または弁護士から知らされた法（ルール）の内容は、御社のそれまでの考えとどの程度、異なっていましたか。あてはまるものを**1つ**選んで、**番号に○**をつけてください。

1 御社が考えていた内容よりも、非常に有利であった 2 御社が考えていた内容よりも、やや有利であった 3 御社が考えていた内容と、だいたい同じであった 4 御社が考えていた内容よりも、やや不利であった 5 御社が考えていた内容よりも、非常に不利であった	④1
--	----

問 21 今回の労働審判手続では、期日（裁判所で労働審判の手続を開いた日）は何回ありましたか。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 4回
- 5 5回以上（具体的に： 回）
- 6 わからない・おぼえていない

④②

④③④④

問22 御社の方（どなたでもかまいません）は、期日にどのくらい出席しましたか。あてはまるものを 1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 すべての期日に出席した（→付問へ）
- 2 一部の期日に出席した（→付問へ）
- 3 まったく出席しなかった（→13ページの問28へ）

④⑤

付問 あなた（回答者）自身はそれらの期日に出席しましたか。あてはまるものを 1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 出席した（→問23へ）
- 2 出席しなかった（→13ページの問28へ）

④⑥

問 22 付問で「1 出席した」と答えた方におたずねします

問23 労働審判手続が始まる前、あなた（回答者）自身は期日に出席したいと思っていましたか。あてはまるものを 1つ選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 出席したかった（→付問 1 へ）
- 2 どちらかといえば出席したかった（→付問 1 へ）
- 3 どちらともいえない（→次ページの問24へ）
- 4 どちらかといえば出席しなかった（→次ページの付問 2 へ）
- 5 出席しなかった（→次ページの付問 2 へ）

④⑦

問 23 で「1 出席したかった」「2 どちらかといえば出席したかった」と答えた方におたずねします

付問 1 期日に出席しなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものを すべて選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 直接に御社の言い分を十分に聞いてもらいたかった
- 2 直接に解決のための話し合いの機会を持ちたかった
- 3 弁護士に任せるのが不安だった
- 4 裁判所での手続に参加すること自体に興味があった
- 5 時間に余裕があった
- 6 その他（具体的に： ）

④⑧

問 23 で「4 どちらかといえば出席したくなかった」「5 出席したくなかった」と答えた方におたずねします

付問 2 期日に出席したくなかった理由は何ですか。選択肢の中からあてはまるものをすべて選んで、**番号に○**をつけてください。

- 1 時間の余裕がなかった
- 2 専門家である弁護士に任せなかった
- 3 相手方と顔を合わせたくなかった
- 4 出席そのものが面倒だった
- 5 裁判所や相手方から事件について聞かれることがいやだった
- 6 その他（具体的に： _____）

④9

問 24～27 は、問 22 付問で「1 出席した」と答えた方におたずねします

以下では、今回の労働審判手続を担当した審判官と審判員の印象についておたずねします。労働審判手続は、審判官1名と審判員2名の合計3名からなる「労働審判委員会」によって行われます。「審判官」は、裁判官が務め、3名の真ん中に着席して労働審判手続の指揮を行います。「審判員」は、労働関係の専門的知識経験を持つ人から選ばれ、審判官の両側に着席しています。

問24 今回の労働審判手続を担当した審判官（裁判官）の印象についておたずねします。次の①～⑩について、どのくらい強くそう思ったか、それぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あまり そう 思わ ない	5 まっ たく そう 思わ ない
① その審判官は、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5
② その審判官は、御社の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5
③ その審判官は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5
④ その審判官は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5
⑤ その審判官は、御社に対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5
⑥ その審判官は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5
⑦ その審判官は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5
⑧ その審判官は、今回の事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5
⑨ その審判官は、手続を適切に進めていた	1	2	3	4	5
⑩ その審判官は、審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5

⑤0～⑤6
=skip

⑤7

⑤8

⑤9

⑥0

⑥1

⑥2

⑥3

⑥4

⑥5

⑥6

問25 今回の労働審判手続で、その審判官に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○をつけてください。**

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	

⑥7

問26 今回の労働審判手続を担当した2人の審判員の印象についておたずねします。2人の全体の印象について、次の①～⑨について、どのくらい強くそう思ったか、**あてはまるものを1つずつ選んで、番号に○をつけてください。**

※審判員がひと言も話さなかったなどの理由で印象がまったくわからない場合には、一番下の段の「6」に○をして、次の間にお進みください。

	審判員の印象				
	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 ど ち ら と も い え な い	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い
①その審判員たちは、中立的な立場で審理を行なった	1	2	3	4	5
②その審判員たちは、御社の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5
③その審判員たちは、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5
④その審判員たちは、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5
⑤その審判員たちは、御社に対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5
⑥その審判員たちは、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5
⑦その審判員たちは、法律以外のことでも、労働関係のことをよく分かっていた	1	2	3	4	5
⑧その審判員たちは、今回の事件の審理のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5
⑨その審判員たちは、審判官やもう1人の審判員とよく協力していた	1	2	3	4	5
その審判員たちの印象は まったくわからない	6				

⑥8

⑥9

⑦0

⑦1

⑦2

⑦3

⑦4

⑦5

⑦6

⑦7

問27 今回の労働審判手続で、審判員に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○をつけてください。**

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 わからない

⑦8

- 問28 今回の労働審判手続で、御社が依頼した弁護士に対する印象についておたずねします。次の①～⑫について、どのくらい強くそう思ったかそれぞれについてあてはまるものを1つずつ選んで番号に○をつけてください。弁護士を依頼しなかった場合には「6」に○をつけてください。
※ 弁護士が複数いた場合は、一番頻繁に接した弁護士の印象についてお答えください。

	1 強く 思う	2 少し 思う	3 どちら とも いえない	4 あまり そう 思わ ない	5 ま った く そう 思 わ な い	
① その弁護士は、御社の味方になってくれた	1	2	3	4	5	⑪
② その弁護士は、御社の言い分を十分に聞いてくれた	1	2	3	4	5	⑫
③ その弁護士は、信頼できる人物だった	1	2	3	4	5	⑬
④ その弁護士は、権威的・威圧的だった	1	2	3	4	5	⑭
⑤ その弁護士は、御社に対してていねいに接してくれた	1	2	3	4	5	⑮
⑥ その弁護士は、法律上の問題点をわかりやすく説明してくれた	1	2	3	4	5	⑯
⑦ その弁護士は、手続の進行経過や今後の見込みを十分説明してくれた	1	2	3	4	5	⑰
⑧ その弁護士は、労働事件の解決のしかたについてよく分かって いた	1	2	3	4	5	⑱
⑨ その弁護士は、法律以外のことでも、労働関係のことをよく 分かって いた	1	2	3	4	5	⑲
⑩ その弁護士は、今回の事件のために十分な準備をしていた	1	2	3	4	5	⑳
⑪ その弁護士は、手続を迅速に進めようとしていた	1	2	3	4	5	㉑
⑫ その弁護士は、手続を適正に進めようとしていた	1	2	3	4	5	㉒
弁護士を依頼しなかった	6					㉓

- 問29 今回の労働審判手続で、その弁護士に満足していますか。あてはまるものを1つ選んで、**番号に○をつけてください**。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	6 弁護士を依頼しなかった

②4

【IV】次に、今回の労働審判手続の結果について、御社のご意見などをおたずねします。

※ 複数の相手側がいた場合、複数の終わり方があった場合、御社にとってもっとも重要な事件についてお答えください。

問 30 今回の労働審判手続は、どのような形で終わりましたか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に ○ をつけてください。

※ 「調停が成立した」とは相手側（労働者側）との合意がまとまった場合、「労働審判が告知された」とは審判官（裁判官）から「労働審判委員会」の判断が示された場合をさします。

- | |
|---------------------------------|
| 1 調停が成立した （→付問 1 へ） |
| 2 労働審判が告知された （→付問 1、付問 2 へ） |
| 3 終わり方がどちらかわからない （→次ページの問 31 へ） |

②⑤

問 30 で「1 調停が成立した」「2 労働審判が告知された」と答えた方におたずねします

付問 1 それは（労働審判が終了したのは）いつ頃でしたか。

（西暦で）

2	0		
---	---	--	--

 年

--	--

 月頃に終了した

②⑥②⑦

②⑧②⑨

問 30 で「2 労働審判が告知された」と答えた方だけにおたずねします

付問 2 その労働審判手続が調停で解決しなかった理由についておたずねします。あてはまるものを すべて 選んで、番号に ○ をつけてください。

- | |
|----------------------------------|
| 1 調停案が御社に不利だと思ったから |
| 2 事実関係をもっとはっきりさせたかったから |
| 3 御社の側が正しいことをもっとはっきりさせたかったから |
| 4 審判官や審判員にもっと調べてもらいたかったから |
| 5 労働審判委員会（審判官・審判員）の公的な判断が欲しかったから |
| 6 審判官や審判員が御社の話を十分に聞いてくれなかったから |
| 7 調停の進め方が不公正・不公平だったから |
| 8 相手側（労働者側）が調停案を拒んだから |
| 9 相手側（労働者側）が譲歩しなかったから |
| 10 その他（具体的に： _____） |

③⑩

全員におたずねします

問 31 御社は、その調停ないし審判の内容を十分理解できていると思いますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 よく理解できている | 4 どちらかという理解できていない |
| 2 どちらかという理解できている | 5 まったく理解できていない |
| 3 どちらともいえない | 6 内容を知らない |

③①

問 32 調停ないし審判の結果、相手側(労働者)は、御社に対して、どのような権利や地位を得たり、認められたりしましたか。選択肢の中からあてはまるものを すべて 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1 解決金などの金銭の支払い (→付問へ) | } (次ページ
の間 33 へ) |
| 2 御社で働く権利や地位(復職など) | |
| 3 退職理由の変更(自己都合→会社都合) | |
| 4 賃金など労働条件の引き下げの是正・回復 | |
| 5 配転・出向などの命令の是正・撤回 | |
| 6 不利益取扱い・差別の是正 | |
| 7 セクハラ・パワハラやそれ以外のいじめ・いやがらせへの対応 | |
| 8 御社の制度の整備(就業規則の改正等) | |
| 9 その他の権利や地位(具体的に: | |
| 10 相手側に認められた権利や地位はない | |

③②

問 32 で「1 解決金などの金銭の支払い」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 調停ないし審判の結果相手側(労働者)に認められた金額は、総額でおおよそいくらでしたか。差し支えのない範囲でお答えください。

- | | | |
|----------|--|---------------|
| 1 およそ | <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 25px; position: relative;"> <div style="position: absolute; left: 5px; top: 5px;"> </div> <div style="position: absolute; left: 25px; top: 5px;"> </div> <div style="position: absolute; left: 45px; top: 5px;"> </div> <div style="position: absolute; left: 65px; top: 5px;"> </div> </div> | 万円(1万円未満切り捨て) |
| 2 わからない | | |
| 3 答えたくない | | |

③③

③④～③⑦

全員におたずねします

問 33 今回の調停ないし審判の結果は、全体として、御社にとって有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 有利	4 やや不利
2 やや有利	5 不利
3 中間・どちらともいえない	

③⑧

付問 その結果は、労働審判手続が始まる時点で御社が予想していたよりも有利なものでしたか、不利なものでしたか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 予想していたより有利	4 予想していたよりやや不利
2 予想していたよりやや有利	5 予想していたより不利
3 予想していたとおり	

③⑨

問34 今回の調停ないし審判の結果について、次の①～⑨を、どのくらい強くそう思いましたか。それぞれについてあてはまるものを 1つずつ 選んで、**番号に○**をつけてください。

	1 強く そう 思う	2 少し そう 思う	3 どちら とも いえ ない	4 あ ま り そ う 思 わ な い	5 ま っ た く そ う 思 わ な い	
① 今回の結果は公平なものである	1	2	3	4	5	④⑩
② 今回の結果は労働関係の実情をふまえている	1	2	3	4	5	④⑪
③ 今回の結果は法律上の権利・義務をふまえている	1	2	3	4	5	④⑫
④ 今回の結果は当事者双方の事情を偏らずに考慮している	1	2	3	4	5	④⑬
⑤ 今回の結果は当事者間の力の不均衡を是正している	1	2	3	4	5	④⑭
⑥ 裁判所における調停や審判の結果なので実現が大いに期待できる	1	2	3	4	5	④⑮
⑦ 今回の結果は具体的な事件の解決として適切である	1	2	3	4	5	④⑯
⑧ 将来、同じような問題状況をかかえた場合、再び労働審判手続で問題を解決しようと思う	1	2	3	4	5	④⑰
⑨ 労働審判手続は使用者側にとっても問題解決のために有用であると知人等に勧める	1	2	3	4	5	④⑱

問 35 今回の調停ないし審判の結果に満足していますか。あてはまるものを 1つ 選んで、番号に○をつけてください。

1 とても満足している	4 あまり満足していない
2 少し満足している	5 まったく満足していない
3 どちらともいえない	

④9

【V】労働審判が終わった後の職場の状況についておたずねします。

問 36 今回の労働審判手続の対象となった事件を契機として、御社の組織、人事管理に関して、以下のような変化がありましたか。次の①～⑧について、それぞれあてはまるものを 1つずつ 選んで、番号に○をつけてください。

	1 実施された	2 検討中である	3 していない 実施も検討もされ
① 労働時間管理の適正化などのコンプライアンス（法令遵守）の重視	1	2	3
② 就業規則の改訂などの人事管理制度の変更	1	2	3
③ 関係する職場の管理職の異動などの人事異動	1	2	3
④ 人事管理担当者の配置などの人事管理体制の整備	1	2	3
⑤ 管理職への研修	1	2	3
⑥ 現場の意向聴取、個人面接など、職場コミュニケーション施策	1	2	3
⑦ 労働関係法令、労務管理に関する情報収集の強化	1	2	3
⑧ 労働者や労働組合による、労働条件改善等についての経営者への要求提示	1	2	3
変化があったかどうかはわからない	4		

⑤0～⑤1
=skip

⑤2

⑤3

⑤4

⑤5

⑤6

⑤7

⑤8

⑤9

全員におたずねします

【Ⅵ】最後に、御社についておたずねします。回答を統計的に分析する際に必要な項目です。差し支えない範囲で結構ですので、お答えください。

F 1 (当事者となった) 御社の業種は何ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 建設業 | 9 宿泊業, 飲食サービス業 |
| 2 製造業 | 10 教育, 学習支援業 |
| 3 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 医療, 福祉 |
| 4 情報通信業 | 12 職業紹介・労働者派遣業 |
| 5 運輸業, 郵便業 | 13 その他サービス業 (具体的に :) |
| 6 卸売業・小売業 | 14 公務 |
| 7 金融業, 保険業 | 15 その他 (具体的に :) |
| 8 不動産業, 物品賃貸業 | |

⑥0

⑥1

F 2 御社の資本金はどの程度ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

- | |
|----------------------|
| 1 300 万円未満 |
| 2 300～1, 000 万円未満 |
| 3 1, 000～3, 000 万円未満 |
| 4 3, 000～5, 000 万円未満 |
| 5 5, 000～1 億円未満 |
| 6 1 億円以上 |

⑥2

F 3 御社の全体の従業員規模はどの程度ですか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 10人未満	5 300～499人
2 10～29人	6 500～999人
3 30～99人	7 1,000～2,999人
4 100～299人	8 3,000人以上

⑥3

F 4 御社には顧問弁護士がいますか。

1 はい
2 いいえ
3 わからない

⑥4

F 5 御社には労働組合がありますか。

1 はい
2 いいえ
3 わからない

⑥5

F 6 あなた（回答者）のお立場または所属セクションはどちらですか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

1 代表者	(→次ページのF 7へ)	} → (付問へ)
2 総務		
3 法務		
4 人事		
5 その他（具体的に：	)	

⑥6

F 6で「2 総務」「3 法務」「4 人事」「5 その他」に○をつけた方だけにおたずねします

付問 あなた（回答者）の役職は次のどれにあてはまりますか。あてはまるものを 1つ 選んで、**番号に○**をつけてください。

※ 名称が異なる場合は、職位が近いと思われるもの1つに○をつけてください。

1 業務執行取締役、その他役員
2 部長・次長クラスの管理職
3 課長クラスの管理職
4 係長クラスの管理職
5 職長、班長、組長などの現場監督職
6 役職にはついていない
7 その他（具体的に：

⑥7

F 7 御社は、今回の事件以外に、労働関係の紛争であるかどうかを問わず、裁判や調停の経験はありますか。

1 あ る (件程度)	2 な い
-----------------------	-------

⑦④
⑦⑤～⑦⑦

F 8 現在の労働審判制度のあり方についてお考えがあれば、以下の欄にご自由にお書きください。

⑦⑧

F 9 このアンケート用紙を記入し終わったのは、労働審判手続が終了したとき（調停が成立したとき、または、審判が告知されたとき）から、おおよそどのくらい後ですか。

（労働審判手続が終了したときから） 約 日後

⑦⑨⑧⑩

質問は以上です。ご多忙の折、長時間にわたりご協力
いただき、誠にありがとうございました。
同封の返送用封筒に入れて、無記名のままご投函ください。
あわせて、調査票返送確認用ハガキ（桜色）もご投函ください。

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」

1 交付状況 (※ 1, 2, 3)

申立人： 受領 不受領 その他

相手方： 受領 不受領 その他

2 事件種別 (※ 1, 4)

非金銭： 地位確認（解雇等） それ以外

金 銭： 賃金手当等 退職金 それ以外
(解雇予告手当を含む)

※ 1 該当部分に○印を付する。

※ 2 「不受領」とは、交付を試みるも当事者が受領を拒んだ場合である。

※ 3 「その他」とは、当事者が興奮状態にあるなどして交付を試みることができなかった場合、交付することを失念した場合等、受領拒否以外の理由で書類を交付できなかった場合である。

※ 4 事件種別は、事件票の例による。

※ 5 期日に代理人のみが出頭の場合は、代理人に交付し、当事者への伝達をお願いします（あくまで調査対象は代理人ではなく当事者になります）。

東京大学 社会科学研究所からのお願い

『労働審判制度についての意識調査』

へのご協力をお願いします。

※東京大学社会科学研究所では、裁判所のご協力のもと、「労働審判制度についての意識調査」を実施しております。この封筒の中には、調査のくわしいご説明と、調査にご協力をいただける場合の連絡用のハガキがはいっておりますので、ご開封の上、ご覧ください。より良い労働審判制度の実現のために、何とぞご協力お願い申し上げます。

【問い合わせ先】



THE UNIVERSITY OF TOKYO

東京大学社会科学研究所

「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

メールアドレス : roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

一般社団法人 中央調査社

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12

フリーダイヤル : 0120-48-5351

調査協力依頼状・別紙説明書

東京大学社会科学研究所 『労働審判制度についての意識調査』 ご協力のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは突然のお願いにて恐縮ですが、私ども東京大学社会科学研究所が企画いたしました『労働審判制度についての意識調査』にご協力を賜りたくお願い申し上げる次第です。

このアンケート調査は、実際に労働審判をご経験なさった皆さまに、ご自分の経験した労働審判についての評価やご意見をおうかがいするものです。2010年に同じ調査を実施し、幸いにも多くの方からご協力を得ることができました。今回は、前回調査のフォローアップをかねた第2回目の調査ということになります。本調査に関する詳しい説明につきまして、別紙にまとめさせていただきますので、ご覧ください。また、ご参考に、前回2010年調査の結果のダイジェスト版を本状に同封させていただきますので、あわせてご覧ください。

本調査は、後日お送りさせていただくアンケート用紙にご記入いただく形で皆さまの労働審判への評価やご意見をおうかがいします。**本調査にご協力いただける方は、このお願いに同封してあるハガキにお名前・ご住所等をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。**(お名前、ご住所等の記入後、記入欄には同封の個人情報保護シール〔ハガキ大の白いシール〕をお貼りください。) 折り返し、業務を委託した調査会社を通じて、アンケート用紙と、ささやかではありますがお礼としてクオカード(千円相当)をお送り申し上げます。なお、アンケート用紙をお送りする封筒には単に「アンケート調査のお願い」と記載しますので、労働審判の調査であることが皆さまの周りの方に知られることはありません。

アンケート用紙がお手元に届くまで10日から2週間くらいかかる場合があります。実際に調査に協力するかどうかは、アンケート用紙をご覧いただいた上でもう一度お考えいただくことができますので、今回はなるべく同封のハガキをご返送いただきますようお願い申し上げます。アンケート用紙をあらかじめご覧になりたい場合は、本調査のホームページでご覧いただけます(<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>)。

なお、本調査の実施業務の一部は、一般社団法人中央調査社に委託しております。学術的調査を数多く手がけている信頼のおける専門調査会社です。

私どもは、皆さまよりいただいた貴重なご意見をもとに、よりよい労働審判制度をつくるために最大限の努力をいたす所存です。その趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

2018年6月

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会

東京大学教授 佐藤 岩夫
東京大学教授 水町 勇一郎
東京大学准教授 飯田 高

☞この調査に関するお問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

*** この調査に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。**

【調査の趣旨・内容・目的についてのお問い合わせ】

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所

メールアドレス：roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

※メールにはお名前等の個人情報は記載しなくてもかまいません。

※メールを利用できない方は下記（中央調査社）にお問い合わせください。

【アンケート用紙の発送・回収など調査実施についてのお問い合わせ】

一般社団法人 中央調査社

フリーダイヤル：0120-48-5351 担当：穴澤

（お問い合わせのお電話は、平日の10時～17時にお願いいたします。）

(別紙) 調査に関するご説明

1. 調査の目的

本調査の目的は、労働審判制度の実際の利用者の評価やご意見をおうかがいし、今後の実務の運用に役立つ基礎資料を得ることです。

2. 前回（2010 年）の調査について

東京大学社会科学研究所では、2010 年 7 月から同年 11 月に、最高裁判所および全国の裁判所の協力を得て、労働審判制度の当事者を対象とする大規模なアンケート調査（労働審判制度利用者調査）を実施しました。この調査は、幸いにも多くの方々からご協力を得ることができ、労働審判制度の実態や利用者の評価を明らかにするものとして、学界のみならず実務界でも高い評価を受けました。前回 2010 年調査の結果のダイジェスト版を本状に同封させていただきましたので、ご参照いただけますと幸いです。今回の調査は、2010 年以降の変化や現状の把握を目的とする第 2 回目の調査となります。

3. 調査へのご協力をお願いしている方

本調査は、2018 年 6 月 27 日（水）から 10 月 26 日（金）の間に労働審判手続期日が実施され、調停が成立または労働審判の口頭告知が行われた期日に出頭された当事者の皆さまにご協力をお願いしています（代理人の方ではなく当事者の方をお願いしております）。

※全国 2,000 人前後の方に、調査へのご協力をお願いする予定です。

※一つの手続きで申立人または相手方が複数いらっしゃる場合には、それぞれ事件記録表紙の当事者欄の先頭に記載されている方お一人にだけお願いしています。

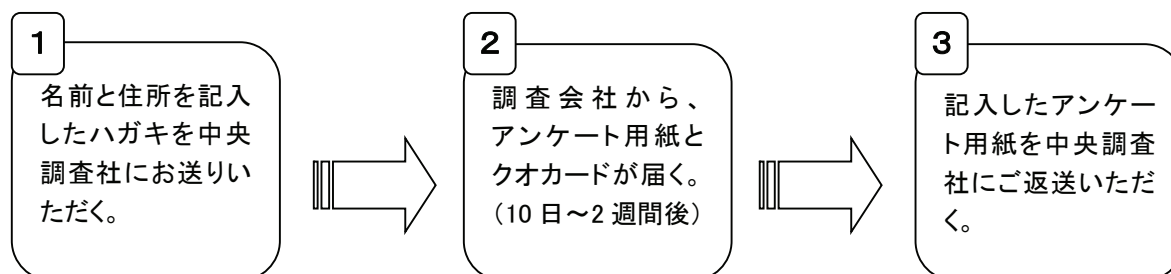
※期日に代理人のみが出頭されている場合は、その代理人の方を通じて、このお願いの文書をお届けさせていただいております。

4. 調査の手順

- ① 本調査にご協力いただける方は、この説明書に同封してあるハガキにお名前・ご住所等をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。お名前、ご住所等の記入後、記入欄には同封の個人情報保護シール（ハガキ大の白いシール）をお貼りください。
- ② 折り返し、業務を委託している調査会社（一般社団法人 中央調査社。同社については下記 8 をご覧ください）を通じて、アンケート用紙とクオカード（千円相当）をお送り申し上げます。アンケート用紙がお手元に届くまで 10 日から 2 週間くらいかかる場合があります。
- ③ アンケート用紙がお手元に届きましたら、回答をご記入の上、アンケート用紙に同封してある返信用封筒でご返送ください（アンケート用紙の返送の手順は、アンケート用紙をお送りする際に、詳しくご案内申し上げます）。

※実際に調査に協力するかどうかは、アンケート用紙をご覧いただいた上でもう一度お考えいただくことができますので、今回はなるべく同封のハガキをご返送いただきますようお願い申し上げます。

<調査の流れ>



5. 調査の内容

後日お送りさせていただくアンケート用紙では、皆さまが今回労働審判制度を利用された経緯や理由、今回の労働審判手続の進め方やそれにかかわった労働審判官・労働審判員・弁護士などについての評価やご意見、今回の労働審判手続の結果についての評価やご意見などをおうかがいします。

※差し支えない範囲でお答えください。

※アンケート用紙をあらかじめご覧になりたい場合は、本調査のホームページでご覧いただけます。

6. プライバシーや個人情報の保護について

私どもは、皆さまのプライバシーや個人情報を守ることが、最も重要なことだと考えています。次の方法で、皆さまのプライバシーや個人情報の保護に万全を尽くします。

- ① 私ども東京大学社会科学研究所のメンバーが皆さまのお名前やご住所等の情報を知ることはありません。
- ② 調査会社は、皆さまからのハガキで提供されたお名前やご住所等の情報を、アンケート用紙の発送およびその関連業務に限定して利用し、それ以外の目的には一切利用しません。調査会社には厳格な守秘義務を課し、調査終了後はお名前やご住所等の情報を速やかに廃棄することを義務づけています。
- ③ アンケート用紙をお送りする封筒には単に「アンケート調査のお願い」と記載しますので、労働審判の調査であることが皆さまの周りの方に知られることはありません。
- ④ アンケート用紙の記入は無記名でお願いし、また、それをご返送いただく封筒の差出人も無記名でお願いしています。したがって、その回答がどなたのものであるかはまったくわからないようになっています。
- ⑤ ハガキ及びアンケート用紙には番号がついていますが、これは、労働者側・使用者側の当事

者双方から得られた回答とそうでない回答とを識別し、それらを区別して集計するために調査会社が付した番号であり、裁判所の事件番号と結び付けられたものではありません。したがって、この整理番号によって事件が特定されることはなく、個別の事件を取り出して分析を行うことも決してありません。

- ⑥ 皆さまからおうかがいしたご回答の内容は「～という回答が何パーセント」というように取りまとめて統計的に処理しますので、皆さまの経験した出来事や個人の情報が外部に漏れることはありません。もちろん、相手方や弁護士にご回答の有無や内容が伝わることも決してありません。
- ⑦ 調査データは学術研究以外の目的に使用いたしません。

7. 謝礼・集計結果について

調査にご協力いただける方には、アンケート用紙の発送と同時に、ささやかではありますが調査へのご協力のお礼としてクオカード（千円相当）をお贈りします。また、ご希望の方には集計結果の概要もお送りいたします。集計結果ご希望の方法は、後日アンケート用紙に同封する書類をご覧ください。

8. 調査会社への業務委託

アンケート用紙の発送等本調査の実施業務の一部を、**一般社団法人 中央調査社**に委託しております。

※中央調査社は、これまで大学や研究機関の学術調査も数多く手がけている信頼できる調査会社です。中央調査社は、皆さまから提供されたお名前やご住所等の情報について、東京大学社会科学研究所に対し厳格な守秘義務をおっており、また、業務終了後はそれらの情報の破棄を確実に行うなど、個人情報保護のために必要な措置を講じるよう義務づけられています。

※中央調査社については、詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。同社のホームページの「お知らせ」の欄にはこの調査が実施されていることも記載されています。

一般社団法人 中央調査社

HP : <http://www.crs.or.jp/>

住所 : 〒104-0061 東京都中央区銀座 6-16-12

電話 : 0120-48-5351 (担当 : 穴澤)



一般社団法人 中央調査社は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会の「プライバシーマーク」の認定を受けております。ご協力いただきましたご意見等は、個人情報保護方針にしたがい、情報の管理を徹底いたします。

9. 裁判所のご協力

本調査については、裁判所のご理解を得て、このお願いの書類を皆さまにお手渡しいただくことのご協力を得ています。ただし、本調査を実施しているのはあくまで私ども東京大学社会科学研究所です。

10. 本調査に関するお問い合わせについて

本調査に関するお問い合わせは、恐れ入りますが下記までご連絡いただけますよう、お願いいたします。

【調査の趣旨・内容・目的についてのお問い合わせ】

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所

メールアドレス：roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

※メールにはお名前等の個人情報は記載しなくてもかまいません。

※メールを利用できない方は下記（中央調査社）にお問い合わせください。

【アンケート用紙の発送・回収など調査実施についてのお問い合わせ】

一般社団法人 中央調査社

フリーダイヤル：0120-48-5351 （担当：穴澤）

（お問い合わせのお電話は、平日の10時～17時をお願いいたします。）

東京大学社会科学研究所のウェブサイトにも、調査に関する説明とよくあるご質問へのお答えを掲載していますのでご覧ください。

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
《メールアドレス》roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

協力意思確認用ハガキ

郵便はがき
104-8790
617

料金受取人払郵便

銀座局 承認 8047

差出有効期間
平成31年3月
31日まで
(切手不要)

一般社団法人 中央調査社
東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」係行

東京都中央区銀座六・一六・一二

第 0860 号



東京大学社会科学研究所
『労働審判制度についての意識調査』
協力意思確認用ハガキ

お名前とご住所をご記入の上、ご送付ください。後日、アンケート用紙とクオカード（千円相当）を郵送させていただきます。

今回の労働審判手続における立場	※どちらかに必ず○をつけてください。 労働者側 ・ 使用者側	
氏名 (アンケートにお答え頂く方のお名前)	姓 フリガナ	名 フリガナ
法人・団体名 (あなたの所属する部署名も含む)	※使用者側の方のみ、ご記入ください。	
ご住所	〒 -	

＊必ず、同封の個人情報保護シール（ハガキ大の白いシール）を貼ってから投函してください。

○個人情報の取り扱いについて
記入いただいた個人情報（氏名・住所等）はアンケート用紙の発送及びそれに関連する業務以外には利用せず、利用後は速やかに廃棄します。また、裁判所や労働審判の関係者その他第三者には一切開示しません。

この枠の外側に個人情報保護シールをお貼りください。

調査票同封協力依頼状・Q & A

東京大学社会科学研究所 『労働審判制度についての意識調査』 アンケート用紙のご送付ならびにご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは突然のお願いにもかかわらず、私ども東京大学社会科学研究所が企画いたしました『労働審判制度についての意識調査』にご協力いただけるとのお返事を賜り、厚くお礼を申し上げます。

アンケート用紙をお送り申し上げますので、ご多忙中恐縮には存じますが、ご回答をいただきますようお願い申し上げます。

回答済みのアンケート用紙は、同封の返信用封筒でご返送ください。なお、皆さまの回答の匿名性を守るため、アンケート用紙にお名前は記入しないようお願いいたします。また、アンケート用紙をご返送いただく封筒の差出人も無記名でお願いします。

また、大変お手数ですが、**アンケート用紙の返送と同時に、同封の「調査票返送確認用ハガキ」（桜色のハガキ）も必ずご投函ください。**

- ※ 調査結果をお知りになりたい方は、「調査票返送確認用ハガキ」の「(イ)調査結果の郵送を希望しますか」欄の「1 希望する」に○をしてください。
- ※ アンケート用紙をご覧になったうえで、残念ながら、調査に協力できないとお考えになった方は、「調査票返送確認用ハガキ」の「(ア)アンケートにご協力いただけましたか。」欄の「2 調査に協力できません」に○をして投函してください。

今回のアンケート用紙と一緒に、ささやかではありますがお礼としてクオカードをお送り申し上げますので、お受け取りください。

この調査やアンケート用紙への記入方法について皆さまがご感じになると思われる疑問について、Q & A形式で別紙に記載しております。本調査のご理解に役立てていただければ幸いです。

なお、本調査の実施業務の一部は、一般社団法人中央調査社に委託しております。学術的調査を数多く手がけている信頼のおける専門調査会社です。

私どもは、よりよい労働審判制度をつくるためには、何よりも実際にこの制度を利用した皆さまの評価やご意見を伺うことが大事であると考えています。その趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

2018 年 7 月

東京大学社会科学研究所
「労働審判制度についての意識調査」企画実施委員会
東京大学教授 佐藤 岩夫
東京大学教授 水町 勇一郎
東京大学准教授 飯田 高



裏面もご覧ください。

本調査に関するお問い合わせは、恐れ入りますが下記までご連絡いただけますよう、
お願いいたします。

【調査の趣旨・内容・目的についてのお問い合わせ】

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学社会科学研究所

メールアドレス：roudou@iss.u-tokyo.ac.jp

※メールにはお名前等の個人情報は記載しなくてもかまいません。

※メールを利用できない方は下記（中央調査社）にお問い合わせください。

【アンケート用紙の発送・回収など調査実施についてのお問い合わせ】

一般社団法人 中央調査社

フリーダイヤル：0120-48-5351 担当：穴澤

（お問い合わせのお電話は、平日の10時～17時をお願いいたします。）

※東京大学社会科学研究所のウェブサイトにも、調査に関する説明とよくあるご質問への
お答えを掲載していますのでご覧ください。

東京大学社会科学研究所『労働審判制度についての意識調査』HP

<http://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/roudou/>

調査に関するQ&A

Q. この調査の目的は何ですか？

2006年に始まった労働審判制度について、この制度を実際に利用した当事者の皆さまの評価やご意見をおうかがいし、よりよい労働審判制度をつくるための基礎資料を得ることが目的です。

私どもは、今後の労働審判制度のあり方や運用のあり方を改善していくためには、何よりも実際にこの制度を利用した皆さまの評価やご意見を知ることが大事であると考えています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

Q. 調査対象となるのは誰ですか？

この調査は、労働審判事件のうち、2018年6月27日から10月26日までに日本全国の地方裁判所で調停（相手側との合意）または審判（労働審判委員会の判断）によって終了した事件の当事者の皆さまを対象としております。事件そのものの詳細を調べるのが目的ではなく、実際に労働審判手続を経験した方々の率直なご意見をうかがうことが目的です。

Q. プライバシーはきちんと守られるのですか？

私どもは、皆さまのプライバシーや個人情報を守ることが、最も重要なことだと考えています。次の方法で、皆さまのプライバシーや個人情報の保護に万全を尽くします。

- ① お願いするアンケート用紙にはお名前やご住所は記入されませんし、ご返送いただく封筒の差出人も無記名ですので、その回答がどなたのものであるかはまったくわかりません。
 - ② 皆さまからおうかがいしたご回答の内容は「～という回答が何パーセント」というように取りまとめて統計的に処理しますので、皆さまの経験した出来事や個人の情報が外部に漏れることは一切ありません。
 - ③ 私どもは調査データを学術研究以外の目的に使用いたしません。
- どうか、ご安心の上、調査にご協力ください。

Q. アンケート用紙には自分の名前や住所を記載するのですか？

アンケート用紙にはお名前やご住所は記入しないでください。また、アンケート用紙をご返送いただく封筒の差出人も無記名で願います。

Q. 答えたくない・わからない質問には、答えなくていいのですか？

はい。答えることができる質問だけでかまいません。

Q. 他の者がかわりに答えてもいいのですか？

恐れ入りますが、調査の結果の信頼性を確保するために、今回労働審判手続を利用された当事者の方ご本人に回答をお願いいたします。あなた様が会社・団体である場合には、あなたの会社・団体において、該当する事件の詳細をよく理解している方に回答をお願いいたします。

Q. 調停の内容に口外禁止条項があるのですが、それに違反することはないですか？

労働審判手続では、調停の内容を他人に話してはならないという約束（口外禁止条項）が入っている場合があります。この調査では当事者や調停の具体的内容が特定できない形でお聞きするなど、口外禁止条項との関係に配慮していますが、個々の質問のご回答に際しては、差し支えない範囲でお答えください。

Q. アンケート用紙と一緒に「調査票返送確認用ハガキ」が入っていましたが、これは何のためのものですか？

これはあなた様がすでにご回答済みであることを確認するとともに、調査結果の郵送についてのご希望を尋ねるためのものです。また、残念ながら調査にご協力いただけない場合には、これをお送り頂いた方のお名前は、以後、調査対象者のリストから削除されます。

大変お手数ですが、アンケート用紙の返送と同時に「調査票返送確認用ハガキ」も必ずご投函ください。

Q. 「調査票返送確認用ハガキ」にある番号は何ですか？

「調査票返送確認用ハガキ」にある番号は、調査会社が調査にご協力いただいている方がたのリストを整理するためのものです。なお、「調査票返送確認用ハガキ」はアンケート用紙とは別に扱われますので、ハガキにお名前・ご住所を記入した場合（調査結果の送付先に変更がある場合）であっても、アンケート用紙は匿名のままに保たれます。

Q. アンケート用紙を受け取った後、調査に協力することをやめたいと思ったのですが？

できれば多くの皆さまに調査にご協力いただければと思いますが、残念ながら調査にご協力いただけない場合には、同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(ア)アンケートにご協力いただけましたか」欄の「2 調査に協力できません」に○をしてお送りください。お名前とご住所は、調査対象者のリストから除外させていただき、今後、本調査についてご協力をお願いする郵便物はお送りしないようにいたします。

Q. なぜ私の学歴・職業・年齢など個人的なことや、会社の資本金・従業員数・業種などについても聞くのですか？

この調査では、個人の属性や会社の属性によって、労働審判制度の利用しやすさや手続の進め方についてのご意見などに違いがないかどうかを調べ、その結果を制度や運用の改善につなげていくことも目的としています。そこで、個人や会社の属性についてもいくつか設問を用意しました。

当然ながら個人や会社のあり方を評価したり比較したりするような設問ではございません。

Q. 私は労働者の立場なのに、使用者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？

Q. 私は使用者の立場なのに、労働者用のアンケート用紙が送られてきたのですが？

申し訳ありません。すぐに正しいお立場のアンケート用紙をお送りさせていただきますので、お手数ですが、調査会社に電話にてご連絡ください。なお、お手元にある間違ったアンケート用紙は廃棄してください。

（ご連絡先：一般社団法人 中央調査社 電話 0120-48-5351 担当：穴澤）

Q. アンケート用紙はいつまでに返送すればよいのですか？

アンケート用紙に記入が終わりましたらなるべく早くご返送いただければと思います。アンケート用紙を受け取ってから3週間以内にご返送いただければ幸いです。

Q. 調査結果を知ることとはできるのですか？

はい。調査結果を知りたい方は、アンケート用紙に同封の「調査票返送確認用ハガキ」の「(イ) 調査結果の郵送を希望しますか」欄の「1 希望する」に○をしてお送りください。送付先の変更があった場合は、ハガキにご記入いただいたご住所に調査結果の概要をお届けします。

また、調査結果の概要は、東京大学社会科学研究所のホームページにも掲載する予定です。

Q. 裁判所はどのような協力をしているのですか？

この調査については、裁判所のご理解を得て、調査の説明書類を皆さまにお手渡しいただくことのご協力を得ています。ただし、本調査を実施しているのはあくまで私ども東京大学社会科学研究所です。

Q. 一般社団法人 中央調査社とはどんな会社ですか？

この調査の実施業務の一部を一般社団法人 中央調査社に委託しております。中央調査社は、1954年に発足して以来、これまで大学や研究機関の学術調査も数多く手がけている信頼できる調査会社です。一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシー・マークの認定も受けています。

中央調査社については、詳しくは、下記のウェブサイトをご覧ください。

一般社団法人 中央調査社のウェブサイト <http://www.crs.or.jp/>

〒104-0064 東京都中央区銀座 6-16-12 電話 0120-48-5351 (担当 穴澤)

調査票返送確認用ハガキ・返送用封筒

郵便はがき

104-8790

617

料金受取人払郵便

銀座局認
8254

差出有効期間
平成31年3月
31日まで

一般社団法人
中央調査社

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」係行

(受取人)
東京都中央区銀座六・十六・十二
(丸高ビル七階)

第0860号

*切手を貼らずにご投函ください。

|||||

『労働審判制度についての意識調査』
調査票返送確認用ハガキ

(ア)アンケートにご協力いただけましたか

※どちらかに必ず○をつけてください。
1 アンケートを返送しました
2 調査に協力できません

ご検討ありがとうございました

(イ)調査結果の郵送を希望しますか

1 希望する
2 希望しない

ご検討ありがとうございました

調査結果は後日、調査票をお送りした住所にお送りします。送付先を変更したい場合は以下にご記入ください。

姓	名
フリガナ	フリガナ
法人・団体名 部署名	※使用者側の方のみ、ご記入ください
ご住所	〒 -

*同封の個人情報保護シール（ハガキ大の白いシール）を貼ってから投函してください

この枠の外側に個人情報保護シールをお貼りください。

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成31年 3 月
31 日まで

1 0 4 8 7 9 0

6 1 7

(受取人)

東京都 中央区 銀座 六・十六・十二

(丸高ビル七階)

一般社団法人 中央調査社

東京大学社会科学研究所「労働審判制度についての意識調査」係行

*ご協力ありがとうございます。切手を貼らずにご投函ください。

第 0860 号



V 調査参加者一覧

※所属・職名は2020年7月現在

研究代表	佐藤 岩夫	東京大学社会科学研究所教授
委 員 (五十音順)	池上 裕康	最高裁判所事務総局行政局付
	川田 恵介	東京大学社会科学研究所准教授
	川淵 健司	静岡地方裁判所浜松支部判事（前東京地方裁判所判事）
	清藤 健一	最高裁判所事務総局総務局総括参事官（前東京地方裁判所判事）
	楠本 敏之	桃山学院大学法学部教授
	玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
	佐藤 彩香	京都地方裁判所判事（前最高裁判所事務総局行政局付）
	菅野 和夫	東京大学名誉教授
	高橋 陽子	労働政策研究・研修機構研究員
	竹内 寿	早稲田大学法学学術院教授
	田中 亘	東京大学社会科学研究所教授
	棗 一郎	第二東京弁護士会、旬報法律事務所
	水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	* 山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	和田 一郎	第一東京弁護士会、牛嶋・和田・藤津法律事務所
	飯田 高	東京大学社会科学研究所教授
	(事務局)	

*印はオブザーバー

2020 年 7 月発行（非売品）

第 2 回 労働審判制度についての意識調査
基本報告書

編集・発行 東京大学社会科学研究所

東京都文京区本郷 7-3-1（〒113-0033）